伊予市地域防災計画

（資料編）

令和４年２月変更

伊予市防災会議

目　　次

1　災害に関する記録、強靱化の推進方針 1

１－１　愛媛県の地震記録（明治以降） 1
１－２　主な気象災害 8
１－３　主な油流出事故 9
１－４　伊予市国土強靱化地域計画の概要 10

2　気象関係 14

２－１　松山地方気象台が発表する特別警報・警報・注意報の種類及び発表基準 14
２－２　特別警報・警報・注意報の伝達系統 17
２－３　震度階級表 18
２－４　大津波警報、津波警報、津波注意報、津波情報、地震情報等の種類と内容 21
２－５　大津波警報・津波警報・津波注意報及び地震・津波に関する情報の伝達系統図 28
２－６　障害時における津波警報、津波注意報の伝達様式 29
２－７　震度観測地点一覧表 30
２－８　警戒レベルと住民等のとるべき行動について 31

3　防災上注意すべき区域等 32

３－１　土石流危険渓流 32
３－２　急傾斜地崩壊危険箇所 36
３－３　地すべり危険箇所 44
３－４　山地災害危険地区 46
３－５　土砂災害警戒区域等 52
３－６　ため池（防災重点農業用ため池） 78

4　情報・通信関係 80

４－１　災害情報報告 80
４－２　県全国瞬時警報システム（Ｊ－ＡＬＥＲＴ）の概要 89
４－３　愛媛県災害情報システムの概要 90
４－４　愛媛県防災通信システム（地上系・衛星系）回線構成図 91
４－５　愛媛県非常通信協議会構成員名簿 92
４－６　県との非常通信ルート 93
４－７　災害時におけるアマチュア無線 93
４－８　総務省の災害対策用移動通信機器の貸与制度 95
４－９　総務省の臨時災害放送局用機器の貸与制度 96
４－１０　総務省の災害対策用移動電源車の貸与制度 97

5　医療救護関係 98

５－１　救護班の編成と収容施設一覧等 98
５－２　災害時の医療救護に関する協定（一般社団法人 愛媛県医師会） 99
５－３　災害時の医療救護に関する協定（公益社団法人 愛媛県看護協会） 101
５－４　災害時の医療救護に関する協定（一般社団法人 愛媛県歯科医師会） 104
５－５　災害時の医療救護に関する協定（一般社団法人 愛媛県薬剤師会） 107

6　救援物資等の備蓄及び調達関係 110

６－１　災害・渇水時応急給水敷材の保有状況 110
６－２　給水能力 110
６－３　備蓄物資一覧表 110

６－４　県の緊急援護物資管理及び輸送体制 111
６－５　家畜飼料の取扱業者一覧表 111

7　交通・輸送道路関係..... 112

７－１　緊急輸送道路 112
７－２　民間企業の輸送力のリスト 112
７－３　緊急通行車両の標章並びに通行証 113
７－４　港湾・漁港 114
７－５　市内飛行場外臨時離着陸場 114

8　避難施設・被災者支援関係..... 115

８－１　避難施設一覧 115
８－２　避難情報判断伝達基準 120
８－３　災害危険区域内の要配慮者利用施設一覧 126
８－４　災害救助法による救助の程度、方法及び期間 128
８－５　愛媛県被災宅地危険度判定実施要綱 132

9　廃棄物等処理関係..... 134

９－１　し尿処理施設 134
９－２　ごみ焼却施設 134

１０　危険物及び事故災害関係..... 135

１０－１　毒物劇物貯蔵施設等の災害時における緊急通報系統図 135
１０－２　毒物劇物の災害時における事故処理要領 135
１０－３　松山地区排出油等防除協議会会則 136
１０－４　備後灘・伊予灘海域排出油等防除協議会連合会会則 139

１１　消防水防関係 142

１１－１　消防の現況 142
１１－２　愛媛県消防広域相互応援協定書 143
１１－３　中予地区広域消防相互応援協定書 145
１１－４　伊予、大洲、久万高原広域消防相互応援協定書 147
１１－５　愛媛県消防団広域相互応援協定書 149
１１－６　松山自動車道消防相互応援協定書（伊予市以東） 152
１１－７　松山自動車道消防相互応援協定書（伊予市以西） 154
１１－８　愛媛県消防防災ヘリコプターの支援に関する協定 156
１１－９　愛媛県消防防災ヘリコプター運航管理フロー 158
１１－１０　緊急運航連絡系統図 159
１１－１１　重要水防区域 160

１２　広域応援関係 161

１２－１　災害応援協定一覧 161
１２－２　自衛隊派遣要請様式 166
１２－３　中予地区広域防災拠点一覧 170

１３　防災組織関係 171

１３－１　伊予市防災会議条例 171
１３－２　伊予市災害対策本部条例 172
１３－３　伊予市災害対策本部運営要領 173
１３－４　防災・危機管理セルフチェック項目一覧 187
１３－５　防災関係機関及び非常電話連絡表 191

１３－６　自主防災組織の現況 202
１３－７　ボランティア養成等事業概念図 203
１３－８　ボランティア等の応援活動 204

１４　復興・復旧関係..... 205

１４－１　災害援護資金貸付制度の概要 205
１４－２　災害復旧貸付制度の概要 206
１４－３　中小企業振興資金（災害関連対策資金）の概要 207
１４－４　災害復旧貸付（高度化事業）の概要 208
１４－５　日本政策金融公庫災害資金等の概要 209
１４－６　天災資金（天災融資法）の概要 211
１４－７　被災者生活再建支援法の概要 213
１４－８　局地激甚災害指定基準 214
１４－９　大規模災害からの復興に関する法律の概要 216

１　災害に関する記録、強靭化の推進方針

１－１ 愛媛県の地震記録（明治以降）

年月日	文　献　抄　録	間隔
明治 36 年 （1903 年） ３月 21 日	（気象台記録） 震度　松山２　震源地　安芸灘 大洲付近で落石。	46 年
明治 38 年 （1905 年） ６月２日 （芸予）	（気象台記録） 震度　松山５　震源地　安芸灘 主なる被害地は松山市、温泉、越智、伊予の各郡、傷者 16 名、家屋全壊７戸、半壊 58 戸、破損 231 戸、非住家被害 16 戸、煙突倒壊７本、橋梁破損２箇所、堤防破損 153 箇所	２年
明治 42 年 （1909 年） 11 月 10 日	（気象台記録） 震度　松山４　震源地　宮崎県北部 松山市三津浜で負傷２名、家屋倒壊１戸	４年
大正５年 （1916 年） ８月６日	（気象台記録） 震度　松山　２　震源地　不明 宇摩郡関川村で負傷１名、落石あり、林道及び埋立地に細かい亀裂を生じた。	７年
昭和 12 年 （1937 年） ２月 27 日	（気象台記録） 震度　松山４、宇和島３　震源地　安芸灘 松山市で民家の硝子破損。三津浜で煙突倒壊。	21 年
昭和 16 年 （1941 年） 11 月 19 日	（気象台記録） 震度　松山３、宇和島４　震源地　日向灘 宇和島で軽微な被害。津波があり、宿毛で最大波高約１ｍ。	４年
昭和 21 年 （1946 年） 12 月 21 日 （南海） ＊1 に詳細	（気象台記録） 震度　松山・宇和島４　震源地　紀伊半島南方沖 死者 26 人、負傷者 32 人、住家全壊 155 棟、非住家全壊 147 棟、県下海岸線は地盤沈下の為、平均 40～50cm 沈下、道後温泉湧出止まること半年	５年
昭和 35 年 （1960 年） ５月 23 日	（気象台記録） チリ南部沖の地震による津波被害 主な被害地は、御荘町、津島町。床上浸水５、床下浸水 168、水田流埋１、水田冠水 31、畑冠水３、堤防決壊１などの被害。	14 年
昭和 39 年 （1964 年） ３月 28 日	（気象台記録） アラスカ湾の地震による津波被害 御荘湾内で真珠筏に軽微な被害。	４年
昭和 43 年 （1968 年） ４月１日	（消防防災課調） 震度　松山・宇和島４　震源地　日向灘 負傷者３人、建物の損壊 2,986 棟、被害額１億６千万円	４年
昭和 43 年 （1968 年） ８月６日	（消防防災課調） 震度　松山４、宇和島５　震源地　豊後水道 負傷者 18 人、建物の損壊 11,296 棟、被害額　宇和島を中心に９億１千万円	０年

年月日	文　献　抄　録	間隔
昭和 51 年 （1976 年） ２月２日	（交通消防課調） 震度　松山・宇和島２　震源地　安芸灘 港湾被害２箇所、被害額 22,372 千円	８年
昭和 52 年 （1977 年） ３月 13 日	（交通消防課調） 震度　宇和島３　震源地 愛媛県南西部 被害額 773 千円	１年
昭和 58 年 （1983 年） ８月 26 日	（気象台記録） 震度　松山・宇和島４　震源地　大分県北部 宇和島市保田の生コン会社で、高圧線ショート被害。	６年
昭和 62 年 （1987 年） ３月 18 日	（交通消防課調） 震度　松山２、宇和島３　震源地　日向灘 漁港施設被害１箇所、被害額 13,303 千円	４年
平成 7 年 （1995 年） １月 17 日 （兵庫県南部） ＊2 に詳細	（交通消防課調） 震度　松山３、宇和島２　震源地　淡路島付近 県内での被害は特になし。	８年
平成 12 年 （2000 年） 10 月６日 （鳥取県西部） ＊3 に詳細	（消防防災安全課調） 震度　吉海町５弱　震源地　鳥取県中・西部 県内での被害は特になし。	５年
平成 13 年 （2001 年） ３月 24 日 （芸予） ＊4 に詳細	（消防防災安全課調） 震度　松山市、今治市等２市 15 町２村で震度５強を記録。 震源地　安芸灘 死者１人、重傷７人、軽傷 68 人、全壊２棟、半壊 40、一部破損 11,196 棟、非住家その他建物被害３棟、田畑埋没 5.36ha、学校被害 273 箇所、病院被害 28 箇所、道路被害 56 箇所、河川被害８箇所、港湾被害 13 箇所、海岸被害２箇所、漁港施設被害 14 箇所、公園被害９箇所、鉄道不通１箇所、断水 190 戸、停電 6,836 戸、ため池被害 53 箇所、水路被害６箇所、農道被害 35 箇所、揚水機被害８箇所、治山被害２箇所、林道被害２箇所、被害総額　6,069,803 千円	１年
平成 17 年 （2005 年） ４月 20 日 （福岡県北西沖）	（警戒体制調） ※３月 20 日に発生した本震に係る余震 震度　西予市外３　　震源地　福岡県北西沖 県内での被害は特になし。	
平成 17 年 （2005 年） ５月 25 日 （豊後水道）	（警戒体制調） 震度　中･南予３　　震源地　豊後水道 県内での被害は特になし。	
平成 17 年 （2005 年） ５月 27 日 （愛媛県東予）	（警戒体制調） 震度　中･南予３　　震源地　愛媛県東予 県内での被害は特になし。	

年月日	文　献　抄　録	間隔
平成 17 年 （2005 年） ９月４日 （伊予灘）	（警戒体制調） 震度　南予３　　震源地　伊予灘 県内での被害は特になし。	
平成 18 年 （2006 年） ２月１日 （伊予灘）	（警戒体制調） 震度　南予３　　震源地　伊予灘	
平成 18 年 （2006 年） ３月 27 日 （日向灘）	（警戒体制調） 震度　南予３　　震源地　日向灘	
平成 18 年 （2006 年） ４月 22 日 （豊後水道）	（警戒体制調） 震度　南予３　　震源地　豊後水道 県内での被害は特になし。	
平成 18 年 （2006 年） ６月 12 日 （大分県西部） ＊5 に詳細	（災害対策本部調） 震度　今治市、八幡浜市、伊方町、西予市で５弱を記録。 震源地　大分県西部 軽傷１人、一部破損１棟、その他建物被害１棟、学校被害 13 箇所、海岸被害１箇所	
平成 18 年 （2006 年） ９月 26 日 （伊予灘）	（特別警戒体制調） 震度　中・南予３　　震源地　伊予灘 県内での被害は特になし。	
平成 18 年 （2006 年） 11 月 19 日 （愛媛県南予）	（警戒体制調） 震度　南予３　　震源地　愛媛県南予 県内での被害は特になし。	
平成 19 年 （2007 年） ４月 26 日 （愛媛県東予）	（特別警戒体制調） 震度４　今治市、西条市、四国中央市、八幡浜市、久万高原町、上島町 震源地　愛媛県東予 県内での被害は特になし。	
平成 20 年 （2008 年） ３月８日 （安芸灘）	（警戒体制調） 震度　東予３　　震源地　安芸灘 県内での被害は特になし。	
平成 21 年 （2009 年） ４月 21 日 （豊後水道）	（警戒体制調） 震度　南予３　　震源地　豊後水道 県内での被害は特になし。	
平成 21 年 （2009 年） ８月５日 （日向灘）	（警戒体制調） 震度　南予３　　震源地　日向灘 県内での被害は特になし。	

年月日	文　献　抄　録	間隔
平成 21 年 （2009 年） 12 月 16 日 （土佐湾）	（警戒体制調） 震度　南予３　　震源地　土佐湾 県内での被害は特になし。	
平成 22 年 （2010 年） ４月 17 日 （南予）	（警戒体制調） 震度　南予３　　震源地　愛媛県南予 県内での被害は特になし。	
平成 22 年 （2010 年） ５月 13 日 （伊予灘）	（警戒体制調） 震度　南予３　　震源地　伊予灘 県内での被害は特になし。	
平成 23 年 （2011 年） ３月 11 日 （三陸沖） ＊6 に詳細	（警戒本部調） 震度　東予・中予１　　震源地　三陸沖 宇和海沿岸に津波警報　瀬戸内海沿岸に津波注意報 県内での被害は特になし。	
平成 26 年 （2014 年） ３月 14 日 （伊予灘） ＊7 に詳細	（警戒本部調） 震度５強　西予市 ５弱　宇和島市、八幡浜市、伊方町、愛南町、松山市、久万高原町 震源地　伊予灘 軽傷１人、一部破損９棟、その他建物被害１棟、学校被害３箇所、道路被害２箇所、崖崩れ２箇所、水道被害 77 戸	
平成 27 年 （2015 年） ７月 13 日 （大分県南部）	（警戒本部調） 震度５弱　西予市 ４　宇和島市、八幡浜市、大洲市、伊方町、愛南町 震源地　大分県南部 県内での被害は特になし。	
平成 27 年 （2015 年） ７月 24 日 （南予）	（警戒体制調） 震度　南予４　　震源地　愛媛県南予 県内での被害は特になし。	
平成 28 年 （2016 年） ４月 14 日 （熊本県） ＊8 に詳細	（警戒体制調） 震度　東予・南予３　　震源地　熊本県熊本地方 県内での被害は特になし。	
平成 28 年 （2016 年） ４月 16 日 （熊本県） ＊8 に詳細	（警戒本部調） 震度５弱　八幡浜市 震度４　松山市、今治市、宇和島市、西予市、伊方町 震源地　熊本県熊本地方 県内での被害は特になし。	
平成 28 年 （2016 年） 10 月 21 日 （鳥取県中部）	（警戒体制調） 震度　東予４　　震源地　鳥取県中部 県内での被害は特になし。	

年月日	文　献　抄　録	間隔
平成 30 年 (2018 年) ２月 19 日 (豊後水道)	(警戒体制調) 震度４　　宇和島市、西予市　　震源地　豊後水道 県内での被害は特になし。	
平成 30 年 (2019 年) ４月９日 (島根県西部)	(警戒体制調) 震度４　　今治市、上島町　　震源地　島根県西部 県内での被害は特になし。	
令和元年 (2019 年) ５月 11 日 (日向灘)	(警戒体制調) 震度４　　愛南町　　震源地　日向灘 県内での被害は特になし。	
令和元年 (2018 年) 11 月 26 日 (瀬戸内海中部)	(警戒体制調) 震度４　　今治市　　震源地　瀬戸内海中部 県内での被害は特になし。	

【詳細の内容】

＊1　昭和 21 年（1946）南海地震の記録

昭和 21 年 12 月 21 日午前４時 19 分、和歌山県南方沖を震源とする地震（北緯 32 度 56.1 分、東経 135 度 50.9 分、深さ 24km、M8.0）が発生し、中部地方から九州地方の広範囲で震度５（強震）を記録し、局部的には震度６（烈震）を記録したところもある。

この地震により発生した津波は、房総半島から九州までの沿岸地方を襲い、地震発生時から 10 分もたたないうちに津波が来襲したところもある。

また、宇和島に津波の第１波が到達したのは、地震発生時後約 30 分であった。愛媛県で観測された津波の高さは、宇和島 1.3m,八幡浜 0.4m,三崎 0.6mであった。

津波により三瓶で床下浸水 120 戸、宇和島の九島と東宇和郡玉津村（現在の北宇和郡吉田町法花津）で浸水家屋が相当あり、他には南宇和郡東外海村深浦（現在の南宇和郡城辺町深浦）、八幡浜、川之石等で軽微な被害を受けている。

＊2　平成７年（1995）兵庫県南部地震の記録

平成７年１月 17 日午前５時 46 分、大阪湾を震源とする地震（北緯 34 度 35.9 分、東経 135 度 02.1 分、深さ 16km、M7.3）が発生し、神戸と洲本で震度６を観測したほか、東北地方南部から九州にかけての広い範囲で有感となった。

この地震による被害はきわめて甚大で、平成８年 12 月 26 日現在の消防庁の調べによると、人的被害は死者 6,425 名、行方不明２名、負傷者 43,772 名にのぼり、110,457 棟の家屋が全壊し、ガスの供給停止、断水、停電などのライフラインにも多大な被害を生じた。

＊3　平成 12 年（2000）鳥取県西部地震の記録

平成 12 年 10 月６日午後１時 30 分、鳥取県西部を震源とする地震（北緯 35 度 16.4 分、東経 133 度 20.9 分、深さ９km、M7.3）が発生し、鳥取県境港市と日野町で震度６強、鳥取県西伯町で震度６弱をはじめとして、関東、中部地方から九州にわたる非常に広い範囲で震度１以上を観測した。

愛媛県では、東予、中予で最大震度４、南予で最大震度３を観測した。

市町村の震度は次のとおり。

震度４:今治市、川之江市、波方町、大西町、菊間町、宮窪町、魚島村、弓削町、生名村、岩城村、上浦町、大三島町、松山市、中島町

震度３:新居浜市、西条市、新宮村、土居町、小松町、丹原町、朝倉村、玉川町、伯方町、関前村、重信町、久万町、松前町、宇和島市、大洲市、内子町、五十崎町、保内町、伊方町、三瓶町、明浜町、宇和町、吉田町

震度２:別子山村、面河村、柳谷村、小田町、砥部町、中山町、双海町、八幡浜市、長浜町、瀬戸

町、野村町、城川町、三間町、広見町、松野町、日吉村、城辺町、一本松町
震度１:御荘町

＊4　平成 13 年（2001）芸予地震の記録

平成 13 年３月 24 日午後 3 時 27 分、安芸灘を震源とする地震（北緯 34 度 07.9 分、東経 132 度 41.6 分、深さ 46km、M6.7）が発生し、広島県の一部で６弱を観測したほか、広島、愛媛、山口県の一部で震度５強を観測した。この地震による被害は、主に揺れによるものであった。

愛媛県では、東予、中予、南予ともに最大震度５強を観測し、全域で震度３以上を観測した。

市町村の震度は次のとおり。

震度５強:今治市、丹原町、波方町、大西町、菊間町、吉海町、弓削町、生名村、岩城村、上浦町、大三島町、松山市、久万町、松前町、砥部町、三瓶町、宇和町、吉田町

震度５弱:新居浜市、西条市、小松町、朝倉村、玉川町、宮窪町、関前村、重信町、中島町、中山町、宇和島市、大洲市、五十崎町、保内町、伊方町、明浜町、野村町、三間町

震度４　:川之江市、新宮村、土居町、別子山村、伯方町、魚島村、面河村、柳谷村、小田町、双海町、八幡浜市、長浜町、内子町、河辺村、瀬戸町、城川町、広見町、松野町、日吉村、津島町、内海村、城辺町、一本松町

震度３　:御荘町

また、余震は南北方向に約 20km にわたって分布し、３月 26 日の最大余震（最大震度５強）を含み３月末までに M4.0 以上の余震が７回発生した。

＊5　平成 18 年（2006）大分県中部地震の記録

平成 18 年６月 12 日午前５時１分、大分県西部を震源とする地震（北緯 33 度 08.1 分、東経 131 度 26.1 分、深さ 145km、M6.2）が発生し、広島県呉市、愛媛、大分県佐伯市で震度５弱を観測した。この地震による被害は、主に揺れによるものであった。

愛媛県では、東予、南予で最大震度５弱を観測し、中予でも震度４を観測した。

市町村の震度は次のとおり。

震度５弱:今治市、八幡浜市、伊方町、西予市

震度４　:西条市、上島町、松山市、伊予市、松前町、久万高原町、宇和島市、大洲市、内子町、愛南町

＊6　平成 23 年（2011）東北地方太平洋沖地震の記録

平成 23 年３月 11 日午後２時 46 分頃、三陸沖を震源とする地震（北緯 38 度 06.2 分、東経 142 度 51.6 分、深さ約 24km、M9.0）が発生し、宮城県栗原市で最大震度７を観測したほか、北海道、東北地方から九州にわたる非常に広い範囲で震度６強～１を観測した。この地震による被害は、主に地震後発生した津波によるものであった。

市町の震度は次のとおり。

震度１：今治市、西条市、東温市、松前町

宇和海沿岸に津波警報、瀬戸内海沿岸に津波注意報が発令された。

＊7　平成 26 年（2014）伊予灘の地震の記録

平成 26 年３月 14 日午前２時６分、伊予灘を震源とする地震（北緯 33 度 41.5 分、東経 131 度 53.4 分、深さ 78km、M6.2）が発生し、西予市で震度５強、広島県呉市、大竹市、愛媛県松山市、宇和島市、高知県宿毛市、山口県防府市、大分県佐伯市など、５県の 19 の市町村で震度５弱を観測したほか、中国・四国・九州地方を中心に、関東地方の一部から九州地方にかけて震度４～１を観測した。この地震による被害は、主に揺れによるものであった。

市町の震度は次のとおり。

震度５強：西予市

震度５弱：宇和島市、八幡浜市、伊方町、愛南町、松山市、久万高原町

＊8　平成 28 年（2016）熊本地震の記録

平成 28 年４月 14 日午後９時 26 分頃、熊本県熊本地方を震源とする地震（北緯 32 度 44.5 分、東経 130 度 48.5 分、深さ約 11km、M6.5）が発生し、熊本県益城町で震度７を観測、平成 28 年４月 16 日午前１時 25 分頃、同地方を震源とする地震（北緯 32 度 45.2 分、東経 130 度 45.7 分、深さ約

12km、M7.3）が発生し、熊本県益城町及び西原村で震度７を観測した。震度７の地震が同一地域で連続して発生したのは、観測史上初めてのことであり、熊本県を中心にその他九州地方の各県でも強い揺れを観測した。この地震による被害は、主に揺れによるものであった。

市町の震度は次のとおり。

４月 14 日

震度３：東予、南予

震度２：中予

４月 16 日

震度５弱：八幡浜市

震度４　：松山市、今治市、宇和島市、西予市、伊方町

１－２ 主な気象災害

年月日	原因	被害の概要								
		人的被害	住家被害					非住家	道路	河川
			全壊	半壊	一部破損	床上浸水	床下浸水			
		（人）	（棟）	（棟）	（棟）	（棟）	（棟）	（棟）	（箇所）	（箇所）
平成 10 年 10 月 17 日	台風第 10 号				2	3	25	1	119	10
平成 16 年 6 月 28 日	梅雨前線豪雨		1		3		9	2		
平成 16 年 8 月 23 日	豪雨						3			
平成 16 年 8 月 30・31 日	台風第 16 号					1	27	2		
平成 16 年 9 月 6 ・ 7 日	台風第 18 号	負傷者 2		1	50			12	5	
平成 16 年 9 月 29・30 日	台風第 21 号						5			
平成 16 年 10 月 19・20 日	台風第 23 号				1		1		32	
平成 17 年 7 月 3 日	梅雨前線豪雨	死者 1	1			12	156		67	57
平成 17 年 7 月 10 日	梅雨前線豪雨					1	13		1	
平成 17 年 9 月 6 日	台風第 14 号								3	
平成 18 年 6 月 23 日	梅雨前線豪雨								3	1
平成 18 年 7 月 19 日	梅雨前線豪雨								1	
平成 23 年 9 月 20 日	台風第 15 号						1			
平成 25 年 9 月 24 日	秋雨前線豪雨						4			
平成 26 年 8 月 8 ～10 日	台風第 11 号								1	
平成 27 年 7 月 1 日	梅雨前線豪雨								3	
平成 27 年 7 月 16・17 日	台風第 11 号								7	
平成 29 年 9 月 17・18 日	台風第 18 号					1	7	1	111	21
平成 29 年 10 月 22・23 日	台風第 21 号								2	
平成 29 年 10 月 29 日	台風第 22 号								4	
平成 30 年 7 月 5 ～ 8 日	平成 30 年 7 月豪雨		1	1	1	1	9		24	8
令和２年 7 月 3 ～31 日	令和２年７月豪雨				2		17		7	5

１－３ 主な油流出事故

年 月 日	原 因	被害地域	被 害 概 要
昭和 50 年 1 月 22 日	第三岩陽丸 油流出事故	瀬戸町 伊予灘沿岸	1 月 22 日午前２時 35 分頃西宇和郡瀬戸町赤崎鼻南々東 700m海岸座礁２～３番タンクよりＣ重油 167kℓ流出 出動人員 3,381 名 〃 船艇 391 隻 航空機 18 機 車 両 98 台 オイルフェンス 2,300m 油吸着材 8,632 kg 油処理剤 122 缶(181 ℓ) ドラム缶 1,361 本 ナイロン袋 25,050 枚 その他 被害総額 288,837,000 円
昭和 50 年 4 月 17 日	第三みつ丸 油流出事故	中島町 松山市 双海町 長浜町 瀬戸町 各沿岸	4 月 17 日午前２時 10 分頃北条市波妻ノ鼻灯台北北東 3,900m附近で濃霧のため第 18 日丸と衝突しＣ重油 81kℓが流出 出動人員 2,976 名 〃 船艇 759 隻 航空機 23 機 車 両 39 台 オイルフェンス 3,340m 油吸着剤 4,899 缶 ドラム缶 853 本 ビニール袋 11,650 枚 その他 被害総額 798,290,000 円

１－４ 伊予市国土強靱化地域計画の概要

伊予市国土強靱化地域計画（概要版）

国土強靱化の基本的な考え方

計画の目的

我が国では、地理的・地形的・気象的な特性ゆえに、大規模自然災害の発生の度に甚大な被害を受けており、近年の気候変動の影響等による風水害の頻発や激甚化が新たな脅威となっています。平成23 年に発生した東日本大震災など大規模自然災害から得られた教訓を踏まえ、最悪の事態を念頭に置き、平時から様々な危機を想定した備えを行う「事前対策」に取り組み、従来の狭い意味での「防災」の範囲を超えて、国土・産業政策も含めた総合的な対応を行う必要があります。このような中、国では平成 25 年 12 月に「強くしなやかな国民生活の実現を図るための防災・減災等に資する国土強靱化基本法」に基づき、「国土強靱化基本計画」（平成 26 年 6 月 3 日閣議決定）を策定し、愛媛県においては、平成 28 年 3 月に「愛媛県地域強靱化計画」を策定し、国土強靱化に関する施策を推進しています。

本市においても、近い将来の発生が予想される南海トラフ巨大地震等の大規模自然災害時に市民の生命が確保され、被害が最小限に抑えられるとともに、速やかな復旧・復興が可能となるよう、災害に強い強靱なまちづくりを推進するため、伊予市国土強靱化地域計画（以下「本計画」という。）を策定します。

基本目標

本市は、市民、地域、企業及び国・県等と協働して、下記の 4 つを基本目標とした「強さ」と「しなやかさ」のある地域社会・経済の構築に向け地域強靱化への取組を推進します。

① 人命の保護を最大限図ります。
② 市の重要な機能が致命的な障害を受けないようにします。
③ 市民の財産及び公共施設に係る被害の最小化を図ります。
④ 迅速な復旧復興を図ります。

本計画の役割と位置付け

本計画は、第 2 次伊予市総合計画と整合・調和を図るもので、国土強靱化に係る部分については、地域防災計画など様々な分野別計画の指針となります。本計画を手引きとし、関連計画を順次見直しながら必要な施策を具体化し、国土強靱化を推進します。

計画期間

本計画は、本市の分野別計画の国土強靱化に関する指針となることから、総合計画と整合・調和を図り、計画期間を総合計画の目標年度に合わせ、令和２年度から令和７年度までの６年間とします。

国土強靱化を推進する上での基本的な方針

1 国土強靱化の取組姿勢

- 市の強靱性を損なう本質的原因として何が存在しているのかを、あらゆる側面から検証しつつ取り組みます。
- 短期的な視点によらず、長期的な視野をもって計画的に取り組みます。
- 地域特性を生かした災害に強い地域づくりを進めることにより、地域の活力を高めます。

2 適切な施策の組み合わせ

- 災害リスクや地域の状況等に応じて、防災施設や道路の整備、代替施設の確保等のハード対策と訓練・防災教育等のソフト対策を組み合わせた効果的な施策の推進、そのための体制を早急に整備します。
- 「自助」、「共助」及び「公助」を適切に組み合わせ、行政と市民、企業が連携及び役割分担し、協働して取り組みます。
- 非常時に防災・減災等の効果を発揮するのみならず、平時にも有効に活用される対策となるよう工夫します。

3 効率的な施策の推進

- 行政需要の変化や社会資本の老朽化等を踏まえ、財源の効率的な使用による施策の持続性、重点化を図ります。
- 既存の社会資本の有効活用、施設の維持管理により、効率的かつ効果的に施策を推進します。
- 国、県の施策、民間資金の積極的な活用を図ります。

4 個々の特性に応じた施策の推進

- 人のつながりやコミュニティ機能を向上するとともに、地域において強靱化を推進する担い手が適切に活動できる環境整備に努めます。
- 女性、高齢者、子供、障がい者、外国人等に十分配慮して施策を講じます。
- 環境との調和や景観の維持に配慮し、自然環境の有する多様な機能を活用するなど自然との共生を図ります。

5 ＳＤＧｓ「持続可能な開発目標」の推進

- 地域の強靱化を通じて、SDGs が目指す持続可能な環境や社会の構築を推進します。
- 本計画は、SDGｓのゴール（目標）の主に 9、11、13 の達成に資するものとし、SDGs の基本的な考え方である「環境、経済、社会をめぐる広範囲の課題への統合的アプローチ」を踏まえ、地域の強靱化に資する取組を進めることにより、その他のゴールを含む複数の課題を同時に解決することを目指します。
- ゴール 17 の考えを踏まえ、自治体だけでなく、企業や市民等の様々なステークホルダーが連携して地域の強靱化を目指します。

SDGs とは、「Sustainable Development Goals（持続可能な開発目標）」の略称であり、2015 年 9 月の国連サミットで採択された「持続可能な開発のための 2030 アジェンダ」にて記載された、2016 年から 2030 年までの 15 年間で達成することを目指した国際社会共通の目標です。

【関連する SDGs のゴール】

ゴール９　産業と技術革新の基盤をつくろう
災害に強いインフラをつくり、全ての人が参加できる持続可能な経済発展を進め、新しい技術を生み出しやすくする。

ゴール 11　住み続けられるまちづくりを
まちや人々が住んでいるところを 誰もが受け入れられ、安全で災害に強く持続可能な場所にする。

ゴール 13　気候変動に具体的な対策を
気候変動やそれによる影響を止めるため、すぐに行動を起こす。

ゴール 17　パートナーシップで目標を達成しよう
実施手段（目標達成のために必要な行動や方法）を強化し、持続可能な開発に向けて世界の国々が協力する。

想定するリスク

地　震	○本市は南海トラフ地震防災対策推進地域に指定され、最大で震度６強が想定されています。 ○今後 30 年以内に南海トラフでマグニチュード 8～9 クラスの地震が発生する確率は 70～80%（令和２年１月１日現在）となっており、地震発生の危険性は高まってきています。
風水害 （土砂災害）	○本市は台風等の豪雨による浸水、土砂災害、高潮等による災害の経験があります。 ○近年、地球温暖化等の影響を受け、台風の大型化のほか、県内各地で集中豪雨や梅雨期の豪雨による被害も激化しています。

強靭化の推進方針（取組）

本計画では、4 つの基本目標を達成するため、8 つの「事前に備えるべき目標」と、26 の「起きてはならない最悪の事態（リスクシナリオ）」を設定します。また、地域強靭化を行うために必要な「推進方針（取組）」を設定し、優先度を総合的に判断し、13 の「重点化すべきプログラム」を選定しました。

「事前に備えるべき目標」1　直接死を最大限に防ぐ　　「重点化すべきプログラム」

起きてはならない最悪の事態	推進方針（取組）
(1)地震による建物倒壊や火災等による多数の死傷者の発生	①住宅・建築物等の耐震化 ②空家対策 ③電柱・ブロック塀等に対する対策 ④大規模盛土造成地に対する対策 ⑤火災対策 ⑥地域の災害対応能力の向上
(2)大規模津波等による多数の死傷者の発生	①海岸保全施設等の整備・耐震化 ②ゼロメートル地帯の安全確保 ③水門・陸閘等の閉鎖・閉塞対策 ④津波避難路の確保、津波避難計画の策定、早期避難の徹底 ⑤南海トラフ地震臨時情報に係る防災対策の推進
(3)風水害による住宅地の浸水や土砂災害等による多数の死傷者の発生	①河川堤防やダム等の治水施設の整備 ②ハザードマップの作成、情報提供等の実施 ③土砂災害防止施設の整備や土砂災害警戒区域等の指定の推進 ④農林業保全施設等の整備

「事前に備えるべき目標」2　迅速な救助・救急、医療及び避難生活の環境確保

起きてはならない最悪の事態	推進方針（取組）
(1)生命に関わる物資・エネルギー供給の停止	①非常用備蓄の促進 ②支援物資の受入体制の整備 ③輸送路の確保 ④水道施設の耐震化や断水の長期化への対策
(2)長期にわたる孤立地域の発生	①道路や港湾等における防災対策の強化 ②孤立集落対策の充実
(3)消防等の被災に伴う救助・救急活動等の絶対的不足	①救助・救急機関等との連携の強化 ②消防施設の耐震化や資機材等の充実
(4)大量かつ長期の帰宅困難者の発生、混乱	①帰宅困難者への対策 ②観光客の帰宅困難対策
(5)医療・保健・福祉機能の麻痺	①重傷者の広域搬送 ②災害医療体制の充実強化 ③保健衛生活動や福祉支援体制の充実強化
(6)被災者の健康状態の悪化、感染症等の大規模発生	①避難所の運営体制の充実 ②感染症の早期把握とまん延防止に向けた体制の整備 ③広域火葬体制の構築

「事前に備えるべき目標」3　行政機能の確保

起きてはならない最悪の事態	推進方針（取組）
(1)行政職員不足や施設の損壊等による行政機能の大幅な低下	①業務継続計画（ＢＣＰ）の推進 ②災害対策本部の機能強化 ③通信・情報システムの充実

「事前に備えるべき目標」4　情報通信機能・情報サービスの確保

起きてはならない最悪の事態	推進方針（取組）
(1)防災・災害対応に必要な通信インフラの麻痺・機能停止	①防災拠点施設等における停電対策 ②放送・通信事業者との連携強化
(2)情報サービスの機能停止による避難行動や救助・支援の遅れ	①災害関連情報の伝達手段の多様化 ②防災・減災意識の向上 ③適切な避難行動の呼びかけ ④災害時要支援者対策

「事前に備えるべき目標」5　経済活動の機能維持　　「重点化すべきプログラム」

起きてはならない最悪の事態	推進方針（取組）
(1)サプライチェーンの寸断や施設等の被災による経済活動の低下	①サプライチェーンの寸断対策 ②エネルギー供給体制の確保 ③基幹的な陸上海上交通ネットワークの機能停止対策
(2)食料等の安定供給の停滞や物流機能等の大幅な低下	①食料等の供給体制の確保 ②物流機能の維持・早期再開

「事前に備えるべき目標」6　ライフライン、交通ネットワーク等の早期復旧

起きてはならない最悪の事態	推進方針（取組）
(1)ライフラインの長期間にわたる機能停止	①ライフライン事業者の防災対策の推進 ②エネルギー供給の多様化 ③水資源の確保や節水型社会の推進
(2)汚水処理施設等の長期間にわたる機能停止	①汚水処理施設等の防災対策の推進
(3)基幹的な地域交通ネットワークの長期間にわたる機能停止	①道路交通ネットワークの整備促進 ②港湾・漁港施設、鉄道等の整備促進
(4)防災インフラの長期間にわたる機能不全	①防災インフラの整備、耐震対策

「事前に備えるべき目標」7　複合災害・二次災害の抑制

起きてはならない最悪の事態	推進方針（取組）
(1)複合災害や大規模な二次災害の発生	①市街地の延焼対策 ②海上・臨海部の広域複合災害対策 ③建物倒壊等による交通麻痺対策
(2)ため池、防災インフラ等の損壊・機能不全や土砂等の流出による多数の死傷者の発生	①堤防・護岸、ため池等の防災対策
(3)有害物質の拡散・流出	①有害物質の拡散・流出対策 ②原子力災害に備えた防災対策の充実
(4)農地、森林等の被害	①農地や農業水利施設等の適切な保全管理 ②森林の荒廃対策

「事前に備えるべき目標」8　強靭な姿で復興する条件の整備

起きてはならない最悪の事態	推進方針（取組）
(1)災害廃棄物処理の停滞による復旧・復興の大幅な遅れ	①実効性のある災害廃棄物処理体制の構築
(2)人材不足、地域コミュニティの崩壊等による復興の大幅な遅れ	①復旧・復興を担う人材等の確保・育成 ②地域コミュニティの活性化
(3)貴重な文化財や環境的資産の喪失	①文化財の防災対策
(4)生活支援・経済支援の遅延による復旧・復興の大幅な遅れ	①長期浸水等への対策 ②生活支援体制の整備 ③復興方針の策定体制の整備 ④風評被害の防止

計画の推進

本計画に基づく取組を確実に推進するため、関連事業等の進捗状況を毎年度把握していくものとします。また、関連事業の進捗状況や各種取組結果等を踏まえ、所管部課が中心となり、各種取組の見直しや改善、必要となる予算の確保等を行いながら事業を推進します。本市だけでは対応できない事項については、国・県・関係機関等への働きかけなどを通じ、事業の推進を図ります。

２　気象関係

２－１ 松山地方気象台が発表する特別警報・警報・注意報の種類及び発表基準

１　警報・注意報

令和３年６月８日現在
発表官署 松山地方気象台

伊予市	府県予報区	愛媛県		
	一次細分区域	中予		
	市町村等をまとめた地域			
警報	大雨（浸水害）	表面雨量指数基準	16	
	大雨（土砂災害）	土壌雨量指数基準	136	
	洪水	流域雨量指数基準	中山川流域=12.8，森川流域=15.5， 上灘川流域=12.5，豊田川流域=8.4	
		複合基準※1	豊田川流域=（8，7.5）	
		指定河川洪水予報による基準	重信川［出合］	
	暴風	平均風速	陸上	20m/s
			海上	25m/s
	暴風雪	平均風速	陸上	20m/s 雪を伴う
			海上	25m/s 雪を伴う
	大雪	降雪の深さ	平地	12 時間降雪の深さ 10cm
			山地	12 時間降雪の深さ 30cm
	波浪	有義波高	3.0m	
	高潮	潮位	2.6m	
注意報	大雨	表面雨量指数基準	10	
		土壌雨量指数基準	93	
	洪水	流域雨量指数基準	中山川流域=10.2，森川流域=7.8， 上灘川流域 10，豊田川流域=6.7	
		複合基準※1	中山川流域=（5，10.2）、 豊田川流域=（8，5.4）	
		指定河川洪水予報による基準	－	
	強風	平均風速	陸上	12m/s
			海上	15m/s
	風雪	平均風速	陸上	12m/s 雪を伴う
			海上	15m/s 雪を伴う
	大雪	降雪の深さ	平地	12 時間降雪の深さ 5cm
			山地	12 時間降雪の深さ 15cm
	波浪	有義波高	1.5m	
	高潮	潮位	2.2m	
	雷	落雷等により被害が予想される場合		
	融雪			
	濃霧	視程	陸上	100m
			海上	500m
	乾燥	最小湿度 40％で実効湿度 60％		
	なだれ	①積雪の深さ 20cm 以上あり降雪の深さ 30cm 以上 ②積雪の深さ 50cm 以上あり最高気温 8℃以上又は かなりの降雨※2		

注意報	低温	平地　最低気温-4℃以下 山地　最低気温-8℃以下	
	霜	3 月 20 日以降の晩霜　最低気温３℃以下	
	着氷		
	着雪	24 時間降雪の深さ：20cm 以上 気温：-1℃～2℃	
記録的短時間大雨情報		１時間雨量	100mm

※１　（表面雨量指数、流域雨量指数）の組み合わせによる基準値を表しています。
※２　気温は松山地方気象台の値

＜市町村等版警報・注意報基準一覧表の解説＞

(1) 本表は、気象・高潮・波浪・洪水に関する警報・注意報の発表基準を一覧表に示したものである。特別警報及び地震動・津波・火山に関する警報の発表基準は、別の資料を参照のこと。

(2) 警報とは、重大な災害が起こるおそれのある旨を警告して行う予報であり、注意報とは、災害が起こるおそれのある旨を注意して行う予報である。警報・注意報は、気象要素が本表の基準に達すると予想される市町村等に対して発表する。

(3) 大雨、洪水、大雪、高潮、波浪の警報・注意報、暴風警報、暴風雪警報、強風注意報、風雪注意報及び記録的短時間大雨情報では、基準における「…以上」の「以上」を省略した。また、乾燥注意報、濃霧注意報では、基準における「…以下」の「以下」を省略した。なお、上記以外の注意報では、基準の表記が多岐にわたるため、省略は行っていない。

(4) 表中において、発表官署が警報・注意報の本文中で用いる「平地、山地」等の地域名で基準値を記述する場合がある。

(5) 表中において、対象の市町村等で現象が発現しない警報・注意報についてはその欄を斜線で、また現象による災害が極めて稀であり、災害との関係が不明確であるため具体的な基準を定めていない警報・注意報（洪水を除く。）についてはその欄を空白で、大雨警報・注意報の土壌雨量指数基準及び洪水警報・注意報の流域雨量指数基準、複合基準のうち基準を定めていないもの、又は、洪水警報・注意報の基準となる洪水予報指定河川がない場合についてはその欄を“－”で、それぞれ示している。

(6) 大雨警報については、表面雨量指数基準に達すると予想される場合は「大雨警報（浸水害)」、土壌雨量指数基準に達すると予想される場合は「大雨警報（土砂災害)」、両基準に達すると予想される場合は「大雨警報（土砂災害、浸水害)」として発表するため、大雨警報の欄中、（浸水害）は「大雨警報（浸水害)」、（土砂災害）は「大雨警報（土砂災害)」の基準をそれぞれ示している。

(7) 地震や火山の噴火等、不測の事態により気象災害にかかわる諸条件が変化し、通常の基準を適用することが適切でない状態となることがある。このような場合は、非常措置として基準のみにとらわれない警報・注意報の運用を行うことがある。また、このような状態がある程度長期間継続すると考えられる場合には、特定の警報・注意報について、対象地域を必要最小限の範囲に限定して「暫定基準」を設定し、通常より低い基準で運用することがある。

(8) 大雨警報・注意報の表面雨量指数基準は、市町村等の域内において単一の値をとる。ただし、暫定基準を設定する際に市町村等の一部地域のみ通常時より低い基準で運用する場合がある。この場合、本表には市町村等の域内における基準の最低値を示している。

(9) 大雨警報・注意報の土壌雨量指数基準は１km四方ごとに設定しているが、本表には市町村等の域内における基準の最低値を示している。１km四方毎の基準値については、別添資料（http://www.jma.go.jp/jma/kishou/know/kijun/index_shisu.html）を参照のこと。

(10) 洪水の欄中、「○○川流域=10.5」は、「○○川流域の流域雨量指数 10.5 以上」を意味する。

(11) 洪水警報・注意報の流域雨量指数基準は、各流域のすべての地点に設定しているが、本表には主要な河川における代表地点の基準値を示している。欄が空白の場合は、当該市町村等において主要な河川は存在しないことを表している。主要な河川以外の河川も含めた流域全体の基準値は別添資料（http://www.jma.go.jp/jma/kishou/know/kijun/index_kouzui.html）を参照のこと。

(12) 洪水警報・注意報の複合基準は、主要な河川における代表地点の（表面雨量指数，流域雨量指数）の組み合わせによる基準値を示している。その他の地点の基準値は別添資料（http://www.jma.go.jp/jma/kishou/know/kijun/index_kouzui.html）を参照のこと。

(13) 洪水の欄中、「指定河川洪水予報による基準」の「○○川［△△］」は、洪水警報においては「指定河川である○○川に発表された洪水予報において、△△基準観測点で氾濫警戒情報又は氾濫危険情報の発表基準を満たしている場合に洪水警報を発表する」ことを、洪水注意報においては、同じく「△△基準観測点で氾濫注意情報の発表基準を満たしている場合に洪水注意報を発表する」ことを意味する。

(14) 高潮警報・注意報の潮位は一般に高さを示す「標高」で表す。「標高」の基準面として東京湾平均海面（TP）を用いるが、島嶼部など一部では国土地理院による高さの基準面あるいはMSL（平均潮位）等を用いる。

【参考】

● 土壌雨量指数：

土壌雨量指数は、降雨による土砂災害発生の危険性を示す指標で、土壌中に溜まっている雨水の量を示す指数。解析雨量、降水短時間予報をもとに、1km 四方の格子（メッシュ）に分けて算出する。

● 表面雨量指数：

表面雨量指数は、短時間強雨による浸水危険度の高まりを把握するための指標で、地面の被覆状況や地質、地形勾配などを考慮して、降った雨が地表面にどれだけ溜まっているかをタンクモデルを用いて数値化したもの。タンクモデルによる流出量に地形補正係数を乗じて、1km 四方の格子（メッシュ）に分けて算出する。

● 流域雨量指数：

流域雨量指数は、降雨による洪水災害発生の危険性を示す指標で、対象となる地域・時刻に存在する流域の雨水の量を示す指数。解析雨量、降水短時間予報をもとに、1km 四方の格子（メッシュ）に分けて算出する。

2　特別警報

<table>
<tr><th>現象の種類</th><th colspan="2">発表基準</th></tr>
<tr><td>大　雨</td><td colspan="2">台風や集中豪雨により数十年に一度の降雨量となる大雨が予想される場合</td></tr>
<tr><td>暴　風</td><td rowspan="3">数十年に一度の強度の台風や同程度の温帯低気圧により</td><td>暴風が吹くと予想される場合</td></tr>
<tr><td>高　潮</td><td>高潮になると予想される場合</td></tr>
<tr><td>波　浪</td><td>高波になると予想される場合</td></tr>
<tr><td>暴風雪</td><td colspan="2">数十年に一度の強度の台風と同程度の温帯低気圧により雪を伴う暴風が吹くと予想される場合</td></tr>
<tr><td>大　雪</td><td colspan="2">数十年に一度の降雪量となる大雪が予想される場合</td></tr>
</table>

（注）発表に当たっては、降水量、積雪量、台風の中心気圧、最大風速などについて過去の災害事例に照らして算出した客観的な指標を設け、これらの実況及び予想に基づいて判断する。

２－２ 特別警報・警報・注意報の伝達系統

2015.4.1現在

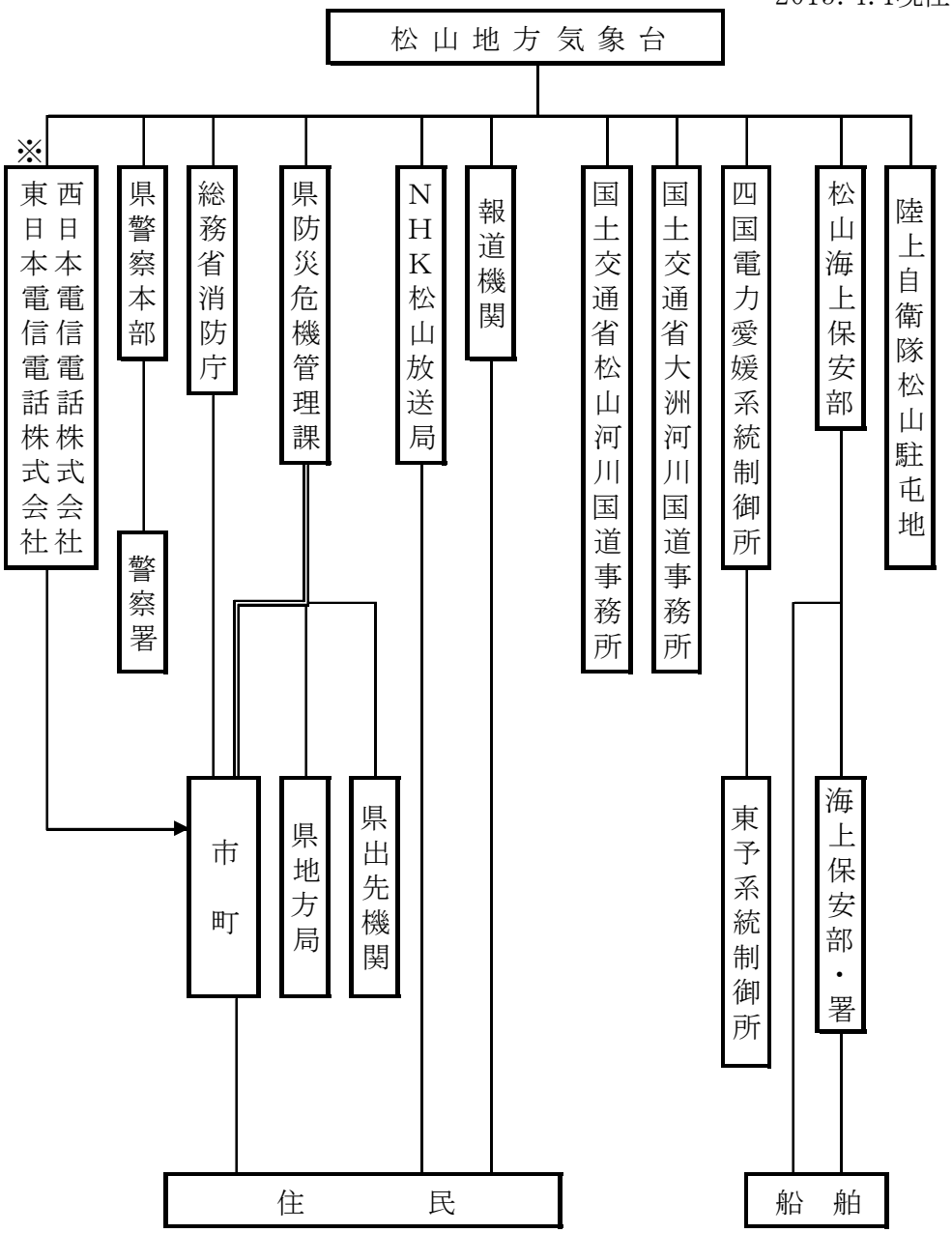

※印は警報のみ。

（注）二重線の経路は、特別警報が発表された際に、通知若しくは周知の措置が義務づけられている伝達経路

２－３ 震度階級表

●人の体感・行動、屋内の状況、屋外の状況

震度階級	人の体感・行動	屋内の状況	屋外の状況
0	人は揺れを感じないが、地震計には記録される。		
1	屋内で静かにしている人の中には、揺れをわずかに感じる人がいる。		
2	屋内で静かにしている人の大半が、揺れを感じる。 眠っている人の中には、目を覚ます人もいる。	電灯などのつり下げ物が、わずかに揺れる。	
3	屋内にいる人のほとんどが、揺れを感じる。歩いている人の中には、揺れを感じる人もいる。 眠っている人の大半が、目を覚ます。	棚にある食器類が音を立てることがある。	電線が少し揺れる。
4	ほとんどの人が驚く。歩いている人のほとんどが、揺れを感じる。眠っている人のほとんどが、目を覚ます。	電灯などのつり下げ物は大きく揺れ､棚にある食器類は音を立てる。座りの悪い置物が、倒れることがある。	電線が大きく揺れる。自動車を運転していて、揺れに気付く人がいる。
5弱	大半の人が、恐怖を覚え、物につかまりたいと感じる。	電灯などのつり下げ物は激しく揺れ､棚にある食器類、書棚の本が落ちることがある。座りの悪い置物の大半が倒れる。 固定していない家具が移動することがあり、不安定なものは倒れることがある。	まれに窓ガラスが割れて落ちることがある。電柱が揺れるのがわかる。道路に被害が生じることがある。
5強	大半の人が、物につかまらないと歩くことが難しいなど、行動に支障を感じる。	棚にある食器類や書棚の本で、落ちるものが多くなる。テレビが台から落ちることがある。固定していない家具が倒れることがある。	窓ガラスが割れて落ちることがある。補強されていないブロック塀が崩れることがある。据付けが不十分な自動販売機が倒れることがある。自動車の運転が困難となり、停止する車もある。
6弱	立っていることが困難になる。	固定していない家具の大半が移動し、倒れるものもある。ドアが開かなくなることがある。	壁のタイルや窓ガラスが破損、落下することがある。
6強	立っていることができず、はわないと動くことができない。揺れにほんろうされ、動くこともできず、飛ばされることもある。	固定していない家具のほとんどが移動し、倒れるものが多くなる。	壁のタイルや窓ガラスが破損、落下する建物が多くなる。補強されていないブロック塀のほとんどが崩れる。
7		固定していない家具のほとんどが移動したり倒れたりし、飛ぶこともある。	壁のタイルや窓ガラスが破損、落下する建物がさらに多くなる。補強されているブロック塀も破損するものがある。

●木造建物（住宅）の状況

震度階級	木造建物（住宅）	
	耐震性が高い	耐震性が低い
5弱	－	壁などに軽微なひび割れ･亀裂がみられることがある。
5強	－	壁などにひび割れ・亀裂がみられることがある。
6弱	壁などに軽微なひび割れ･亀裂がみられることがある。	壁などのひび割れ・亀裂が多くなる。 壁などに大きなひび割れ・亀裂が入ることがある。 瓦が落下したり、建物が傾いたりすることがある。倒れるものもある。
6強	壁などにひび割れ･亀裂がみられることがある。	壁などに大きなひび割れ･亀裂が入るものが多くなる。 傾くものや、倒れるものが多くなる。
7	壁などのひび割れ･亀裂が多くなる。まれに傾くことがある。	傾くものや、倒れるものがさらに多くなる。

（注１）木造建物（住宅）の耐震性により２つに区分けした。耐震性は、建築年代の新しいものほど高い傾向があり、おおむね昭和 56 年（1981 年）以前は耐震性が低く、昭和 57 年（1982 年）以降には耐震性が高い傾向がある。しかし、構法の違いや壁の配置などにより耐震性に幅があるため、必ずしも建築年代が古いというだけで耐震性の高低が決まるものではない。既存建築物の耐震性は、耐震診断により把握することができる。

（注２）この表における木造の壁のひび割れ、亀裂、損壊は、土壁（割り竹下地）、モルタル仕上壁（ラス、金網下地を含む）を想定している。下地の弱い壁は、建物の変形が少ない状況でも、モルタル等が剥離し、落下しやすくなる。

（注３）木造建物の被害は、地震の際の地震動の周期や継続時間によって異なる。平成 20 年（2008 年）岩手・宮城内陸地震のように、震度に比べ建物被害が少ない事例もある。

●鉄筋コンクリート造建物の状況

震度階級	鉄筋コンクリート造建物	
	耐震性が高い	耐震性が低い
5強	－	壁、梁（はり）、柱などの部材に、ひび割れ・亀裂が入ることがある。
6弱	壁、梁（はり）、柱などの部材に、ひび割れ・亀裂が入ることがある。	壁、梁（はり）、柱などの部材に、ひび割れ・亀裂が多くなる。
6強	壁、梁（はり）、柱などの部材に、ひび割れ・亀裂が多くなる。	壁、梁（はり）、柱などの部材に、斜めやＸ状のひび割れ・亀裂がみられることがある。 １階あるいは中間階の柱が崩れ､倒れるものがある。
7	壁、梁（はり）、柱などの部材に、ひび割れ・亀裂がさらに多くなる。 1階あるいは中間階が変形し、まれに傾くものがある。	壁、梁（はり）、柱などの部材に、斜めやＸ状のひび割れ・亀裂が多くなる。 １階あるいは中間階の柱が崩れ､倒れるものが多くなる。

（注１）鉄筋コンクリート造建物では、建築年代の新しいものほど耐震性が高い傾向があり、おおむね昭和 56 年（1981 年）以前は耐震性が低く、昭和 57 年（1982 年）以降は耐震性が高い傾向がある。しかし、構造形式や平面的、立面的な耐震壁の配置により耐震性に幅があるため、必ずしも建築年代が古いというだけで耐震性の高低が決まるものではない。既存建築物の耐震性は、耐震診断により把握することができる。

（注２）鉄筋コンクリート造建物は、建物の主体構造に影響を受けていない場合でも、軽微なひび割れがみられることがある。

●地盤・斜面等の状況

震度階級	地盤の状況	斜面等の状況
５弱	亀裂※1や液状化※2が生じることがある	落石やがけ崩れが発生することがある。
５強		
６弱	地割れが生じることがある。	がけ崩れや地すべりが発生することがある。
６強	大きな地割れが生じることがある	がけ崩れが多発し、大規模な地すべりや山体の崩壊が発生することがある※3。
７		

※１　亀裂は、地割れと同じ現象であるが、ここでは規模の小さい地割れを亀裂として表記している。
※２　地下水位が高い、ゆるい砂地盤では、液状化が発生することがある。液状化が進行すると、地面からの泥水の噴出や地盤沈下が起こり、堤防や岸壁が壊れる、下水管やマンホールが浮き上がる、建物の土台が傾いたり壊れたりするなどの被害が発生することがある。
※３　大規模な地すべりや山体の崩壊等が発生した場合、地形等によっては天然ダムが形成されることがある。また、大量の崩壊土砂が土石流化することもある。

●ライフライン・インフラ等への影響

ガス供給の停止	安全装置のあるガスメーター（マイコンメーター）では震度５弱程度以上の揺れで遮断装置が作動し、ガスの供給を停止する。 さらに揺れが強い場合には、安全のため地域ブロック単位でガス供給が止まることがある※。
断水、停電の発生	震度５弱程度以上の揺れがあった地域では、断水、停電が発生することがある※。
鉄道の停止、 高速道路の規制等	震度４程度以上の揺れがあった場合には、鉄道、高速道路などで、安全確認のため、運転見合わせ、速度規制、通行規制が、各事業者の判断によって行われる。（安全確認のための基準は、事業者や地域によって異なる。）
電話等通信の障害	地震災害の発生時、揺れの強い地域やその周辺の地域において、電話・インターネット等による安否確認、見舞い、問合せが増加し、電話等 がつながりにくい状況（ふくそう）が起こることがある。そのための対策として、震度６弱程度以上の揺れがあった地震などの災害の発生時 に、通信事業者により災害用伝言ダイヤルや災害用伝言板などの提供が行われる。
エレベーターの停止	地震管制装置付きのエレベーターは、震度５弱程度以上の揺れがあった場合、安全のため自動停止する。運転再開には、安全確認などのため、 時間がかかることがある。

※震度６強程度以上の揺れとなる地震があった場合には、広い地域で、ガス、水道、電気の供給が停止することがある。

●大規模構造物への影響

長周期地震動※による超高層ビルの揺れ	超高層ビルは固有周期が長いため、固有周期が短い一般の鉄筋コンクリート造建物に比べて地震時に作用する力が相対的に小さくなる性質を持っている。しかし、長周期地震動に対しては、ゆっくりとした揺れが長く続き、揺れが大きい場合には、固定の弱いＯＡ機器などが大きく移動し、人も固定しているものにつかまらないと、同じ場所にいられない状況となる可能性がある。
石油タンクのスロッシング	長周期地震動により石油タンクのスロッシング（タンク内溶液の液面が大きく揺れる現象）が発生し、石油がタンクから溢れ出たり、火災などが発生したりすることがある。
大規模空間を有する施設の天井等の破損、脱落	体育館、屋内プールなど大規模空間を有する施設では、建物の柱、壁など構造自体に大きな被害を生じない程度の地震動でも、天井等が大きく揺れたりして、破損、脱落することがある。

※規模の大きな地震が発生した場合、長周期の地震波が発生し、震源から離れた遠方まで到達して、平野部では地盤の固有周期に応じて長周期の地震波が増幅され、継続時間も長くなることがある。

２－４ 大津波警報、津波警報、津波注意報、津波情報、地震情報等の種類と内容（松山地方気象台）

１　津波関係

（１）大津波警報、津波警報、津波注意報

ア　大津波警報、津波警報、津波注意報の発表等

気象庁は、地震が発生した時は地震の規模や位置を即時に推定し、これらをもとに沿岸で予想される津波の高さを求め、津波による災害の発生が予想される場合には、地震が発生してから約３分を目標に大津波警報、津波警報又は津波注意報（以下これらを「津波警報等」という。）を発表する。

なお、大津波警報については、津波特別警報に位置づけられる。津波警報等とともに発表する予想される津波の高さは、通常は数値で発表する。ただし、地震の規模（マグニチュード）が８を超えるような巨大地震は地震の規模を数分内に精度よく推定することが困難であることから、推定した地震の規模が過小に見積もられているおそれがある場合は、予想される津波の高さを定性的表現で発表する。予想される津波の高さを定性的表現で発表した場合は、地震発生からおよそ15分程度で求められる地震規模（モーメントマグニチュード）をもとに、予想される津波の高さを数値で示した更新報を発表する。

津波警報等の種類と発表される津波の高さ等

津波警報等の種類	発表基準	津波の高さ予想の区分	発表される津波の高さ		津波警報等を見聞きした場合にとるべき行動
			数値での発表	定性的表現での発表	
大津波警報	予想される津波の高さが高いところで３ｍを超える場合	10ｍ＜高さ	10ｍ超	巨大	陸域に津波が及び浸水するおそれがあるため、沿岸部や川沿いにいる人は、ただちに高台や避難ビル等、安全な場所へ避難する。警報が解除されるまで安全な場所から離れない。
		５ｍ＜高さ≦10ｍ	10ｍ		
		３ｍ＜高さ≦５ｍ	５ｍ		
津波警報	予想される津波の高さが高いところで１ｍを超え、３ｍ以下の場合	１ｍ＜高さ≦３ｍ	３ｍ	高い	
津波注意報	予想される津波の高さが高いところで0.2ｍ以上、１ｍ以下の場合であって、津波による災害のおそれがある場合	0.2ｍ≦高さ≦１ｍ	１ｍ	（表記なし）	陸域では避難の必要はない。海の中にいる人はただちに海から上がって、海岸から離れる。海水浴や磯釣りは危険なので行わない。 注意報が解除されるまで海に入ったり海岸に近付いたりしない。

注）「津波の高さ」とは、津波によって潮位が高くなった時点における潮位と、その時点に津波がなかったとした場合の潮位との差であって、津波によって潮位が上昇した高さをいう。

イ　津波警報等の留意事項等

・沿岸に近い海域で大きな地震が発生した場合、津波警報等の発表が津波の襲来に間に合わない場合がある。
・津波警報等は、最新の地震・津波データの解析結果に基づき、内容を更新する場合がある。
・津波による災害のおそれがなくなったと認められる場合、津波警報等の解除を行う。このうち、津波の観測状況等により、津波がさらに高くなる可能性は小さいと判断した場合には、津波の高さが津波注意報の発表基準未満となる前に、海面変動が継続することや留意事項を付して解除を行う場合がある。

（２）津波情報

ア　津波情報の発表等

津波警報等を発表した場合には、津波の到達予想時刻や予想される津波の高さ等を津波情報で発表する。

津波情報の種類と発表内容

	情報の種類	内　　容
津波情報	津波到達予想時刻・予想される津波の高さに関する情報	各津波予報区の津波の到達予想時刻や予想される津波の高さを５段階の数値（メートル単位）又は２種類の定性的表現で発表
	各地の満潮時刻・津波の到達予想時刻に関する情報	主な地点の満潮時刻・津波の到達予想時刻を発表
	津波観測に関する情報	沿岸で観測した津波の時刻や高さを発表（※１）
	沖合の津波観測に関する情報	沖合で観測した津波の時刻や高さ、及び沖合の観測値から推定される沿岸での津波の到達時刻や高さを津波予報区単位で発表（※２）
	津波に関するその他の情報	津波に関するその他必要な事項を発表

（※１）津波観測に関する情報の発表内容について

・沿岸で観測された津波の第一波の到達時刻と押し引き、及びその時点における最大波の観測時刻と高さを発表する。

・最大波の観測値については、観測された津波の高さが低い段階で数値を発表することにより避難を鈍らせるおそれがあるため、当該津波予報区において大津波警報又は津波警報が発表中であり観測された津波の高さが低い間は、数値ではなく「観測中」の言葉で発表して、津波が到達中であることを伝える。

最大波の観測値の発表内容

発表中の津波警報等	発表基準	発表内容
大津波警報	観測された津波の高さ＞１ｍ	数値で発表
	観測された津波の高さ≦１ｍ	「観測中」と発表
津波警報	観測された津波の高さ≧0.2m	数値で発表
	観測された津波の高さ＜0.2m	「観測中」と発表
津波注意報	（すべて数値で発表）	数値で発表（津波の高さがごく小さい場合は「微弱」と表現）

（※２）沖合の津波観測に関する情報の発表内容について

・沖合で観測された津波の第一波の観測時刻と押し引き、その時点における最大波の観測時刻と高さを観測点ごとに発表する。また、これら沖合の観測値から推定される沿岸での推定値（第一波の到達時刻、最大波の到達時刻と高さ）を津波予報区単位で発表する。

・最大波の観測値及び推定値については、観測された津波の高さや推定される津波の高さが低い段階で数値を発表することにより避難を鈍らせるおそれがあるため、当該津波予報区において大津波警報又は津波警報が発表中で沿岸で推定される津波の高さが低い間は、数値ではなく「観測中」（沖合での観測値）又は「推定中」（沿岸での推定値）の言葉で発表して、津波が到達中であることを伝える。

・ただし、沿岸からの距離が 100km を超えるような沖合の観測点では、予報区との対応付けが困難となるため、沿岸での推定値は発表しない。また、観測値についても、より沿岸に近く予報区との対応付けができている他の観測点で観測値や推定値が数値で発表されるまでは「観測中」と発表する。

最大波の観測値及び推定値の発表内容（沿岸から100km程度以内にある沖合の観測点）

発表中の津波警報等	発表基準	発表内容
大津波警報	沿岸で推定される津波の高さ＞３ｍ	沖合での観測値、沿岸での推定値とも数値で発表
	沿岸で推定される津波の高さ≦３ｍ	沖合での観測値を「観測中」、沿岸での推定値は「推定中」と発表
津波警報	沿岸で推定される津波の高さ＞１ｍ	沖合での観測値、沿岸での推定値とも数値で発表
	沿岸で推定される津波の高さ≦１ｍ	沖合での観測値を「観測中」、沿岸での推定値は「推定中」と発表
津波注意報	（すべて数値で発表）	沖合での観測値、沿岸での推定値とも数値で発表

イ　津波情報の留意事項等

① 津波到達予想時刻・予想される津波の高さに関する情報

・津波到達予想時刻は、津波予報区の中で最も早く津波が到達する時刻である。同じ予報区の中でも場所によっては、この時刻よりも数十分、場合によっては１時間以上遅れて津波が襲ってくることがある。

・津波の高さは、一般的に地形の影響等のため場所によって大きく異なることから、局所的に予想される津波の高さより高くなる場合がある。

② 各地の満潮時刻・津波到達予想時刻に関する情報

・津波と満潮が重なると、潮位の高い状態に津波が重なり、被害がより大きくなる場合がある。

③ 津波観測に関する情報

・津波による潮位変化（第一波の到達）が観測されてから最大波が観測されるまでに数時間以上かかることがある。

・場所によっては、検潮所で観測した津波の高さよりも更に大きな津波が到達しているおそれがある。

④ 沖合の津波観測に関する情報

・津波の高さは、沖合での観測値に比べ、沿岸ではさらに高くなる。

・津波は非常に早く伝わり、「沖合の津波観測に関する情報」が発表されてから沿岸に津波が到達するまで５分とかからない場合もある。また、地震の発生場所によっては、情報の発表が津波の到達に間に合わない場合もある。

（３）津波予報

地震発生後、津波による災害のおそれがない場合には、以下の内容を津波予報で発表する。

津波予報の発表基準と発表内容

津波予報が発表される場合	内　　容
津波が予想されないとき （地震情報に含めて発表）	津波の心配なしの旨を発表
0.2m未満の海面変動が予想されたとき （津波に関するその他の情報に含めて発表）	高いところでも 0.2m未満の海面変動のため被害の心配はなく、特段の防災対応の必要がない旨を発表
津波注意報解除後も海面変動が継続するとき （津波に関するその他の情報に含めて発表）	津波に伴う海面変動が観測されており、今後も継続する可能性が高いため、海に入っての作業や釣り、海水浴などに際して十分な留意が必要である旨を発表

（４）津波予報区

津波予報は、全国の海岸線を 66 の区域に分け、都道府県単位若しくはさらに細かい地域で発表する。これを津波予報区といい、愛媛県では次の図に示す「愛媛県瀬戸内海沿岸」と「愛媛県宇和海沿岸」で発表する。

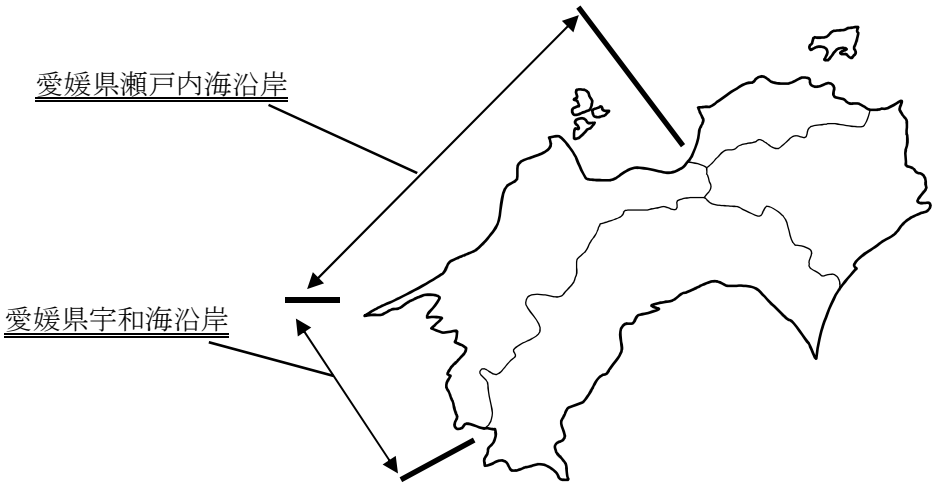

２　地震関係

（１）緊急地震速報

地震の発生直後に震源に近い地震計でとらえた観測データを解析して、震源や地震の規模（マグニチュード）を直ちに推定し、各地での主要動の到達時刻や震度を推定し、可能な限り素早く、強い揺れが来ることをお知らせする情報である。このため、震源付近では強い揺れの到達に間に合わない。

緊急地震速報には、テレビやラジオ、携帯電話等で入手できる緊急地震速報（警報）と受信端末等を利用して個々の利用者のニーズに合わせて利用できる緊急地震速報（予報）の２種類がある。なお、震度６弱以上の揺れを予想した場合は特別警報に位置づけられる。

緊急地震速報（警報）の発表条件、発表内容、区域名称

緊急地震速報（警報）	発表条件	地震波が２点以上の地震観測点で観測され、最大震度が５弱以上と予想された場合
	発表内容	地震の発生時刻、震央地名、震源、震度４以上が推定される地域名（具体的な予想震度と猶予時間は発表しない。）
区域の名称		地域単位：愛媛県東予・愛媛県中予・愛媛県南予、県単位：愛媛、 地方単位：四国

緊急地震速報（予報）の発表条件、発表内容

緊急地震速報（予報）	発表条件	いずれかの地震観測点において、Ｐ波又はＳ波の振幅が 100 ガル以上となった場合 地震計で観測された地震波を解析した結果、マグニチュードが 3.5 以上、又は最大予測震度が３以上である場合
	発表内容	地震の発生時刻、震央地名、震源と ・予測される最大震度が震度３以下のときは、最大予測震度 ・予測される最大震度が震度４以上のときは、地域名に加えて、震度４以上と予測される地域の震度とその地域への大きな揺れの到達予測時刻

注）緊急地震速報（予報）は、地震を検知してから数秒～１分程度の間に数回（５～10 回程度）発表される。第１報は迅速性を優先し、その後提供する情報の精度は徐々に高くなり、ほぼ精度が安定したと考えられる時点で最終報を発表する。

（２）地震情報等の種類とその内容

地震情報の種類	発表基準	内　容
震度速報	震度３以上	地震発生約１分半後に、震度３以上を観測した地域名（全国を約 190 地域に区分）と地震の揺れの発現時刻を速報
震源に関する情報	震度３以上 （大津波警報、津波警報又は津波注意報を発表した場合は発表しない）	地震の発生場所（震源）やその規模（マグニチュード）を発表。 「津波の心配がない」又は「若干の海面変動があるかもしれないが被害の心配はない」旨を付加。
震源・震度に関する情報	以下のいずれかを満たした場合 ・震度３以上 ・大津波警報、津波警報又は津波注意報発表時 ・若干の海面変動が予想される場合 ・緊急地震速報（警報）を発表した場合	地震の発生場所（震源）やその規模（マグニチュード）、震度３以上の地域名と市町村名を発表。 震度５弱以上と考えられる地域で、震度を入手していない地点がある場合は、その市町村名を発表。
各地の震度に関する情報	震度１以上	震度１以上を観測した地点のほか、地震の発生場所（震源）やその規模（マグニチュード）を発表。 震度５弱以上と考えられる地域で、震度を入手していない地点がある場合は、その地点名を発表。
推計震度分布図	震度５弱以上	観測した各地の震度データをもとに、1㎞四方ごとに推計した震度（震度４以上）を図情報として発表。
遠地地震に関する情報	国外で発生した地震について以下のいずれかを満たした場合等 ・マグニチュード 7.0 以上 ・都市部等、著しい被害が発生する可能性がある地域で規模の大きな地震を観測した場合	地震の発生時刻、発生場所（震源）やその規模（マグニチュード）を概ね 30 分以内に発表。 日本や国外への津波の影響に関しても記述して発表。
その他の情報	顕著な地震の震源要素を更新した場合や地震が多発した場合等	顕著な地震の震源要素更新のお知らせや地震が多発した場合の震度１以上を観測した地震回数情報等を発表

（３）地震解説資料

松山地方気象台は、愛媛県の沿岸に対し大津波警報・津波警報・津波注意報が発表されたときや愛媛県内で震度４以上の揺れを観測したとき等に、防災等に係る活動の利用に資するよう緊急地震速報、大津波警報・津波警報・津波注意報並びに地震及び津波に関する情報や関連資料を編集した「地震解説資料」を、関係地方公共団体、報道機関等に提供する。

３　情報等の流れ図

大津波警報、津波警報、津波注意報、津波情報、津波予報、地震情報等の一連の流れ図を下記に示す。

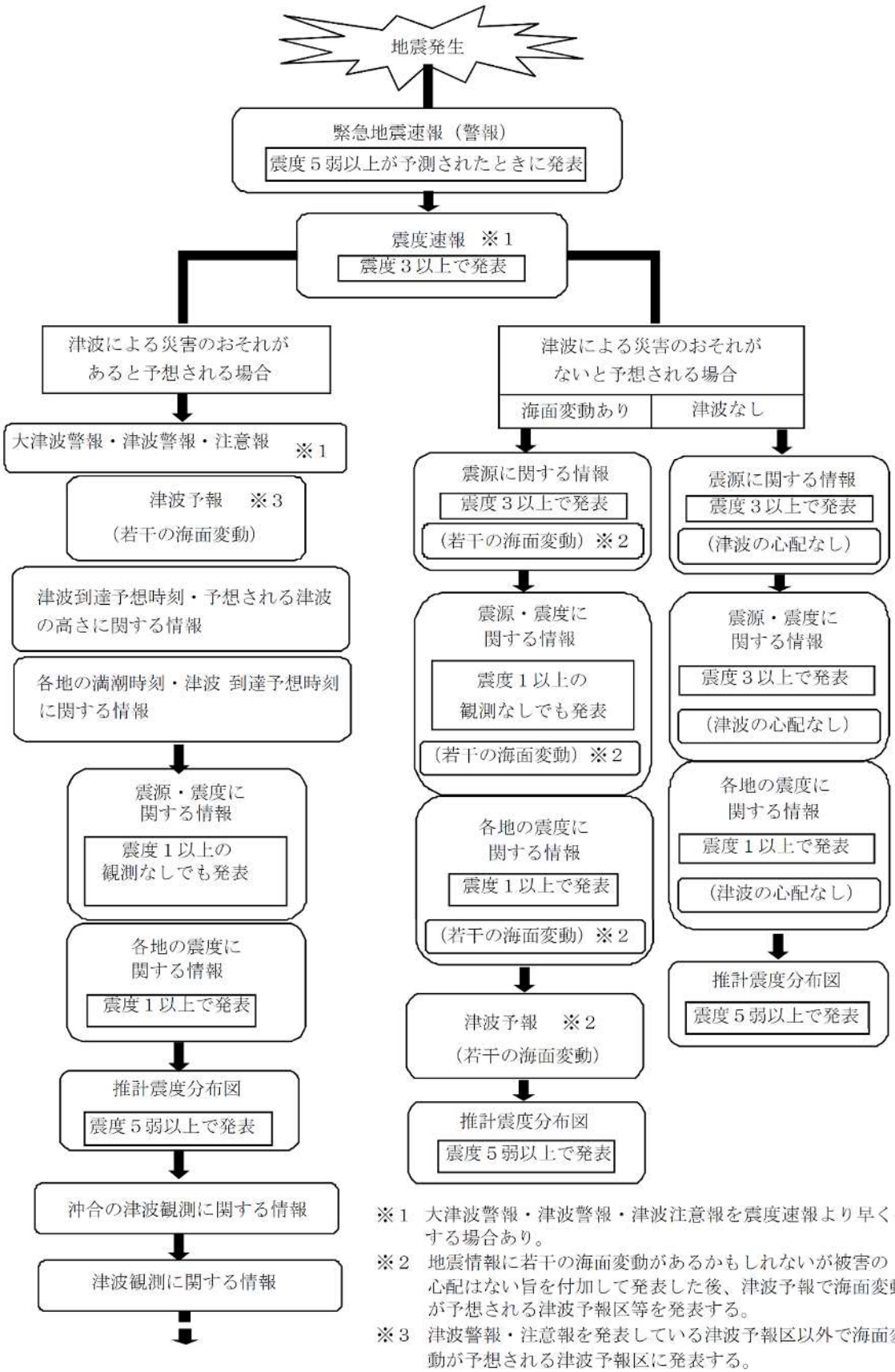

※１　大津波警報・津波警報・津波注意報を震度速報より早く発表する場合あり。

※２　地震情報に若干の海面変動があるかもしれないが被害の心配はない旨を付加して発表した後、津波予報で海面変動が予想される津波予報区等を発表する。

※３　津波警報・注意報を発表している津波予報区以外で海面変動が予想される津波予報区に発表する。

４　地震情報に使用される用語の解説

用　　語	説　　明
震　　度	ある地点での地震動の強さをいう。 「計測震度計」により観測される。地震が起こったとき、地震が同じ加速度で揺れたとしても、揺れの周期により人体の感じ方は違う。このため、計測震度計は測定した加速度を周期及び揺れの継続時間により補正し、計測震度を算出している。
震度観測点	計測震度計が設置されている場所をいい、原則として市町に１箇所程度設置されている。
地域震度	全国を 188 地域に分け、その地域内ごとの震度観測点で観測された最大震度をいう。愛媛県では、愛媛県東予、中予、南予の３地域に分けて発表する。
震源要素	発生時刻、緯度、経度、深さ、地震の規模（マグニチュード）
震　　源	地震発生の際に、地球内部の岩石の破壊が開始した地点をいう。
震　　央	震源の真上にあたる地表の地点をいい、震源地ともいう。
マグニチュード	地震の規模の大小を数字で示したのがマグニチュードで、一般には「M」という記号により示される。
群発地震	本震と呼べるような、とび抜けて大きな地震を含まず、観測される地震の数が多い地震をいう。ある程度活動規模が大きく、単位時間当たりの発生頻度が高い場合に使用する。

２－５ 大津波警報・津波警報・津波注意報及び地震・津波に関する情報の伝達系統図

2020.1.1現在

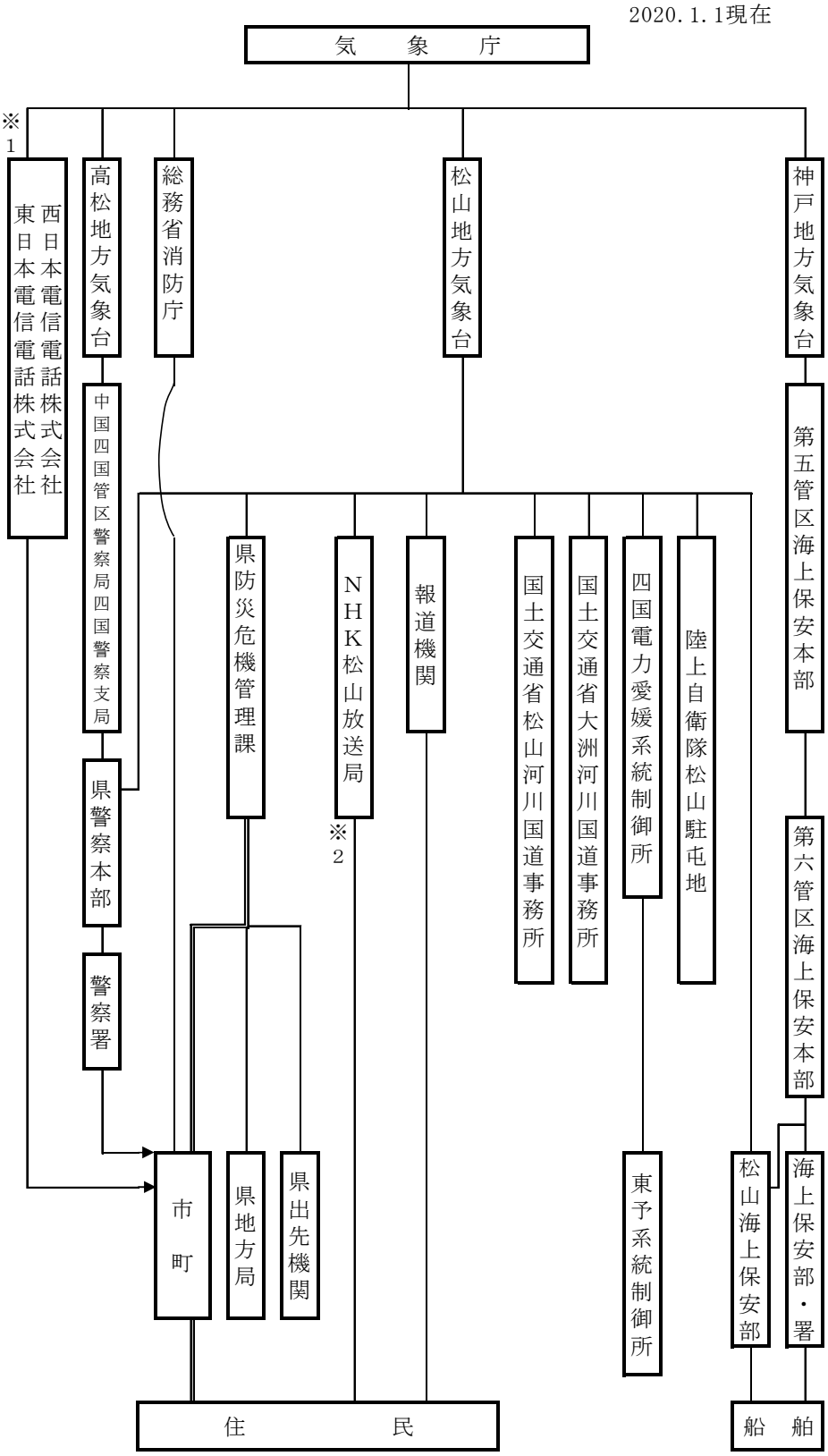

※１：津波警報の発表、解除のみ。
※２：警報はＥＷＳ（緊急警報放送システムの略）により放送する。
（注）二重線の経路は、特別警報が発表された際に、通知若しくは周知の措置が義務づけられている伝達経路

２－６ 障害時における津波警報、津波注意報の伝達様式

津 波 警 報、津 波 注 意 報

年　　月　　日　　時　　分　気　象　庁　発表

＊＊＊＊＊＊＊＊＊＊＊＊＊　津波警報・注意報　＊＊＊＊＊＊＊＊＊＊＊＊＊

大津波警報・津波警報の　発表・切替・解除　をお知らせします

＜大津波警報＞

愛媛県瀬戸内海沿岸

愛媛県宇和海沿岸

＜津波警報＞

愛媛県瀬戸内海沿岸

愛媛県宇和海沿岸

津波注意報の　発表・切替・解除　をお知らせします

＜津波注意報＞

愛媛県瀬戸内海沿岸

愛媛県宇和海沿岸

＊＊＊＊＊＊＊＊＊＊＊＊＊　津波予報の解説　＊＊＊＊＊＊＊＊＊＊＊＊＊

＜大津波＞
３ｍ以上の津波が予想されますので，厳重に警戒してください

＜津波＞
１ｍ～３ｍの津波が予想されますので，警戒してください

＜津波注意＞
１ｍの津波が予想されますので，注意してください

※ この用紙は，システム障害時に音声又はカタカナ電文しか受信できない時使用する。

２－７ 震度観測地点一覧表

設置機関	観測点数
■ 気象庁	9
● 自治体	53
● 防災科学技術研究所	15
合計	77

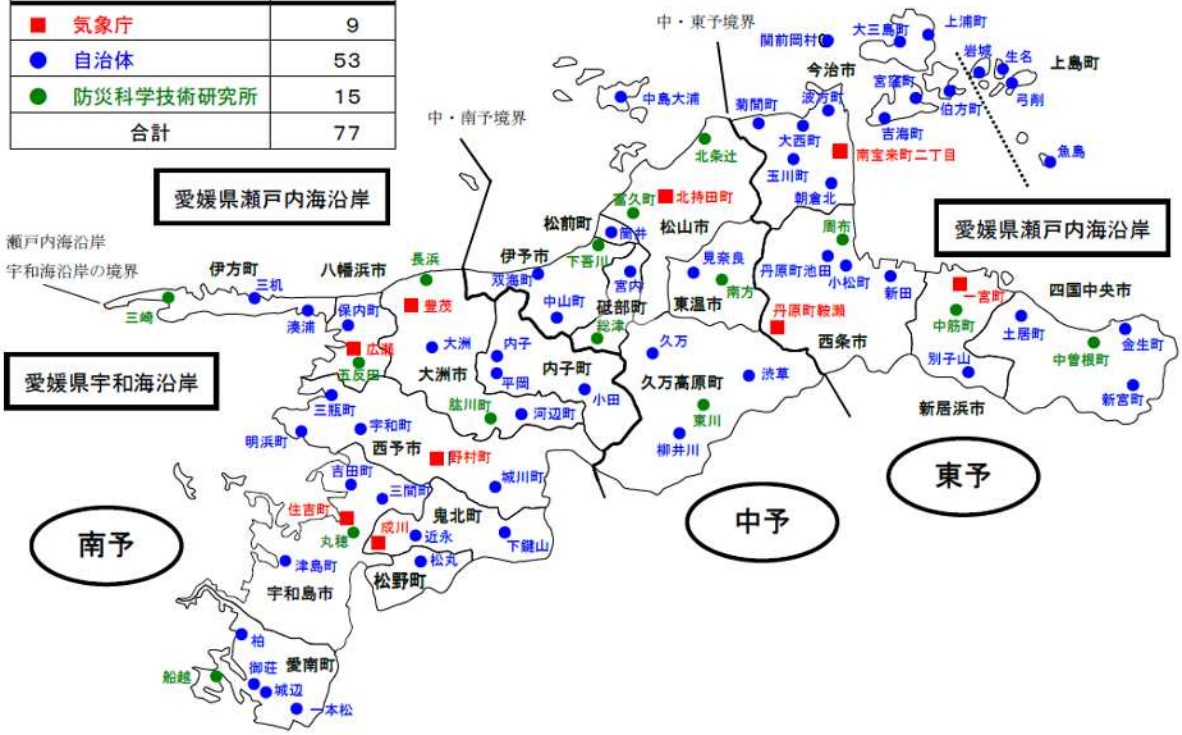

地域名称　　愛媛県中予		
震度観測点名称	設置場所	震度計種別
伊予市下吾川＊	伊予市下吾川 950-3　〔伊予消防本部〕	防科研
伊予市中山町＊	伊予市中山町出渕 2 番耕地 138-1　〔中山地域事務所〕	自治体
伊予市双海町＊	伊予市双海町上灘甲 5821-6　〔双海地域事務所〕	自治体

２－８ 警戒レベルと住民等のとるべき行動について

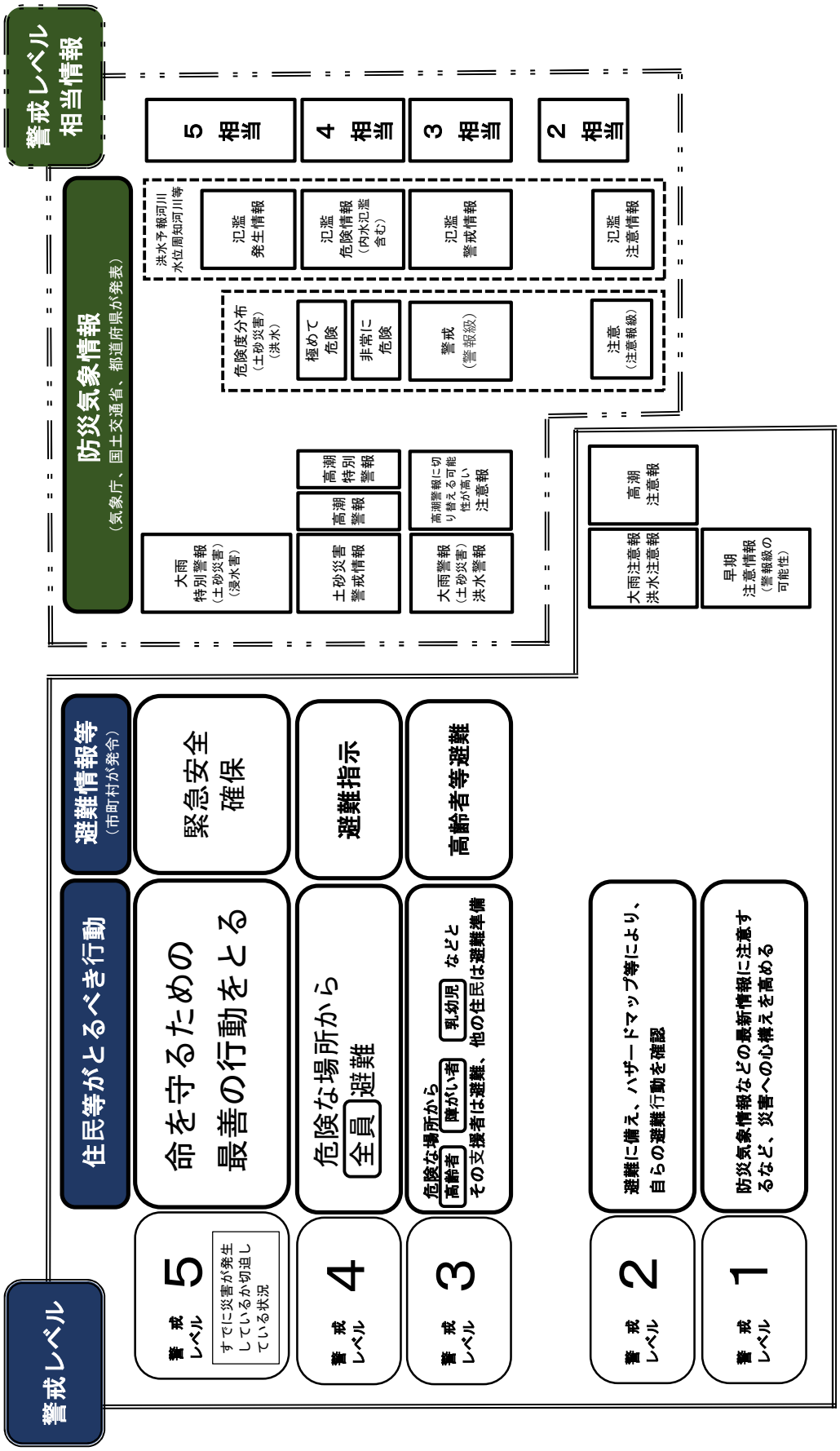

３　防災上注意すべき区域等

３－１　土石流危険渓流

【土石流危険渓流Ⅰ】

渓流番号	水系名	河川名	渓流名	大字名	字名	保全対象人家戸数	誘導責任者
IY210-1001	国近川	神寄川	中ノ谷川	八倉	西組	11	誘導責任者は、当該地区の広報区長又は消防団員等とし、別に定める。
IY210-1002	〃	〃	西谷川	宮下	北組	24	
IY210-1003	〃	〃	田ノ浦川	〃	南組	44	
IY210-1004	〃	尻無川	本谷川	〃	宮下	27	
IY210-1005	大谷川	西願寺川	本願寺川	上野	本村	17	
IY210-1006	〃	春戸川	サルガ谷川	〃	上郷	5	
IY210-1007	〃	〃	春戸谷川	上三谷	原	38	
IY210-1008	〃	大谷川	原谷川	〃	〃	5	
IY210-1009	〃	宮ケ谷川	三色谷川	〃	〃	6	
IY210-1010	〃	保田川	トトコ谷川	下三谷	下三谷	27	
IY210-1011	〃	八反地川	中八反地川	上吾川	十合	49	
IY210-1012	〃	〃	西八反地川	〃	〃	2	
IY210-1013	稍川	稍川	北谷川	稲荷	谷	5	
IY210-1014	〃	〃	井出向川	〃	客	7	
IY210-1015	〃	〃	西本村川	〃	山畑	14	
IY210-1016	天神川	天神川	石ブナ川	市場	向井原	9	
IY210-1017	〃	〃	西石ブナ川	〃	〃	6	
IY210-1018	森川	森川	片山川	大平	片山	15	
IY210-1019	〃	立場谷川	猪ノ谷川	〃	梶畑	18	
IY210-1020	〃	白木谷川	中猪ノ谷川	〃	〃	10	
IY210-1021	〃	森川	堂ノ奥川	下唐川	馬場	7	
IY210-1022	〃	〃	風呂の奥谷川	〃	〃	2	
IY210-1023	〃	〃	土居ノ奥谷川	〃	〃	3	
IY210-1024	〃	〃	中台川	〃	中台	5	
IY210-1025	〃	〃	ウルシ谷川	〃	〃	2	
IY210-1026	〃	〃	東野谷川	〃	東野	9	
IY210-1027	〃	〃	下寺谷川	上唐川	下寺	4	
IY210-1028	〃	本谷川	砥ノ谷川	〃	〃	7	
IY210-1029	〃	森川	中向山東川	両沢	両沢	8	
IY210-1030	〃	〃	向山川	〃	〃	16	
IY210-1031	〃	〃	森川	鵜崎	鵜崎	12	
IY210-1032	〃	本谷川	本谷川	上唐川	本谷	15	
IY210-1033	〃	〃	小谷山川	〃	〃	8	
IY210-1034	〃	森川	長崎谷川	〃	長崎突鼻	18	
IY210-1035	〃	長崎谷川	中長崎谷川	〃	長崎谷	5	
IY210-1036	〃	森川	葉之浦川	大平	みどりヶ丘	66	
IY210-1037	〃	長谷川	東大南西川	〃	〃	5	
IY210-1038	〃	〃	大南谷川	〃	大南	5	
IY210-1039	〃	〃	西大南上川	〃	〃	1	
IY210-1040	〃	森川	南四ツ松谷川	〃	四ツ松	4	
IY210-1041	〃	〃	四ツ松谷川	〃	〃	17	
IY210-1042	〃	〃	西曽根川	〃	曽根	11	
IY210-1043	〃	〃	堂ケ谷川	〃	小野	13	
IY210-1044	〃	三秋川	折戸谷川	三秋	折戸	8	
IY210-1045	〃	〃	北折戸谷川	〃	〃	5	
IY210-1046	〃	〃	西上の山川	〃	下三秋	7	
IY210-1047	〃	〃	上の山川	〃	〃	16	

渓流番号	水系名	河川名	渓流名	大字名	字名	保全対象人家戸数	誘導責任者
IY210-1048	〃	〃	東上の山川	〃	〃	7	誘導責任者は、当該地区の広報区長又は消防団員等とし、別に定める。
IY210-1049	畑川	〃	下三秋北川	〃	端	0	
IY404-1105	肱川	森川	赤海川	中山町佐礼谷	赤海	3	
IY404-1106	〃	藤の郷川	福住川	中山町中山	福住	5	
IY404-1107	〃	〃	永木川	〃	永木	6	
IY404-1108	〃	〃	西永木川	〃	梅原	2	
IY404-1109	〃	〃	梅原川	〃	梅原	2	
IY404-1110	〃	柚之木川	柚之木川	〃	柚之木	2	
IY404-1111	〃	〃	下柚之木川	〃	〃	1	
IY404-1112	〃	中山川	南水無川	〃	福元	9	
IY404-1113	〃	〃	水無川	〃	〃	11	
IY404-1114	〃	〃	山谷川	〃	泉町	20	
IY404-1115	〃	〃	上高岡川	〃	〃	23	
IY404-1116	〃	〃	上高田川	中山町出渕	寺尾	0	
IY404-1117	〃	〃	上長沢西川	中山町中山	上長沢	1	
IY404-1118	〃	〃	上長沢東川	〃	〃	5	
IY404-1119	〃	〃	西竹之内川	中山町佐礼谷	竹之内	0	
IY404-1120	〃	〃	大野谷川	〃	〃	6	
IY404-1121	〃	〃	寺の奥谷川	〃	坪ノ内	5	
IY404-1122	〃	〃	宮の上川	〃	村中	8	
IY404-1123	〃	〃	梅谷川	〃	佐礼谷	14	
IY404-1124	〃	〃	障子ヶ谷川	〃	障子ヶ谷	2	
IY404-1125	〃	〃	坂本川	中山町出渕	市成	18	
IY404-1126	〃	栗田川	栃谷西窪川	〃	栃谷	8	
IY404-1127	〃	〃	下兵庫川	中山町栗田	本郷	9	
IY404-1128	〃	〃	兵庫川	〃	〃	7	
IY404-1129	〃	中山川	高岡川	中山町中山	泉町二丁目	22	
IY404-1130	〃	栗田川	萩ノ窪川	中山町出渕	豊岡二	1	
IY404-1131	〃	中山川	日南登川	〃	日南登	8	
IY404-1132	〃	〃	漆川	〃	漆	4	
IY404-1133	〃	〃	福岡川	中山町中山	上平村	2	
IY405-1134	本谷川	本谷川	下本谷川	双海町大久保	本谷	5	
IY405-1135	肱川	中山川	高見川	双海町上灘	高見	6	
IY405-1136	〃	〃	上東峰川	〃	東峰	7	
IY405-1137	畑川	畑川	中畑川	双海町高野川	原	6	
IY405-1138	〃	〃	北畑川	〃	西	2	
IY405-1139	小網川	桜谷川	桜谷川	双海町上灘	小網	49	
IY405-1140	〃	小網川	小網川	〃	〃	49	
IY405-1141	〃	桜谷川	西桜谷川	〃	〃	20	
IY405-1142	上灘川	上灘川	上灘谷	〃	灘	14	
IY405-1143	〃	〃	上灘川	〃	久保	8	
IY405-1144	〃	〃	三島川	〃	三島	19	
IY405-1145	〃	日尾野川	日尾野川	〃	日尾野	11	
IY405-1146	〃	奥大江川	宮ノ谷川	〃	奥大栄	1	
IY405-1147	〃	〃	西谷川	〃	〃	3	
IY405-1148	〃	大江川	鎌下駄川	〃	大栄	8	
IY405-1149	〃	〃	下鎌下足川	〃	〃	3	
IY405-1150	〃	〃	駄馬川	〃	〃	8	
IY405-1151	〃	上灘川	猪谷川	〃	久保	13	
IY405-1152	〃	〃	大谷川	〃	両谷	23	
IY405-1153	〃	大谷川	下両谷川	〃	〃	5	
IY405-1154	〃	〃	両谷川	〃	〃	21	
IY405-1155	引地川	引地川	本郷下川	双海町高岸	本郷	70	
IY405-1156	〃	〃	引地川	〃	奥	77	

渓流番号	水系名	河川名	渓流名	大字名	字名	保全対象人家戸数	誘導責任者
IY405-1157	〃	〃	二瀬川	〃	〃	74	誘導責任者は、当該地区の広報区長又は消防団員等とし、別に定める。
IY405-1158	〃	〃	高岸西川	〃	本郷	7	
IY405-1159	〃	〃	高岸東川	〃	〃	10	
IY405-1160	大平川	大平川	大平川	〃	塩屋	10	
IY405-1161	乙井谷川	乙井谷川	乙井谷川	〃	〃	23	
IY405-1162	長薮川	長薮川	長薮川	〃	唐崎	17	
IY405-1163	本谷川	本谷川	本谷川	双海町大久保	本谷	12	
IY405-1164	石ノ久保川	石ノ久保川	石ノ久保川	〃	石ノ久保	6	
IY405-1165	閏住川	閏住川	閏住川	〃	大久保	12	
IY405-1166	富岡川	富岡川	富岡川	〃	富岡	1	
IY405-1167	日喰川	日喰川	日喰川	〃	日喰	4	
IY405-1168	〃	〃	〃	〃	大久保	17	
IY405-1169	東上浜川	東上浜川	東上浜川	〃	日喰	11	
IY405-1170	中上浜川	中上浜川	中上浜川	双海町串	上浜	4	
IY405-1171	西上浜川	西上浜川	西上浜川	〃	〃	13	
IY405-1172	豊田川	豊田川	上奥東川	〃	奥東	5	
IY405-1173	〃	〃	下奥東川	〃	〃	3	
IY405-1174	富岡川	富岡川	下富岡川	双海町大久保	富岡	3	
IY405-1175	吉野川	吉野川	吉野川	双海町串	下浜	31	
IY405-1176	夫婦藪川	夫婦藪川	夫婦藪川	〃	〃	43	
IY405-1177	池之窪川	池之窪川	池之窪川	〃	池之窪	46	
IY405-1178	西池之窪川	西池之窪川	西池之窪川	〃	下浜	2	
IY405-1179	東本村川	東本村川	東本村川	〃	本村	4	
IY405-1180	本村川	本村川	本村川	〃	〃	5	
IY405-1181	西富貴川	西富貴川	西富貴川	〃	富貴	7	
IY405-1182	椿谷川	椿谷川	椿谷川	〃	満野	3	
IY405-1183	満野川	満野川	中満野川	〃	満野	6	
IY405-1184	〃	〃	西満野川	〃	〃	6	
計	１２９箇所					1,642	

【土石流危険渓流Ⅱ】

渓流番号	水系名	河川名	渓流名	大字名	字名	保全対象人家戸数	誘導責任者
IY210-2001	大谷川	大谷川	ノマズ谷川	上三谷	原	3	誘導責任者は、当該地区の広報区長又は消防団員等とし、別に定める。
IY210-2002	綿川	綿川	南谷川	稲荷	谷	4	
IY210-2003	〃	〃	西谷川	〃	〃	1	
IY210-2004	森川	白木谷川	東猪ノ谷川	大平	梶畑	2	
IY210-2005	〃	森川	白木谷川	〃	大平	3	
IY210-2006	〃	〃	東土居ノ奥谷川	下唐川	馬場	2	
IY210-2007	〃	〃	中ウルシ谷川	〃	中台	4	
IY210-2008	〃	〃	東ウルシ谷川	〃	〃	1	
IY210-2009	〃	水口谷川	南水口谷川	上唐川	下寺	2	
IY210-2010	〃	森川	向山西川	〃	本谷	1	
IY210-2011	〃	〃	中向山西川	両沢	両沢	4	
IY210-2012	〃	〃	大山谷川	〃	〃	3	
IY210-2013	〃	〃	上唐中川	下唐川	中台	2	
IY210-2014	〃	〃	西鎌谷川	〃	馬場	1	
IY210-2015	〃	鎌谷川	鎌谷川	〃	鎌ヶ谷	4	
IY210-2016	〃	長谷川	東大南上川	大平	大南	3	
IY210-2017	〃	〃	東大南中川	〃	〃	4	
IY210-2018	〃	〃	西大南下川	〃	〃	2	
IY210-2019	〃	〃	西大南中川	〃	〃	3	
IY210-2020	〃	〃	下四ツ松谷川	〃	〃	4	

渓流番号	水系名	河川名	渓流名	大字名	字名	保全対象人家戸数	誘導責任者
IY210-2021	〃	三秋川	銭尾峠川	三秋	折戸	3	誘導責任者は、当該地区の広報区長又は消防団員等とし、別に定める。
IY210-2022	〃	〃	南折戸谷川	〃	〃	4	
IY210-2023	畑川	〃	畑川	〃	端	3	
IY404-2068	肱川	藤の郷川	東永木川	中山町中山	梅原	1	
IY404-2069	〃	中山川	オツゲ谷川	〃	下平村	3	
IY404-2070	〃	〃	平村岩本川	〃	中平村	1	
IY404-2071	〃	柚之木川	西柚之木川	〃	柚之木	2	
IY404-2072	〃	〃	中柚之木川	〃	〃	2	
IY404-2073	〃	中山川	平野川	中山町佐礼谷	平野	1	
IY404-2074	〃	壬生川	山吹川	〃	山吹	2	
IY404-2075	〃	〃	犬寄川	〃	犬寄	4	
IY404-2076	〃	中山川	源氏宮田川	〃	源氏	1	
IY404-2077	〃	壬生川	二壬子川	〃	山吹	1	
IY404-2078	〃	中山川	鎌稲川	〃	坪ノ内	3	
IY404-2079	〃	〃	宮の谷川	〃	村中	4	
IY404-2080	〃	〃	寺尾川	中山町出渕	寺尾	1	
IY404-2081	〃	栗田川	栃谷一木川	〃	栃谷	2	
IY404-2082	〃	〃	東栃谷川	〃	下野中	2	
IY404-2083	〃	〃	粧口石谷川	〃	大矢下野中	1	
IY404-2084	〃	〃	椎ノ木川	〃	出渕	2	
IY404-2085	〃	〃	ヲトシ川	中山町栗田	本郷	1	
IY404-2086	〃	〃	大久保谷川	中山町出渕	下谷	2	
IY404-2087	〃	中山川	日南登下川	〃	豊岡一	4	
IY405-2088	畑川	畑川	両畑川	三秋	端	1	
IY405-2089	〃	〃	南畑川	双海町高野川	原	4	
IY405-2090	小網川	小網川	上小網川	双海町上灘	小網	3	
IY405-2091	上灘川	蕎麦谷川	蕎麦谷川	〃	日尾野	4	
IY405-2092	〃	〃	本蕎麦谷川	〃	〃	3	
IY405-2093	〃	大江川	下大栄口川	〃	三島	3	
IY405-2094	〃	奥大江川	奥大江川	〃	奥大栄	2	
IY405-2095	〃	〃	西谷上川	〃	〃	1	
IY405-2096	〃	上灘川	中柳谷川	〃	上灘	2	
IY405-2097	肱川	中山川	下東峰川	〃	東峰	3	
IY405-2098	豊田川	豊田川	奥東川	双海町串	奥東	1	
IY405-2099	富岡川	富岡川	中富岡川	双海町大久保	富岡	1	
IY405-2100	豊田川	豊田川	ヲフノ奥川	双海町串	奥西	2	
IY405-2101	〃	〃	奥西川	〃	〃	1	
IY405-2102	〃	〃	西ノ谷川	〃	串	2	
IY405-2103	満野川	満野川	満野川	〃	満野	2	
計	５９箇所					138	

３－２ 急傾斜地崩壊危険箇所

【（Ｉ）自然斜面】

箇所番号	箇所名	大字名	小字名	保全対象人家戸数	誘導責任者
959	三秋折戸	三秋	折戸	12	誘導責任者は、当該地区の広報区長又は消防団員等とし、別に定める。
960	大平Ａ	大平	曽根	13	
961	大平Ｂ	〃	〃	6	
962	大平Ｃ	〃	石原	14	
964	馬場	上唐川	馬場	11	
965	中台	〃	中台	2	
966	長崎谷Ａ	〃	長崎谷	8	
967	長崎谷Ｂ	〃	〃	8	
968	下寺	〃	下寺	15	
969	本谷Ａ	〃	本谷	12	
970	本谷Ｂ	〃	〃	14	
2673	中谷Ｂ	〃	中台	5	
2674	平岡	平岡	平岡	5	
2675	武領Ａ	大平	武領	6	
1016	源氏	中山町佐礼谷	源氏	5	
1017	梅ノ木	〃	梅ノ木	9	
1018	安別当Ａ	〃	安別当	5	
1019	安別当Ｂ	〃	〃	8	
1021	柿谷Ｂ	〃	柿谷	11	
1022	中替地Ａ	〃	中替地	17	
1024	山口Ａ	〃	山口	5	
1025	山口Ｂ	〃	〃	4	
1026	山口Ｃ	〃	〃	6	
1027	村中Ａ	〃	村中	6	
1028	村中Ｂ	〃	〃	12	
1029	カンジャ川	〃	坪之内	8	
1030	坪之内	〃	〃	18	
1031	仁生子	〃	源氏	8	
1032	山吹	〃	日浦	8	
1033	日浦	〃	〃	8	
1034	竹ノ内	〃	竹ノ内	5	
1036	坪井Ａ	中山町出渕	坪井	6	
1037	坪井Ｂ	〃	〃	7	
1039	小池Ａ	〃	小池	11	
1040	小池Ｂ	〃	〃	13	
1041	下野中	〃	下野中	6	
1042	大矢	〃	大矢	9	
1043	中野中Ｂ	〃	中野中	5	
1044	中野中Ａ	〃	〃	6	
1045	上野中	〃	上野中	6	
1046	本郷	中山町栗田	本郷	22	
1047	仁川登	〃	仁川登	9	

箇所番号	箇所名	大字名	小字名	保全対象人家戸数	誘導責任者
1048	輪窪	中山町出渕	影之浦	5	誘導責任者は、当該地区の広報区長又は消防団員等とし、別に定める。
1050	影之浦Ｂ	〃	〃	6	
1052	小倉Ａ	〃	小倉	5	
1054	日の組	〃	栃谷	5	
1055	栃谷	〃	〃	9	
1056	門前	〃	門前	5	
1057	豊岡	〃	豊岡	14	
1058	日南登	〃	日南登	8	
1059	日之付	〃	漆	7	
1060	影之付	〃	〃	14	
1061	扇	〃	扇	9	
1062	北谷	〃	平沢	5	
1063	平沢	〃	〃	5	
1064	高岡	中山町中山	高岡	5	
1065	福元	〃	福元	5	
1066	添賀	〃	添賀	8	
1067	柚之木	〃	柚之木	5	
1068	上平村	〃	上平村	5	
1069	中平村	〃	中平村	7	
1070	下平村	〃	下平村	11	
1071	重籐	〃	重籐	5	
1072	永木Ａ	〃	永木	5	
1073	永木Ｂ	〃	〃	9	
1074	梅原Ａ	〃	梅原	7	
1076	福住	〃	福住	5	
1077	上組	〃	〃	6	
90	中山Ａ	〃	泉町	100	
91	中山Ｂ	〃	〃	35	
2690	寺尾	中山町出渕	寺尾	20	
2691	上野中Ａ	〃	上野中	7	
2692	馬木	〃	馬木	9	
2693	日南登Ａ	〃	日南登	11	
2694	漆口	〃	豊岡二	5	
2695	梅原Ｃ	中山町中山	梅原	6	
1078	高野川Ａ	双海町高野川	原	5	
1079	高野川Ｂ	〃	片山	22	
1080	小網	双海町上灘	小網下	71	
1081	灘町	〃	灘町	16	
1082	西谷Ｂ	〃	西谷	9	
1084	両谷	〃	中	5	
1085	東谷Ａ	〃	東谷	11	
1087	仲ノ宮	〃	仲ノ宮	33	
1088	岡Ａ	〃	下	10	
1089	日尾野	〃	日尾野	10	
1090	柆野	〃	柆野	12	

箇所番号	箇所名	大字名	小字名	保全対象人家戸数	誘導責任者
1091	三島	双海町上灘	三島	8	誘導責任者は、当該地区の広報区長又は消防団員等とし、別に定める。
1092	大栄Ａ	〃	東大栄	14	
1093	大栄Ｂ	〃	西大栄	12	
1094	大栄Ｃ	〃	中大栄	7	
1095	駄馬	〃	駄馬	6	
1098	高見	〃	高見	13	
1099	本郷Ａ	双海町高岸	駅前	14	
1100	城ノ鼻	〃	城ノ鼻	21	
1101	本郷Ｂ	〃	中央西	15	
1102	本郷Ｃ	〃	中央東	5	
1103	本郷Ｄ	〃	光久保	9	
1104	亀ノ森上	〃	亀ノ森上	5	
1106	塩屋Ｂ	〃	塩屋	10	
1107	唐崎Ａ	〃	東唐崎	8	
1108	唐崎Ｂ	〃	西唐崎	8	
1109	本谷	双海町大久保	本谷	11	
1110	石ノ久保Ａ	〃	向状	9	
1111	石ノ久保Ｃ	〃	浜	8	
1112	閏住Ａ	〃	東閏住	11	
1113	閏住Ｂ	〃	西閏住	4	
1114	富岡Ａ	〃	東富岡	6	
1115	富岡Ｂ	〃	西富岡	7	
1116	日喰Ａ	〃	下灘	13	
1118	日喰Ｃ	〃	日喰	7	
1119	青石	双海町串	青石	8	
1120	上浜	〃	大助	10	
1121	河原	〃	河原	17	
1122	奥東Ａ	〃	伏野	7	
1123	奥東Ｂ	〃	中奥東	5	
1124	奥西Ａ	〃	恩之木	7	
1125	奥西Ｂ	〃	大野地	5	
1126	下浜	〃	下浜	12	
1127	池ノ窪	〃	池窪	14	
1128	本村Ｃ	〃	浜東	16	
1131	松尾	〃	松尾	18	
1132	富貴Ａ	〃	浜富貴	8	
1133	富貴Ｂ	〃	富貴	9	
1134	小網Ａ	双海町上灘	小網上	82	
93	由並	〃	上灘	6	
2696	上灘	〃	灘町	32	
2697	本谷Ａ	双海町大久保	本谷	1	
2698	池ノ窪Ａ	双海町串	池ノ窪	7	
2699	富貴Ｃ	〃	富貴	6	
計	１３０箇所			1,452	

【（Ⅰ）人工斜面】

箇所番号	箇所名	大字名	小字名	保全対象人家戸数	誘導責任者
205	武領Ｂ	大平	武領	5	誘導責任者は、当該地区の広報区長又は消防団員等とし、別に定める。
1015	別府	中山町佐礼谷	源氏	5	
1035	榎峠	〃	榎峠	5	
209	梅原	中山町中山	梅原	1	
92	天一	双海町上灘	上灘	58	
94	岡Ｂ	〃	上	5	
95	岡Ｃ	〃	〃	6	
96	亀ノ森下Ａ	双海町高岸	亀ノ森下	11	
98	石ノ久保Ｂ	双海町大久保	西状	16	
99	下浜	双海町串	豊田	87	
100	本村Ｄ	〃	本村	37	
101	満野Ａ	〃	満野	22	
210	本郷Ｅ	双海町上灘	本郷	2	
211	下灘	双海町串	奥西		
212	満野Ｂ	〃	満野	2	
計	１５箇所			262	

【（Ⅱ）自然斜面】

箇所番号	箇所名	大字名	小字名	保全対象人家戸数	誘導責任者
1	両沢	上唐川	両沢	1	誘導責任者は、当該地区の広報区長又は消防団員等とし、別に定める。
2	水口	〃	水口	3	
3	中台Ａ	〃	中台	1	
4	中台Ｂ	〃	〃	2	
5	長崎谷	〃	長崎谷	3	
6	突鼻	〃	突鼻	1	
7	馬場Ｂ	下唐川	馬場	3	
10	小手谷Ａ	大平	小手谷	4	
11	小手谷Ｂ	〃	〃	2	
12	大南Ａ	〃	大南	1	
15	武領Ａ	〃	武領	4	
18	武領Ｂ	〃	〃	3	
19	四ツ松	〃	四ツ松	1	
22	森	森	森	1	
23	小迫Ａ	三秋	小迫	1	
24	大原	〃	大原	3	
25	馬場Ａ	下唐川	馬場	1	
26	馬場Ｃ	〃	〃	1	
27	十合	上吾川	十合	2	
28	小迫Ｂ	三秋	小迫	1	
29	三秋端	〃	端	4	
1	赤海	中山町佐礼谷	赤海	1	
4	安場	〃	安場	1	
5	影浦	中山町佐礼谷	影浦	1	
7	下野中Ａ	中山町出渕	下野中	2	
8	下野中Ｂ	〃	〃	1	

箇所番号	箇所名	大字名	小字名	保全対象人家戸数	誘導責任者
12	堀越	中山町出渕	堀越	2	誘導責任者は、当該地区の広報区長又は消防団員等とし、別に定める。
13	下門前	〃	下門前	2	
14	下谷Ａ	〃	栃谷	4	
15	福元	中山町中山	福元	1	
17	永木Ａ	〃	永木	1	
19	梅原	〃	梅原	3	
20	福住	〃	福住	3	
23	影之浦Ｂ	中山町出渕	影之浦	1	
26	永木Ｂ	中山町中山	永木	4	
27	上柚之木	〃	柚之木	4	
28	平沢口	中山町出渕	平沢口	4	
30	小池	〃	小池	2	
31	安別当	中山町佐礼谷	梅之木	1	
32	柿谷	〃	柿谷	4	
33	中替地	〃	中替地	1	
34	山口Ａ	〃	山口	1	
35	山口Ｂ	〃	〃	1	
36	山口Ｃ	〃	〃	1	
37	日浦	〃	日浦	2	
38	榎峠	〃	榎峠	3	
39	坪井	中山町出渕	坪井	4	
40	上野中Ａ	〃	上野中	2	
41	上野中Ｂ	〃	〃	1	
42	出渕	〃	輪窪	3	
43	横久保	〃	影之浦	4	
44	影之浦Ｃ	〃	〃	1	
45	影之浦Ａ	〃	〃	3	
46	栃谷	〃	栃谷	4	
47	小倉	〃	小倉	3	
48	下谷Ｂ	〃	栃谷	4	
49	豊岡Ａ	〃	豊岡一	2	
50	豊岡Ｂ	〃	〃	4	
51	豊岡Ｃ	〃	豊岡二	1	
52	豊岡Ｄ	〃	〃	4	
53	中山Ａ	中山町中山	福元	4	
54	中山Ｂ	〃	〃	2	
55	高岡	〃	高岡	2	
56	幕の内	〃	幕の内	1	
57	小中村	〃	小中村	2	
58	平沢	中山町出渕	平沢	1	
59	上中村	中山町中山	上中村	2	
60	下中村	〃	下中村	3	
61	柚之木	〃	柚之木	4	
62	梅原	〃	梅原	2	
63	カンヤＡ	〃	カンヤ	1	
64	カンヤＢ	〃	〃	1	
65	福住Ａ	〃	福住	1	
66	福住Ｂ	〃	〃	3	
67	福住Ｄ	〃	〃	2	
68	栗田	中山町栗田	中屋敷	1	

箇所番号	箇所名	大字名	小字名	保全対象人家戸数	誘導責任者
69	本郷	中山町栗田	本郷	2	誘導責任者は、当該地区の広報区長又は消防団員等とし、別に定める。
1	高野川Ａ	双海町高野川	原	2	
2	高野川Ｂ	〃	西	1	
5	高野川Ｃ	〃	〃	1	
8	高野川Ｄ	〃	成	1	
20	灘町１	双海町上灘	灘町	2	
21	灘町４	〃	〃	4	
24	灘町５	〃	〃	3	
25	西谷Ａ	〃	西谷	3	
26	西谷Ｂ	〃	〃	1	
27	東谷Ａ	〃	両谷	1	
28	東谷Ｂ	〃	〃	3	
30	東谷Ｃ	〃	〃	1	
38	久保Ａ	〃	久保	1	
39	久保Ｂ	〃	〃	2	
42	久保Ｃ	〃	〃	3	
45	久保Ｄ	〃	〃	1	
46	大栄Ａ	〃	大栄	1	
50	大栄Ｃ	〃	〃	1	
52	奥大栄Ｃ	〃	奥大栄	1	
53	奥大栄Ａ	〃	日の地	3	
54	奥大栄Ｂ	〃	奥大栄	2	
55	奥大栄Ｄ	〃	〃	1	
61	高見	〃	高見	1	
62	東峰Ａ	〃	東峰	3	
63	東峰Ｂ	〃	〃	4	
64	犬寄	〃	犬寄	1	
65	柆野Ａ	〃	柆野	1	
70	柆野Ｂ	〃	〃	1	
76	三島	〃	三島	1	
92	本郷Ａ	双海町高岸	本郷	2	
93	本郷Ｄ	〃	〃	1	
94	本郷Ｅ	〃	〃	1	
95	本郷Ｆ	〃	〃	2	
101	塩屋	〃	塩屋	4	
102	唐崎Ａ	〃	唐崎	4	
104	唐崎Ｂ	〃	〃	4	
110	唐崎Ｃ	〃	〃	1	
112	本谷Ｂ	双海町大久保	本谷	2	
129	閏住	〃	閏住	1	
142	富岡	〃	富岡	1	
150	日喰Ｂ	〃	日喰	3	
152	日喰Ａ	〃	〃	1	
154	日喰Ｃ	〃	〃	2	
155	日喰Ｄ	〃	〃	1	
158	日喰Ｆ	〃	〃	2	
160	日喰Ｇ	〃	〃	3	
163	日喰Ｈ	〃	〃	2	
165	日喰Ｉ	〃	〃	1	
168	奥東Ａ	双海町串	奥東	3	

箇所番号	箇所名	大字名	小字名	保全対象人家戸数	誘導責任者
172	奥東Ｂ	双海町串	奥東	3	誘導責任者は、当該地区の広報区長又は消防団員等とし、別に定める。
173	奥東Ｃ	〃	〃	2	
175	奥東Ｄ	〃	中奥東	2	
179	奥東Ｅ	〃	奥東	2	
180	奥東Ｆ	〃	〃	1	
181	奥東Ｇ	〃	〃	3	
183	奥東Ｈ	〃	〃	1	
184	奥東Ｉ	〃	〃	1	
185	奥東Ｊ	〃	〃	2	
186	奥西Ａ	〃	奥西	4	
198	奥西Ｂ	〃	〃	2	
199	奥西Ｃ	〃	〃	2	
200	奥西Ｄ	〃	〃	1	
201	奥西Ｅ	〃	〃	1	
202	上浜Ａ	〃	上浜	1	
203	上浜Ｂ	〃	〃	1	
211	上浜Ｃ	〃	〃	4	
215	下浜Ａ	〃	下浜	2	
216	下浜Ｂ	〃	〃	2	
226	池ノ窪Ａ	〃	池ノ窪	2	
228	池ノ窪Ｂ	〃	〃	1	
231	本村Ａ	〃	浜西	1	
235	本村Ｃ	〃	本村	2	
249	富貴Ａ	〃	富貴	1	
250	富貴Ｂ	〃	〃	1	
254	富貴Ｃ	〃	〃	1	
266	満野浜Ａ	〃	満野浜	1	
267	満野浜Ｂ	〃	〃	1	
268	満野浜Ｃ	〃	〃	1	
269	満野浜Ｄ	〃	〃	1	
280	満野空Ａ	〃	満野空	1	
281	満野浜Ｂ	〃	〃	1	
294	壺神Ａ	〃	松尾	1	
295	壺神Ｂ	〃	〃	1	
296	灘町	〃	灘町	3	
297	本村Ｂ	〃	浜西	2	
計	１６２箇所			319	

【（Ⅱ）人工斜面】

箇所番号	箇所名	大字名	小字名	保全対象人家戸数	誘導責任者
30	大南Ｂ	大平	大南	1	誘導責任者は、当該地区の広報区長又は消防団員等とし、別に定める。
3	漆	中山町出渕	漆	2	
1	城ノ下	双海町上灘	城ノ下	4	
3	本郷Ｃ	〃	本郷	1	
5	本谷Ａ	双海町大久保	本谷	1	
10	日喰Ｅ	双海町串	日喰	2	
47	大栄Ｂ	双海町上灘	大栄	2	
82	本郷Ｂ	双海町高岸	本郷	2	
124	石ノ久保	双海町大久保	石ノ久保	3	
計	９箇所			18	

【（Ⅲ）自然斜面】

箇所番号	箇所名	大字名	小字名	保全対象人家戸数	誘導責任者
1	下寺	上唐川	下寺		誘導責任者は、当該地区 の広報区長又は消防団員等とし、別に定める。
2	東野	〃	東野		
3	馬場	下唐川	馬場		
4	武領	大平	武領		
計		４箇所			

３－３ 地すべり危険箇所

【国土交通省所管】

整理番号	水系名	幹川名	渓流名	大字名	箇所名	保全対象人家戸数	誘導責任者
165	森川	森川	森川	上唐川	鵜崎	7	誘導責任者は、当該地区の広報区長又は消防団員等とし、別に定める。
170	肱川	中山川	漆川	中山町出渕	漆	11	
171	〃	栗田川	小屋ヶ市川	〃	栃谷	10	
172	〃	〃	露野川	〃	影之浦	8	
173	〃	中山川	水無川	中山町中山	中山	3	
174	〃	〃	山谷川	〃	中山１	6	
175	〃	〃	高岡川	〃	高岡	8	
176	〃	〃	インノソ川	中山町出渕	月之海	13	
	〃	〃		〃	日南登	16	
	〃	〃		中山町中山	添賀	14	
177	上灘川	大江川	大江川	双海町上灘	大栄口	6	
178	〃	〃	〃	〃	大栄	4	
179	大平川	大平川	大平川	双海町高岸	亀ノ森	7	
180	富岡川	富岡川	富岡川	双海町大久保	富岡	5	
181	豊田川	豊田川	豊田川	双海町串	上浜	13	
182	〃	〃	〃	〃	奥東	3	
183	〃	〃	〃	〃	奥西	14	
184	池ノ窪川	池ノ窪川	池ノ窪川	〃	池ノ窪	20	
185	富貴川	富貴川	富貴川	〃	松尾	16	
186	ソウコ谷川	ソウコ谷川	ソウコ谷川	〃	富貴	9	
	富貴川	富貴川	富貴川	〃	富貴１	8	
計	２１箇所					201	

【林野庁所管】

番号	位置		公共施設等		面積（ｈａ）	危険度	誘導責任者
	大字	地区名	戸数	道路			
450-1	双海町上灘	奥大栄	30	県道	46.27	A	誘導責任者は、当該地区の広報区長又は消防団員等とし、別に定める。

【農村振興局所管】

整理番号	箇所名	大字名	指定面積（ｈａ）	保全対象人家戸数	誘導責任者
53	影之浦	中山町出渕	34.00	7	誘導責任者は、当該地区の広報区長又は消防団員等とし、別に定める。
54	小倉	中山町出渕	32.39	—	
55	上野中仁川登	中山町出渕	96.90	43	
62	下野中	中山町出渕	134.10	3	
70	本村	双海町串	192.42	56	
71	梅之木	中山町佐礼谷	45.50	—	
74	奥	双海町高岸	264.60	12	
89	梅原	中山町中山	57.70	24	
102	村中	中山町佐礼谷	45.00	2	
103	安別当	中山町佐礼谷	48.70	28	
125	上大久保	双海町大久保	213.00	59	
136	福元	中山町中山	27.00	5	
140	柆野	双海町上灘	77.00	33	
141	平村	中山町中山	90.00	37	
142	福住	中山町中山	140.00	7	
149	平沢	中山町出渕	28.00	29	
153	小池	中山町出渕	65.00	29	
158	影之浦西	中山町出渕	86.00	14	
163	満野	双海町串	58.83	23	
167	坪井	中山町出渕	19.00	14	
168	池ノ久保	双海町串	74.46	11	
171	山吹	中山町佐礼谷	46.30	40	
184	影之浦東	中山町出渕	58.78	33	
計	２３箇所		1934.68	480	

３－４ 山地災害危険地区

【崩壊土砂流出危険地区】

番号	位置		公共施設等		面積 (ha)	危険度	誘導責任者
	大字	字	戸数	道路			
1	三秋	下三秋	8	国道	3	A	誘導責任者は、当該地区の広報区長又は消防団員等とし、別に定める。
2	大平	小野	10		1	A	
3	〃	曽根	10	国道	1	A	
4	下唐川	馬場	14	県道	4	A	
5	上唐川	東野	40	〃	2	B	
6	〃	〃	20	〃	1	A	
7	三秋			国道	2	A	
8	大平	四ツ松	12	農道	1	A	
9	〃	大南	6	国道	2	B	
10	下唐川	馬場	16	県道	3	A	
11	〃	〃	4	〃	2	B	
12	〃	〃	8	〃	2	A	
13	〃	〃	8	市道	1	A	
14	上唐川	本谷	7	県道	3	A	
15	〃	〃	15	市道	7	A	
16	両沢		22	県道	3	A	
17	上唐川	葛篭	3	市道	1	B	
18	〃	〃	3	〃	1	B	
19	〃	突鼻	7	〃	4	A	
20	〃	〃	2		1	B	
21	平岡		6	農道	2	C	
22	鵜崎		15	市道	4	A	
23	平岡		10	県道	3	A	
24	上野	郷	1		2	B	
25	上吾川	布部	10		2	A	
26	森		8	市道	1	B	
27	上吾川	谷上山	2		3	C	
28	三秋	下三秋	5	県道	1	A	
29	大平	片山	2	国道	1	B	
30	上唐川	本谷	12	市道	2	A	
31	〃	〃	12	林道	1	A	
32	〃	鎌谷	10	市道	4	A	
33	中山町出渕	豊岡	14	〃	0.9	A	
34	〃	横久保	10	〃	1.23	A	
35	〃	下谷	9	〃	1.8	B	
36	〃	福岡	15	国道	1.5	A	
37	中山町佐礼谷		6	県道	0.75	A	
38	〃	竹之内	20	市道	2.17	A	
39	中山町栗田	栗田	2	県道	0.48	C	
40	双海町串	向山	3	国道	3.9	A	
41	〃	露山	5	県道	1.8	A	
42	〃	奥東	9	国道	3.36	A	
43	〃	池ノ久保	15	〃	1.28	A	
44	〃	中	11	〃	0.6	A	
45	双海町高岸	唐崎	26	〃	2.64	A	
46	〃	引地	36	〃	1.35	A	
47	双海町上灘	大谷	19	県道	0.6	A	
48	〃	宮ノ滝	8	〃	2.7	A	
49	〃	アンノヒミ	48	国道	0.6	A	
50	〃	日浦	21	県道	0.84	A	

番号	位置		公共施設等		面積(ha)	危険度	誘導責任者
	大字	字	戸数	道路			
51	双海町串	デイノ上	16	〃	1.32	A	誘導責任者は、当該地区の広報区長又は消防団員等とし、別に定める。
52	双海町上灘		15	〃	1.05	A	
53	〃	大栄	6	〃	0.24	A	
54	〃	〃	50	市道	0.36	A	
55	双海町串	オンデ	27	県道	2.4	A	
56	双海町上灘		6	市道	0.6	A	
57	〃		6	〃	1.62	A	
58	〃		6	〃	1.28	A	
59	〃		6	〃	0.75	A	
60	〃			国道	1.44	A	
61	双海町串		30	〃	2.1	A	
62	〃		20	〃	2.4	A	
63	〃		10	〃	0.75	A	
64	〃		20	〃	2.16	A	
65	〃		5	〃	1.92	A	
66	双海町大久保	日喰	20	〃	4.5	A	
67	双海町串		20	〃	2.64	A	
68	双海町上灘	柆野	5	県道	0.9	A	
69	〃	〃	5	〃	0.75	A	
70	〃	〃	5	〃	0.75	A	
71	〃	東谷	10	国道	1.2	A	
72	双海町高岸	東越	10	〃	3.6	A	
73	双海町大久保	本谷	15	〃	9.9	A	
74	双海町高野川	原	25	〃	1.44	A	
75	双海町上灘		20	〃	0.9	A	
76	〃		20	〃	0.75	A	
77	〃		25	〃	3	A	
78	〃	西		〃	19.2	A	
79	〃	成	20	〃	2.88	A	
80	〃			〃	0.75	A	
81	〃		2	〃	0.53	A	
82	〃	成		〃	1.92	A	
83	双海町大久保		20	〃	2.16	A	
84	双海町上灘	久保	7	県道	0.52	A	
85	〃	久保		〃	0.16	C	
86	〃	奥大栄		〃	0.3	B	

【山腹崩壊危険地区】

番号	位置		公共施設等		面積(ha)	危険度	誘導責任者
	大字	字	戸数	道路			
1	三秋	下三秋	8	国道	3	A	誘導責任者は、当該地区の広報区長又は消防団員等とし、別に定める。
2	大平	小野	10		1	A	
3	〃	曽根	10	国道	1	A	
4	下唐川	馬場	14	県道	4	A	
5	上唐川	東野	40	〃	2	B	
6	〃	〃	20	〃	1	A	
7	三秋			国道	2	A	
8	大平	四ツ松	12	農道	1	A	
9	〃	大南	6	国道	2	B	
10	下唐川	馬場	16	県道	3	A	
11	〃	〃	4	〃	2	B	
12	〃	〃	8	〃	2	A	
13	〃	〃	8	市道	1	A	
14	上唐川	本谷	7	県道	3	A	
15	〃	〃	15	市道	7	A	
16	両沢		22	県道	3	A	
17	上唐川	葛篭	3	市道	1	B	
18	〃	〃	3	〃	1	B	
19	〃	突鼻	7	〃	4	A	
20	〃	〃	2		1	B	
21	平岡		6	農道	2	C	
22	鵜崎		15	市道	4	A	
23	平岡		10	県道	3	A	
24	上野	郷	1		2	B	
25	上吾川	布部	10		2	A	
26	森		8	市道	1	B	
27	上吾川	谷上山	2		3	C	
28	三秋	下三秋	5	県道	1	A	
29	大平	片山	2	国道	1	B	
30	上唐川	本谷	12	市道	2	A	
31	〃	〃	12	林道	1	A	
32	〃	鎌谷	10	市道	4	A	
33	両沢			県道	2	B	
34	〃			〃	3	B	
35	〃		2	〃	5	B	
36	〃			〃	2	B	
37	〃		4	〃	2	B	
38	中山町佐礼谷	越木	5		1	B	
39	〃	梅ノ木	7	市道	1	C	
40	〃	源氏	2	県道	2	C	

番号	位置		公共施設等		面積(ha)	危険度	誘導責任者
	大字	字	戸数	道路			
41	中山町佐礼谷	〃	3	〃	2	B	誘導責任者は、当該地区の広報区長又は消防団員等とし、別に定める。
42	〃	犬寄	15	〃	2	B	
43	〃	前池	6	〃	2	C	
44	〃	安別当	10		2	A	
45	〃	前池	25	県道	3	A	
46	中山町栗田	天翅	2		1	C	
47	中山町佐礼谷	日浦	11		3	A	
48	〃	〃	5	県道	2	B	
49	〃	坪之内	40		2	A	
50	〃	鎌稲	10	県道	2	B	
51	〃	村之内	12	〃	2	B	
52	〃	山口	18	〃	1	B	
53	〃	日浦	15	〃	3	A	
54	〃	〃	2	〃	1	C	
55	〃	坪之内	6		1	C	
56	〃	竹ノ内	25	県道	2	A	
57	〃	影浦	5		1	B	
58	〃	〃	8		1	C	
59	〃	平野	5	県道	2	B	
60	〃	影浦	3		2	C	
61	〃	平野	2	県道	1	C	
62	〃	山口	6	〃	2	A	
63	〃	〃	7	〃	2	A	
64	〃	中替地	15	〃	4	A	
65	〃	山口	10	市道	2	B	
66	〃	長沢	5	国道	2	C	
67	中山町栗田	本郷	25	県道	4	A	
68	〃	〃	3	〃	1	C	
69	中山町中山	柚之木	10	農道	2	B	
70	〃	〃	8	県道	2	A	
71	〃	梅原	4	〃	4	B	
72	〃	重藤	9		2	A	
73	〃	福住	13	県道	2	A	
74	〃	重藤	6	農道	1	C	
75	〃	柚之木	4	〃	1	C	
76	〃	梅原	7	県道	1	B	
77	中山町出渕	中野中	5	〃	1	C	
78	〃	横久保	5		1	C	
79	〃	栃谷	50	国道	1	A	
80	〃	〃	6		2	A	
81	中山町中山	泉町	60	国道	2	A	
82	〃	〃	15	県道	1	A	
83	中山町出渕	豊岡	8	国道	3	A	

番号	位置		公共施設等		面積(ha)	危険度	誘導責任者
	大字	字	戸数	道路			
84	中山町中山	福住	7		1	B	誘導責任者は、当該地区の広報区長又は消防団員等とし、別に定める。
85	〃	〃	10	県道	2	A	
86	〃	〃	8		2	B	
87	〃	上平村	4	市道	3	B	
88	〃	〃	6	〃	1	C	
89	中山町出渕	平沢	4	国道	1	C	
90	中山町中山	上平村	6	〃	2	C	
91	中山町出渕	漆	16	県道	2	A	
92	〃	平沢	8	市道	2	C	
93	中山町中山	長沢	20	国道	1	A	
94	〃	〃	5	〃	3	A	
95	〃	〃	10	〃	2	A	
96	〃	〃	12	国道	1	A	
97	〃	永木	50	県道	5	A	
98	〃	〃	7	市道	2	A	
99	〃			〃	1	B	
100	中山町栗田	本郷		県道	2	B	
101	〃	中屋敷		県道	1	B	
102	中山町出渕	日南登		市道	2	B	
103	双海町高野川	成	4		1	B	
104	双海町上灘	岡	15	県道	7	A	
105	双海町大久保	閏住	12	〃	2	A	
106	〃	〃	16	〃	1	A	
107	〃	〃	8	〃	1	C	
108	双海町高岸	駅上	10		1	A	
109	双海町上灘	仲ノ宮	12	県道	4	A	
110	〃	〃	15	〃	3	A	
111	双海町高岸	本郷	5	市道	2	A	
112	〃	塩屋	23	県道	4	A	
113	〃	奥	4	市道	3	B	
114	〃	牛ノ峰	6	〃	3	B	
115	双海町上灘	大栄	15	県道	3	A	
116	〃	〃	10	〃	3	A	
117	〃	〃	20	〃	5	A	
118	〃	三島	20	〃	3	B	
119	〃	茶堂	1	国道	2	C	
120	〃	替前	5		1	C	
121	〃	岡	4		3	C	
122	〃	茶堂	1	国道	4	B	
123	〃	高見	6	県道	2	A	
124	双海町串	本村	10	国道	2	B	
125	〃	富貴	15	市道	1	B	
126	〃	満野	10	〃	2	A	

番号	位置		公共施設等		面積 (ha)	危険度	誘導 責任者
	大字	字	戸数	道路			
127	双海町串	満野	10	国道	2	A	誘導責任者は、当該地区の広報区長又は消防団員等とし、別に定める。
128	〃	〃	5	市道	2	B	
129	〃	富貴	12	〃	2	B	
130	〃	〃	6	〃	1	B	
131	双海町大久保	日喰	6	〃	4	A	
132	双海町串	上浜	50		6	A	
133	双海町大久保	日喰	6	市道	2	B	
134	〃	〃	11	〃	1	A	
135	〃	〃	3	〃	2	B	
136	双海町串	池ノ久保	26	〃	7	A	
137	〃	奥西	15	県道	2	A	
138	〃	奥東	9	市道	2	B	
139	双海町大久保	日喰	2	〃	3	B	
140	〃	〃	2	〃	2	B	
141	双海町串	奥西	4	県道	3	B	
142	〃	奥東	8	市道	4	A	
143	双海町上灘	奥大栄	3		4	B	
144	〃	〃	4	市道	1	B	
145	〃	〃	6	〃	4	A	
146	双海町串	松尾	10	〃	1	B	
147	〃	本村	10	国道	2	A	
148	双海町大久保	富岡	3		2	B	
149	〃	〃	4	市道	2	B	
150	双海町上灘	久保	18	県道	8	A	
151	〃	城ノ下	31	国道	4	A	
152	〃	灘町	6	市道	1	A	
153	双海町串	奥東	8	市道	2	A	

３－５ 土砂災害警戒区域等

１　指定箇所集計表

指定年月日	指定箇所						合計	
	急傾斜地の崩壊		土石流		地すべり			
	土砂災害警戒区域	土砂災害特別警戒区域	土砂災害警戒区域	土砂災害特別警戒区域	土砂災害警戒区域	土砂災害特別警戒区域	土砂災害警戒区域	土砂災害特別警戒区域
平成 26 年 3 月 18 日	50	50	90	79	0	0	140	129
平成 29 年 4 月 25 日	54	54	28	18	0	0	82	72
令和 2 年 12 月 15 日	208	206	172	148	21	0	401	354
令和 3 年 3 月 26 日	0	0	0	0	26	0	26	0
合計	312	310	290	245	47	0	649	555

２　指定箇所一覧

（１）急傾斜地の崩壊

番号	所在地	区域名・番号		警戒区域		特別警戒区域	
				指定年月日	告示番号	指定年月日	告示番号
1	大平	大平 A	210-Ⅰ-960(1)	平成 26 年 3 月 18 日	愛媛県告示第 301 号	平成 26 年 3 月 18 日	愛媛県告示第 301 号
2	大平	大平 B	210-Ⅰ-961(1)	平成 26 年 3 月 18 日	愛媛県告示第 301 号	平成 26 年 3 月 18 日	愛媛県告示第 301 号
3	大平	大平 C	210-Ⅰ-962(1)	平成 26 年 3 月 18 日	愛媛県告示第 301 号	平成 26 年 3 月 18 日	愛媛県告示第 301 号
4	下唐川	馬場	210-Ⅰ-964(1)	平成 26 年 3 月 18 日	愛媛県告示第 301 号	平成 26 年 3 月 18 日	愛媛県告示第 301 号
5	下唐川	中台	210-Ⅰ-965(1)	平成 26 年 3 月 18 日	愛媛県告示第 301 号	平成 26 年 3 月 18 日	愛媛県告示第 301 号
6	双海町高岸	由並	405-Ⅰ-93(1)	平成 26 年 3 月 18 日	愛媛県告示第 301 号	平成 26 年 3 月 18 日	愛媛県告示第 301 号
7	双海町上灘	仲ノ宮	405-Ⅰ-1087(1)	平成 26 年 3 月 18 日	愛媛県告示第 301 号	平成 26 年 3 月 18 日	愛媛県告示第 301 号
8	双海町上灘	柆野	405-Ⅰ-1090(1)	平成 26 年 3 月 18 日	愛媛県告示第 301 号	平成 26 年 3 月 18 日	愛媛県告示第 301 号
9	双海町上灘	三島	405-Ⅰ-1091(1)	平成 26 年 3 月 18 日	愛媛県告示第 301 号	平成 26 年 3 月 18 日	愛媛県告示第 301 号
10	双海町上灘	高見	405-Ⅰ-1098(1)	平成 26 年 3 月 18 日	愛媛県告示第 301 号	平成 26 年 3 月 18 日	愛媛県告示第 301 号
11	双海町高岸	城ノ鼻	405-Ⅰ-1100(1)	平成 26 年 3 月 18 日	愛媛県告示第 301 号	平成 26 年 3 月 18 日	愛媛県告示第 301 号
12	双海町高岸	本郷 B	405-Ⅰ-1101(1)	平成 26 年 3 月 18 日	愛媛県告示第 301 号	平成 26 年 3 月 18 日	愛媛県告示第 301 号
13	双海町高岸	塩屋 B	405-Ⅰ-1106(1)	平成 26 年 3 月 18 日	愛媛県告示第 301 号	平成 26 年 3 月 18 日	愛媛県告示第 301 号
14	双海町大久保	本谷	405-Ⅰ-1109(1)	平成 26 年 3 月 18 日	愛媛県告示第 301 号	平成 26 年 3 月 18 日	愛媛県告示第 301 号
15	双海町大久保	閏住 A	405-Ⅰ-1112(1)	平成 26 年 3 月 18 日	愛媛県告示第 301 号	平成 26 年 3 月 18 日	愛媛県告示第 301 号
16	双海町大久保	閏住 B	405-Ⅰ-1113(1)	平成 26 年 3 月 18 日	愛媛県告示第 301 号	平成 26 年 3 月 18 日	愛媛県告示第 301 号

番号	所在地	区域名・番号		警戒区域		特別警戒区域	
				指定年月日	告示番号	指定年月日	告示番号
17	双海町串	池ノ窪	405-Ⅰ-1127(1)	平成26年3月18日	愛媛県告示第301号	平成26年3月18日	愛媛県告示第301号
18	双海町串	本村C	405-Ⅰ-1128(1)	平成26年3月18日	愛媛県告示第301号	平成26年3月18日	愛媛県告示第301号
19	双海町串	松尾	405-Ⅰ-1131(1)	平成26年3月18日	愛媛県告示第301号	平成26年3月18日	愛媛県告示第301号
20	双海町上灘	上灘	405-Ⅰ-2696(1)	平成26年3月18日	愛媛県告示第301号	平成26年3月18日	愛媛県告示第301号
21	双海町大久保	本谷A	405-Ⅰ-2697(1)	平成26年3月18日	愛媛県告示第301号	平成26年3月18日	愛媛県告示第301号
22	双海町上灘	天一	405-Ⅰ-92(2)	平成26年3月18日	愛媛県告示第301号	平成26年3月18日	愛媛県告示第301号
23	双海町高岸	亀ノ森下A	405-Ⅰ-96(2)	平成26年3月18日	愛媛県告示第301号	平成26年3月18日	愛媛県告示第301号
24	双海町串	下浜	405-Ⅰ-99(2)	平成26年3月18日	愛媛県告示第301号	平成26年3月18日	愛媛県告示第301号
25	双海町串	本村D	405-Ⅰ-100(2)	平成26年3月18日	愛媛県告示第301号	平成26年3月18日	愛媛県告示第301号
26	双海町串	満野A	405-Ⅰ-101(2)	平成26年3月18日	愛媛県告示第301号	平成26年3月18日	愛媛県告示第301号
27	双海町高岸	本郷E	405-Ⅰ-210(2)	平成26年3月18日	愛媛県告示第301号	平成26年3月18日	愛媛県告示第301号
28	双海町串	下灘	405-Ⅰ-211(2)	平成26年3月18日	愛媛県告示第301号	平成26年3月18日	愛媛県告示第301号
29	中山町佐礼谷	中替地A	404-Ⅰ-1022(1)	平成26年3月18日	愛媛県告示第301号	平成26年3月18日	愛媛県告示第301号
30	中山町佐礼谷	山口B	404-Ⅰ-1025(1)	平成26年3月18日	愛媛県告示第301号	平成26年3月18日	愛媛県告示第301号
31	中山町佐礼谷	村中A	404-Ⅰ-1027(1)	平成26年3月18日	愛媛県告示第301号	平成26年3月18日	愛媛県告示第301号
32	中山町佐礼谷	村中B	404-Ⅰ-1028(1)	平成26年3月18日	愛媛県告示第301号	平成26年3月18日	愛媛県告示第301号
33	中山町佐礼谷	坪之内	404-Ⅰ-1030(1)	平成26年3月18日	愛媛県告示第301号	平成26年3月18日	愛媛県告示第301号
34	中山町佐礼谷	仁生子	404-Ⅰ-1031(1)	平成26年3月18日	愛媛県告示第301号	平成26年3月18日	愛媛県告示第301号
35	中山町佐礼谷	日浦	404-Ⅰ-1033(1)	平成26年3月18日	愛媛県告示第301号	平成26年3月18日	愛媛県告示第301号
36	中山町出渕	坪井A	404-Ⅰ-1036(1)	平成26年3月18日	愛媛県告示第301号	平成26年3月18日	愛媛県告示第301号
37	中山町出渕	小池A	404-Ⅰ-1039(1)	平成26年3月18日	愛媛県告示第301号	平成26年3月18日	愛媛県告示第301号
38	中山町出渕	小池B	404-Ⅰ-1040(1)	平成26年3月18日	愛媛県告示第301号	平成26年3月18日	愛媛県告示第301号
39	中山町出渕	下野中	404-Ⅰ-1041(1)	平成26年3月18日	愛媛県告示第301号	平成26年3月18日	愛媛県告示第301号
40	中山町出渕	大矢	404-Ⅰ-1042(1)	平成26年3月18日	愛媛県告示第301号	平成26年3月18日	愛媛県告示第301号
41	中山町出渕	中野中B	404-Ⅰ-1043(1)	平成26年3月18日	愛媛県告示第301号	平成26年3月18日	愛媛県告示第301号
42	中山町栗田	本郷	404-Ⅰ-1046(1)	平成26年3月18日	愛媛県告示第301号	平成26年3月18日	愛媛県告示第301号

番号	所在地	区域名・番号		警戒区域		特別警戒区域	
				指定年月日	告示番号	指定年月日	告示番号
43	中山町栗田	仁川登	404-Ⅰ-1047(1)	平成26年3月18日	愛媛県告示第301号	平成26年3月18日	愛媛県告示第301号
44	中山町出渕	影之浦B	404-Ⅰ-1050(1)	平成26年3月18日	愛媛県告示第301号	平成26年3月18日	愛媛県告示第301号
45	中山町出渕	門前	404-Ⅰ-1056(1)	平成26年3月18日	愛媛県告示第301号	平成26年3月18日	愛媛県告示第301号
46	中山町出渕	豊岡	404-Ⅰ-1057(1)	平成26年3月18日	愛媛県告示第301号	平成26年3月18日	愛媛県告示第301号
47	中山町出渕	影之付	404-Ⅰ-1060(1)	平成26年3月18日	愛媛県告示第301号	平成26年3月18日	愛媛県告示第301号
48	中山町出渕	寺尾	404-Ⅰ-2690(1)	平成26年3月18日	愛媛県告示第301号	平成26年3月18日	愛媛県告示第301号
49	中山町出渕	上野中A	404-Ⅰ-2691(1)	平成26年3月18日	愛媛県告示第301号	平成26年3月18日	愛媛県告示第301号
50	中山町中山	梅原	404-Ⅰ-209(2)	平成26年3月18日	愛媛県告示第301号	平成26年3月18日	愛媛県告示第301号
51	上唐川	長崎谷A	210-Ⅰ-966(1)	平成29年4月25日	愛媛県告示第520号	平成29年4月25日	愛媛県告示第520号
52	上唐川	長崎谷B	210-Ⅰ-967(1)	平成29年4月25日	愛媛県告示第520号	平成29年4月25日	愛媛県告示第520号
53	上唐川	本谷B	210-Ⅰ-970(1)	平成29年4月25日	愛媛県告示第520号	平成29年4月25日	愛媛県告示第520号
54	下唐川	中台A	210-Ⅰ-2673(1)	平成29年4月25日	愛媛県告示第520号	平成29年4月25日	愛媛県告示第520号
55	平岡	平岡	210-Ⅰ-2674(1)	平成29年4月25日	愛媛県告示第520号	平成29年4月25日	愛媛県告示第520号
56	大平	武領A	210-Ⅰ-2675(1)	平成29年4月25日	愛媛県告示第520号	平成29年4月25日	愛媛県告示第520号
57	中山町佐礼谷	別府	404-Ⅰ-1015(2)	平成29年4月25日	愛媛県告示第520号	平成29年4月25日	愛媛県告示第520号
58	中山町佐礼谷	源氏	404-Ⅰ-1016(1)	平成29年4月25日	愛媛県告示第520号	平成29年4月25日	愛媛県告示第520号
59	中山町佐礼谷	梅ノ木	404-Ⅰ-1017(1)	平成29年4月25日	愛媛県告示第520号	平成29年4月25日	愛媛県告示第520号
60	中山町佐礼谷	安別当A	404-Ⅰ-1018(1)	平成29年4月25日	愛媛県告示第520号	平成29年4月25日	愛媛県告示第520号
61	中山町佐礼谷	安別当B	404-Ⅰ-1019(1)	平成29年4月25日	愛媛県告示第520号	平成29年4月25日	愛媛県告示第520号
62	中山町佐礼谷	山口A	404-Ⅰ-1024(1)	平成29年4月25日	愛媛県告示第520号	平成29年4月25日	愛媛県告示第520号
63	中山町佐礼谷	山口C	404-Ⅰ-1026(1)	平成29年4月25日	愛媛県告示第520号	平成29年4月25日	愛媛県告示第520号
64	中山町佐礼谷	カンジャ川	404-Ⅰ-1029(1)	平成29年4月25日	愛媛県告示第520号	平成29年4月25日	愛媛県告示第520号
65	中山町佐礼谷	山吹	404-Ⅰ-1032(1)	平成29年4月25日	愛媛県告示第520号	平成29年4月25日	愛媛県告示第520号
66	中山町佐礼谷	竹ノ内	404-Ⅰ-1034(1)	平成29年4月25日	愛媛県告示第520号	平成29年4月25日	愛媛県告示第520号
67	中山町出渕	坪井B	404-Ⅰ-1037(1)	平成29年4月25日	愛媛県告示第520号	平成29年4月25日	愛媛県告示第520号
68	中山町出渕	中野中A	404-Ⅰ-1044(1)	平成29年4月25日	愛媛県告示第520号	平成29年4月25日	愛媛県告示第520号

番号	所在地	区域名・番号		警戒区域		特別警戒区域	
				指定年月日	告示番号	指定年月日	告示番号
69	中山町出渕	上野中	404-Ⅰ-1045(1)	平成29年4月25日	愛媛県告示第520号	平成29年4月25日	愛媛県告示第520号
70	中山町出渕	輪窪	404-Ⅰ-1048(1)	平成29年4月25日	愛媛県告示第520号	平成29年4月25日	愛媛県告示第520号
71	中山町出渕	小倉A	404-Ⅰ-1052(1)	平成29年4月25日	愛媛県告示第520号	平成29年4月25日	愛媛県告示第520号
72	中山町出渕	栃谷	404-Ⅰ-1055(1)	平成29年4月25日	愛媛県告示第520号	平成29年4月25日	愛媛県告示第520号
73	中山町出渕	北谷	404-Ⅰ-1062(1)	平成29年4月25日	愛媛県告示第520号	平成29年4月25日	愛媛県告示第520号
74	中山町出渕	平沢	404-Ⅰ-1063(1)	平成29年4月25日	愛媛県告示第520号	平成29年4月25日	愛媛県告示第520号
75	中山町中山	添賀	404-Ⅰ-1066(1)	平成29年4月25日	愛媛県告示第520号	平成29年4月25日	愛媛県告示第520号
76	中山町中山	上平村	404-Ⅰ-1068(1)	平成29年4月25日	愛媛県告示第520号	平成29年4月25日	愛媛県告示第520号
77	中山町中山	中平村	404-Ⅰ-1069(1)	平成29年4月25日	愛媛県告示第520号	平成29年4月25日	愛媛県告示第520号
78	中山町中山	下平村	404-Ⅰ-1070(1)	平成29年4月25日	愛媛県告示第520号	平成29年4月25日	愛媛県告示第520号
79	中山町中山	永木B	404-Ⅰ-1073(1)	平成29年4月25日	愛媛県告示第520号	平成29年4月25日	愛媛県告示第520号
80	中山町中山	梅原A	404-Ⅰ-1074(1)	平成29年4月25日	愛媛県告示第520号	平成29年4月25日	愛媛県告示第520号
81	中山町中山	福住	404-Ⅰ-1076(1)	平成29年4月25日	愛媛県告示第520号	平成29年4月25日	愛媛県告示第520号
82	中山町出渕	馬木	404-Ⅰ-2692(1)	平成29年4月25日	愛媛県告示第520号	平成29年4月25日	愛媛県告示第520号
83	中山町出渕	日南登A	404-Ⅰ-2693(1)	平成29年4月25日	愛媛県告示第520号	平成29年4月25日	愛媛県告示第520号
84	中山町中山	漆口	404-Ⅰ-2694(1)	平成29年4月25日	愛媛県告示第520号	平成29年4月25日	愛媛県告示第520号
85	中山町中山	梅原C	404-Ⅰ-2695(1)	平成29年4月25日	愛媛県告示第520号	平成29年4月25日	愛媛県告示第520号
86	双海町上灘	岡B	405-Ⅰ-94(2)	平成29年4月25日	愛媛県告示第520号	平成29年4月25日	愛媛県告示第520号
87	双海町上灘	岡C	405-Ⅰ-95(2)	平成29年4月25日	愛媛県告示第520号	平成29年4月25日	愛媛県告示第520号
88	双海町大久保	石ノ久保B	405-Ⅰ-98(2)	平成29年4月25日	愛媛県告示第520号	平成29年4月25日	愛媛県告示第520号
89	双海町高野川	高野川A	405-Ⅰ-1078(1)	平成29年4月25日	愛媛県告示第520号	平成29年4月25日	愛媛県告示第520号
90	双海町上灘	東谷A	405-Ⅰ-1085(1)	平成29年4月25日	愛媛県告示第520号	平成29年4月25日	愛媛県告示第520号
91	双海町上灘	日尾野	405-Ⅰ-1089(1)	平成29年4月25日	愛媛県告示第520号	平成29年4月25日	愛媛県告示第520号
92	双海町上灘	大栄C	405-Ⅰ-1094(1)	平成29年4月25日	愛媛県告示第520号	平成29年4月25日	愛媛県告示第520号
93	双海町上灘	駄馬	405-Ⅰ-1095(1)	平成29年4月25日	愛媛県告示第520号	平成29年4月25日	愛媛県告示第520号
94	双海町高岸	本郷C	405-Ⅰ-1102(1)	平成29年4月25日	愛媛県告示第520号	平成29年4月25日	愛媛県告示第520号

番号	所在地	区域名・番号		警戒区域		特別警戒区域	
				指定年月日	告示番号	指定年月日	告示番号
95	双海町高岸	亀ノ森上	405-Ⅰ-1104(1)	平成29年4月25日	愛媛県告示第520号	平成29年4月25日	愛媛県告示第520号
96	双海町上灘	石ノ久保C	405-Ⅰ-1111(1)	平成29年4月25日	愛媛県告示第520号	平成29年4月25日	愛媛県告示第520号
97	双海町大久保	富岡A	405-Ⅰ-1114(1)	平成29年4月25日	愛媛県告示第520号	平成29年4月25日	愛媛県告示第520号
98	双海町大久保	富岡B	405-Ⅰ-1115(1)	平成29年4月25日	愛媛県告示第520号	平成29年4月25日	愛媛県告示第520号
99	双海町串	奥東A	405-Ⅰ-1122(1)	平成29年4月25日	愛媛県告示第520号	平成29年4月25日	愛媛県告示第520号
100	双海町串	奥西B	405-Ⅰ-1125(1)	平成29年4月25日	愛媛県告示第520号	平成29年4月25日	愛媛県告示第520号
101	双海町串	富貴A	405-Ⅰ-1132(1)	平成29年4月25日	愛媛県告示第520号	平成29年4月25日	愛媛県告示第520号
102	双海町串	富貴B	405-Ⅰ-1133(1)	平成29年4月25日	愛媛県告示第520号	平成29年4月25日	愛媛県告示第520号
103	双海町串	池ノ窪A	405-Ⅰ-2698(1)	平成29年4月25日	愛媛県告示第520号	平成29年4月25日	愛媛県告示第520号
104	双海町串	富貴C	405-Ⅰ-2699(1)	平成29年4月25日	愛媛県告示第520号	平成29年4月25日	愛媛県告示第520号
105	大平	武領B	210-Ⅰ-205(2)	令和2年12月15日	愛媛県告示第1338号	令和2年12月15日	愛媛県告示第1338号
106	三秋	三秋折戸	210-Ⅰ-959(1)	令和2年12月15日	愛媛県告示第1338号	令和2年12月15日	愛媛県告示第1338号
107	下唐川・上唐川	下寺	210-Ⅰ-968(1)	令和2年12月15日	愛媛県告示第1338号	令和2年12月15日	愛媛県告示第1338号
108	上唐川	本谷A	210-Ⅰ-969(1)	令和2年12月15日	愛媛県告示第1338号	令和2年12月15日	愛媛県告示第1338号
109	両澤	両沢	210-Ⅱ-1(1)	令和2年12月15日	愛媛県告示第1338号	令和2年12月15日	愛媛県告示第1338号
110	上唐川	水口	210-Ⅱ-2(1)	令和2年12月15日	愛媛県告示第1338号	令和2年12月15日	愛媛県告示第1338号
111	下唐川	中台Ａ	210-Ⅱ-3(1)	令和2年12月15日	愛媛県告示第1338号	令和2年12月15日	愛媛県告示第1338号
112	下唐川	中台Ｂ	210-Ⅱ-4(1)	令和2年12月15日	愛媛県告示第1338号	令和2年12月15日	愛媛県告示第1338号
113	上唐川・下唐川	長崎谷	210-Ⅱ-5(1)	令和2年12月15日	愛媛県告示第1338号	令和2年12月15日	愛媛県告示第1338号
114	上唐川・下唐川	突鼻	210-Ⅱ-6(1)	令和2年12月15日	愛媛県告示第1338号	令和2年12月15日	愛媛県告示第1338号
115	下唐川	馬場Ｂ	210-Ⅱ-7(1)	令和2年12月15日	愛媛県告示第1338号	令和2年12月15日	愛媛県告示第1338号
116	大平	小手谷Ａ	210-Ⅱ-10(1)	令和2年12月15日	愛媛県告示第1338号	令和2年12月15日	愛媛県告示第1338号
117	大平	小手谷Ｂ	210-Ⅱ-11(1)	令和2年12月15日	愛媛県告示第1338号	令和2年12月15日	愛媛県告示第1338号
118	大平	大南Ａ	210-Ⅱ-12(1)	令和2年12月15日	愛媛県告示第1338号	令和2年12月15日	愛媛県告示第1338号
119	大平	武領Ａ	210-Ⅱ-15(1)	令和2年12月15日	愛媛県告示第1338号	令和2年12月15日	愛媛県告示第1338号
120	大平	武領Ｂ	210-Ⅱ-18(1)	令和2年12月15日	愛媛県告示第1338号	令和2年12月15日	愛媛県告示第1338号

番号	所在地	区域名・番号		警戒区域		特別警戒区域	
				指定年月日	告示番号	指定年月日	告示番号
121	大平	四ツ松	210-Ⅱ-19(1)	令和２年 12 月 15 日	愛媛県告示 第 1338 号	令和２年 12 月 15 日	愛媛県告示 第 1338 号
122	森	森	210-Ⅱ-22(1)	令和２年 12 月 15 日	愛媛県告示 第 1338 号	令和２年 12 月 15 日	愛媛県告示 第 1338 号
123	三秋	小迫Ａ	210-Ⅱ-23(1)	令和２年 12 月 15 日	愛媛県告示 第 1338 号	令和２年 12 月 15 日	愛媛県告示 第 1338 号
124	三秋	大原	210-Ⅱ-24(1)	令和２年 12 月 15 日	愛媛県告示 第 1338 号	令和２年 12 月 15 日	愛媛県告示 第 1338 号
125	下唐川	馬場Ａ	210-Ⅱ-25(1)	令和２年 12 月 15 日	愛媛県告示 第 1338 号	令和２年 12 月 15 日	愛媛県告示 第 1338 号
126	下唐川	馬場Ｃ	210-Ⅱ-26(1)	令和２年 12 月 15 日	愛媛県告示 第 1338 号	令和２年 12 月 15 日	愛媛県告示 第 1338 号
127	上吾川	十合	210-Ⅱ-27(1)	令和２年 12 月 15 日	愛媛県告示 第 1338 号	令和２年 12 月 15 日	愛媛県告示 第 1338 号
128	三秋	小迫Ｂ	210-Ⅱ-28(1)	令和２年 12 月 15 日	愛媛県告示 第 1338 号	令和２年 12 月 15 日	愛媛県告示 第 1338 号
129	三秋	三秋端	210-Ⅱ-29(1)	令和２年 12 月 15 日	愛媛県告示 第 1338 号	令和２年 12 月 15 日	愛媛県告示 第 1338 号
130	大平	大南Ｂ	210-Ⅱ-30(2)	令和２年 12 月 15 日	愛媛県告示 第 1338 号	令和２年 12 月 15 日	愛媛県告示 第 1338 号
131	上唐川・両澤	下寺	210-Ⅲ-1(1)	令和２年 12 月 15 日	愛媛県告示 第 1338 号	令和２年 12 月 15 日	愛媛県告示 第 1338 号
132	下唐川	東野	210-Ⅲ-2(1)	令和２年 12 月 15 日	愛媛県告示 第 1338 号	令和２年 12 月 15 日	愛媛県告示 第 1338 号
133	下唐川	馬場	210-Ⅲ-3(1)	令和２年 12 月 15 日	愛媛県告示 第 1338 号	令和２年 12 月 15 日	愛媛県告示 第 1338 号
134	大平	武領	210-Ⅲ-4(1)	令和２年 12 月 15 日	愛媛県告示 第 1338 号	令和２年 12 月 15 日	愛媛県告示 第 1338 号
135	中山町中山	中山Ａ	404-Ⅰ-90(1)	令和２年 12 月 15 日	愛媛県告示 第 1338 号	令和２年 12 月 15 日	愛媛県告示 第 1338 号
136	中山町中山	中山Ｂ	404-Ⅰ-91(1)	令和２年 12 月 15 日	愛媛県告示 第 1338 号	令和２年 12 月 15 日	愛媛県告示 第 1338 号
137	中山町佐礼谷	柿谷Ｂ	404-Ⅰ-1021(1)	令和２年 12 月 15 日	愛媛県告示 第 1338 号	令和２年 12 月 15 日	愛媛県告示 第 1338 号
138	中山町佐礼谷	榎峠	404-Ⅰ-1035(2)	令和２年 12 月 15 日	愛媛県告示 第 1338 号	令和２年 12 月 15 日	愛媛県告示 第 1338 号
139	中山町出渕	日の組	404-Ⅰ-1054(1)	令和２年 12 月 15 日	愛媛県告示 第 1338 号	令和２年 12 月 15 日	愛媛県告示 第 1338 号
140	中山町出渕	日南登	404-Ⅰ-1058(1)	令和２年 12 月 15 日	愛媛県告示 第 1338 号	令和２年 12 月 15 日	愛媛県告示 第 1338 号
141	中山町出渕	日之付	404-Ⅰ-1059(1)	令和２年 12 月 15 日	愛媛県告示 第 1338 号	令和２年 12 月 15 日	愛媛県告示 第 1338 号
142	中山町出渕	扇	404-Ⅰ-1061(1)	令和２年 12 月 15 日	愛媛県告示 第 1338 号	令和２年 12 月 15 日	愛媛県告示 第 1338 号
143	中山町中山	高岡	404-Ⅰ-1064(1)	令和２年 12 月 15 日	愛媛県告示 第 1338 号	令和２年 12 月 15 日	愛媛県告示 第 1338 号
144	中山町中山	福元	404-Ⅰ-1065(1)	令和２年 12 月 15 日	愛媛県告示 第 1338 号	令和２年 12 月 15 日	愛媛県告示 第 1338 号
145	中山町中山	柚之木	404-Ⅰ-1067(1)	令和２年 12 月 15 日	愛媛県告示 第 1338 号	令和２年 12 月 15 日	愛媛県告示 第 1338 号
146	中山町中山	重藤	404-Ⅰ-1071(1)	令和２年 12 月 15 日	愛媛県告示 第 1338 号	令和２年 12 月 15 日	愛媛県告示 第 1338 号

番号	所在地	区域名・番号		警戒区域		特別警戒区域	
				指定年月日	告示番号	指定年月日	告示番号
147	中山町中山	永木A	404-Ⅰ-1072(1)	令和2年12月15日	愛媛県告示第1338号	令和2年12月15日	愛媛県告示第1338号
148	中山町中山	上組	404-Ⅰ-1077(1)	令和2年12月15日	愛媛県告示第1338号	令和2年12月15日	愛媛県告示第1338号
149	中山町佐礼谷	赤海	404-Ⅱ-1(1)	令和2年12月15日	愛媛県告示第1338号	令和2年12月15日	愛媛県告示第1338号
150	中山町出渕	漆	404-Ⅱ-3(2)	令和2年12月15日	愛媛県告示第1338号	令和2年12月15日	愛媛県告示第1338号
151	中山町佐礼谷	安場	404-Ⅱ-4(1)	令和2年12月15日	愛媛県告示第1338号	令和2年12月15日	愛媛県告示第1338号
152	中山町佐礼谷	影浦	404-Ⅱ-5(1)	令和2年12月15日	愛媛県告示第1338号	令和2年12月15日	愛媛県告示第1338号
153	中山町出渕	下野中A	404-Ⅱ-7(1)	令和2年12月15日	愛媛県告示第1338号	令和2年12月15日	愛媛県告示第1338号
154	中山町出渕	下野中B	404-Ⅱ-8(1)	令和2年12月15日	愛媛県告示第1338号	令和2年12月15日	愛媛県告示第1338号
155	中山町出渕	堀越	404-Ⅱ-12(1)	令和2年12月15日	愛媛県告示第1338号	令和2年12月15日	愛媛県告示第1338号
156	中山町出渕	下門前	404-Ⅱ-13(1)	令和2年12月15日	愛媛県告示第1338号	令和2年12月15日	愛媛県告示第1338号
157	中山町出渕	下谷Ａ	404-Ⅱ-14(1)	令和2年12月15日	愛媛県告示第1338号	令和2年12月15日	愛媛県告示第1338号
158	中山町中山	福元	404-Ⅱ-15(1)	令和2年12月15日	愛媛県告示第1338号	令和2年12月15日	愛媛県告示第1338号
159	中山町中山	永木A	404-Ⅱ-17(1)	令和2年12月15日	愛媛県告示第1338号	令和2年12月15日	愛媛県告示第1338号
160	中山町中山	源随	404-Ⅱ-19(1)	令和2年12月15日	愛媛県告示第1338号	令和2年12月15日	愛媛県告示第1338号
161	中山町中山	福住C	404-Ⅱ-20(1)	令和2年12月15日	愛媛県告示第1338号	令和2年12月15日	愛媛県告示第1338号
162	中山町出渕	影之浦Ｂ	404-Ⅱ-23(1)	令和2年12月15日	愛媛県告示第1338号	令和2年12月15日	愛媛県告示第1338号
163	中山町中山	永木B	404-Ⅱ-26(1)	令和2年12月15日	愛媛県告示第1338号	令和2年12月15日	愛媛県告示第1338号
164	中山町中山	上柚之木	404-Ⅱ-27(1)	令和2年12月15日	愛媛県告示第1338号	令和2年12月15日	愛媛県告示第1338号
165	中山町出渕	平沢口	404-Ⅱ-28(1)	令和2年12月15日	愛媛県告示第1338号	令和2年12月15日	愛媛県告示第1338号
166	中山町出渕	小池	404-Ⅱ-30(1)	令和2年12月15日	愛媛県告示第1338号	令和2年12月15日	愛媛県告示第1338号
167	中山町佐礼谷	安別当	404-Ⅱ-31(1)	令和2年12月15日	愛媛県告示第1338号	令和2年12月15日	愛媛県告示第1338号
168	中山町佐礼谷	柿谷	404-Ⅱ-32(1)	令和2年12月15日	愛媛県告示第1338号	令和2年12月15日	愛媛県告示第1338号
169	中山町佐礼谷	山口A	404-Ⅱ-34(1)	令和2年12月15日	愛媛県告示第1338号	令和2年12月15日	愛媛県告示第1338号
170	中山町佐礼谷	山口C	404-Ⅱ-36(1)	令和2年12月15日	愛媛県告示第1338号	令和2年12月15日	愛媛県告示第1338号
171	中山町佐礼谷	日浦	404-Ⅱ-37(1)	令和2年12月15日	愛媛県告示第1338号	令和2年12月15日	愛媛県告示第1338号
172	中山町佐礼谷	榎峠	404-Ⅱ-38(1)	令和2年12月15日	愛媛県告示第1338号	令和2年12月15日	愛媛県告示第1338号

番号	所在地	区域名・番号		警戒区域		特別警戒区域	
				指定年月日	告示番号	指定年月日	告示番号
173	中山町出渕	坪井	404-Ⅱ-39(1)	令和２年 12 月 15 日	愛媛県告示 第 1338 号	令和２年 12 月 15 日	愛媛県告示 第 1338 号
174	中山町出渕	上野中Ａ	404-Ⅱ-40(1)	令和２年 12 月 15 日	愛媛県告示 第 1338 号	令和２年 12 月 15 日	愛媛県告示 第 1338 号
175	中山町出渕	上野中Ｂ	404-Ⅱ-41(1)	令和２年 12 月 15 日	愛媛県告示 第 1338 号	令和２年 12 月 15 日	愛媛県告示 第 1338 号
176	中山町出渕	出渕	404-Ⅱ-42(1)	令和２年 12 月 15 日	愛媛県告示 第 1338 号	令和２年 12 月 15 日	愛媛県告示 第 1338 号
177	中山町出渕	横久保	404-Ⅱ-43(1)	令和２年 12 月 15 日	愛媛県告示 第 1338 号	令和２年 12 月 15 日	愛媛県告示 第 1338 号
178	中山町出渕	影之浦Ｃ	404-Ⅱ-44(1)	令和２年 12 月 15 日	愛媛県告示 第 1338 号	令和２年 12 月 15 日	愛媛県告示 第 1338 号
179	中山町出渕	影之浦Ａ	404-Ⅱ-45(1)	令和２年 12 月 15 日	愛媛県告示 第 1338 号	令和２年 12 月 15 日	愛媛県告示 第 1338 号
180	中山町出渕	栃谷	404-Ⅱ-46(1)	令和２年 12 月 15 日	愛媛県告示 第 1338 号	令和２年 12 月 15 日	愛媛県告示 第 1338 号
181	中山町出渕	小倉	404-Ⅱ-47(1)	令和２年 12 月 15 日	愛媛県告示 第 1338 号	令和２年 12 月 15 日	愛媛県告示 第 1338 号
182	中山町出渕	下谷Ｂ	404-Ⅱ-48(1)	令和２年 12 月 15 日	愛媛県告示 第 1338 号	令和２年 12 月 15 日	愛媛県告示 第 1338 号
183	中山町出渕	豊岡Ａ	404-Ⅱ-49(1)	令和２年 12 月 15 日	愛媛県告示 第 1338 号	令和２年 12 月 15 日	愛媛県告示 第 1338 号
184	中山町出渕	豊岡Ｂ	404-Ⅱ-50(1)	令和２年 12 月 15 日	愛媛県告示 第 1338 号	令和２年 12 月 15 日	愛媛県告示 第 1338 号
185	中山町出渕	豊岡Ｃ	404-Ⅱ-51(1)	令和２年 12 月 15 日	愛媛県告示 第 1338 号	令和２年 12 月 15 日	愛媛県告示 第 1338 号
186	中山町出渕	豊岡Ｄ	404-Ⅱ-52(1)	令和２年 12 月 15 日	愛媛県告示 第 1338 号	令和２年 12 月 15 日	愛媛県告示 第 1338 号
187	中山町中山	中山Ａ	404-Ⅱ-53(1)	令和２年 12 月 15 日	愛媛県告示 第 1338 号	令和２年 12 月 15 日	愛媛県告示 第 1338 号
188	中山町中山	中山Ｂ	404-Ⅱ-54(1)	令和２年 12 月 15 日	愛媛県告示 第 1338 号	令和２年 12 月 15 日	愛媛県告示 第 1338 号
189	中山町中山	高岡	404-Ⅱ-55(1)	令和２年 12 月 15 日	愛媛県告示 第 1338 号	令和２年 12 月 15 日	愛媛県告示 第 1338 号
190	中山町中山	幕の内	404-Ⅱ-56(1)	令和２年 12 月 15 日	愛媛県告示 第 1338 号	令和２年 12 月 15 日	愛媛県告示 第 1338 号
191	中山町中山	小中村	404-Ⅱ-57(1)	令和２年 12 月 15 日	愛媛県告示 第 1338 号	令和２年 12 月 15 日	愛媛県告示 第 1338 号
192	中山町出渕	平沢	404-Ⅱ-58(1)	令和２年 12 月 15 日	愛媛県告示 第 1338 号	令和２年 12 月 15 日	愛媛県告示 第 1338 号
193	中山町中山	上平村	404-Ⅱ-59(1)	令和２年 12 月 15 日	愛媛県告示 第 1338 号	令和２年 12 月 15 日	愛媛県告示 第 1338 号
194	中山町中山	下平村	404-Ⅱ-60(1)	令和２年 12 月 15 日	愛媛県告示 第 1338 号	令和２年 12 月 15 日	愛媛県告示 第 1338 号
195	中山町中山	柚之木	404-Ⅱ-61(1)	令和２年 12 月 15 日	愛媛県告示 第 1338 号	令和２年 12 月 15 日	愛媛県告示 第 1338 号
196	中山町中山	梅原	404-Ⅱ-62(1)	令和２年 12 月 15 日	愛媛県告示 第 1338 号	令和２年 12 月 15 日	愛媛県告示 第 1338 号
197	中山町中山	カンヤＡ	404-Ⅱ-63(1)	令和２年 12 月 15 日	愛媛県告示 第 1338 号	令和２年 12 月 15 日	愛媛県告示 第 1338 号
198	中山町中山	カンヤＢ	404-Ⅱ-64(1)	令和２年 12 月 15 日	愛媛県告示 第 1338 号	令和２年 12 月 15 日	愛媛県告示 第 1338 号

番号	所在地	区域名・番号		警戒区域		特別警戒区域	
				指定年月日	告示番号	指定年月日	告示番号
199	中山町中山	福住A	404-Ⅱ-65(1)	令和2年12月15日	愛媛県告示第1338号	令和2年12月15日	愛媛県告示第1338号
200	中山町中山	福住B	404-Ⅱ-66(1)	令和2年12月15日	愛媛県告示第1338号	令和2年12月15日	愛媛県告示第1338号
201	中山町中山	福住D	404-Ⅱ-67(1)	令和2年12月15日	愛媛県告示第1338号	令和2年12月15日	愛媛県告示第1338号
202	中山町栗田	栗田	404-Ⅱ-68(1)	令和2年12月15日	愛媛県告示第1338号	令和2年12月15日	愛媛県告示第1338号
203	中山町栗田	本郷	404-Ⅱ-69(1)	令和2年12月15日	愛媛県告示第1338号	令和2年12月15日	愛媛県告示第1338号
204	双海町串	満野B	405-Ⅰ-212(2)	令和2年12月15日	愛媛県告示第1338号	令和2年12月15日	愛媛県告示第1338号
205	双海町高野川	高野川B	405-Ⅰ-1079(1)	令和2年12月15日	愛媛県告示第1338号	令和2年12月15日	愛媛県告示第1338号
206	双海町上灘	小網	405-Ⅰ-1080(1)	令和2年12月15日	愛媛県告示第1338号	令和2年12月15日	愛媛県告示第1338号
207	双海町上灘	灘町	405-Ⅰ-1081(1)	令和2年12月15日	愛媛県告示第1338号	令和2年12月15日	愛媛県告示第1338号
208	双海町上灘	西谷B	405-Ⅰ-1082(1)	令和2年12月15日	愛媛県告示第1338号	令和2年12月15日	愛媛県告示第1338号
209	双海町上灘	両谷	405-Ⅰ-1084(1)	令和2年12月15日	愛媛県告示第1338号	令和2年12月15日	愛媛県告示第1338号
210	双海町上灘	岡A	405-Ⅰ-1088(1)	令和2年12月15日	愛媛県告示第1338号	令和2年12月15日	愛媛県告示第1338号
211	双海町上灘	大栄A	405-Ⅰ-1092(1)	令和2年12月15日	愛媛県告示第1338号	令和2年12月15日	愛媛県告示第1338号
212	双海町上灘	大栄B	405-Ⅰ-1093(1)	令和2年12月15日	愛媛県告示第1338号	令和2年12月15日	愛媛県告示第1338号
213	双海町高岸	本郷A	405-Ⅰ-1099(1)	令和2年12月15日	愛媛県告示第1338号	令和2年12月15日	愛媛県告示第1338号
214	双海町高岸	本郷D	405-Ⅰ-1103(1)	令和2年12月15日	愛媛県告示第1338号	令和2年12月15日	愛媛県告示第1338号
215	双海町高岸	唐崎A	405-Ⅰ-1107(1)	令和2年12月15日	愛媛県告示第1338号	令和2年12月15日	愛媛県告示第1338号
216	双海町高岸	唐崎B	405-Ⅰ-1108(1)	令和2年12月15日	愛媛県告示第1338号	令和2年12月15日	愛媛県告示第1338号
217	双海町大久保	石ノ久保A	405-Ⅰ-1110(1)	令和2年12月15日	愛媛県告示第1338号	令和2年12月15日	愛媛県告示第1338号
218	双海町大久保・双海町串	日喰A	405-Ⅰ-1116(1)	令和2年12月15日	愛媛県告示第1338号	令和2年12月15日	愛媛県告示第1338号
219	双海町大久保	日喰C	405-Ⅰ-1118(1)	令和2年12月15日	愛媛県告示第1338号	令和2年12月15日	愛媛県告示第1338号
220	双海町串	青石	405-Ⅰ-1119(1)	令和2年12月15日	愛媛県告示第1338号	令和2年12月15日	愛媛県告示第1338号
221	双海町串	上浜	405-Ⅰ-1120(1)	令和2年12月15日	愛媛県告示第1338号	令和2年12月15日	愛媛県告示第1338号
222	双海町串	河原	405-Ⅰ-1121(1)	令和2年12月15日	愛媛県告示第1338号	令和2年12月15日	愛媛県告示第1338号
223	双海町串	奥東B	405-Ⅰ-1123(1)	令和2年12月15日	愛媛県告示第1338号	令和2年12月15日	愛媛県告示第1338号
224	双海町串	奥西A	405-Ⅰ-1124(1)	令和2年12月15日	愛媛県告示第1338号	令和2年12月15日	愛媛県告示第1338号

番号	所在地	区域名・番号		警戒区域		特別警戒区域	
				指定年月日	告示番号	指定年月日	告示番号
225	双海町串	下浜	405-Ⅰ-1126(1)	令和２年 12 月 15 日	愛媛県告示 第 1338 号	令和２年 12 月 15 日	愛媛県告示 第 1338 号
226	双海町上灘	小網 A	405-Ⅰ-1134(1)	令和２年 12 月 15 日	愛媛県告示 第 1338 号	令和２年 12 月 15 日	愛媛県告示 第 1338 号
227	双海町高野川	高野川 A	405-Ⅱ-1(1)	令和２年 12 月 15 日	愛媛県告示 第 1338 号	令和２年 12 月 15 日	愛媛県告示 第 1338 号
228	双海町高野川	高野川 B	405-Ⅱ-2(1)	令和２年 12 月 15 日	愛媛県告示 第 1338 号	令和２年 12 月 15 日	愛媛県告示 第 1338 号
229	双海町高野川	高野川 C	405-Ⅱ-5(1)	令和２年 12 月 15 日	愛媛県告示 第 1338 号	令和２年 12 月 15 日	愛媛県告示 第 1338 号
230	双海町大久保	本谷 A	405-Ⅱ-5(2)	令和２年 12 月 15 日	愛媛県告示 第 1338 号	令和２年 12 月 15 日	愛媛県告示 第 1338 号
231	双海町高野川	高野川 D	405-Ⅱ-8(1)	令和２年 12 月 15 日	愛媛県告示 第 1338 号	令和２年 12 月 15 日	愛媛県告示 第 1338 号
232	双海町大久保	日喰 E	405-Ⅱ-10(2)	令和２年 12 月 15 日	愛媛県告示 第 1338 号	令和２年 12 月 15 日	愛媛県告示 第 1338 号
233	双海町上灘	灘町 1	405-Ⅱ-20(1)	令和２年 12 月 15 日	愛媛県告示 第 1338 号	令和２年 12 月 15 日	愛媛県告示 第 1338 号
234	双海町上灘	灘町 4	405-Ⅱ-21(1)	令和２年 12 月 15 日	愛媛県告示 第 1338 号	令和２年 12 月 15 日	愛媛県告示 第 1338 号
235	双海町上灘	灘町 5	405-Ⅱ-24(1)	令和２年 12 月 15 日	愛媛県告示 第 1338 号	令和２年 12 月 15 日	愛媛県告示 第 1338 号
236	双海町上灘	西谷 A	405-Ⅱ-25(1)	令和２年 12 月 15 日	愛媛県告示 第 1338 号	令和２年 12 月 15 日	愛媛県告示 第 1338 号
237	双海町上灘	西谷 B	405-Ⅱ-26(1)	令和２年 12 月 15 日	愛媛県告示 第 1338 号	令和２年 12 月 15 日	愛媛県告示 第 1338 号
238	双海町上灘	東谷 A	405-Ⅱ-27(1)	令和２年 12 月 15 日	愛媛県告示 第 1338 号	令和２年 12 月 15 日	愛媛県告示 第 1338 号
239	双海町上灘	東谷 B	405-Ⅱ-28(1)	令和２年 12 月 15 日	愛媛県告示 第 1338 号	令和２年 12 月 15 日	愛媛県告示 第 1338 号
240	双海町上灘	東谷 C	405-Ⅱ-30(1)	令和２年 12 月 15 日	愛媛県告示 第 1338 号	令和２年 12 月 15 日	愛媛県告示 第 1338 号
241	双海町上灘	久保 A	405-Ⅱ-38(1)	令和２年 12 月 15 日	愛媛県告示 第 1338 号	令和２年 12 月 15 日	愛媛県告示 第 1338 号
242	双海町上灘	久保 B	405-Ⅱ-39(1)	令和２年 12 月 15 日	愛媛県告示 第 1338 号	令和２年 12 月 15 日	愛媛県告示 第 1338 号
243	双海町上灘	久保 C	405-Ⅱ-42(1)	令和２年 12 月 15 日	愛媛県告示 第 1338 号	令和２年 12 月 15 日	愛媛県告示 第 1338 号
244	双海町上灘	久保 D	405-Ⅱ-45(1)	令和２年 12 月 15 日	愛媛県告示 第 1338 号	令和２年 12 月 15 日	愛媛県告示 第 1338 号
245	双海町上灘	大栄 A	405-Ⅱ-46(1)	令和２年 12 月 15 日	愛媛県告示 第 1338 号	令和２年 12 月 15 日	愛媛県告示 第 1338 号
246	双海町上灘	大栄 B	405-Ⅱ-47(2)	令和２年 12 月 15 日	愛媛県告示 第 1338 号	令和２年 12 月 15 日	愛媛県告示 第 1338 号
247	双海町上灘	大栄 C	405-Ⅱ-50(1)	令和２年 12 月 15 日	愛媛県告示 第 1338 号	令和２年 12 月 15 日	愛媛県告示 第 1338 号
248	双海町上灘	奥大栄 C	405-Ⅱ-52(1)	令和２年 12 月 15 日	愛媛県告示 第 1338 号	令和２年 12 月 15 日	愛媛県告示 第 1338 号
249	双海町上灘	奥大栄 A	405-Ⅱ-53(1)	令和２年 12 月 15 日	愛媛県告示 第 1338 号	令和２年 12 月 15 日	愛媛県告示 第 1338 号
250	双海町上灘	奥大栄 B	405-Ⅱ-54(1)	令和２年 12 月 15 日	愛媛県告示 第 1338 号	令和２年 12 月 15 日	愛媛県告示 第 1338 号

番号	所在地	区域名・番号		警戒区域		特別警戒区域	
				指定年月日	告示番号	指定年月日	告示番号
251	双海町上灘	奥大栄D	405-Ⅱ-55(1)	令和2年12月15日	愛媛県告示第1338号	令和2年12月15日	愛媛県告示第1338号
252	双海町上灘	高見	405-Ⅱ-61(1)	令和2年12月15日	愛媛県告示第1338号	令和2年12月15日	愛媛県告示第1338号
253	双海町上灘	東峰A	405-Ⅱ-62(1)	令和2年12月15日	愛媛県告示第1338号	令和2年12月15日	愛媛県告示第1338号
254	双海町上灘	東峰B	405-Ⅱ-63(1)	令和2年12月15日	愛媛県告示第1338号	令和2年12月15日	愛媛県告示第1338号
255	双海町上灘	犬寄	405-Ⅱ-64(1)	令和2年12月15日	愛媛県告示第1338号	令和2年12月15日	愛媛県告示第1338号
256	双海町上灘	柆野B	405-Ⅱ-70(1)	令和2年12月15日	愛媛県告示第1338号	令和2年12月15日	愛媛県告示第1338号
257	双海町上灘	三島	405-Ⅱ-76(1)	令和2年12月15日	愛媛県告示第1338号	令和2年12月15日	愛媛県告示第1338号
258	双海町高岸	本郷B	405-Ⅱ-82(2)	令和2年12月15日	愛媛県告示第1338号	令和2年12月15日	愛媛県告示第1338号
259	双海町高岸	本郷A	405-Ⅱ-92(1)	令和2年12月15日	愛媛県告示第1338号	令和2年12月15日	愛媛県告示第1338号
260	双海町高岸	本郷D	405-Ⅱ-93(1)	令和2年12月15日	愛媛県告示第1338号	令和2年12月15日	愛媛県告示第1338号
261	双海町高岸	本郷E	405-Ⅱ-94(1)	令和2年12月15日	愛媛県告示第1338号	令和2年12月15日	愛媛県告示第1338号
262	双海町高岸	本郷F	405-Ⅱ-95(1)	令和2年12月15日	愛媛県告示第1338号	令和2年12月15日	愛媛県告示第1338号
263	双海町高岸	塩屋	405-Ⅱ-101(1)	令和2年12月15日	愛媛県告示第1338号	令和2年12月15日	愛媛県告示第1338号
264	双海町高岸	唐崎A	405-Ⅱ-102(1)	令和2年12月15日	愛媛県告示第1338号	令和2年12月15日	愛媛県告示第1338号
265	双海町高岸	唐崎B	405-Ⅱ-104(1)	令和2年12月15日	愛媛県告示第1338号	令和2年12月15日	愛媛県告示第1338号
266	双海町高岸	唐崎C	405-Ⅱ-110(1)	令和2年12月15日	愛媛県告示第1338号	令和2年12月15日	愛媛県告示第1338号
267	双海町大久保	本谷B	405-Ⅱ-112(1)	令和2年12月15日	愛媛県告示第1338号	令和2年12月15日	愛媛県告示第1338号
268	双海町大久保	石ノ久保	405-Ⅱ-124(2)	令和2年12月15日	愛媛県告示第1338号	令和2年12月15日	愛媛県告示第1338号
269	双海町大久保	閏住	405-Ⅱ-129(1)	令和2年12月15日	愛媛県告示第1338号	令和2年12月15日	愛媛県告示第1338号
270	双海町大久保	富岡	405-Ⅱ-142(1)	令和2年12月15日	愛媛県告示第1338号	令和2年12月15日	愛媛県告示第1338号
271	双海町大久保	日喰B	405-Ⅱ-150(1)	令和2年12月15日	愛媛県告示第1338号	令和2年12月15日	愛媛県告示第1338号
272	双海町大久保	日喰A	405-Ⅱ-152(1)	令和2年12月15日	愛媛県告示第1338号	令和2年12月15日	愛媛県告示第1338号
273	双海町大久保	日喰C	405-Ⅱ-154(1)	令和2年12月15日	愛媛県告示第1338号	令和2年12月15日	愛媛県告示第1338号
274	双海町大久保	日喰D	405-Ⅱ-155(1)	令和2年12月15日	愛媛県告示第1338号	令和2年12月15日	愛媛県告示第1338号
275	双海町大久保	日喰F	405-Ⅱ-158(1)	令和2年12月15日	愛媛県告示第1338号	令和2年12月15日	愛媛県告示第1338号
276	双海町大久保	日喰G	405-Ⅱ-160(1)	令和2年12月15日	愛媛県告示第1338号	令和2年12月15日	愛媛県告示第1338号

番号	所在地	区域名・番号		警戒区域		特別警戒区域	
				指定年月日	告示番号	指定年月日	告示番号
277	双海町大久保	日喰H	405-Ⅱ-163(1)	令和2年12月15日	愛媛県告示第1338号	令和2年12月15日	愛媛県告示第1338号
278	双海町大久保	日喰I	405-Ⅱ-165(1)	令和2年12月15日	愛媛県告示第1338号	令和2年12月15日	愛媛県告示第1338号
279	双海町串	奥東A	405-Ⅱ-168(1)	令和2年12月15日	愛媛県告示第1338号	令和2年12月15日	愛媛県告示第1338号
280	双海町串	奥東B	405-Ⅱ-172(1)	令和2年12月15日	愛媛県告示第1338号	令和2年12月15日	愛媛県告示第1338号
281	双海町串	奥東C	405-Ⅱ-173(1)	令和2年12月15日	愛媛県告示第1338号	令和2年12月15日	愛媛県告示第1338号
282	双海町串	奥東D	405-Ⅱ-175(1)	令和2年12月15日	愛媛県告示第1338号	令和2年12月15日	愛媛県告示第1338号
283	双海町串	奥東E	405-Ⅱ-179(1)	令和2年12月15日	愛媛県告示第1338号	令和2年12月15日	愛媛県告示第1338号
284	双海町串	奥東F	405-Ⅱ-180(1)	令和2年12月15日	愛媛県告示第1338号	令和2年12月15日	愛媛県告示第1338号
285	双海町串	奥東G	405-Ⅱ-181(1)	令和2年12月15日	愛媛県告示第1338号	令和2年12月15日	愛媛県告示第1338号
286	双海町串	奥東H	405-Ⅱ-183(1)	令和2年12月15日	愛媛県告示第1338号	令和2年12月15日	愛媛県告示第1338号
287	双海町串	奥東I	405-Ⅱ-184(1)	令和2年12月15日	愛媛県告示第1338号	令和2年12月15日	愛媛県告示第1338号
288	双海町串	奥東J	405-Ⅱ-185(1)	令和2年12月15日	愛媛県告示第1338号	令和2年12月15日	愛媛県告示第1338号
289	双海町串	奥西A	405-Ⅱ-186(1)	令和2年12月15日	愛媛県告示第1338号	令和2年12月15日	愛媛県告示第1338号
290	双海町串	奥西B	405-Ⅱ-198(1)	令和2年12月15日	愛媛県告示第1338号	令和2年12月15日	愛媛県告示第1338号
291	双海町串	奥西C	405-Ⅱ-199(1)	令和2年12月15日	愛媛県告示第1338号	令和2年12月15日	愛媛県告示第1338号
292	双海町串	奥西D	405-Ⅱ-200(1)	令和2年12月15日	愛媛県告示第1338号	令和2年12月15日	愛媛県告示第1338号
293	双海町串	奥西E	405-Ⅱ-201(1)	令和2年12月15日	愛媛県告示第1338号	令和2年12月15日	愛媛県告示第1338号
294	双海町串	上浜A	405-Ⅱ-202(1)	令和2年12月15日	愛媛県告示第1338号	令和2年12月15日	愛媛県告示第1338号
295	双海町串	上浜B	405-Ⅱ-203(1)	令和2年12月15日	愛媛県告示第1338号	令和2年12月15日	愛媛県告示第1338号
296	双海町串	上浜C	405-Ⅱ-211(1)	令和2年12月15日	愛媛県告示第1338号	令和2年12月15日	愛媛県告示第1338号
297	双海町串	下浜A	405-Ⅱ-215(1)	令和2年12月15日	愛媛県告示第1338号	令和2年12月15日	愛媛県告示第1338号
298	双海町串	下浜B	405-Ⅱ-216(1)	令和2年12月15日	愛媛県告示第1338号	令和2年12月15日	愛媛県告示第1338号
299	双海町串	池ノ窪A	405-Ⅱ-226(1)	令和2年12月15日	愛媛県告示第1338号	令和2年12月15日	愛媛県告示第1338号
300	双海町串	池ノ窪B	405-Ⅱ-228(1)	令和2年12月15日	愛媛県告示第1337号	－	－
301	双海町串	本村A	405-Ⅱ-231(1)	令和2年12月15日	愛媛県告示第1338号	令和2年12月15日	愛媛県告示第1338号
302	双海町串	本村C	405-Ⅱ-235(1)	令和2年12月15日	愛媛県告示第1338号	令和2年12月15日	愛媛県告示第1338号

番号	所在地	区域名・番号		警戒区域		特別警戒区域	
				指定年月日	告示番号	指定年月日	告示番号
303	双海町串	富貴 A	405-Ⅱ-249(1)	令和 2 年 12 月 15 日	愛媛県告示 第 1338 号	令和 2 年 12 月 15 日	愛媛県告示 第 1338 号
304	双海町串	富貴 B	405-Ⅱ-250(1)	令和 2 年 12 月 15 日	愛媛県告示 第 1338 号	令和 2 年 12 月 15 日	愛媛県告示 第 1338 号
305	双海町串	満野浜 A	405-Ⅱ-266(1)	令和 2 年 12 月 15 日	愛媛県告示 第 1338 号	令和 2 年 12 月 15 日	愛媛県告示 第 1338 号
306	双海町串・大洲市長浜町今坊	満野浜 B	405-Ⅱ-267(1)	令和 2 年 12 月 15 日	愛媛県告示 第 1338 号	令和 2 年 12 月 15 日	愛媛県告示 第 1338 号
307	双海町串	満野浜 C	405-Ⅱ-268(1)	令和 2 年 12 月 15 日	愛媛県告示 第 1338 号	令和 2 年 12 月 15 日	愛媛県告示 第 1338 号
308	双海町串	満野浜 D	405-Ⅱ-269(1)	令和 2 年 12 月 15 日	愛媛県告示 第 1337 号	－	－
309	双海町串	満野空 A	405-Ⅱ-280(1)	令和 2 年 12 月 15 日	愛媛県告示 第 1338 号	令和 2 年 12 月 15 日	愛媛県告示 第 1338 号
310	双海町串	満野空 B	405-Ⅱ-281(1)	令和 2 年 12 月 15 日	愛媛県告示 第 1338 号	令和 2 年 12 月 15 日	愛媛県告示 第 1338 号
311	双海町串	壺神 A	405-Ⅱ-294(1)	令和 2 年 12 月 15 日	愛媛県告示 第 1338 号	令和 2 年 12 月 15 日	愛媛県告示 第 1338 号
312	双海町上灘	灘町	405-Ⅱ-296(1)	令和 2 年 12 月 15 日	愛媛県告示 第 1338 号	令和 2 年 12 月 15 日	愛媛県告示 第 1338 号

（２）土石流

番号	所在地	区域名・番号		警戒区域		特別警戒区域	
				指定年月日	告示番号	指定年月日	告示番号
1	大平	南四ツ松谷川	210-1040	平成 26 年 3 月 18 日	愛媛県告示 第 300 号	－	－
2	双海町上灘	日尾野川	405-1145	平成 26 年 3 月 18 日	愛媛県告示 第 300 号	－	－
3	双海町上灘	猪谷川	405-1151	平成 26 年 3 月 18 日	愛媛県告示 第 300 号	－	－
4	双海町上灘	大谷川	405-1152-1	平成 26 年 3 月 18 日	愛媛県告示 第 300 号	－	－
5	双海町大久保	東上浜川	405-1169	平成 26 年 3 月 18 日	愛媛県告示 第 300 号	－	－
6	双海町串	西上浜川	405-1171	平成 26 年 3 月 18 日	愛媛県告示 第 300 号	－	－
7	双海町串	椿谷川	405-1182-1	平成 26 年 3 月 18 日	愛媛県告示 第 300 号	－	－
8	中山町中山	福住川	404-1106-6	平成 26 年 3 月 18 日	愛媛県告示 第 300 号	－	－
9	中山町中山	山谷川	404-1114	平成 26 年 3 月 18 日	愛媛県告示 第 300 号	－	－
10	中山町佐礼谷	西竹之内川	404-1119	平成 26 年 3 月 18 日	愛媛県告示 第 300 号	－	－
11	中山町栗田	下兵庫川	404-1127	平成 26 年 3 月 18 日	愛媛県告示 第 300 号	－	－
12	八倉	中ノ谷川	210-1001	平成 26 年 3 月 18 日	愛媛県告示 第 301 号	平成 26 年 3 月 18 日	愛媛県告示 第 301 号
13	上三谷	三色谷川	210-1009	平成 26 年 3 月 18 日	愛媛県告示 第 301 号	平成 26 年 3 月 18 日	愛媛県告示 第 301 号

番号	所在地	区域名・番号		警戒区域		特別警戒区域	
				指定年月日	告示番号	指定年月日	告示番号
14	上吾川	西八反地川	210-1012	平成26年3月18日	愛媛県告示第301号	平成26年3月18日	愛媛県告示第301号
15	稲荷	井出向川	210-1014-1	平成26年3月18日	愛媛県告示第301号	平成26年3月18日	愛媛県告示第301号
16	稲荷	井出向川	210-1014-2	平成26年3月18日	愛媛県告示第301号	平成26年3月18日	愛媛県告示第301号
17	稲荷	井出向川	210-1014-3	平成26年3月18日	愛媛県告示第301号	平成26年3月18日	愛媛県告示第301号
18	稲荷	西本村川	210-1015	平成26年3月18日	愛媛県告示第301号	平成26年3月18日	愛媛県告示第301号
19	市場	西石ブナ川	210-1017	平成26年3月18日	愛媛県告示第301号	平成26年3月18日	愛媛県告示第301号
20	大平	片山川	210-1018	平成26年3月18日	愛媛県告示第301号	平成26年3月18日	愛媛県告示第301号
21	大平	猪ノ谷川	210-1019	平成26年3月18日	愛媛県告示第301号	平成26年3月18日	愛媛県告示第301号
22	大平	中猪ノ谷川	210-1020	平成26年3月18日	愛媛県告示第301号	平成26年3月18日	愛媛県告示第301号
23	下唐川	風呂の奥谷川	210-1022	平成26年3月18日	愛媛県告示第301号	平成26年3月18日	愛媛県告示第301号
24	下唐川	土居ノ奥谷川	210-1023-1	平成26年3月18日	愛媛県告示第301号	平成26年3月18日	愛媛県告示第301号
25	下唐川	土居ノ奥谷川	210-1023-2	平成26年3月18日	愛媛県告示第301号	平成26年3月18日	愛媛県告示第301号
26	下唐川	東野谷川	210-1026	平成26年3月18日	愛媛県告示第301号	平成26年3月18日	愛媛県告示第301号
27	下唐川・上唐川	下寺谷川	210-1027	平成26年3月18日	愛媛県告示第301号	平成26年3月18日	愛媛県告示第301号
28	上唐川	砥ノ谷川	210-1028-1	平成26年3月18日	愛媛県告示第301号	平成26年3月18日	愛媛県告示第301号
29	上唐川	砥ノ谷川	210-1028-2	平成26年3月18日	愛媛県告示第301号	平成26年3月18日	愛媛県告示第301号
30	上唐川	砥ノ谷川	210-1028-3	平成26年3月18日	愛媛県告示第301号	平成26年3月18日	愛媛県告示第301号
31	上唐川	中向山東川	210-1029	平成26年3月18日	愛媛県告示第301号	平成26年3月18日	愛媛県告示第301号
32	上唐川	小谷山川	210-1033	平成26年3月18日	愛媛県告示第301号	平成26年3月18日	愛媛県告示第301号
33	下唐川	中長崎谷川	210-1035	平成26年3月18日	愛媛県告示第301号	平成26年3月18日	愛媛県告示第301号
34	大平	葉之浦川	210-1036	平成26年3月18日	愛媛県告示第301号	平成26年3月18日	愛媛県告示第301号
35	大平	大南谷川	210-1038-1	平成26年3月18日	愛媛県告示第301号	平成26年3月18日	愛媛県告示第301号
36	大平	大南谷川	210-1038-2	平成26年3月18日	愛媛県告示第301号	平成26年3月18日	愛媛県告示第301号
37	大平	西大南上川	210-1039	平成26年3月18日	愛媛県告示第301号	平成26年3月18日	愛媛県告示第301号
38	大平	四ツ松谷川	210-1041	平成26年3月18日	愛媛県告示第301号	平成26年3月18日	愛媛県告示第301号
39	大平	西曽根川	210-1042-1	平成26年3月18日	愛媛県告示第301号	平成26年3月18日	愛媛県告示第301号

番号	所在地	区域名・番号		警戒区域		特別警戒区域	
				指定年月日	告示番号	指定年月日	告示番号
40	大平	西曽根川	210-1042-2	平成26年3月18日	愛媛県告示第301号	平成26年3月18日	愛媛県告示第301号
41	大平	西曽根川	210-1042-3	平成26年3月18日	愛媛県告示第301号	平成26年3月18日	愛媛県告示第301号
42	大平	堂ヶ谷川	210-1043	平成26年3月18日	愛媛県告示第301号	平成26年3月18日	愛媛県告示第301号
43	三秋	西上の山川	210-1046	平成26年3月18日	愛媛県告示第301号	平成26年3月18日	愛媛県告示第301号
44	三秋	上の山川	210-1047	平成26年3月18日	愛媛県告示第301号	平成26年3月18日	愛媛県告示第301号
45	三秋	東上の山川	210-1048	平成26年3月18日	愛媛県告示第301号	平成26年3月18日	愛媛県告示第301号
46	三秋	下三秋北川	210-1049-1	平成26年3月18日	愛媛県告示第301号	平成26年3月18日	愛媛県告示第301号
47	三秋	下三秋北川	210-1049-2	平成26年3月18日	愛媛県告示第301号	平成26年3月18日	愛媛県告示第301号
48	双海町上灘	高見川	405-1135	平成26年3月18日	愛媛県告示第301号	平成26年3月18日	愛媛県告示第301号
49	双海町上灘	上東峰川	405-1136	平成26年3月18日	愛媛県告示第301号	平成26年3月18日	愛媛県告示第301号
50	双海町上灘	西桜谷川	405-1141	平成26年3月18日	愛媛県告示第301号	平成26年3月18日	愛媛県告示第301号
51	双海町上灘	上灘谷	405-1142	平成26年3月18日	愛媛県告示第301号	平成26年3月18日	愛媛県告示第301号
52	双海町上灘	三島川	405-1144	平成26年3月18日	愛媛県告示第301号	平成26年3月18日	愛媛県告示第301号
53	双海町上灘	宮ノ谷川	405-1146	平成26年3月18日	愛媛県告示第301号	平成26年3月18日	愛媛県告示第301号
54	双海町上灘	西谷川	405-1147	平成26年3月18日	愛媛県告示第301号	平成26年3月18日	愛媛県告示第301号
55	双海町上灘	鎌下駄川	405-1148-1	平成26年3月18日	愛媛県告示第301号	平成26年3月18日	愛媛県告示第301号
56	双海町上灘	鎌下駄川	405-1148-2	平成26年3月18日	愛媛県告示第301号	平成26年3月18日	愛媛県告示第301号
57	双海町上灘	下鎌下足川	405-1149-1	平成26年3月18日	愛媛県告示第301号	平成26年3月18日	愛媛県告示第301号
58	双海町上灘	下鎌下足川	405-1149-2	平成26年3月18日	愛媛県告示第301号	平成26年3月18日	愛媛県告示第301号
59	双海町上灘	大谷川	405-1152-2	平成26年3月18日	愛媛県告示第301号	平成26年3月18日	愛媛県告示第301号
60	双海町上灘	大谷川	405-1152-3	平成26年3月18日	愛媛県告示第301号	平成26年3月18日	愛媛県告示第301号
61	双海町上灘	大谷川	405-1152-4	平成26年3月18日	愛媛県告示第301号	平成26年3月18日	愛媛県告示第301号
62	双海町高岸	本郷下川	405-1155	平成26年3月18日	愛媛県告示第301号	平成26年3月18日	愛媛県告示第301号
63	双海町高岸	引地川	405-1156	平成26年3月18日	愛媛県告示第301号	平成26年3月18日	愛媛県告示第301号
64	双海町高岸	二瀬川	405-1157	平成26年3月18日	愛媛県告示第301号	平成26年3月18日	愛媛県告示第301号
65	双海町高岸	乙井谷川	405-1161	平成26年3月18日	愛媛県告示第301号	平成26年3月18日	愛媛県告示第301号

番号	所在地	区域名・番号		警戒区域		特別警戒区域	
				指定年月日	告示番号	指定年月日	告示番号
66	双海町大久保	本谷川	405-1163	平成26年3月18日	愛媛県告示第301号	平成26年3月18日	愛媛県告示第301号
67	双海町大久保	東日喰川	405-1167	平成26年3月18日	愛媛県告示第301号	平成26年3月18日	愛媛県告示第301号
68	双海町串	中上浜川	405-1170	平成26年3月18日	愛媛県告示第301号	平成26年3月18日	愛媛県告示第301号
69	双海町大久保	下富岡川	405-1174	平成26年3月18日	愛媛県告示第301号	平成26年3月18日	愛媛県告示第301号
70	双海町串	夫婦藪川	405-1176	平成26年3月18日	愛媛県告示第301号	平成26年3月18日	愛媛県告示第301号
71	双海町串	東本村川	405-1179	平成26年3月18日	愛媛県告示第301号	平成26年3月18日	愛媛県告示第301号
72	双海町串	椿谷川	405-1182-2	平成26年3月18日	愛媛県告示第301号	平成26年3月18日	愛媛県告示第301号
73	中山町佐礼谷	赤海川	404-1105-1	平成26年3月18日	愛媛県告示第301号	平成26年3月18日	愛媛県告示第301号
74	中山町佐礼谷	赤海川	404-1105-2	平成26年3月18日	愛媛県告示第301号	平成26年3月18日	愛媛県告示第301号
75	中山町中山	福住川	404-1106-1	平成26年3月18日	愛媛県告示第301号	平成26年3月18日	愛媛県告示第301号
76	中山町中山	福住川	404-1106-2	平成26年3月18日	愛媛県告示第301号	平成26年3月18日	愛媛県告示第301号
77	中山町中山	福住川	404-1106-3	平成26年3月18日	愛媛県告示第301号	平成26年3月18日	愛媛県告示第301号
78	中山町中山	福住川	404-1106-4	平成26年3月18日	愛媛県告示第301号	平成26年3月18日	愛媛県告示第301号
79	中山町中山	福住川	404-1106-5	平成26年3月18日	愛媛県告示第301号	平成26年3月18日	愛媛県告示第301号
80	中山町中山	西永木川	404-1108	平成26年3月18日	愛媛県告示第301号	平成26年3月18日	愛媛県告示第301号
81	中山町中山	柚之木川	404-1110	平成26年3月18日	愛媛県告示第301号	平成26年3月18日	愛媛県告示第301号
82	中山町中山	水無川	404-1113	平成26年3月18日	愛媛県告示第301号	平成26年3月18日	愛媛県告示第301号
83	中山町中山	上長沢東川	404-1118-1	平成26年3月18日	愛媛県告示第301号	平成26年3月18日	愛媛県告示第301号
84	中山町中山	上長沢東川	404-1118-2	平成26年3月18日	愛媛県告示第301号	平成26年3月18日	愛媛県告示第301号
85	中山町佐礼谷	大野谷川	404-1120	平成26年3月18日	愛媛県告示第301号	平成26年3月18日	愛媛県告示第301号
86	中山町佐礼谷	梅谷川	404-1123-1	平成26年3月18日	愛媛県告示第301号	平成26年3月18日	愛媛県告示第301号
87	中山町佐礼谷	梅谷川	404-1123-2	平成26年3月18日	愛媛県告示第301号	平成26年3月18日	愛媛県告示第301号
88	中山町佐礼谷	障子ヶ谷川	404-1124	平成26年3月18日	愛媛県告示第301号	平成26年3月18日	愛媛県告示第301号
89	中山町出渕	坂本川	404-1125	平成26年3月18日	愛媛県告示第301号	平成26年3月18日	愛媛県告示第301号
90	中山町栗田	兵庫川	404-1128	平成26年3月18日	愛媛県告示第301号	平成26年3月18日	愛媛県告示第301号
91	双海町串	西富貴川	405-1181-2	平成29年4月25日	愛媛県告示第519号	－	－

番号	所在地	区域名・番号		警戒区域		特別警戒区域	
				指定年月日	告示番号	指定年月日	告示番号
92	双海町串	中満野川	405-1183	平成29年4月25日	愛媛県告示第519号	－	－
93	上三谷	トトコ谷川	210-1010	平成29年4月25日	愛媛県告示第519号	－	－
94	三秋	北折戸谷川	210-1045	平成29年4月25日	愛媛県告示第519号	－	－
95	中山町出渕	栃谷西窪川	404-1126	平成29年4月25日	愛媛県告示第519号	－	－
96	中山町出渕	日南登川	404-1131-2	平成29年4月25日	愛媛県告示第519号	－	－
97	双海町大久保	下本谷川	405-1134	平成29年4月25日	愛媛県告示第519号	－	－
98	双海町高野川	中畑川	405-1137	平成29年4月25日	愛媛県告示第519号	－	－
99	双海町上灘	上灘川	405-1143	平成29年4月25日	愛媛県告示第519号	－	－
100	双海町高岸	大平川	405-1160	平成29年4月25日	愛媛県告示第519号	－	－
101	上三谷	サルガ谷川	210-1006	平成29年4月25日	愛媛県告示第520号	平成29年4月25日	愛媛県告示第520号
102	上三谷	原谷川	210-1008	平成29年4月25日	愛媛県告示第520号	平成29年4月25日	愛媛県告示第520号
103	市場	石ブナ川	210-1016	平成29年4月25日	愛媛県告示第520号	平成29年4月25日	愛媛県告示第520号
104	下唐川	堂ノ奥川	210-1021	平成29年4月25日	愛媛県告示第520号	平成29年4月25日	愛媛県告示第520号
105	下唐川	中台川	210-1024	平成29年4月25日	愛媛県告示第520号	平成29年4月25日	愛媛県告示第520号
106	大平	東大南西川	210-1037	平成29年4月25日	愛媛県告示第520号	平成29年4月25日	愛媛県告示第520号
107	三秋	折戸谷川	210-1044	平成29年4月25日	愛媛県告示第520号	平成29年4月25日	愛媛県告示第520号
108	中山町中山	南水無川	404-1112	平成29年4月25日	愛媛県告示第520号	平成29年4月25日	愛媛県告示第520号
109	中山町佐礼谷	宮の上川	404-1122	平成29年4月25日	愛媛県告示第520号	平成29年4月25日	愛媛県告示第520号
110	中山町出渕	日南登川	404-1131-1	平成29年4月25日	愛媛県告示第520号	平成29年4月25日	愛媛県告示第520号
111	中山町出渕	漆川	404-1132	平成29年4月25日	愛媛県告示第520号	平成29年4月25日	愛媛県告示第520号
112	双海町上灘	駄馬川	405-1150	平成29年4月25日	愛媛県告示第520号	平成29年4月25日	愛媛県告示第520号
113	双海町上灘	下両谷川	405-1153	平成29年4月25日	愛媛県告示第520号	平成29年4月25日	愛媛県告示第520号
114	双海町高岸	高岸西川	405-1158	平成29年4月25日	愛媛県告示第520号	平成29年4月25日	愛媛県告示第520号
115	双海町高岸	高岸東川	405-1159	平成29年4月25日	愛媛県告示第520号	平成29年4月25日	愛媛県告示第520号
116	双海町大久保	石の久保川	405-1164-1	平成29年4月25日	愛媛県告示第520号	平成29年4月25日	愛媛県告示第520号
117	双海町大久保	石の久保川	405-1164-2	平成29年4月25日	愛媛県告示第520号	平成29年4月25日	愛媛県告示第520号

番号	所在地	区域名・番号		警戒区域		特別警戒区域	
				指定年月日	告示番号	指定年月日	告示番号
118	双海町串	西富貴川	405-1181-1	平成 29 年 4 月 25 日	愛媛県告示第 520 号	平成 29 年 4 月 25 日	愛媛県告示第 520 号
119	八倉・宮下	西谷川 1	210-1002	令和 2 年 12 月 15 日	愛媛県告示第 1338 号	令和 2 年 12 月 15 日	愛媛県告示第 1338 号
120	宮下	田ノ浦川	210-1003	令和 2 年 12 月 15 日	愛媛県告示第 1337 号	－	－
121	宮下	本谷川 1	210-1004-1	令和 2 年 12 月 15 日	愛媛県告示第 1338 号	令和 2 年 12 月 15 日	愛媛県告示第 1338 号
122	宮下	本谷川 1	210-1004-2	令和 2 年 12 月 15 日	愛媛県告示第 1338 号	令和 2 年 12 月 15 日	愛媛県告示第 1338 号
123	宮下	本谷川 1	210-1004-3	令和 2 年 12 月 15 日	愛媛県告示第 1338 号	令和 2 年 12 月 15 日	愛媛県告示第 1338 号
124	上野・上三谷	本願寺川	210-1005	令和 2 年 12 月 15 日	愛媛県告示第 1338 号	令和 2 年 12 月 15 日	愛媛県告示第 1338 号
125	上三谷・上野	春戸谷川	210-1007	令和 2 年 12 月 15 日	愛媛県告示第 1338 号	令和 2 年 12 月 15 日	愛媛県告示第 1338 号
126	上吾川・下三谷	中八反地川	210-1011-1	令和 2 年 12 月 15 日	愛媛県告示第 1338 号	令和 2 年 12 月 15 日	愛媛県告示第 1338 号
127	上吾川・下三谷	中八反地川	210-1011-2	令和 2 年 12 月 15 日	愛媛県告示第 1338 号	令和 2 年 12 月 15 日	愛媛県告示第 1338 号
128	稲荷	北谷川	210-1013-1	令和 2 年 12 月 15 日	愛媛県告示第 1338 号	令和 2 年 12 月 15 日	愛媛県告示第 1338 号
129	稲荷	北谷川	210-1013-2	令和 2 年 12 月 15 日	愛媛県告示第 1338 号	令和 2 年 12 月 15 日	愛媛県告示第 1338 号
130	稲荷	北谷川	210-1013-3	令和 2 年 12 月 15 日	愛媛県告示第 1338 号	令和 2 年 12 月 15 日	愛媛県告示第 1338 号
131	下唐川	ウルシ谷川	210-1025	令和 2 年 12 月 15 日	愛媛県告示第 1338 号	令和 2 年 12 月 15 日	愛媛県告示第 1338 号
132	両澤・上唐川	向山川	210-1030-1	令和 2 年 12 月 15 日	愛媛県告示第 1337 号	－	－
133	両澤・上唐川	向山川	210-1030-2	令和 2 年 12 月 15 日	愛媛県告示第 1338 号	令和 2 年 12 月 15 日	愛媛県告示第 1338 号
134	両澤・上唐川・下唐川	森川	210-1031-1	令和 2 年 12 月 15 日	愛媛県告示第 1338 号	令和 2 年 12 月 15 日	愛媛県告示第 1338 号
135	鵜崎・両澤・上唐川	森川	210-1031-2	令和 2 年 12 月 15 日	愛媛県告示第 1338 号	令和 2 年 12 月 15 日	愛媛県告示第 1338 号
136	鵜崎・両澤・上唐川・下唐川	森川	210-1031-3	令和 2 年 12 月 15 日	愛媛県告示第 1338 号	令和 2 年 12 月 15 日	愛媛県告示第 1338 号
137	両澤	森川	210-1031-4	令和 2 年 12 月 15 日	愛媛県告示第 1338 号	令和 2 年 12 月 15 日	愛媛県告示第 1338 号
138	両澤	森川	210-1031-5	令和 2 年 12 月 15 日	愛媛県告示第 1338 号	令和 2 年 12 月 15 日	愛媛県告示第 1338 号
139	上唐川・下唐川	本谷川 2	210-1032-1	令和 2 年 12 月 15 日	愛媛県告示第 1337 号	－	－
140	上唐川・下唐川	本谷川 2	210-1032-2	令和 2 年 12 月 15 日	愛媛県告示第 1338 号	令和 2 年 12 月 15 日	愛媛県告示第 1338 号
141	上唐川・下唐川	長崎谷川	210-1034	令和 2 年 12 月 15 日	愛媛県告示第 1337 号	－	－
142	伊予郡砥部町七折・上三谷	ノマズ谷川	210-2001	令和 2 年 12 月 15 日	愛媛県告示第 1338 号	令和 2 年 12 月 15 日	愛媛県告示第 1338 号
143	稲荷	南谷川	210-2002-1	令和 2 年 12 月 15 日	愛媛県告示第 1338 号	令和 2 年 12 月 15 日	愛媛県告示第 1338 号

番号	所在地	区域名・番号		警戒区域		特別警戒区域	
				指定年月日	告示番号	指定年月日	告示番号
144	稲荷	南谷川	210-2002-2	令和２年 12 月 15 日	愛媛県告示 第 1338 号	令和２年 12 月 15 日	愛媛県告示 第 1338 号
145	稲荷	南谷川	210-2002-3	令和２年 12 月 15 日	愛媛県告示 第 1338 号	令和２年 12 月 15 日	愛媛県告示 第 1338 号
146	稲荷	西谷川２	210-2003	令和２年 12 月 15 日	愛媛県告示 第 1338 号	令和２年 12 月 15 日	愛媛県告示 第 1338 号
147	大平	東猪ノ谷川	210-2004	令和２年 12 月 15 日	愛媛県告示 第 1338 号	令和２年 12 月 15 日	愛媛県告示 第 1338 号
148	大平	白木谷川	210-2005-1	令和２年 12 月 15 日	愛媛県告示 第 1338 号	令和２年 12 月 15 日	愛媛県告示 第 1338 号
149	大平	白木谷川	210-2005-2	令和２年 12 月 15 日	愛媛県告示 第 1338 号	令和２年 12 月 15 日	愛媛県告示 第 1338 号
150	大平	白木谷川	210-2005-3	令和２年 12 月 15 日	愛媛県告示 第 1338 号	令和２年 12 月 15 日	愛媛県告示 第 1338 号
151	下唐川	東土居ノ奥谷川	210-2006-1	令和２年 12 月 15 日	愛媛県告示 第 1338 号	令和２年 12 月 15 日	愛媛県告示 第 1338 号
152	下唐川	東土居ノ奥谷川	210-2006-2	令和２年 12 月 15 日	愛媛県告示 第 1338 号	令和２年 12 月 15 日	愛媛県告示 第 1338 号
153	下唐川	中ウルシ谷川	210-2007	令和２年 12 月 15 日	愛媛県告示 第 1338 号	令和２年 12 月 15 日	愛媛県告示 第 1338 号
154	下唐川	東ウルシ谷川	210-2008	令和２年 12 月 15 日	愛媛県告示 第 1338 号	令和２年 12 月 15 日	愛媛県告示 第 1338 号
155	上唐川・下唐川	南水口谷川	210-2009	令和２年 12 月 15 日	愛媛県告示 第 1338 号	令和２年 12 月 15 日	愛媛県告示 第 1338 号
156	両澤・上唐川	向山西川	210-2010	令和２年 12 月 15 日	愛媛県告示 第 1338 号	令和２年 12 月 15 日	愛媛県告示 第 1338 号
157	両澤	中向山西川	210-2011	令和２年 12 月 15 日	愛媛県告示 第 1338 号	令和２年 12 月 15 日	愛媛県告示 第 1338 号
158	両澤・上唐川	大山谷川	210-2012	令和２年 12 月 15 日	愛媛県告示 第 1338 号	令和２年 12 月 15 日	愛媛県告示 第 1338 号
159	上唐川・下唐川	上唐中川	210-2013-1	令和２年 12 月 15 日	愛媛県告示 第 1338 号	令和２年 12 月 15 日	愛媛県告示 第 1338 号
160	上唐川・下唐川	上唐中川	210-2013-2	令和２年 12 月 15 日	愛媛県告示 第 1338 号	令和２年 12 月 15 日	愛媛県告示 第 1338 号
161	下唐川	西鎌谷川	210-2014	令和２年 12 月 15 日	愛媛県告示 第 1338 号	令和２年 12 月 15 日	愛媛県告示 第 1338 号
162	下唐川	鎌谷川	210-2015	令和２年 12 月 15 日	愛媛県告示 第 1337 号	－	－
163	大平	東大南上川	210-2016	令和２年 12 月 15 日	愛媛県告示 第 1338 号	令和２年 12 月 15 日	愛媛県告示 第 1338 号
164	大平	東大南中川	210-2017	令和２年 12 月 15 日	愛媛県告示 第 1338 号	令和２年 12 月 15 日	愛媛県告示 第 1338 号
165	中山町佐礼谷・大平	西大南下川	210-2018	令和２年 12 月 15 日	愛媛県告示 第 1338 号	令和２年 12 月 15 日	愛媛県告示 第 1338 号
166	大平	西大南中川	210-2019-1	令和２年 12 月 15 日	愛媛県告示 第 1338 号	令和２年 12 月 15 日	愛媛県告示 第 1338 号
167	大平	西大南中川	210-2019-2	令和２年 12 月 15 日	愛媛県告示 第 1338 号	令和２年 12 月 15 日	愛媛県告示 第 1338 号
168	大平	西大南中川	210-2019-3	令和２年 12 月 15 日	愛媛県告示 第 1338 号	令和２年 12 月 15 日	愛媛県告示 第 1338 号
169	大平	下四ツ松谷川	210-2020	令和２年 12 月 15 日	愛媛県告示 第 1338 号	令和２年 12 月 15 日	愛媛県告示 第 1338 号

番号	所在地	区域名・番号		警戒区域		特別警戒区域	
				指定年月日	告示番号	指定年月日	告示番号
170	三秋	銭尾峠川	210-2021	令和２年 12 月 15 日	愛媛県告示 第 1338 号	令和２年 12 月 15 日	愛媛県告示 第 1338 号
171	三秋	南折戸谷川	210-2022	令和２年 12 月 15 日	愛媛県告示 第 1338 号	令和２年 12 月 15 日	愛媛県告示 第 1338 号
172	三秋・双海町高野川	畑川	210-2023-1	令和２年 12 月 15 日	愛媛県告示 第 1338 号	令和２年 12 月 15 日	愛媛県告示 第 1338 号
173	三秋・双海町高野川	畑川	210-2023-2	令和２年 12 月 15 日	愛媛県告示 第 1338 号	令和２年 12 月 15 日	愛媛県告示 第 1338 号
174	双海町高野川・三秋	畑川	210-2023-3	令和２年 12 月 15 日	愛媛県告示 第 1338 号	令和２年 12 月 15 日	愛媛県告示 第 1338 号
175	双海町高野川・三秋	畑川	210-2023-4	令和２年 12 月 15 日	愛媛県告示 第 1338 号	令和２年 12 月 15 日	愛媛県告示 第 1338 号
176	宮下・上野	東袋谷川	210-Ｊ001	令和２年 12 月 15 日	愛媛県告示 第 1338 号	令和２年 12 月 15 日	愛媛県告示 第 1338 号
177	上野・上三谷	上野川	210-Ｊ003	令和２年 12 月 15 日	愛媛県告示 第 1338 号	令和２年 12 月 15 日	愛媛県告示 第 1338 号
178	上野	西本願寺川	210-Ｊ004	令和２年 12 月 15 日	愛媛県告示 第 1338 号	令和２年 12 月 15 日	愛媛県告示 第 1338 号
179	上三谷・下三谷	西三色谷川	210-Ｊ005	令和２年 12 月 15 日	愛媛県告示 第 1338 号	令和２年 12 月 15 日	愛媛県告示 第 1338 号
180	下三谷・上吾川	西トトコ谷川	210-Ｊ006	令和２年 12 月 15 日	愛媛県告示 第 1338 号	令和２年 12 月 15 日	愛媛県告示 第 1338 号
181	上吾川	向井原川	210-Ｊ007	令和２年 12 月 15 日	愛媛県告示 第 1338 号	令和２年 12 月 15 日	愛媛県告示 第 1338 号
182	上吾川	通谷川	210-Ｊ008	令和２年 12 月 15 日	愛媛県告示 第 1338 号	令和２年 12 月 15 日	愛媛県告示 第 1338 号
183	稲荷	梢川右支川	210-Ｊ009	令和２年 12 月 15 日	愛媛県告示 第 1338 号	令和２年 12 月 15 日	愛媛県告示 第 1338 号
184	稲荷	梢川左上支川	210-Ｊ010	令和２年 12 月 15 日	愛媛県告示 第 1338 号	令和２年 12 月 15 日	愛媛県告示 第 1338 号
185	稲荷	梢川左中支川	210-Ｊ011	令和２年 12 月 15 日	愛媛県告示 第 1338 号	令和２年 12 月 15 日	愛媛県告示 第 1338 号
186	稲荷・上吾川	梢川左下支川	210-Ｊ012	令和２年 12 月 15 日	愛媛県告示 第 1338 号	令和２年 12 月 15 日	愛媛県告示 第 1338 号
187	稲荷・市場	本村川１	210-Ｊ013-1	令和２年 12 月 15 日	愛媛県告示 第 1338 号	令和２年 12 月 15 日	愛媛県告示 第 1338 号
188	稲荷・市場	本村川１	210-Ｊ013-2	令和２年 12 月 15 日	愛媛県告示 第 1338 号	令和２年 12 月 15 日	愛媛県告示 第 1338 号
189	市場・稲荷	本村川１	210-Ｊ013-3	令和２年 12 月 15 日	愛媛県告示 第 1338 号	令和２年 12 月 15 日	愛媛県告示 第 1338 号
190	市場・稲荷	本村川１	210-Ｊ013-4	令和２年 12 月 15 日	愛媛県告示 第 1338 号	令和２年 12 月 15 日	愛媛県告示 第 1338 号
191	市場・稲荷	本村川１	210-Ｊ013-5	令和２年 12 月 15 日	愛媛県告示 第 1338 号	令和２年 12 月 15 日	愛媛県告示 第 1338 号
192	稲荷・市場	本村川１	210-Ｊ013-6	令和２年 12 月 15 日	愛媛県告示 第 1338 号	令和２年 12 月 15 日	愛媛県告示 第 1338 号
193	市場・稲荷・中村	東石ブナ川	210-Ｊ014-1	令和２年 12 月 15 日	愛媛県告示 第 1338 号	令和２年 12 月 15 日	愛媛県告示 第 1338 号
194	市場・稲荷・中村	東石ブナ川	210-Ｊ014-2	令和２年 12 月 15 日	愛媛県告示 第 1338 号	令和２年 12 月 15 日	愛媛県告示 第 1338 号
195	市場・稲荷・中村	東石ブナ川	210-Ｊ014-3	令和２年 12 月 15 日	愛媛県告示 第 1338 号	令和２年 12 月 15 日	愛媛県告示 第 1338 号

番号	所在地	区域名・番号		警戒区域		特別警戒区域	
				指定年月日	告示番号	指定年月日	告示番号
196	森・中村	鹿島川	210-Ｊ015	令和２年 12 月 15 日	愛媛県告示 第 1338 号	令和２年 12 月 15 日	愛媛県告示 第 1338 号
197	中山町中山	永木川	404-1107-1	令和２年 12 月 15 日	愛媛県告示 第 1337 号	－	－
198	中山町中山	永木川	404-1107-2	令和２年 12 月 15 日	愛媛県告示 第 1338 号	令和２年 12 月 15 日	愛媛県告示 第 1338 号
199	中山町中山	永木川	404-1107-3	令和２年 12 月 15 日	愛媛県告示 第 1338 号	令和２年 12 月 15 日	愛媛県告示 第 1338 号
200	中山町中山	梅原川	404-1109-1	令和２年 12 月 15 日	愛媛県告示 第 1338 号	令和２年 12 月 15 日	愛媛県告示 第 1338 号
201	中山町中山	梅原川	404-1109-2	令和２年 12 月 15 日	愛媛県告示 第 1338 号	令和２年 12 月 15 日	愛媛県告示 第 1338 号
202	中山町中山	梅原川	404-1109-3	令和２年 12 月 15 日	愛媛県告示 第 1338 号	令和２年 12 月 15 日	愛媛県告示 第 1338 号
203	中山町中山	梅原川	404-1109-4	令和２年 12 月 15 日	愛媛県告示 第 1338 号	令和２年 12 月 15 日	愛媛県告示 第 1338 号
204	中山町中山	梅原川	404-1109-5	令和２年 12 月 15 日	愛媛県告示 第 1338 号	令和２年 12 月 15 日	愛媛県告示 第 1338 号
205	中山町中山	梅原川	404-1109-6	令和２年 12 月 15 日	愛媛県告示 第 1338 号	令和２年 12 月 15 日	愛媛県告示 第 1338 号
206	中山町中山	下柚之木川	404-1111	令和２年 12 月 15 日	愛媛県告示 第 1338 号	令和２年 12 月 15 日	愛媛県告示 第 1338 号
207	中山町中山	上高岡川	404-1115	令和２年 12 月 15 日	愛媛県告示 第 1338 号	令和２年 12 月 15 日	愛媛県告示 第 1338 号
208	中山町中山	上高田川	404-1116-1	令和２年 12 月 15 日	愛媛県告示 第 1338 号	令和２年 12 月 15 日	愛媛県告示 第 1338 号
209	中山町中山	上高田川	404-1116-2	令和２年 12 月 15 日	愛媛県告示 第 1338 号	令和２年 12 月 15 日	愛媛県告示 第 1338 号
210	中山町中山	上高田川	404-1116-3	令和２年 12 月 15 日	愛媛県告示 第 1338 号	令和２年 12 月 15 日	愛媛県告示 第 1338 号
211	中山町中山	上高田川	404-1116-4	令和２年 12 月 15 日	愛媛県告示 第 1338 号	令和２年 12 月 15 日	愛媛県告示 第 1338 号
212	中山町中山	上高田川	404-1116-5	令和２年 12 月 15 日	愛媛県告示 第 1338 号	令和２年 12 月 15 日	愛媛県告示 第 1338 号
213	中山町中山	上高田川	404-1116-6	令和２年 12 月 15 日	愛媛県告示 第 1338 号	令和２年 12 月 15 日	愛媛県告示 第 1338 号
214	中山町中山・双海町上灘	上長沢西川	404-1117	令和２年 12 月 15 日	愛媛県告示 第 1337 号	－	－
215	中山町佐礼谷	寺の奥谷川	404-1121	令和２年 12 月 15 日	愛媛県告示 第 1337 号	－	－
216	中山町中山	高岡川	404-1129-1	令和２年 12 月 15 日	愛媛県告示 第 1337 号	－	－
217	中山町中山	高岡川	404-1129-2	令和２年 12 月 15 日	愛媛県告示 第 1337 号	－	－
218	中山町出渕	萩ノ窪川	404-1130	令和２年 12 月 15 日	愛媛県告示 第 1338 号	令和２年 12 月 15 日	愛媛県告示 第 1338 号
219	中山町出渕	福岡川	404-1133	令和２年 12 月 15 日	愛媛県告示 第 1337 号	－	－
220	中山町中山	東永木川	404-2068-1	令和２年 12 月 15 日	愛媛県告示 第 1338 号	令和２年 12 月 15 日	愛媛県告示 第 1338 号
221	中山町中山	東永木川	404-2068-2	令和２年 12 月 15 日	愛媛県告示 第 1338 号	令和２年 12 月 15 日	愛媛県告示 第 1338 号

番号	所在地	区域名・番号		警戒区域		特別警戒区域	
				指定年月日	告示番号	指定年月日	告示番号
222	中山町中山・喜多郡内子町川中	オツゲ谷川	404-2069	令和２年12月15日	愛媛県告示第1338号	令和２年12月15日	愛媛県告示第1338号
223	中山町中山	平村岩本川	404-2070	令和２年12月15日	愛媛県告示第1338号	令和２年12月15日	愛媛県告示第1338号
224	中山町中山	西柚之木川	404-2071-1	令和２年12月15日	愛媛県告示第1338号	令和２年12月15日	愛媛県告示第1338号
225	中山町中山	西柚之木川	404-2071-2	令和２年12月15日	愛媛県告示第1338号	令和２年12月15日	愛媛県告示第1338号
226	中山町中山	中柚之木川	404-2072	令和２年12月15日	愛媛県告示第1338号	令和２年12月15日	愛媛県告示第1338号
227	中山町佐礼谷	平野川	404-2073	令和２年12月15日	愛媛県告示第1338号	令和２年12月15日	愛媛県告示第1338号
228	中山町佐礼谷	山吹川	404-2074	令和２年12月15日	愛媛県告示第1338号	令和２年12月15日	愛媛県告示第1338号
229	中山町佐礼谷・双海町上灘	犬寄川	404-2075	令和２年12月15日	愛媛県告示第1338号	令和２年12月15日	愛媛県告示第1338号
230	中山町佐礼谷	源氏宮田川	404-2076	令和２年12月15日	愛媛県告示第1338号	令和２年12月15日	愛媛県告示第1338号
231	中山町佐礼谷	二壬子川	404-2077	令和２年12月15日	愛媛県告示第1338号	令和２年12月15日	愛媛県告示第1338号
232	中山町佐礼谷	鎌稲川	404-2078-1	令和２年12月15日	愛媛県告示第1338号	令和２年12月15日	愛媛県告示第1338号
233	中山町佐礼谷	鎌稲川	404-2078-2	令和２年12月15日	愛媛県告示第1338号	令和２年12月15日	愛媛県告示第1338号
234	中山町佐礼谷	宮の谷川	404-2079-1	令和２年12月15日	愛媛県告示第1338号	令和２年12月15日	愛媛県告示第1338号
235	中山町佐礼谷	宮の谷川	404-2079-2	令和２年12月15日	愛媛県告示第1338号	令和２年12月15日	愛媛県告示第1338号
236	中山町出渕	寺尾川	404-2080-1	令和２年12月15日	愛媛県告示第1337号	－	－
237	中山町出渕	寺尾川	404-2080-2	令和２年12月15日	愛媛県告示第1338号	令和２年12月15日	愛媛県告示第1338号
238	中山町出渕	栃谷一木川	404-2081	令和２年12月15日	愛媛県告示第1338号	令和２年12月15日	愛媛県告示第1338号
239	中山町出渕	東栃谷川	404-2082-1	令和２年12月15日	愛媛県告示第1338号	令和２年12月15日	愛媛県告示第1338号
240	中山町出渕	東栃谷川	404-2082-2	令和２年12月15日	愛媛県告示第1338号	令和２年12月15日	愛媛県告示第1338号
241	中山町出渕	東栃谷川	404-2082-3	令和２年12月15日	愛媛県告示第1338号	令和２年12月15日	愛媛県告示第1338号
242	中山町出渕	粧口石谷川	404-2083	令和２年12月15日	愛媛県告示第1338号	令和２年12月15日	愛媛県告示第1338号
243	中山町出渕	椎ノ木川	404-2084	令和２年12月15日	愛媛県告示第1338号	令和２年12月15日	愛媛県告示第1338号
244	中山町栗田	ヲトシ川	404-2085-1	令和２年12月15日	愛媛県告示第1338号	令和２年12月15日	愛媛県告示第1338号
245	中山町栗田	ヲトシ川	404-2085-2	令和２年12月15日	愛媛県告示第1338号	令和２年12月15日	愛媛県告示第1338号
246	中山町出渕	大久保谷川	404-2086	令和２年12月15日	愛媛県告示第1338号	令和２年12月15日	愛媛県告示第1338号
247	中山町出渕	日南登下川	404-2087	令和２年12月15日	愛媛県告示第1338号	令和２年12月15日	愛媛県告示第1338号

番号	所在地	区域名・番号		警戒区域		特別警戒区域	
				指定年月日	告示番号	指定年月日	告示番号
248	双海町高野川	北畑川	405-1138-1	令和２年 12 月 15 日	愛媛県告示 第 1338 号	令和２年 12 月 15 日	愛媛県告示 第 1338 号
249	双海町高野川	北畑川	405-1138-2	令和２年 12 月 15 日	愛媛県告示 第 1338 号	令和２年 12 月 15 日	愛媛県告示 第 1338 号
250	双海町上灘	桜谷川	405-1139	令和２年 12 月 15 日	愛媛県告示 第 1338 号	令和２年 12 月 15 日	愛媛県告示 第 1338 号
251	双海町上灘	小網川	405-1140	令和２年 12 月 15 日	愛媛県告示 第 1338 号	令和２年 12 月 15 日	愛媛県告示 第 1338 号
252	双海町上灘	西谷川３	405-1154	令和２年 12 月 15 日	愛媛県告示 第 1338 号	令和２年 12 月 15 日	愛媛県告示 第 1338 号
253	双海町高岸	長藪川	405-1162-1	令和２年 12 月 15 日	愛媛県告示 第 1338 号	令和２年 12 月 15 日	愛媛県告示 第 1338 号
254	双海町高岸	長藪川	405-1162-2	令和２年 12 月 15 日	愛媛県告示 第 1338 号	令和２年 12 月 15 日	愛媛県告示 第 1338 号
255	双海町大久保	閏住川	405-1165	令和２年 12 月 15 日	愛媛県告示 第 1337 号	－	－
256	双海町大久保	富岡川	405-1166-1	令和２年 12 月 15 日	愛媛県告示 第 1337 号	－	－
257	双海町大久保	富岡川	405-1166-2	令和２年 12 月 15 日	愛媛県告示 第 1337 号	－	－
258	双海町大久保	富岡川	405-1166-3	令和２年 12 月 15 日	愛媛県告示 第 1338 号	令和２年 12 月 15 日	愛媛県告示 第 1338 号
259	双海町大久保	日喰川	405-1168	令和２年 12 月 15 日	愛媛県告示 第 1337 号	－	－
260	双海町串	上奥東川	405-1172	令和２年 12 月 15 日	愛媛県告示 第 1338 号	令和２年 12 月 15 日	愛媛県告示 第 1338 号
261	双海町串	下奥東川	405-1173-1	令和２年 12 月 15 日	愛媛県告示 第 1338 号	令和２年 12 月 15 日	愛媛県告示 第 1338 号
262	双海町串	下奥東川	405-1173-2	令和２年 12 月 15 日	愛媛県告示 第 1338 号	令和２年 12 月 15 日	愛媛県告示 第 1338 号
263	双海町串	吉野川	405-1175	令和２年 12 月 15 日	愛媛県告示 第 1337 号	－	－
264	双海町串	池ノ窪川	405-1177	令和２年 12 月 15 日	愛媛県告示 第 1337 号	－	－
265	双海町串	西池ノ窪川	405-1178	令和２年 12 月 15 日	愛媛県告示 第 1338 号	令和２年 12 月 15 日	愛媛県告示 第 1338 号
266	双海町串	本村川２	405-1180	令和２年 12 月 15 日	愛媛県告示 第 1337 号	－	－
267	双海町串	西満野川	405-1184	令和２年 12 月 15 日	愛媛県告示 第 1337 号	－	－
268	双海町高野川	両畑川	405-2088	令和２年 12 月 15 日	愛媛県告示 第 1338 号	令和２年 12 月 15 日	愛媛県告示 第 1338 号
269	双海町高野川	南畑川	405-2089	令和２年 12 月 15 日	愛媛県告示 第 1338 号	令和２年 12 月 15 日	愛媛県告示 第 1338 号
270	双海町上灘	上小網川	405-2090	令和２年 12 月 15 日	愛媛県告示 第 1338 号	令和２年 12 月 15 日	愛媛県告示 第 1338 号
271	双海町上灘	蕎麦谷川	405-2091	令和２年 12 月 15 日	愛媛県告示 第 1338 号	令和２年 12 月 15 日	愛媛県告示 第 1338 号
272	双海町上灘	本蕎麦谷川	405-2092-1	令和２年 12 月 15 日	愛媛県告示 第 1338 号	令和２年 12 月 15 日	愛媛県告示 第 1338 号
273	双海町上灘	本蕎麦谷川	405-2092-2	令和２年 12 月 15 日	愛媛県告示 第 1337 号	－	－

番号	所在地	区域名・番号		警戒区域		特別警戒区域	
				指定年月日	告示番号	指定年月日	告示番号
274	双海町上灘	本蕎麦谷川	405-2092-3	令和２年12月15日	愛媛県告示第1338号	令和２年12月15日	愛媛県告示第1338号
275	双海町上灘	本蕎麦谷川	405-2092-4	令和２年12月15日	愛媛県告示第1338号	令和２年12月15日	愛媛県告示第1338号
276	双海町上灘	本蕎麦谷川	405-2092-5	令和２年12月15日	愛媛県告示第1338号	令和２年12月15日	愛媛県告示第1338号
277	双海町上灘	本蕎麦谷川	405-2092-6	令和２年12月15日	愛媛県告示第1338号	令和２年12月15日	愛媛県告示第1338号
278	双海町上灘	本蕎麦谷川	405-2092-7	令和２年12月15日	愛媛県告示第1338号	令和２年12月15日	愛媛県告示第1338号
279	双海町上灘	本蕎麦谷川	405-2092-8	令和２年12月15日	愛媛県告示第1338号	令和２年12月15日	愛媛県告示第1338号
280	双海町上灘	下大栄口川	405-2093	令和２年12月15日	愛媛県告示第1338号	令和２年12月15日	愛媛県告示第1338号
281	双海町上灘	奥大江川	405-2094	令和２年12月15日	愛媛県告示第1338号	令和２年12月15日	愛媛県告示第1338号
282	双海町上灘	西谷上川	405-2095	令和２年12月15日	愛媛県告示第1338号	令和２年12月15日	愛媛県告示第1338号
283	双海町上灘	中柳谷川	405-2096	令和２年12月15日	愛媛県告示第1338号	令和２年12月15日	愛媛県告示第1338号
284	双海町大久保	下東峰川	405-2097	令和２年12月15日	愛媛県告示第1337号	－	－
285	双海町串	奥東川	405-2098	令和２年12月15日	愛媛県告示第1338号	令和２年12月15日	愛媛県告示第1338号
286	双海町大久保	中富岡川	405-2099	令和２年12月15日	愛媛県告示第1338号	令和２年12月15日	愛媛県告示第1338号
287	双海町串	ヲフノ奥川	405-2100	令和２年12月15日	愛媛県告示第1337号	－	－
288	双海町串	奥西川	405-2101	令和２年12月15日	愛媛県告示第1338号	令和２年12月15日	愛媛県告示第1338号
289	双海町串	西ノ谷川	405-2102	令和２年12月15日	愛媛県告示第1337号	－	－
290	双海町串	満野川	405-2103	令和２年12月15日	愛媛県告示第1338号	令和２年12月15日	愛媛県告示第1338号

（３）地すべり

番号	所在地	区域名・番号		警戒区域		特別警戒区域	
				指定年月日	告示番号	指定年月日	告示番号
1	鵜崎	鵜崎	210-J-165	令和２年12月15日	愛媛県告示第1337号	－	－
2	中山町出渕	漆	404-J-170	令和２年12月15日	愛媛県告示第1337号	－	－
3	中山町出渕	栃谷	404-J-171	令和２年12月15日	愛媛県告示第1337号	－	－
4	中山町出渕	影之浦	404-J-172	令和２年12月15日	愛媛県告示第1337号	－	－
5	中山町中山	中山	404-J-173	令和２年12月15日	愛媛県告示第1337号	－	－
6	中山町中山・中山町出渕	中山１	404-J-174	令和２年12月15日	愛媛県告示第1337号	－	－

番号	所在地	区域名・番号		警戒区域		特別警戒区域	
				指定年月日	告示番号	指定年月日	告示番号
7	中山町中山	高岡	404-J-175	令和2年12月15日	愛媛県告示第1337号	－	－
8	中山町出渕	月之海	404-J-176	令和2年12月15日	愛媛県告示第1337号	－	－
9	中山町出渕・中山町中山	日南登	404-J-504	令和2年12月15日	愛媛県告示第1337号	－	－
10	中山町中山	添賀	404-J-505	令和2年12月15日	愛媛県告示第1337号	－	－
11	双海町上灘	大栄口	405-J-177	令和2年12月15日	愛媛県告示第1337号	－	－
12	双海町上灘	大栄	405-J-178	令和2年12月15日	愛媛県告示第1337号	－	－
13	双海町高岸	亀ノ森	405-J-179	令和2年12月15日	愛媛県告示第1337号	－	－
14	双海町大久保	富岡	405-J-180	令和2年12月15日	愛媛県告示第1337号	－	－
15	双海町串	上浜	405-J-181	令和2年12月15日	愛媛県告示第1337号	－	－
16	双海町串	奥東	405-J-182	令和2年12月15日	愛媛県告示第1337号	－	－
17	双海町串	奥西	405-J-183	令和2年12月15日	愛媛県告示第1337号	－	－
18	双海町串	池ノ窪	405-J-184	令和2年12月15日	愛媛県告示第1337号	－	－
19	双海町串	松尾	405-J-185	令和2年12月15日	愛媛県告示第1337号	－	－
20	双海町串	富貴	405-J-186	令和2年12月15日	愛媛県告示第1337号	－	－
21	双海町串	富貴1	405-J-506	令和2年12月15日	愛媛県告示第1337号	－	－
22	大平	大南	210-NK-70	令和3年3月26日	愛媛県告示第383号	－	－
23	中山町佐礼谷	中替地	404-NK-194	令和3年3月26日	愛媛県告示第383号	－	－
24	中山町出渕	福岡漆	404-NK-196	令和3年3月26日	愛媛県告示第383号	－	－
25	中山町中山	重藤	404-NK-197	令和3年3月26日	愛媛県告示第383号	－	－
26	中山町佐礼谷	安場	404-NK-198	令和3年3月26日	愛媛県告示第383号	－	－
27	中山町佐礼谷	柿谷	404-NK-199	令和3年3月26日	愛媛県告示第383号	－	－
28	中山町佐礼谷	犬寄	404-NK-200	令和3年3月26日	愛媛県告示第383号	－	－
29	中山町中山	高岡	404-NK-202	令和3年3月26日	愛媛県告示第383号	－	－
30	中山町中山	上永木	404-NK-207	令和3年3月26日	愛媛県告示第383号	－	－
31	中山町出渕･栗田	上野中仁川登	404-NS-55	令和3年3月26日	愛媛県告示第383号	－	－
32	中山町中山	梅原	404-NS-89	令和3年3月26日	愛媛県告示第383号	－	－

番号	所在地	区域名・番号		警戒区域		特別警戒区域	
				指定年月日	告示番号	指定年月日	告示番号
33	中山町出渕	平沢	404-NS-149	令和3年3月26日	愛媛県告示第383号	－	－
34	中山町出渕	小池	404-NS-153	令和3年3月26日	愛媛県告示第383号	－	－
35	中山町佐礼谷	山吹	404-NS-171	令和3年3月26日	愛媛県告示第383号	－	－
36	双海町上灘	岡	405-NK-208	令和3年3月26日	愛媛県告示第383号	－	－
37	双海町大久保	富岡	405-NK-212	令和3年3月26日	愛媛県告示第383号	－	－
38	双海町串	富貴上	405-NK-213	令和3年3月26日	愛媛県告示第383号	－	－
39	双海町串	奥東	405-NK-215	令和3年3月26日	愛媛県告示第383号	－	－
40	双海町串	下浜	405-NK-217	令和3年3月26日	愛媛県告示第383号	－	－
41	双海町串	壺神	405-NK-218	令和3年3月26日	愛媛県告示第383号	－	－
42	双海町串	満野浜	405-NK-219	令和3年3月26日	愛媛県告示第383号	－	－
43	双海町高岸･上灘	奥	405-NS-74	令和3年3月26日	愛媛県告示第383号	－	－
44	双海町上灘	柆野	405-NS-140	令和3年3月26日	愛媛県告示第383号	－	－
45	双海町串	満野	405-NS-163	令和3年3月26日	愛媛県告示第383号	－	－
46	双海町串	池の窪	405-NS-168	令和3年3月26日	愛媛県告示第383号	－	－
47	双海町上灘	奥大栄	405-R-001	令和3年3月26日	愛媛県告示第383号	－	－

３－６ ため池（防災重点農業用ため池）

番号	名称	所在地	所有者名称	堤高（m）	堤頂長（m）	総貯水量（千㎥）
1	水口の池	上唐川水口谷甲 589	自然人	10.7	50.0	7.0
2	鎧源氏池	大平大南甲 851	自然人	6.0	150.0	6.0
3	西の奥池	大平四ツ松乙 116-3	内務省	8.0	30.0	10.0
4	立場谷上池	大平立場谷甲 312-2	自然人	10	70.0	10.0
5	堂ヶ谷上池	大平堂ヶ谷甲 1514	自然人	7.9	59.0	10.0
6	堂ヶ谷下池	大平小野甲 1513	自然人	5.0	50.0	1.0
7	大池(三秋)	三秋姥ヶ谷甲 1105-2	自然人	14.0	115.0	380.0
8	新池(三秋)	三秋城ヶ端甲 63-3	自然人	10.3	40.0	7.6
9	山田池(森)	森山田甲 949	森部落/山田池管理組合	7.0	82.5	50.9
10	原下池	森甲 1130-1	自然人	4.0	40.0	4.0
11	築輪池	本郡伊賀 615-1	森･本郡部落	4.7	400.0	35.9
12	新池(本郡)	市場大坪甲 338-2	自然人	4.8	135.0	12.1
13	大人池	尾崎岡通り 498	尾崎部落	5.5	217.0	19.1
14	新池(尾崎)	尾崎本村 454-2	自然人	4.7	245.0	51.9
15	塩取場池	市場甲 287-1	大字市場/塩取場池係	5.0	15.0	1.7
16	新池(市場)	市場中盛甲 530	市場部落	5.2	40.0	6.5
17	山田池(市場)	市場字打田甲 671	市場部落/市場部落	7.0	81.0	9.1
18	石淵池	市場中盛甲 682-1	市場部落	8.3	105.0	20.2
19	笠谷下池	稲荷替地甲 1217-1	稲荷部落/笠谷池部落	7.0	38.0	15.0
20	笠谷上池	稲荷甲 1229-7	笠谷池部落	8.0	107.0	38.4
21	土段池	稲荷甲 1184-1	笠谷池部落	4.5	74.0	3.5
22	本谷下池(稲荷)	稲荷甲 1096	自然人	7.0	26.0	2.9
23	菊前池	稲荷池田甲 1026-1	自然人	5.1	100.0	15.6
24	高反池	稲荷池田甲 738-4	自然人	4.7	155.0	5.3
25	両池	稲荷池田甲 988	稲荷部落/両池係	5.7	156.7	21.6
26	カノクリ池	稲荷池田甲 961	稲荷部落/両池係	5.0	28.0	1.7
27	稲荷八幡池	稲荷池ノ内甲 434	稲荷部落/八幡池係	6.7	242.0	21.6
28	征露池	稲荷池ノ内甲 368-2	自然人	5.2	154.0	6.5
29	征露奥池	稲荷池ノ内甲 445	自然人	11.1	53.0	29.9
30	吾水池	上吾川布部甲 863	自然人	9.0	122.0	17.0
31	生田池	上吾川布部甲 852	上吾川地区	6.3	315.6	20.2
32	古泉池	上吾川古泉甲 681	上吾川地区	4.5	293.1	13.3
33	庄田池	上吾川向井甲 910	上吾川地区	7.0	25.0	6.5
34	初ヶ谷池	上吾川向井乙 40-77	自然人	7.4	30.0	8.4
35	布部池	上吾川字布部甲 991	上吾川地区	4.3	113.0	11.5
36	市ノ坪池	上吾川市ノ坪甲 1076	上吾川地区	5.5	341.0	30.4
37	八幡池(吾川)	上吾川宮ノ前甲 494	上吾川地区	7.0	250.0	103.8
38	穴田池	上吾川十合甲 1520	上吾川地区	4.2	80.0	5.2
39	雁又池	上吾川野々中甲 1790	上吾川地区	5.3	207.0	9.3
40	大池(米湊)	米湊大角蔵 1469-1	米湊部落	5.0	200.0	32.0
41	皿田池	米湊大角蔵 1498-2	米湊部落/内務省	2.3	141.0	4.0
42	新池(米湊)	米湊野中 1252	米湊部落	5.8	314.0	12.2
43	賀々田池	米湊野中 1228	自然人	3.5	25.0	3.4
44	培池	米湊西ノ原 460	自然人	4.0	74.0	2.5
45	芝ヶ端池	米湊南原 14	米湊部落	5.0	131.0	6.5
46	古茂田池	米湊南原 137	大字米湊	3.9	226.0	4.3
47	郷之間池	米湊南原 158	自然人	4.3	207.0	4.7
48	新池(下吾川)	下吾川柳 742-1	下吾川地区	4.0	302.0	12.9
49	八反地池	下吾川柳 1	下吾川地区	6.3	335.0	144.3
50	富田池	下三谷赤松 1604	伊予市/下三谷部落	3.7	340.0	91.7
51	岩崎池	下三谷岩崎谷 3020	下三谷部落	9.8	243.0	179.9
52	野津後池	下三谷のつご 3590-1	下三谷部落	4.1	98.0	8.0

番号	名称	所在地	所有者名称	堤高（m）	堤頂長（m）	総貯水量（千㎥）
53	田ノ浦池	下三谷田ノ浦 3544	下三谷部落	7.2	330.0	69.3
54	地分池	下三谷阿しく寺 3850	自然人	4.7	105.0	8.0
55	十合原池	下三谷田ノ浦上 3681	自然人	3.0	20.0	10.0
56	大谷池(三谷)	上三谷大谷乙 38-2	内務省/伊予郡大谷池土地改良区	37.0	190.0	1759.0
57	原池(上三谷)	上三谷籠池甲 3855-1	上三谷部落	7.0	219.0	30.0
58	新池(上三谷)	上三谷東客甲 3651-1	上三谷部落	8.0	304.0	61.9
59	客池	上三谷三色谷甲 3526	上三谷部落	10.8	366.0	109.6
60	堤池	上三谷平松甲 352-1	伊予市/上三谷部落	5.4	341.0	17.8
61	長尾下池	上野上長尾 1737-1	上野部落	6.6	79.0	7.0
62	長尾上池	上野上長尾 1738-1	上野部落	9.3	200.5	39.8
63	土居池	上野土居 1342-1	伊予市	9.5	217.0	31.3
64	立岩池	上野立岩 1839-1	大字上野/立岩池係	7.5	105.0	0.4
65	保田池	上野釣吉 490	大字上野/保田池係	3.0	70.0	2.9
66	郷ノ上池	上野上郷 2105-1	上野部落	6.5	160.0	14.1
67	郷ノ下池	上野弥光井 2140-1	上野部落	7.2	272.0	28.5
68	竹ノ端池	宮下竹ノ端 1303-1	宮下部落	5.3	148.0	4.9
69	風呂ヶ谷池	宮下風呂ヶ谷 997-1	宮下部落	5.4	42.0	3.3
70	替地池	宮下高殿 416	宮下部落	2.9	98.0	1.2
71	新池(宮下)	宮下今岡 1393	伊予市/宮下部落	11.4	388.0	106.6
72	惣津池	宮下惣津池 1523	宮下部落/惣津池水利組合	7.6	149.0	5.2
73	本谷池(宮下)	宮下小山田 1568-1	宮下部落	8.4	83.0	24.0
74	間池	宮下西谷 1881-1	宮下部落	7.0	172.0	16.5
75	上池(宮下)	宮下大柿 1932-1	宮下部落	4.0	77.0	4.7
76	北谷池	宮下北谷 2005-1	宮下部落	6.7	57.0	11.0
77	新林池	米湊 148	大字米湊/米湊部落	2.5	70.0	3.2
78	堀越池	中山町出渕 2 番耕地 596	自然人	8.6	47.0	2.7
79	大池(中山)	中山町中山字添賀戌 735-1	自然人	7.0	32.0	3.6
80	長曽池	中山町出淵字小池 6 番耕地 842-2	中山町(伊予市)	15.0	45.0	37.0
81	青木池	双海町高岸字本郷甲 1294	官有地	9.0	49.0	6.7
82	千人塚池	双海町高岸字本郷甲 946-1	伊予市	10.5	70.0	13.0
83	高野川池	双海町高野川甲 88	自然人	3.9	54.6	0.5
84	東峰池	双海町上灘字東峰甲 2097-1	双海町(伊予市)	4.5	29.0	30.0
85	大正池	双海町高野川乙 337-1	自然人	7.0	25.0	1.0

４　情報・通信関係

４－１　災害情報報告

災害報告は、県における災害応急対策を決定し、災害復旧を行うための基礎となるものであるから迅速かつ的確でなければならないので、これに対応するための災害情報報告計画は、次のとおり定めるものとする。

１　報告すべき災害の範囲
報告すべき災害の範囲は、災害対策基本法第２条第１号規定により定められた災害とする。

２　報告責任者
県関係機関の長及び市町長は、災害報告のためあらかじめ報告責任者を指定しておくものとする。

３　報告の方法
報告は次の方法により行うものとする。ただし、これらの通信方法がいずれも不通の場合は、通信可能地域まで伝令により報告する等あらゆる手段をつくして報告しなければならない。
(1) 県防災通信システム（地上系・衛星系）
(2) 電 話
(3) 災害情報システム
(4) インターネット

４　報告の内容と時期
(1) 発生報告
初期的なもので、被害の有無及び程度の概況についての報告とし、市町及び県機関並びに防災関係機関が災害を覚知したとき直ちに即報するものとする。
なお、報告にあたっては、迅速を旨とし、概況を様式１に示す事項について報告することとし、特に人及び家屋被害を優先して報告する。
(2) 中間報告
被害状況が判明次第、逐次報告するもので、様式２に定める事項について、判明した事項から逐次報告し、即報が２報以上にわたるときは先報との関連を十分保持するため一連番号を付して、報告時限を明らかにするものとする。
なお、報告にあたっては、警察署等と緊密な連絡をとりながら行うものとする。
(3) 最終報告
被害確定報告であるので、正確な調査結果を災害応急対策終了後 10 日以内に、様式２により行うものとする。
(4) その他即報事項
次に掲げる事項が発生した場合、市町等は直ちに報告するものとする。
ア　市町災害対策本部（水防本部等を含む）を設置又は解散したとき。
イ　市町長が自ら災害に関する警報を発したとき。
ウ　避難の指示を行ったとき。

５　災害情報の収集及び報告
(1) 発見者の通報義務
災害の発生又は災害の発生が予測される異状現象を発見した者は、市町長又は警察官若しくは海上保安官に通報するものとする。
(2) 市町
ア　被害情報の収集は、関係機関、諸団体及び住民組織等に応援を求めて実施する。
特に、初期の情報は区長、組長等を通じ直ちに市町長に通報されるよう市町地域防災計画において体制を整えておくものとする。

イ　災害が発生したときは、直ちに災害調査班を編成するなどして、情報収集にあたるものとする。

ウ　被害が甚大な市町において情報の収集及び状況調査が不可能なとき、又は調査に専門的な技術を必要とするときは、県又は関係機関の応援を求めて実施するものとする。

エ　情報の収集、調査については、警察、県機関及び関係機関と充分連絡をとるものとする。

オ　市町は、収集した情報を、前述の４の(1)、(2)及び(3)の段階に応じて、所定の様式１又は様式２により、県支部に対して報告するものとする。

なお、報告にあたっての被害認定基準については、別表の基準によるものとする。

(3) 県支部

ア　支部長は災害の発生を覚知したときは、各班長を通じて積極的に情報収集にあたらせるものとし、必要に応じ、調査班を編成する等、総合的な被害調査に努めるものとする。

イ　支部長は、管内市町から情報収集及び状況調査について応援を求められたときは速やかに職員を派遣して、応援協力するものとする。

ウ　支部長は、管内市町長からの災害即報を様式２によりとりまとめ、迅速に県本部に対し報告するものとする。

(4) 県災害対策本部

ア　各対策部総括班長は、部内各班で収集した情報を、様式２にとりまとめ、事務局に通知するものとする。また必要に応じて、収集した情報を各班に関係する指定地方行政機関に通報するものとする。

イ　本部事務局は、各対策部、各支部及び関係機関からの情報をとりまとめ、本部長、各対策部及び関係機関に対し、逐次報告又は通報するものとする。

ウ　本部事務局は、収集した災害情報を、災害対策基本法第５３条第２項の規定に基づき、別紙様式２の(1)により、逐次、内閣府（中央防災会議）及び消防庁に対して報告するものとする。

(5) 防災関係機関

防災関係機関は、それぞれの防災業務計画に定めるところにより、災害情報を状況に応じ県及びその他の関係機関に対し通報するものとする。

特に、運輸、通信、電力、ガス等の事業者は、運行不能、不通、供給停止等の事態が発生したとき又は応急復旧したとき、県災害対策本部事務局へ通報するものとする。

別表

災害の被害認定基準

分類	用語		被害程度の判定基準
人的被害	死者		当該災害が原因で死亡し、死体を確認したもの又は死体を確認することができないが、死亡したことが確実な者
	行方不明者		当該災害が原因で所在不明となり、かつ、死亡の疑いがある者
	負傷者	重傷者	当該災害により負傷し、１月以上の治療を要する見込みの者
		軽傷者	当該災害により負傷し、１月未満で治療できる見込みの者
住家の被害	住家		現実に居住のため使用している建物をいい、社会通念上の住家であるかどうかを問わない。
	世帯		生計を一つにしている実際の生活単位をいうが、同一家屋内の親子夫婦であっても生活の実態が別々であれば当然２世帯となる。また、主として学生等を宿泊させている寄宿舎、下宿、その他これに類する施設に宿泊するもので、共同生活を営んでいるものについては原則としてその宿泊者等を１世帯として取扱う。
	全壊、全焼又は流失		住家がその居住のための基本的機能を喪失したもの、すなわち住家全部が倒壊、流失、埋没、焼失したもの又は住家の損壊が甚だしく、補修により元通りに再使用することが困難なもので、具体的には住家の損壊、焼失若しくは流失した部分の床面積がその住家の延床面積の70%以上に達した程度のもの、又は住家の主要な構成要素（注）の経済的被害を住家全体の占める割合で表し、その住家の損害割合が50%以上に達した程度のものとする。報告については棟数ならびに世帯数及び人員とする。
	半壊又は半焼		住家がその居住のための基本的機能の一部を喪失したもの、すなわち、住家の損壊がはなはだしいが、補修すれば元通りに再使用できる程度のもので、具体的には損壊部分がその住家の延床面積の20%以上70%未満のもの又は住家の主要な構成要素の経済的な被害を住家全体に占める損害割合で表し、その住家の損害割合が20%以上50%未満のものとする。
		大規模半壊	居住する住家が半壊し、構造耐力上主要な部分の補修を含む大規模な補修を行わなければ当該住宅に居住することが困難なもの。具体的には、損壊部分がその住家延床面積の50%以上70%未満のもの、または住家の主要な構成要素の経済的被害を住家全体に占める損害割合で表し、その住家の損害割合が40%以上50%未満のものとする。
		中規模半壊	居住する住家が半壊し、居室の壁、床又は天井のいずれかの室内に面する部分の過半の補修を含む相当規模の補修を行わなければ当該住宅に居住することが困難なもの。具体的には、損壊部分がその住家延床面積の30%以上50%未満のもの、または住家の主要な構成要素の経済的被害を住家全体に占める損害割合で表し、その住家の損害割合が30%以上40%未満のものとする。
		半壊	住家半壊又は半焼のうち、大規模半壊、中規模半壊を除くもの。具体的には、損壊部分がその住家延床面積の20%以上30%未満のもの、または住家の主要な構成要素の経済的被害を住家全体に占める損害割合で表し、その住家の損害割合が20%以上30%未満のものとする。
		準半壊	住家が半壊又は半焼に準ずる程度の損傷を受けたもので、具体的には、損壊部分がその住家延床面積の10%以上20%未満のもの、または住家の主要な構成要素の経済的被害を住家全体に占める損害割合で表し、その住家の損害割合が10%以上20%未満のものとする。
	床上浸水		浸水がその住家の床上に達した程度のもの、具体的には床上に達したとき、浸水が畳をこえた程度のものをいう。又は全壊あるいは半壊には該当しないが、土砂、竹木等の堆積により一時的に居住することができないものをいう。
	床下浸水		床上浸水にいたらない程度に浸水したものをいう。
	一部破損		損壊の程度が半壊焼にいたらない程度の住家の破損で、修理を必要とする程度のものとする。ただし窓ガラス２～３枚が割れた程度のものを除く。

（注）主要な構成要素とは、住家の構成要素のうち造作等を除いたものであって、住家の一部として固定された設備を含む。

分類	用語	被害程度の判定基準
非住家の被害	非住家	住家以外の建物で、この報告中、他の被害箇所項目に属さないものとする。これらの施設に人が居住しているときは、当該部分は住家とする。
	公共建物	例えば、役場庁舎、公民館、公立保育所等の公用又は、公共の用に供する建物とする。
	その他	公共建物以外の倉庫、土蔵、車庫等の建物とする。
	非住家被害	全壊又は半壊の被害を受けたもの
田畑被害	流失・埋没	耕土が流失し、又は砂利等の堆積のため、耕作が不能となったもの
	冠水	植付作物の先端が見えなくなる程度に水につかったもの
その他被害	道路決壊	高速自動車道、一般国道、県及び市町道（道路法第２条第１項に規定する道路、以下同じ）の一部が損壊し、車両の通行が不能となった程度の被害をいう。 ただし、橋りょうを除いたものとする。
	橋りょう流失	市町道以上の道路に架設した橋が一部又は全部流失、一般の渡橋が不能になった程度の被害をいう。
	河川決壊	河川法にいう１級河川及び２級河川（河川法の適用もしくは準用される河川）の堤防あるいは溜池、かんがい用水路の堤防が決壊し、復旧工事を要する程度の被害をいう。
	鉄道不通	汽車、電車の運行が不能となった程度の被害をいう。
	被害船舶	ろ、かいのみをもって運行する舟以外の船で、船体が没し、航行不能になったもの、及び流失し所在が不明になったもの、並びに修理しなければ航行できない程度の被害をいう。
	電話	災害により通話不能となった電話の回線数とする。
	電気	災害により停電した戸数のうち最も多く停電した時点における戸数とする。
	水道	上水道又は簡易水道で断水している戸数のうち最も多く断水した時点における戸数とする。
	ガス	一般ガス事業又は簡易ガス事業で供給停止となっている戸数のうち最も多く供給停止となった時点における戸数とする。
	ブロック塀	倒壊したブロック塀又は石塀の箇所数とする。
被害世帯数	り災世帯	災害により被害を受けて通常の生活を維持できなくなった世帯で全壊半壊、床上浸水により被害を受けた世帯をいう。
	り災者	被災世帯の構成員をいう。
火災発生	火災	地震又は火山噴火の場合のみとすること。
	建物	土地に定着する工作物のうち屋根及び柱若しくは壁を有するもの、観覧のための工作物又は地下若しくは高架の工作物に設けた事務所、店舗、倉庫、その他これらに類する施設をいい、貯蔵そうその他これに類する施設を除く。
	危険物	消防法第11条に起因する市町長等が許可した製造所等
	その他	建物及び危険物以外のもの

分類	用語	被害程度の判定基準
その他用語の解説	文教施設	小学校、中学校、高等学校、大学、高等専門学校、盲学校、ろう学校養護学校及び幼稚園における教育の用に供する施設とする。
	港湾被害	港湾法第２条第５項に規定する水域施設、外かく施設、けい留施設又は港湾の利用及び管理上重要な臨港交通施設で復旧工事を要する程度の被害をいう。
	砂防被害	砂防法第１条の規定による砂防施設、同法第３条の規定によって同法が準用される砂防のための施設又は同法第３条の２の規定によって同法が準用される天然の河岸で復旧工事を要する程度の被害をいう。
	清掃施設	ごみ処理及びし尿処理施設とする。
	公立文教施設	公立の文教施設とする。
	農林水産業施設	農林水産施設災害復旧事業費国庫補助の暫定措置に関する法律による補助対象となる施設をいい。具体的には、農地、農業用施設、林業用施設、漁港施設及び共同利用施設とする。
	公共土木施設	公共土木施設災害復旧事業費国庫負担法による国庫負担の対象となる施設をいい、具体的には河川、砂防施設、林地荒廃防止施設、道路及び漁港とする。
	その他の公共施設	公立文教施設、農林水産業施設及び公共土木施設以外の公共施設をいい、例えば庁舎、公民館、児童館、都市施設等の公用又は公共の用に供する施設とする。
	農産被害	農林水産業施設以外の農産被害をいい、例えばビニールハウス、農作物等の被害とする。
	林産被害	農林水産業施設以外の林産被害をいい、例えば立木、苗木等の被害とする。
	畜産被害	農林水産業施設以外の畜産被害をいい、例えば家畜、畜舎等の被害とする。
	商工被害	建物以外の商工被害で、例えば工業原材料、商品、生産機械器具等とする。

様式1

災　害　発　生　報　告

市（町村）
受信時刻　月　日　時　分
発信者
受信者

1	災害発生の日時	年　月　日　時　分				
2	災害発生場所					
3	災害発生原因					
4 災害の概況	（1）状況					
	（2）死傷者	氏名	年齢	職業	住所	備考
	（3）被害家屋	世帯主	年齢	職業	所在地	被害状況
5 災害に対して取られた措置	(1) 主な措置					
	（2）避難状況	地区名	世帯数	人員	避難先	命令、勧告、自主の別、その他
	(3) 消防機関の活動状況 ア　出動人員　消防職員＿＿＿名、消防団員＿＿＿名、　計　＿＿名＿＿ イ　主な活動内容（使用した機材を含む）					

様式2の（1）

中間報告・最終報告（共用）

発信機関				区　　分				被害	区　　分			被害
報　告　　第　　報				その他	11 田	(1) 流失、埋没	ha		34 公共文教施設		千円	
番号（　月　日　時現在）						(2) 冠水	ha		35 農林水産業施設		千円	
報告者名					12 畑	(1) 流失、埋没	ha		36 公共土木施設		千円	
受領者名						(2) 冠水	ha		37 その他の公共施設		千円	
区　　分			被害		13 文教施設		箇所		38 小　　計		千円	
人的被害	1 死者	人			14 病院		箇所		39 公共施設被害市町村数		団体	
	2 行方不明者	人			15 道路		箇所		その他	40 農産被害	千円	
	3 (1) 重症	人			16 橋りょう		箇所			41 林産被害	千円	
	負傷者 (2) 軽症	人			17 河川		箇所			42 畜産被害	千円	
住家被害	4 全壊	棟			18 港湾		箇所			43 水産被害	千円	
		世帯			19 砂防		箇所			44 商工被害	千円	
		人			20 清掃施設		箇所					
	5 半壊	棟			21 崖くずれ		箇所					
		世帯			22 鉄道普通		箇所			45 その他	千円	
		人			23 被害船舶		隻		46 被害総額		千円	
	6 一部破損	棟			24 水道		戸		人的被害者の住所氏名等			
		世帯			25 電話		回線					
		人			26 電気		戸					
	7 床上浸水	棟			27 ガス		戸					
		世帯			28 ブロック塀等		箇所					
		人							今後の見とおし			
	8 床下浸水	棟		29	り災世帯数		世帯					
		世帯		30	り災者数		人		消防機関の活動状況			
		人		火災発生	31 建物		件					
非住家	9 公共建物	棟			32 危険物		件					
	10 その他	棟			33 その他		件					

災害名	
発生年月日	
発生場所	
災害の概要	
47　市町村災害対策本部の設置状況	
48　災害救助法の適用状況	
避難状況	
応急措置及び救助活動の状況	

出動状況	49 消防団	人	51 警察官	人	53 自衛隊	人
	50 消防吏員	人	52 その他の応援者	人	計	人

文教施設・公共建物の名称、被害程度	不通道路橋りょう名

様式2の2

被害状況内訳書

区分				符号	被害量	被害額(千円)	備考
一般被害	人的被害	死者		1	人		
		行方不明者		2	人		
		負傷者	重症	3	人		
			軽症	4	人		
			小計	5	人		
	住家被害	全壊	棟数	6	棟		
			世帯	7	世帯		
			人員	8	人		
		半壊	棟数	9	棟		
			世帯	10	世帯		
			人員	11	人		
		一部破損	棟数	12	棟		
			世帯	13	世帯		
			人員	14	人		
		床上浸水	棟数	15	棟		
			世帯	16	世帯		
			人員	17	人		
		床下浸水	棟数	18	棟		
			世帯	19	世帯		
			人員	20	人		
	非住家被害	全壊及び半壊		21	棟		
	り災世帯	り災世帯		22	世帯		
		り災者		23	人		
	県有施設	他の項目に掲げるものを除く	庁舎等	24	箇所		
			その他の行政財産	25	箇所		
			普通財産	26	箇所		
			県立大学	27	箇所		
			その他	28	箇所		
			小計	29	箇所		
	市町村有施設	他の項目に掲げるものを除く	庁舎等	30	箇所		
			その他の行政財産	31	箇所		
			普通財産	32	箇所		
			県立大学	33	箇所		
			その他	34	箇所		
			小計	35	箇所		
厚生関係被害	社会福祉施設	生活保護施設		36	箇所		
		身障更生保護施設		37	箇所		
		老人福祉施設		38	箇所		
		児童福祉施設		39	箇所		
		婦人反放施設		40	箇所		
		その他		41	箇所		
		小計		42	箇所		
	医療施設	伝染病棟		43	棟		
		伝染病舎		44	棟		
		公的病院		45	箇所		
		私的病院		46	箇所		
		その他		47	箇所		
		小計		48	箇所		
	環境衛生施設	水道施設		49	箇所		
		下水道施設		50	箇所		
		清掃施設		51	箇所		
		その他		52	箇所		
		小計		53	箇所		
	計			54			
商工労働関係被害	中小企業	建物（住宅部除く）		55	棟		
		機械設備		56	箇所		
		商品、原材料、仕掛品		57	箇所		
		その他		58	箇所		
		小計		59			
	就工業	建物		60	箇所		
		機械設備		61	箇所		
		商品、原材料、仕掛品		62	箇所		
		その他		63	箇所		
		小計		64	箇所		
	観光施設	ホテル・旅館		65	箇所		
		観光施設		66	箇所		
		その他		67	箇所		
		小計		68	箇所		
	計			69			

様式2の2

被害状況内訳書

区分				符号	被害量	被害額(千円)	備考
農林関係被害	施設関係	共同利用施設	畜産関係	70	箇所		
			蚕糸関係	71	箇所		
			園芸関係	72	箇所		
			入種関係	73	箇所		
			その他	74	箇所		
			小計	75	箇所		
		非共同利用施設	畜産関係	76	箇所		
			蚕糸関係	77	箇所		
			園芸関係	78	箇所		
			入種関係	79	箇所		
			その他	80	箇所		
			小計	81	箇所		
		牧野地		82	ha		
		牧野施設		83			
		果樹、茶樹、その他樹園		84	ha		
		地方公共団体等の施設	畜産関係	85	箇所		
			蚕糸関係	86	箇所		
			園芸関係	87	箇所		
			入種関係	88	箇所		
			その他	89	箇所		
			小計	90	箇所		
	計			91			
	農畜産物等	農畜産物関係	水陸稲	92	ha　t		
			麦類	93	ha　t		
			野菜	94	ha　t		
			果物	95	ha　t		
			園芸作物	96	ha　t		
			茶	97	ha　t		
			桑	98	ha　t		
			飼料作物	99	ha　t		
			その他	100	ha　t		
			小計	101	ha　t		
		家畜等	家畜	102			
			畜産物	103			
			蚕	104			
			その他	105			
			小計	106			
		貯蔵物、加工品		107			
	計			108	箇所		
	水産関係	漁港		109	箇所		
		漁船		110	件		
		船具		111	箇所		
		共同利用施設		112	箇所		
		非共同利用施設		113	箇所		
		養殖施設		114	箇所		
		資材物		115			
		漁協（連合会）在庫物		116			
		その他		117			
		小計		118			
	耕地関係	農地	田　流失埋没	119	ha		
			田　冠水	120	ha		
			田　小計	121	ha		
			畑　流失埋没	122	ha		
			畑　冠水	123	ha		
			畑　小計	124	ha		
		農業用施設	ため池	125	箇所		
			頭首工	126	箇所		
			水路	127	箇所		
			場とう	128	箇所		
			道路	129	箇所		
			橋りょう	130	箇所		
			揚水機	131	箇所		
			その他	132	箇所		
			小計	133	箇所		
		計		134			
	林業関係	山地崩壊		135	ha		
		林道	道路	136	箇所		
			橋梁	137	箇所		
			小計	138	m2		
		林産物	木材	139	m2		
			立木	140	ha		
			木炭	141	kg		
			薪	142	kg		
			その他	143			
			小計	144			
		一般林道施設		145	箇所		
		木炭施設		146	箇所		
		その他		147			
	計			148			
	合計			149			

様式2の2

被害状況内訳書

区分				符号	被害量	被害額(千円)	備考
土木関係被害	国庁負担工事	県工事	河川	150	箇所		
			砂防	151	箇所		
			道路	152	箇所		
			橋りょう	153	箇所		
			港湾	154	箇所		
			漁港	155	箇所		
			小計	156	箇所		
		市町村工事	河川	157	箇所		
			砂防	158	箇所		
			道路	159	箇所		
			橋りょう	160	箇所		
			港湾	161	箇所		
			漁港	162	箇所		
			小計	163	箇所		
	単独工事	県工事	河川	164	箇所		
			砂防	165	箇所		
			道路	166	箇所		
			橋りょう	167	箇所		
			港湾	168	箇所		
			漁港	169	箇所		
			小計	170	箇所		
	一般都市施設			171	箇所		
	その他			172	箇所		
	計			173	箇所		
文教関係被害	学校関係	幼稚園		174	件		
		小学校		175	校		
		中学校		176	校		
		高等学校		177	校		
		その他の学校		178	校		
		小計		179			
	社会教育施設	公民館		180	箇所		
		その他		181	箇所		
		小計		182	箇所		
	文化財関係	国宝		183	件		
		重文		184	件		
		県指定文化財		185	件		
		史跡名勝		186	箇所		
		天然記念物		187	箇所		
		小計		188			
	計			189			
総合計				190			

４－２ 県全国瞬時警報システム（Ｊ－ＡＬＥＲＴ）の概要

弾道ミサイル攻撃に関する情報や緊急地震速報、津波警報などの緊急情報を、人工衛星を通じて国（内閣官房・気象庁から消防庁を経由）から送信し、市区町村防災行政無線（同報系）等を自動的に起動することにより、人手を介さず瞬時に住民等に伝達することが可能なシステム

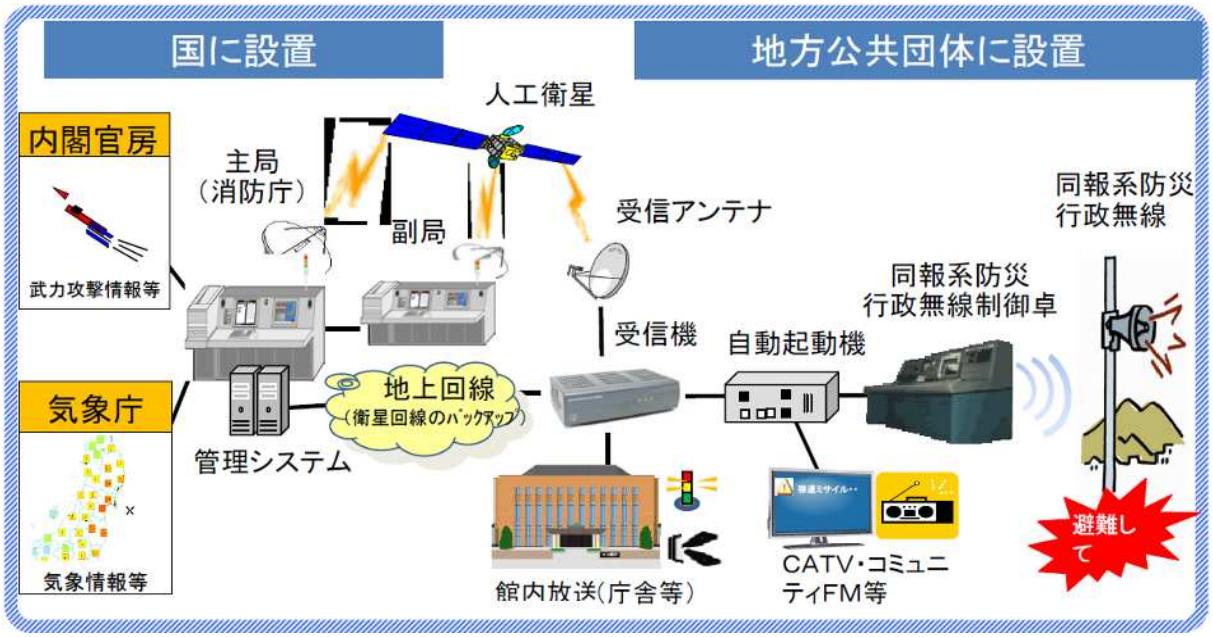

【Ｊ－ＡＬＥＲＴで配信される情報一覧】

	情報の種別	原則同報無線等を自動起動するもの	市区町村の設定により同報無線等を自動起動できるもの
1	弾道ミサイル情報	○	
2	航空攻撃情報	○	
3	ゲリラ・特殊部隊攻撃情報	○	
4	大規模テロ情報	○	
5	その他の国民保護情報	○	
6	緊急津波情報	○	
7	大津波警報（※）	○	
8	津波警報（津波）	○	
9	噴火警報（居住地域）（※）	○	
10	噴火警報	○	
11	気象等の特別警報（※）	○	
12	東海地震予知警報		○
13	東海地震注意情報		○
14	震度速報		○
15	津波注意報		○
16	火口周辺警報		○
17	気象警報		○
18	土砂災害警戒情報		○
19	竜巻注意情報		○
20	記録的短時間大雨情報		
21	指定河川洪水予報		
22	東海地震に関連する調査情報		
23	震源・震度に関する情報		
24	噴火予報		
25	気象注意報		

（※）特別警報

４－３ 愛媛県災害情報システムの概要

災害時において、市町等から被害情報等を迅速に集約し、関係者で共有するとともに、住民へ多様な手段で確実に伝達するシステム

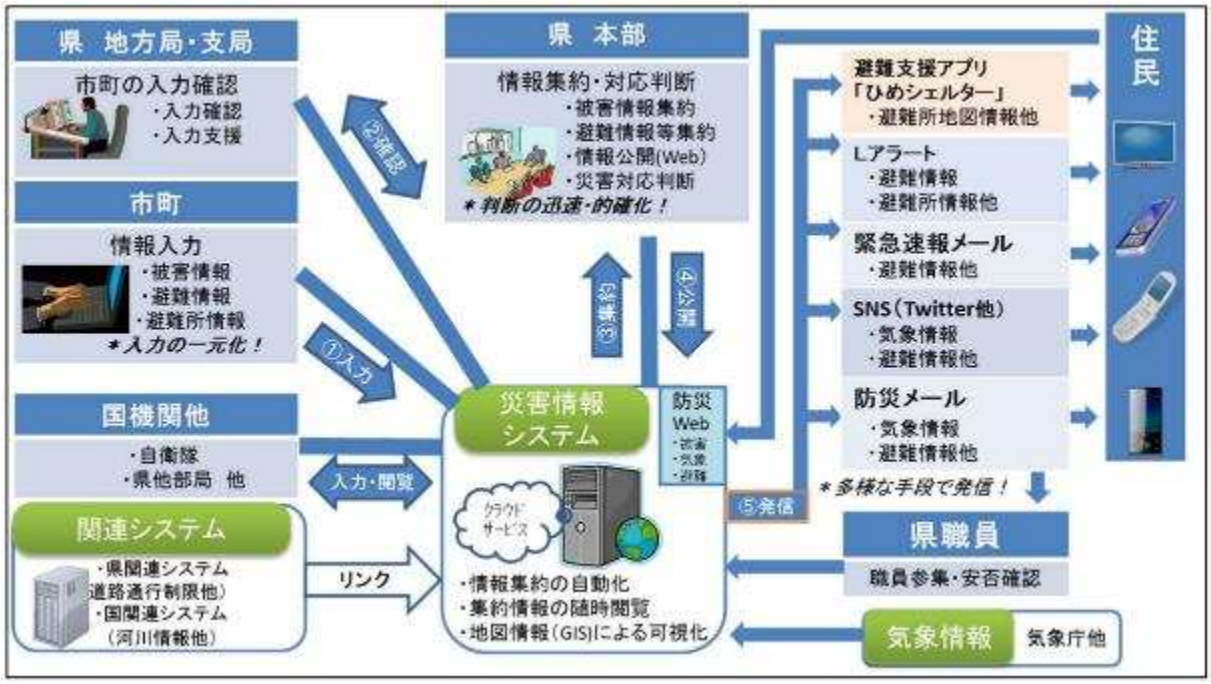

【システムの機能】

◆ 情報集約の迅速・可視化

迅速に集約された地図情報などの可視化された被害の詳細情報を関係者で共有し、的確・迅速な災害対応判断が可能

- ・被害情報の集約、取りまとめ資料作成
- ・地図情報（ＧＩＳ）や県内市町の被害状況一覧での災害情報の共有
- ・市町が発令する避難勧告等の避難情報や避難所開設情報等の管理　等

◆ 住民への確実・迅速な伝達

現在の防災メールやホームページ、ＳＮＳなどにスマートフォンアプリも加え、伝達手段の多様化を図り、確実・迅速に伝達

４－４ 愛媛県防災通信システム（地上系・衛星系）回線構成図

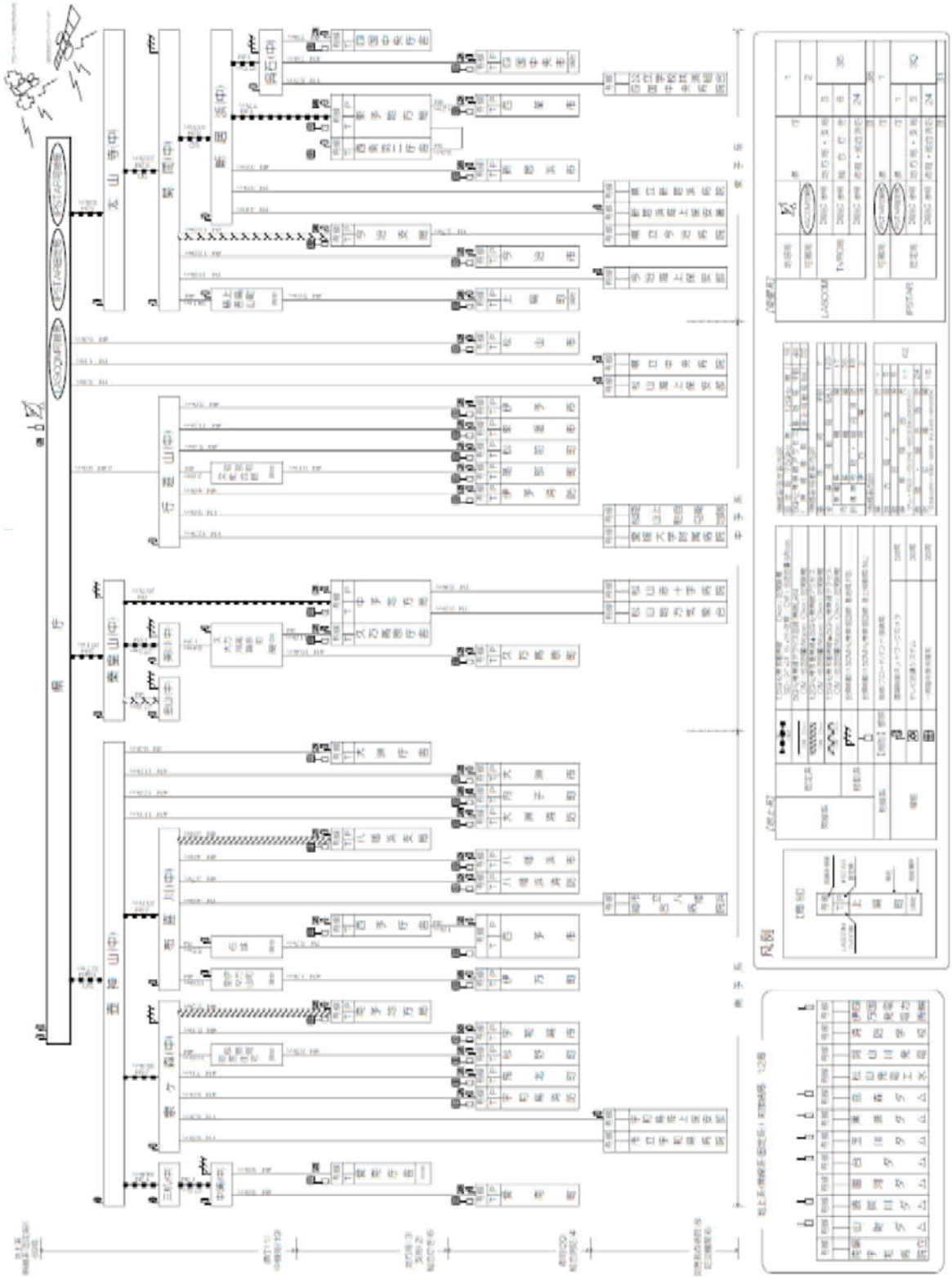

４－５ 愛媛県非常通信協議会構成員名簿

令和３年２月18日　現在

構成員（機関名･団体名）	委員	所在地及び電話番号		備考
愛媛県	防災安全統括部長	(790-8570) 松山市一番町 4-4-2	(089)941-2111 (内 2318)	会長
四国総合通信局	無線通信部長	(790-8795) 松山市味酒町 2-14-4	(089)936-5066	
中国四国管区警察局 愛媛県情報通信部	部長	(790-8573) 松山市南堀端町 2-2	(089)934-0110 (内 6077)	
松山海上保安部	部長	(791-8058) 松山市海岸通 2426-5	(089)951-1197	
松山地方気象台	台長	(790-0873) 松山市北持田町 102	(089)941-0012	
四国電力株式会社 送配電カンパニー松山支社	電力部長	(790-8540) 松山市湊町 6-6-2	(089)946-9943	
日本放送協会 松山放送局	技術部長	(790-8501) 松山市堀之内 5	(089)921-1125	
愛媛県無線漁業協同組合	局長	(798-4353) 南宇和郡愛南町久良 166	(0895)72-0256	
一般社団法人日本アマチュア無線連盟 愛媛県支部	支部長	(790-0912) 松山市畑寺町 830-24	(089)977-8259	
愛媛県町村会	事務局長	(790-0067) 松山市大手町 1-7-3	(089)941-7598	監査委員
株式会社伊予銀行	総務部業務役	(790-0006) 松山市南堀端町 1	(089)941-1141 (内 3926)	監査委員
愛媛県警察本部	警備課長	(790-8573) 松山市南堀端町 2-2	(089)934-0110 (内 5751)	
四国地方整備局 松山河川国道事務所	所長	(790-0056) 松山市土居田町 797-2	(089)972-0034 (内 283)	
南海放送株式会社	技術統括部長	(790-8510) 松山市本町 1-1-1	(089)915-3333	
公益財団法人愛媛県消防協会	事務局長	(790-0864) 松山市築山町 1-35	(089)921-8517	
日本銀行松山支店	総務課長	(790-0003) 松山市三番町 4-10-2	(089)933-2211	
日本赤十字社愛媛県支部	事務局長	(790-0854) 松山市岩崎町 2-3-40	(089)945-6792	
愛媛新聞社	システム部長	(790-8511) 松山市大手町 1-12-1	(089)935-2275	
西日本電信電話株式会社 四国支店	設備部長	(790-0003) 松山市三番町 7-1-3	(089)934-1409	
愛媛県市長会	事務局長	(790-0003)松山市三番町 5-13-1	(089)993-6202	
宇和島自動車株式会社	運輸課長	(798-0034) 宇和島市錦町 3-22	(0895)22-2200	
瀬戸内運輸株式会社	総務部長	(794-0013) 今治市片原町 1-2	(0898)23-3711	
愛媛県自動車無線協会	会長	(790-0067)松山市大手町1-7-4 伊予鉄大手町ビル３Ｆ	(089)943-5354	
今治海上保安部	部長	(794-0027) 今治市南大門町 1-3-1 ＮＴＴ今治ビル新棟	(0898)22-0118	
伊予鉄道株式会社	施設課長	(790-0012) 松山市湊町 4-4-1	(089)948-3182	
株式会社テレビ愛媛	技術部長	(790-8537) 松山市真砂町 119	(089)943-1698	
株式会社エフエム愛媛	放送部長	(790-8565) 松山市竹原町 1-10-7	(089)945-1111	
宇和島海上保安部	部長	(798-0003) 宇和島市住吉町 3-1-3	(0895)22-1591	
株式会社あいテレビ	総務技術局技術部長	(790-8529) 松山市竹原町 1-5-25	(089)921-2121	
株式会社ＮＴＴドコモ 四国支社愛媛支店	支店長	(790-0065) 松山市宮西 2-9-33	(089)923-5050	
株式会社愛媛朝日テレビ	技術部長	(790-8525) 松山市和泉北 1-14-11	(089)946-4600	
松山刑務所	処遇部長	(791-0293) 東温市見奈良 1243-2	(089)964-3355	

４－６ 県との非常通信ルート

(①:通常通信ルート　②以降:非常通信ルート)

県	防災危機管理課 県　防　　電話：　地上特番-5000-2318　　ＦＡＸ：　地上特番-500-201～203 地上特番-500-211～214 地上特番-500-221～223 地上特番-500-231～234 ＮＴＴ　　電話：　089-912-2318　　ＦＡＸ：　089-941-2160 089-912-2335

伊予市	危機管理課 県　防　　電話：　地上特番-608-0-1351　　ＦＡＸ：　地上特番-608-21 ＮＴＴ　　電話：　089-982-1218　　ＦＡＸ：　089-983-3681 ①――愛媛県庁（防災危機管理課） ②……伊予警察署～～県警本部……愛媛県庁（防災危機管理課） ③――伊予消防署――松山市消防局……愛媛県庁（防災危機管理課）

◇記号　　――無線区間　　～～有線区間　　……使送区間

【関係機関連絡先】
伊予警察署（警備課）　電話：089-982-0110
伊予消防等事務組合消防本部（通信指令課）
電話：地上特番-621-0-240　089-982-0119

４－７ 災害時におけるアマチュア無線

１　災害時におけるアマチュア無線局運用系統図

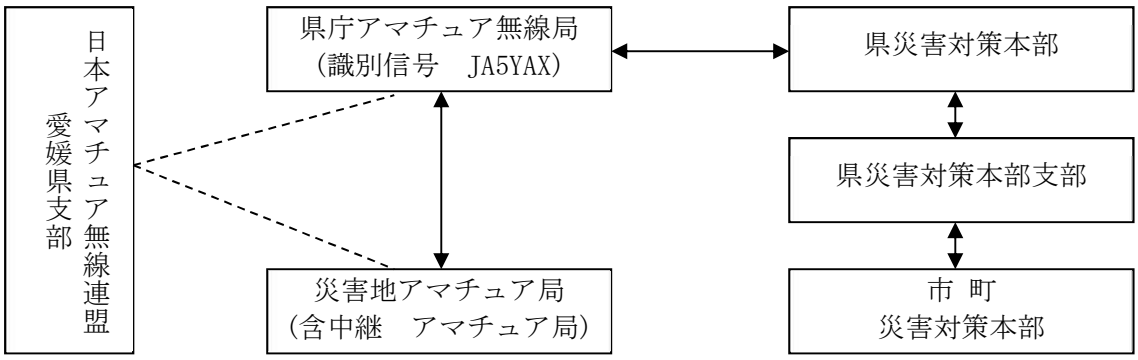

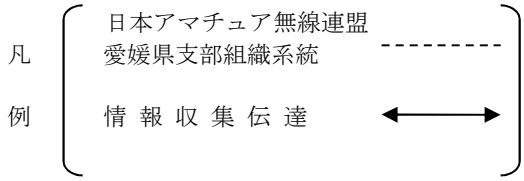

2　アマチュア無線局用レピーター局設置場所（防災危機管理課）

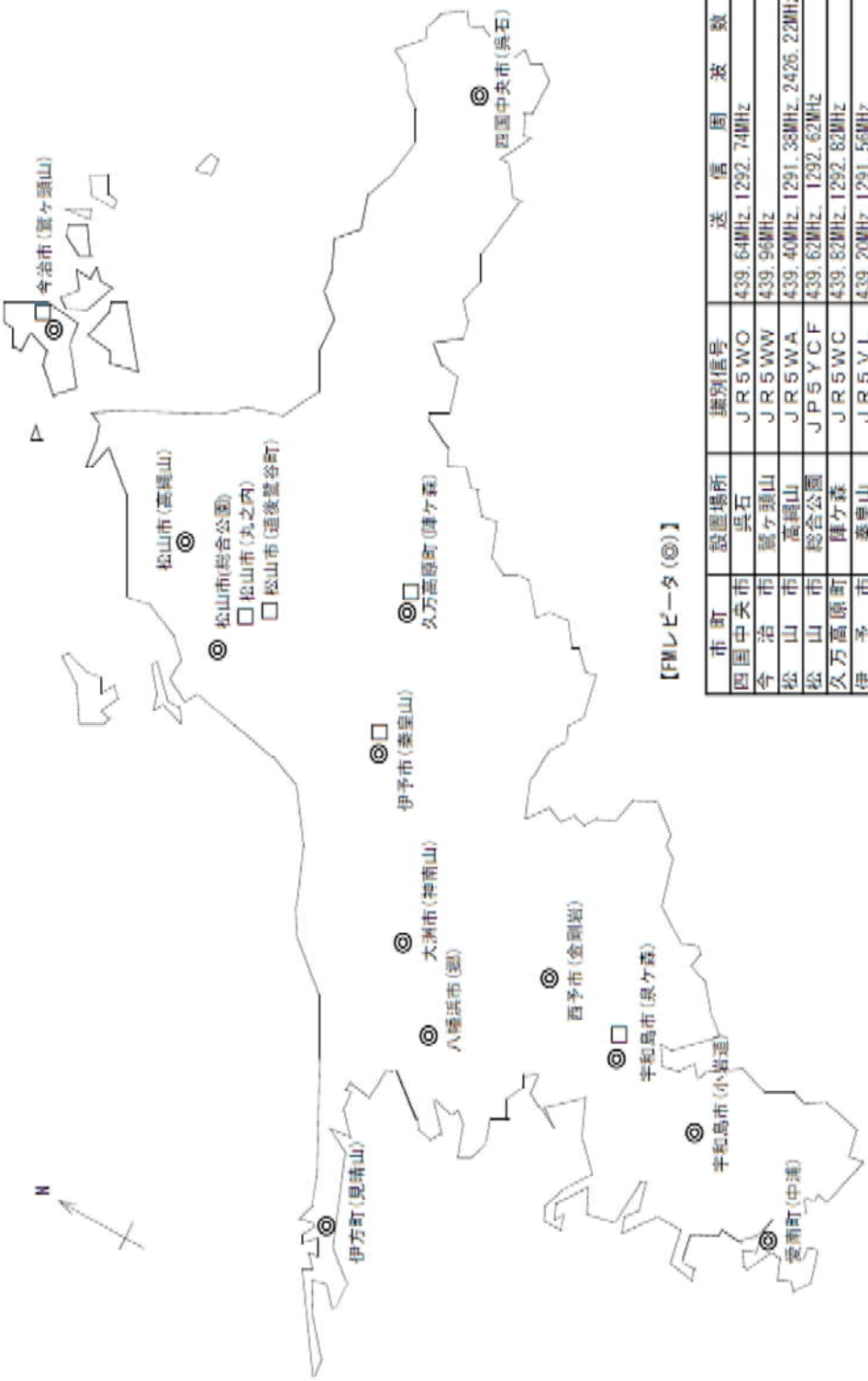

【FMレピータ（◎）】

市町	設置場所	識別信号	送信周波数
四国中央市	吳石	ＪＲ５ＷＯ	439.64MHz 1292.74MHz
今治市	菅ヶ頭山	ＪＲ５ＷＷ	439.96MHz
松山市	高縄山	ＪＲ５ＷＡ	439.40MHz 1291.38MHz 2426.22MHz
松山市	総合公園	ＪＰ５ＹＣＦ	439.62MHz 1292.62MHz
久万高原町	陣ヶ森	ＪＲ５ＷＣ	439.82MHz 1292.82MHz
伊予市	泰皇山	ＪＲ５ＶＬ	439.20MHz 1291.56MHz
大洲市	神南山	ＪＲ５ＷＲ	439.88MHz 1292.22MHz
八幡浜市	要	ＪＰ５ＹＣＪ	1292.02MHz
伊方町	見佛山	ＪＲ５ＷＸ	439.52MHz 1292.66MHz
西予市	金剛岩	ＪＰ５ＹＣＩ	439.70MHz
宇和島市	泉ヶ森	ＪＲ５ＷＳ	439.56MHz
宇和島市	小岩道	ＪＲ５ＷＫ	439.76MHz
愛南町	中浦	ＪＲ５ＷＹ	439.62MHz

【D-STARレピータ（□）】

市町	設置場所	識別信号	送信周波数
松山市	道後豊谷町	ＪＰ５ＹＣＯ	音声：439.13MHz 1291.67MHz データ：1270.875MHz
松山市	丸之内	ＪＰ５ＹＣＵ	音声：439.45MHz
今治市	菅ヶ頭山	ＪＲ５ＷＷ	音声：439.27MHz
久万高原町	陣ヶ森	ＪＲ５ＷＣ	音声：439.01MHz
伊予市	泰皇山	ＪＲ５ＶＬ	音声：439.47MHz
宇和島市	泉ヶ森	ＪＲ５ＷＳ	音声：439.17MHz

４－８ 総務省の災害対策用移動通信機器の貸与制度

１ 無償貸与の概要

非常災害時に、初動期の被災情報の収集伝達から応急復旧活動の迅速・円滑な遂行に必要不可欠な通信の確保を図るため、総務省では、地方公共団体及び災害復旧関係者に貸与する移動通信機器（衛星携帯電話、ＭＣＡ、簡易無線）を全国 11 か所に分散備蓄しています。

四国総合通信局等において申込みを受け付け、貸与します。

＜災害対策用無償貸与無線機に係る総務省連絡先＞
四国総合通信局 無線通信部 陸上課
電話 089-936-5066（直通） 〒790-8795　松山市味酒町２丁目１４－４
総務省 総合通信基盤局 電波部 基幹通信課 重要無線室
電話 03-5253-5888（直通） 〒100-8926　千代田区霞が関２－１－２

２ 災害対策用移動通信機器の貸与イメージ

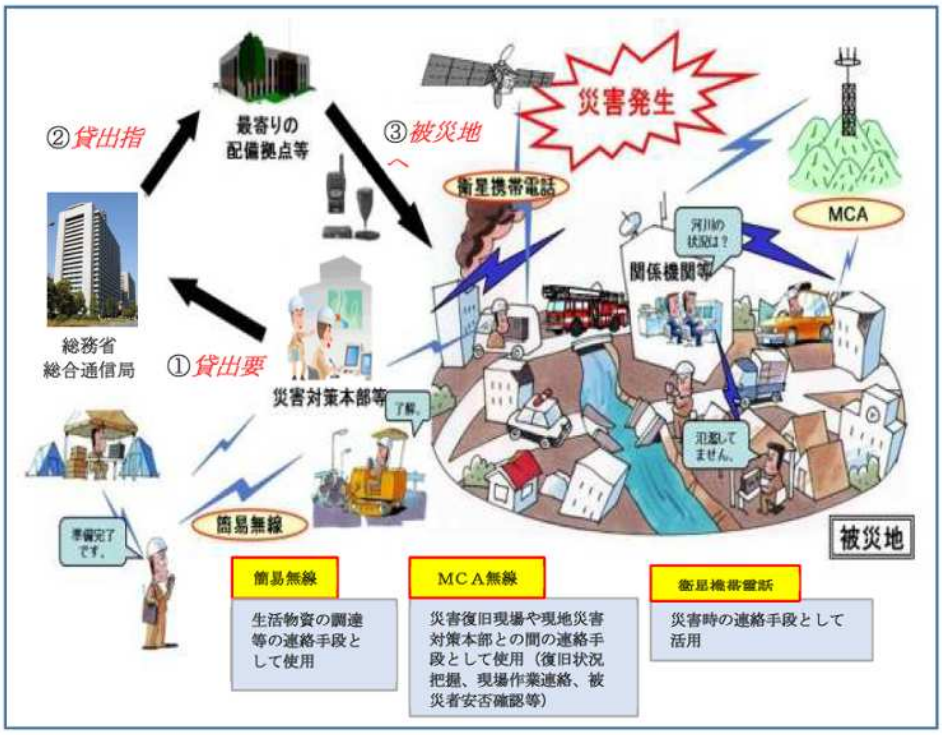

衛星携帯電話

MCA 無線　簡易無線

４－９ 総務省の臨時災害放送局用機器の貸与制度

１　無償貸与の概要

非常災害時において、被害情報や避難情報等を地域住民に確実に提供するため、総務省では、地方公共団体等に貸与する臨時災害放送局用機器を全国の各総合通信局に分散配備しています。

非常災害時に、四国総合通信局において申込みを受け付け、貸与します。

＜臨時災害放送局用機器に係る連絡先＞
四国総合通信局 情報通信部 放送課
電話 089-936-5037（直通） 〒790-8795　松山市味酒町２丁目１４－４

２　臨時災害放送局用機器の貸与等手順

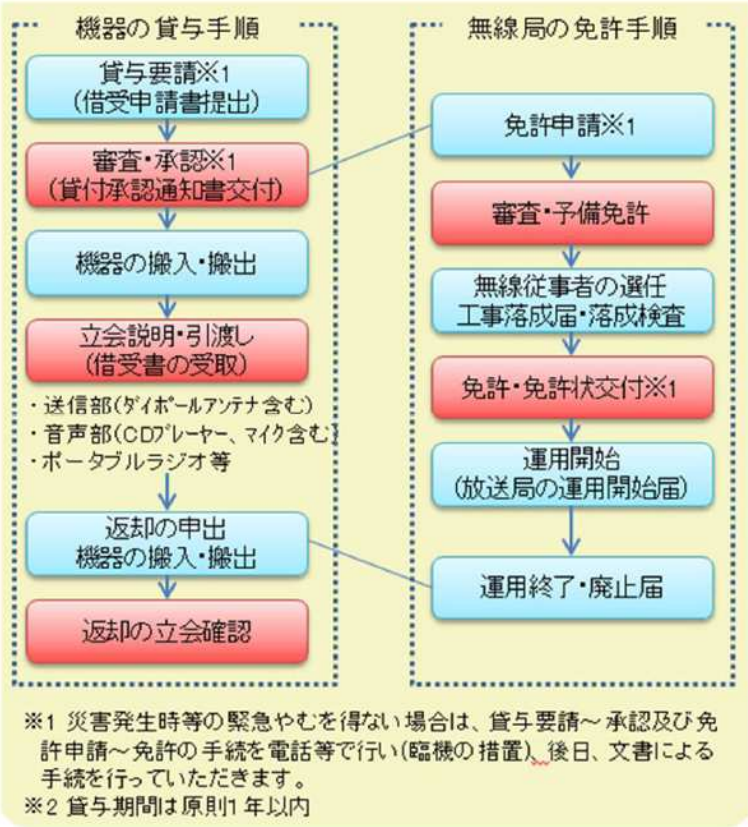

<< 臨時災害放送局とは･･･　>>

地方公共団体等が臨時かつ一時の目的（暴風、豪雨、洪水、地震、大規模な火事、その他による災害が発生した場合に、その被害を軽減するために役立つこと）のために開設するＦＭラジオ放送局。

【関係の規定】放送法第 8 条、放送法施行規則第 7 条第 2 項第二号

※無線設備の操作には、第２級陸上無線技術士以上の無線従事者資格が必要です。

４－１０ 総務省の災害対策用移動電源車の貸与制度

１　無償貸与の概要

非常災害時に停電が発生しても通信・放送設備が機能停止することのないよう電源供給することを目的に、総務省では、地方公共団体、電気通信事業者又は放送事業者に貸与する移動電源車を全国の総合通信局に分散配備しています。

非常災害時に、四国総合通信局において関係団体等からの申し込みを受け受け付け、貸与します（地方公共団体：無償、民間事業者、有償）。

＜災害対策用移動電源車に係る連絡先＞
四国総合通信局 総務部 総務課
電話 089-936-5010（直通） 〒790-8795　松山市味酒町２丁目１４－４

２　移動電源車の概要

	小型移動電源車	中型移動電源車
車両外観	 ４WDオフロードタイプ	 ２ｔトラックタイプ
車両	全長　４．７０ｍ 全幅　１．８０ｍ 全高　１．９０ｍ	全長　４．８５ｍ 全幅　１．８０ｍ 全高　２．４０ｍ
発電	出力：５．５ｋＶＡ 端子：１００Ｖ 稼働：３６時間（満タン、1/2 負荷）	出力：１００ｋＶＡ 端子：１００Ｖ・２００Ｖ 稼働：１０時間（満タン、1/2 負荷）
燃料	無鉛レギュラーガソリン ※燃料タンクは車両・発電機共用	軽油 ※燃料タンクは車両・発電機共用
配備	北海道、東北、信越、北陸、東海、近畿、四国の各総合通信局	東海、中国、九州の各総合通信局

５　医療救護関係

５－１ 救護班の編成と収容施設一覧等

１　救護班の編成と収容施設（市内）

機　関　名		郵便番号	所　在　地	電話番号	病床数（うち一般又は療養）	助産施設の有無	救護班数	救　護病院等
1	伊予病院	799-3101	伊予市　八倉 906-5	089-983-2222	290（290）	－	2	○
2	佐礼谷診療所	791-3201	伊予市　中山町佐礼谷甲 816-1	089-968-0021	－	－	1	－

２　災害拠点病院等（二次医療圏：松山）

機　関　名		郵便番号	所　在　地	電話番号	病床数（うち一般又は療養）	助産施設の有無	救護班数	三次救急医療施設▲ 災害基幹拠点病院● 災害拠点病院◎ 救護病院等　○
1	松山赤十字病院	790-8524	松山市　文京町 1	089-924-1111	632（629）	○	2	◎　○
2	県立中央病院	790-0024	松山市　春日町 83	089-947-1111	827（824）	○	2	▲　●　○
3	愛媛大学医学部附属病院	791-0295	東温市　志津川	089-964-5111	644（602）	○	2	▲　◎　○

５－２ 災害時の医療救護に関する協定（一般社団法人 愛媛県医師会）

愛媛県（以下「甲」という。）と市町村（以下「乙」という。）と社団法人愛媛県医師会（以下「丙」という。）とは、災害時において被災者の救助として行う医療及び助産（以下「医療救護」という。）の実施について、次のとおり協定を締結する。

（趣旨）
第１条　この協定は、災害基本法（昭和 36 年法律第 223 号）第 40 条第１項の規定による愛媛県地域防災計画及び同法第 42 条第１項の規定による市町村地域防災計画に基づき甲又は乙が行う医療救護に対する丙の協力に関し必要な事項を定めるものとする。
（救護班の派遣）
第２条　甲又は乙は、医療救護を実施する必要が生じた場合は、丙に対し医療救護のための救護班（以下「救護班」という。）の派遣を要請するものとし、丙は、甲又は乙の要請に応じ救護班を派遣するものとする。
（医療救護計画）
第３条　丙は、甲又は乙の救護班の要請に対し、迅速かつ的確に対応するため、医療救護の計画（以下「医療救護計画」という。）を策定し、これを、甲が指定する期日までに、甲に提出するものとする。
２　医療救護計画には、次の事項を定めるものとする。
（１）救護班の編成計画
（２）救護班の医療救護活動計画
（３）郡市医師会その他関係機関との連絡体制
（４）医療救護訓練の計画
（５）その他必要な事項
３　甲は、第１項の規定により提出された医療救護計画を乙に送付するものとする。
第４条甲又は乙は、第２条の規定に基づき救護班の派遣を丙に要請しようとするときは、次に掲げる事項を記載した書面を、乙にあっては甲を経由して、丙に提出しなければならない。ただし、緊急を要する場合は、電話その他の方法により行うことができる。
（１）災害発生の日時及び場所
（２）災害の原因及び状況
（３）救護班の派遣先の場所
（４）派遣を要する班数
（５）救護班の派遣期間
（６）その他必要な事項
２　事項の規定にかかわらず、乙は、緊急やむを得ない事情により、甲を経由しないで救護班の派遣を要請したときは、速やかに、その旨を甲に報告するものとする。
（救護班の派遣の方法）
第５条　第２条の規定に基づく救護班の派遣は、医療救護計画に基づいて行うものとする。
（要請によらない救護班の派遣）
第６条　丙は、緊急やむを得ない事情により、甲又は乙の要請によらないで救護班を派遣したときは、速やかに、その旨を甲に報告するものとする。
（救護班に対する指揮）
第７条　医療救護活動の総合調整を図るため、救護班に対する指揮は、甲がその派遣を要請した場合にあっては甲が指定する者が、乙がその派遣を要請した場合にあっては乙が指定する者が行うものとする。
（救護班の業務）
第８条　救護班は、原則として、甲又は乙が避難所、災害現場等に設置する救護所（以下「救護所」という。）において、医療救護活動を行うものとする。
２救護班の業務は、次のとおりとする。
（１）傷病者の傷病の程度判断
（２）重症者の応急手当及び中等症者に対する処置

（３）後方医療機関への転送の要否及び転送順位の決定
（４）転送困難な傷病者及び避難所等における軽症者に対する医療
（５）助産活動
（６）死体の検案
（７）医療救護活動の記録及び市町村災害対策本部への収容状況等の報告

（薬剤等の供給）

第９条　救護班が使用する薬剤、治療材料及び医療器具は、当該救護班が携行するもののほか、甲又は乙が供給するものとする。

（救護班の輸送）

第 10 条　甲及び乙は、医療救護が円滑に実施できるよう、救護班の輸送について、必要な措置を講ずるものとする。

（医療費）

第 11 条　救護所における医療費は、無料とする。

（費用の弁償）

第 12 条　法令に定めがあるもののほか、甲又は乙の要請に基づき丙が救護班を派遣した場合（第６条の規定による報告があった場合を含む。）における次の費用は、別に定める基準に従い、甲又は乙が負担するものとする。

（１）救護班が携行した薬剤及び治療材料で使用したもの並びに医療器具の破損等に係る費用
（２）救護班の編成及び派遣に要する費用
（３）前２号に掲げる費用以外の費用で、この協定の実施のために要するもの

（医療救護に従事した者に対する損害補償）

第 13 条　甲又は乙の要請に基づき丙が派遣した救護班（第６条の規定による報告に係るものを含む。）の班員として医療救護活動に従事した者が、そのため死亡し、負傷し、若しくは疾病にかかり、又は障害の状態となったときは、甲又は乙は、別に定める基準に従いその者又はその者の遺族若しくは被扶養者がこれらの原因によって受ける損害を補償するものとする。

（細則）

第 14 条　この協定に別に定めるもののほか、この協定の実施に関し必要な事項は、別に定める。

（協議）

第 15 条　この協定に定めのない事項又はこの協定に関し疑義が生じた事項については、甲、乙及び丙が協議の上、定めるものとする。

（有効期間）

第 16 条　この協定の有効期間は、平成８年２月１日から同年３月 31 日までとする。ただし、この協定の有効期間満了の日の１月までに、甲、乙又は丙のいずれからも何らの意思表示がないときは、当該有効期間満了の日の翌日から起算して１年延長するものとし、以後もまた同様とする。

（雑則）

第 17 条　市町村と郡市医師会との間において、別に医療救護に関する協定を締結している場合は、当該協定は、この協定に優先するものとする。

この協定の締結を証するため、本書 72 通を作成し、甲、乙及び丙が記名押印の上、各自その１通を保有する。

平成８年２月１日

記名押印　〔略〕

５－３ 災害時の医療救護に関する協定（公益社団法人 愛媛県看護協会）

愛媛県（以下「甲」という。）と市町村（以下「乙」という。）と社団法人愛媛看護協会（以下「丙」という。）とは、災害時において被災者の救助として行う医療及び助産（以下「医療救護」という。）の実施について、次のとおり協定を締結する。

（趣旨）

第１条　この協定は、災害対策基本法（昭和 36 年法律第 223 号）第 40 条第１項の規定による愛媛県地域防災計画及び同法第 42 条第１項の規定による市町村地域防災計画に基づき、甲又は乙が行う医療救護に対する丙の協力に関し必要な事項を定めるものとする。

（医療従事者の派遣）

第２条　甲又は乙は、医療救護を実施する必要が生じた場合は、丙に対し医療救護のための看護師等（以下「医療従事者」という。）の派遣を要請するものとし、丙は、甲又は乙の要請に応じ医療従事者を派遣するものとする。

（医療救護計画）

第３条　丙は、甲又は乙の医療従事者派遣要請に対し、迅速かつ的確に対応するため、医療救護の計画（以下「医療救護計画」という。）を策定し、これを、甲が指定する期日までに、甲に提出するものとする。

２　医療救護計画には、次の事項を定めるものとする。

（１）医療従事者の編成計画

（２）医療従事者の医療救護活動計画

（３）関係機関との連絡体制

（４）医療救護訓練の計画

（５）その他必要な事項

３　甲は、第１項の規定により提出された医療救護計画を乙に送付するものとする。

（医療従事者の派遣要請の手続）

第４条　甲又は乙は、第２条の規定に基づき医療従事者の派遣を丙に要請しようとするときは、次に掲げる事項を記載した書面を、乙にあっては甲を経由して、丙に提出しなければならない。ただし、緊急を要する場合は、電話その他の方法により行うことができる。

（１）災害発生の日時及び場所

（２）災害の原因及び状況

（３）医療従事者の派遣先の場所

（４）派遣を要する医療従事者数

（５）医療従事者の派遣期間

（６）その他必要な事項

２　前項の規定にかかわらず、乙は、緊急やむを得ない事情により、甲を経由しないで医療従事者の派遣を要請したときは、速やかに、その旨を甲に報告するものとする。

（医療従事者の派遣の方法）

第５条　第２条の規定に基づく医療従事者の派遣は、医療救護計画に基づいて行うものとする。

（要請によらない医療従事者の派遣）

第６条　丙は、緊急やむを得ない事情により、甲又は乙の要請によらないで医療従事者を派遣したときは、速やかに、その旨を甲に報告するものとする。

（医療従事者に対する指揮）

第７条　医療救護活動の総合調整を図るため、医療従事者に対する指揮は、甲がその派遣を要請した場合にあっては甲が指定する者が、乙がその派遣を要請した場合にあっては乙が指定する

者が行うものとする。

（医療従事者の業務）
第８条　医療従事者は、原則として、甲又は乙が避難所、災害現場等に設置する救護所（以下「救護所」という。）において、医療救護活動を行うものとする。
２　医療従事者の業務は、次のとおりとする。
（１）傷病者に対する応急看護及び看護
（２）傷病者の救護所、救護病院等への収容
（３）その他状況に応じた必要な措置

（薬剤等の供給）
第９条　医療従事者が使用する薬剤、治療材料及び医療器具は、当該医療従事者が携行するもののほか、甲又は乙が供給するものとする。

（医療従事者の輸送）
第 10 条　甲及び乙は、医療救護が円滑に実施できるよう、医療従事者の輸送について、必要な措置を講ずるものとする。

（医療費）
第 11 条　救護所における医療費は、無料とする。

（費用の弁償）
第 12 条　法令に定めがあるもののほか、甲又は乙の要請に基づき丙が医療従事者を派遣した場合（第６条の規定による報告があった場合を含む。）における次の費用は、別に定める基準に従い、甲又は乙が負担するものとする。
（１）医療従事者が携行した薬剤及び治療材料で使用したもの並びに医療器具の破損等に係る費用
（２）医療従事者の編成及び派遣に要する費用
（３）前２号に掲げる費用以外の費用で、この協定の実施のために要するもの

（医療救護に従事した者に対する損害補償）
第 13 条　甲又は乙の要請に基づき丙が派遣した医療従事者（第６条の規定による報告に係るものを含む。）として医療救護に従事した者が、そのため死亡し、負傷し、若しくは疾病にかかり、又は障害の状態となったときは、甲又は乙は、別に定める基準に従い、その者又はその者の遺族若しくは被扶養者がこれらの原因によって受ける損害を補償するものとする。

（細則）
第 14 条　この協定に別に定めるもののほか、この協定の実施に関し必要な事項は、別に定める。

（協議）
第 15 条　この協定に定めのない事項又はこの協定に関し疑義が生じた事項については、甲、乙及び丙が協議の上、定めるものとする。

（有効期間）
第 16 条　この協定の有効期間は、平成 15 年４月９日から平成 16 年３月 31 日までとする。ただし、この協定の有効期間満了の日の１月前までに、甲、乙又は丙のいずれからも何らの意思表示がないときは、当該有効期間満了の日の翌日から起算して１年延長するものとし、以後もまた同様とする。

（雑則）
第 17 条　乙と丙との間において、別に医療救護に関する協定を締結した場合、当該協定は、この

協定に優先するものとする。

この協定の締結を証するため、本書71通を作成し、甲、乙及び丙が記名押印の上、各自その１通を保有する。

平成 15 年４月９日

記名押印　〔略〕

５－４ 災害時の医療救護に関する協定（一般社団法人 愛媛県歯科医師会）

愛媛県（以下「甲」という。）と市町村（以下「乙」という。）と社団法人愛媛県歯科医師会（以下「丙」という。）とは、災害時において被災者の救助として行う医療（以下「医療救護」という。）の実施について、次のとおり協定を締結する。

（趣旨）

第１条　この協定は、災害対策基本法（昭和 36 年法律第 223 号）第 40 条第１項の規定による愛媛県地域防災計画及び同法第 42 条第１項の規定による市町村地域防災計画に基づき、甲又は乙が行う医療救護に対する丙の協力に関し必要な事項を定めるものとする。

（救護班の派遣）

第２条　甲又は乙は、医療救護を実施する必要が生じた場合は、丙に対し医療救護のための救護班（以下「救護班」という。）の派遣を要請するものとし、丙は、甲又は乙の要請に応じ救護班を派遣するものとする。

（医療救護計画）

第３条　丙は、甲又は乙の救護班派遣要請に対し、迅速かつ的確に対応するため、医療救護の計画（以下「医療救護計画」という。）を策定し、これを、甲が指定する期日までに、甲に提出するものとする。

２　医療救護計画には、次の事項を定めるものとする。

（１）救護班の編成計画

（２）救護班の医療救護活動計画

（３）郡市歯科医師会その他関係機関との連絡体制

（４）医療救護訓練の計画

（５）その他必要な事項

３　甲は、第１項の規定により提出された医療救護計画を乙に送付するものとする。

（救護班の派遣要請の手続）

第４条　甲又は乙は、第２条の規定に基づき救護班の派遣を丙に要請しようとするときは、次に掲げる事項を記載した書面を、乙にあっては甲を経由して、丙に提出しなければならない。ただし、緊急を要する場合は、電話その他の方法により行うことができる。

（１）災害発生の日時及び場所

（２）災害の原因及び状況

（３）救護班の派遣先の場所

（４）派遣を要する班数

（５）救護班の派遣期間

（６）その他必要な事項

２　前項の規定にかかわらず、乙は、緊急やむを得ない事情により、甲を経由しないで救護班の派遣を要請したときは、速やかに、その旨を甲に報告するものとする。

（救護班の派遣の方法）

第５条　第２条の規定に基づく救護班の派遣は、医療救護計画に基づいて行うものとする。

（要請によらない救護班の派遣）

第６条　丙は、緊急やむを得ない事情により、甲又は乙の要請によらないで救護班を派遣したときは、速やかに、その旨を甲に報告するものとする。

（救護班に対する指揮）

第７条　医療救護活動の総合調整を図るため、救護班に対する指揮は、甲がその派遣を要請した場合にあっては甲が指定する者が、乙がその派遣を要請した場合にあっては乙が指定する者が

行うものとする。

（救護班の業務）
第８条　救護班は、原則として、甲又は乙が避難所、災害現場等に設置する救護所（以下「救護所」という。）において、医療救護活動を行うものとする。
２　救護班の業務は、次のとおりとする。
（１）歯科医療を必要とする傷病者に対する応急処置及び医療
（２）歯科医療を必要とする傷病者の受入医療機関への移送の要否及び移送順位の決定
（３）災害時における死体の個別判別、検案等への協力
（４）その他状況に応じた必要な措置

（薬剤等の供給）
第９条　救護班が使用する薬剤、治療材料及び医療器具は、当該救護班が携行するもののほか、甲又は乙が供給するものとする。

（救護班の輸送）
第 10 条　甲及び乙は、医療救護が円滑に実施できるよう、救護班の輸送について、必要な措置を講ずるものとする。

（医療費）
第 11 条　救護所における医療費は、無料とする。

（費用の弁償）
第 12 条　法令に定めがあるもののほか、甲又は乙の要請に基づき丙が救護班を派遣した場合（第６条の規定による報告があった場合を含む。）における次の費用は、別に定める基準に従い、甲又は乙が負担するものとする。
（１）救護班が携行した薬剤及び治療材料で使用したもの並びに医療器具の破損等に係る費用
（２）救護班の編成及び派遣に要する費用
（３）前２号に掲げる費用以外の費用で、この協定の実施のために要するもの

（医療救護に従事した者に対する損害補償）
第 13 条　甲又は乙の要請に基づき丙が派遣した救護班（第６条の規定による報告に係るものを含む。）の班員として医療救護に従事した者が、そのため死亡し、負傷し、若しくは疾病にかかり、又は障害の状態となったときは、甲又は乙は、別に定める基準に従い、その者又はその者の遺族若しくは被扶養者がこれらの原因によって受ける損害を補償するものとする。

（細則）
第 14 条　この協定に別に定めるもののほか、この協定の実施に関し必要な事項は、別に定める。

（協議）
第 15 条　この協定に定めのない事項又はこの協定に関し疑義が生じた事項については、甲、乙及び丙が協議の上、定めるものとする。

（有効期間）
第 16 条　この協定の有効期間は、平成 15 年４月９日から平成 16 年３月 31 日までとする。ただし、この協定の有効期間満了の日の１月前までに、甲、乙又は丙のいずれからも何らの意思表示がないときは、当該有効期間満了の日の翌日から起算して１年延長するものとし、以後もまた同様とする。

（雑則）
第 17 条　乙と丙又は郡市歯科医師会との間において、別に医療救護に関する協定を締結した場

合、当該協定は、この協定に優先するものとする。

この協定の締結を証するため、本書71通を作成し、甲、乙及び丙が記名押印の上、各自その１通を保有する。

平成 15 年４月９日

記名押印　〔略〕

５－５ 災害時の医療救護に関する協定（一般社団法人 愛媛県薬剤師会）

愛媛県（以下「甲」という。）と市町村（以下「乙」という。）と社団法人愛媛県薬剤師会（以下「丙」という。）とは、災害時において被災者の救助として行う医療及び助産（以下「医療救護」という。）の実施について、次のとおり協定を締結する。

（趣旨）

第１条　この協定は、災害対策基本法（昭和36年法律第223号）第40条第１項の規定による愛媛県地域防災計画及び同法第42条第１項の規定による市町村地域防災計画に基づき、甲又は乙が行う医療救護に対する丙の協力に関し必要な事項を定めるものとする。

（医療従事者の派遣）

第２条　甲又は乙は、医療救護を実施する必要が生じた場合は、丙に対し医療救護のための薬剤師等（以下「医療従事者」という。）の派遣を要請するものとし、丙は、甲又は乙の要請に応じ医療従事者を派遣するものとする。

（医療救護計画）

第３条　丙は、甲又は乙の医療従事者派遣要請に対し、迅速かつ的確に対応するため、医療救護の計画（以下「医療救護計画」という。）を策定し、これを、甲が指定する期日までに、甲に提出するものとする。

２　医療救護計画には、次の事項を定めるものとする。

（１）医療従事者の編成計画
（２）医療従事者の医療救護活動計画
（３）関係機関との連絡体制
（４）医療救護訓練の計画
（５）その他必要な事項

３　甲は、第１項の規定により提出された医療救護計画を乙に送付するものとする。

（医療従事者の派遣要請の手続）

第４条　甲又は乙は、第２条の規定に基づき医療従事者の派遣を丙に要請しようとするときは、次に掲げる事項を記載した書面を、乙にあっては甲を経由して、丙に提出しなければならない。ただし、緊急を要する場合は、電話その他の方法により行うことができる。

（１）災害発生の日時及び場所
（２）災害の原因及び状況
（３）医療従事者の派遣先の場所
（４）派遣を要する医療従事者数
（５）医療従事者の派遣期間
（６）その他必要な事項

２　前項の規定にかかわらず、乙は、緊急やむを得ない事情により、甲を経由しないで医療従事者の派遣を要請したときは、速やかに、その旨を甲に報告するものとする。

（医療従事者の派遣の方法）

第５条　第２条の規定に基づく医療従事者の派遣は、医療救護計画に基づいて行うものとする。

（要請によらない医療従事者の派遣）

第６条　丙は、緊急やむを得ない事情により、甲又は乙の要請によらないで医療従事者を派遣したときは、速やかに、その旨を甲に報告するものとする。

（医療従事者に対する指揮）

第７条　医療救護活動の総合調整を図るため、医療従事者に対する指揮は、甲がその派遣を要請した場合にあっては甲が指定する者が、乙がその派遣を要請した場合にあっては乙が指定する者が行うものとする。

（医療従事者の業務）
第８条　医療従事者は、原則として、甲又は乙が避難所、災害現場等に設置する救護所（以下「救護所」という。）において、医療救護活動を行うものとする。
２　医療従事者の業務は、次のとおりとする。
（１）傷病者に対する調剤業務
（２）救護所における医薬品等の管理
（３）その他状況に応じた必要な措置

（薬剤等の供給）
第９条　医療従事者が使用する薬剤、治療材料及び医療器具は、当該医療従事者が携行するもののほか、甲又は乙が供給するものとする。
（医療従事者の輸送）
第 10 条　甲及び乙は、医療救護が円滑に実施できるよう、医療従事者の輸送について、必要な措置を講ずるものとする。

（調剤費）
第 11 条　救護所における調剤費は、無料とする。

（費用の弁償）
第 12 条　法令に定めがあるもののほか、甲又は乙の要請に基づき丙が医療従事者を派遣した場合（第６条の規定による報告があった場合を含む。）における次の費用は、別に定める基準に従い、甲又は乙が負担するものとする。
（１）医療従事者が携行した薬剤及び治療材料で使用したもの並びに医療器具の破損等に係る費用
（２）医療従事者の編成及び派遣に要する費用
（３）前２号に掲げる費用以外の費用で、この協定の実施のために要するもの

（医療救護に従事した者に対する損害補償）
第 13 条　甲又は乙の要請に基づき丙が派遣した医療従事者（第６条の規定による報告に係るものを含む。）として医療救護に従事した者が、そのため死亡し、負傷し、若しくは疾病にかかり、又は障害の状態となったときは、甲又は乙は、別に定める基準に従い、その者又はその者の遺族若しくは被扶養者がこれらの原因によって受ける損害を補償するものとする。

（細則）
第 14 条　この協定に別に定めるもののほか、この協定の実施に関し必要な事項は、別に定める。

（協議）
第 15 条　この協定に定めのない事項又はこの協定に関し疑義が生じた事項については、甲、乙及び丙が協議の上、定めるものとする。

（有効期間）
第 16 条　この協定の有効期間は、平成 15 年４月９日から平成 16 年３月 31 日までとする。ただし、この協定の有効期間満了の日の１月前までに、甲、乙又は丙のいずれからも何らの意思表示がないときは、当該有効期間満了の日の翌日から起算して１年延長するものとし、以後もまた同様とする。

（雑則）
第 17 条　乙と丙との間において、別に医療救護に関する協定を締結した場合、当該協定は、この協定に優先するものとする。

この協定の締結を証するため、本書71通を作成し、甲、乙及び丙が記名押印の上、各自その

１通を保有する。

平成 15 年４月９日

記名押印　〔略〕

６　救援物資等の備蓄及び調達関係

６－１　災害・渇水時応急給水敷材の保有状況

令和３年３月 31 日現在

給水車	移動式蛇口			給水タンク	給水袋	非常用飲料水
	台数（台）	容量（㎥）	蛇口数	～1.0 ㎥	6L	500mL
未所有	2	1	4	4	1000	4,051

６－２　給水能力

令和３年３月 31 日現在

水道施設数	行政区域内人口	現在給水人口	人口対比普及率	年間総給水量	１日平均給水量
6	36,301	33,806	93.1%	4,304 千㎥	11,792 ㎥

６－３　備蓄物資一覧表

令和３年４月１日現在

品目			数量
備蓄箇所			49
備蓄倉庫延床面積（㎡）			345
食料品（食）	アルファ米		7,901
		内アレルギー対応	7,901
		内高齢者食	2,029
	乾パン		
	サバイバルフーズ		
	クラッカービスケット		
	スティックパン		
	非常食セット		
	保存パン		1,320
	乾燥餅		
	即席味噌汁等		290
	レトルト食品		9,197
	即席麺		600
	羊羹		
	缶詰		
飲料水（ℓ）			2,026
毛布（枚）			1,375
毛布代替品（枚）			2,013
マット（枚）			60
トイレ	携帯トイレ（セット）		
	簡易トイレ（基）		398
	仮設トイレ（基）		
	マンホールトイレ（基）		8
	凝固防臭剤（個）		5,200
粉ミルク（kg）			
		内アレルギー対応	
哺乳瓶（本）			
小児用紙おむつ（枚）			0
大人用紙おむつ（枚）			1,342
日用品セット（セット）			95
生理用品（セット）			0
タオル（枚）			180
ブルーシート（枚）			92

品目		数量
テント（張）		
パーソナルテント（張）		47
担架（台）		14
医薬品（セット）		
救急セット（セット）		35
懐中電灯（個）		
カセットコンロ（台）		1
カセットボンベ（本）		
非常用飲料水袋（枚）		295
給水容器（個）		
ラップ（巻）		780
簡易ベッド		36
ダンボールベッド		600
ダンボール間仕切		600
その他	ジャッキ（台）	
	鋸（丁）	34
	スコップ（本）	73
	バール（本）	24
	ハンドマイク（本）	
	ラジオ（台）	32
	浄水器（台）	3
	間仕切りパネル（セット）	16
	発電機（台）	48
	投光器（台）	45
	ポケットティッシュ（個）	
	箱ティッシュ（箱）	
	トイレットペーパー（ロール）	480
	トラベルセット（セット）	
	抗菌シーツ（枚）	
	石鹸（個）	284
	紙コップ（個）	1,700
	割り箸（本）	
	食器セット（セット）	1,845
	リヤカー（台）	
	メガホン（台）	
	電池	

６－４ 県の緊急援護物資管理及び輸送体制

［基本的な考え方］
○被災者に対する物資の供給は、一次的には市の役割であり、県の備蓄物資は、これを緊急的に応援するものであること。
○物資の供給は、市等から要請があり県災害対策本部長（知事）が必要と認めた場合に行うこと。

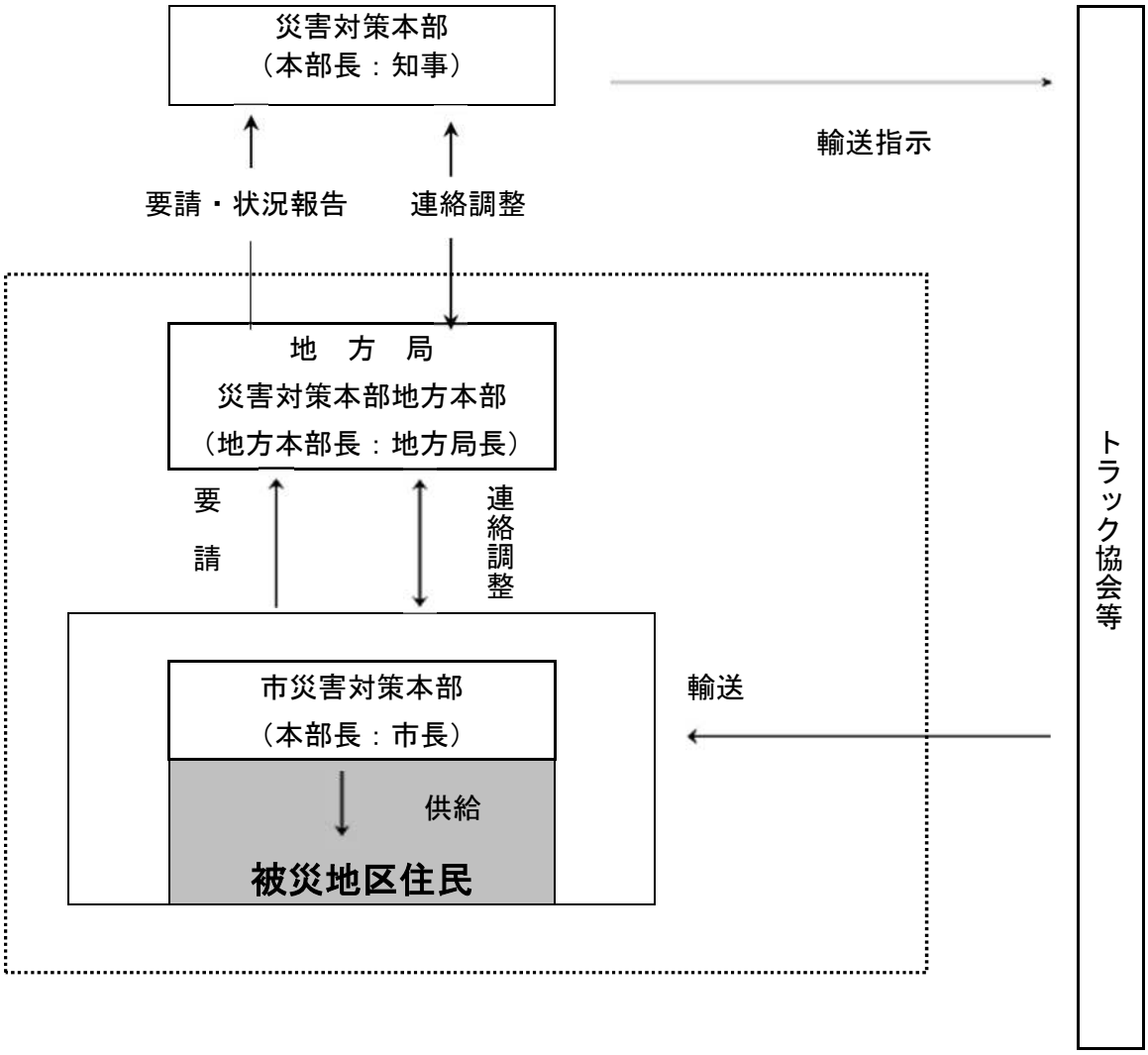

６－５ 家畜飼料の取扱業者一覧表

	業者名	所在地	取扱飼料	電話番号
製造業者	ヤマキ食産(株)	伊予市米湊 1698-6	単体飼料	089-982-3421
販売業者	松田医薬品株式会社	松山営業所（伊予市下吾川 1221-2）	配合飼料ほか	089-994-8080
輸入業者	阿川食品（株）	伊予市上野 955	単体飼料	089-982-5101

7　交通・輸送道路関係

7－1　緊急輸送道路

○一次緊急輸送道路　　令和３年２月現在

管理区分	路　線　名	区　　間
西日本高速	四国縦貫自動車道	砥部町境～伊予ＩＣ～中山ｽﾏｰﾄＩＣ～内子町境
国	一般国道 56 号	松前町境～内子町境
県	一般国道 378 号	伊予市下吾川～大洲市境
県	主要地方道松山伊予線	松前町境～伊予市上野
県	〃　伊予松山港線	伊予市下吾川～松前町境
県	〃　伊予川内線	伊予市下吾川～砥部町境
市	市道稲荷中村線	伊予市中村八幡～伊予市中村八幡

○二次緊急輸送道路　　令和３年２月現在

管理区分	路　線　名	区　　間
県	一般県道広田双海線	伊予市双海町上灘～伊予市双海町上灘
市	市道稲荷下三谷線 他１路線	伊予市上三谷～伊予市稲荷
	市道柆野上線	伊予市双海町上灘～伊予市双海町上灘

（注１）：一次緊急輸送道路
- 主要な都市間及び他県と連絡する広域的な幹線道路
- 諸活動の拠点と上記の道路を結ぶ道路及び拠点を相互に連絡する道路

（注２）：二次緊急輸送道路
- 一次緊急輸送道路を補完する道路

7－2　民間企業の輸送力のリスト

事業種別	事　業　者　名	電話番号	出　勤　車　数							
			第１次出勤		第２次出勤		第３次出勤		合　計	
			大	小	大	小	大	小	大	小
一　般	株式会社入本物流	089-967-5065	1				1		2	
	カネサ運輸株式会社	089-982-0113	1				1		2	
霊　柩	㈱公益社	089-982-4242		1		2		2		5
	㈱ジェイエイえひめ中央	089-905-1040		2		1				3
乗　用	有限会社ツバメハイヤー	089-982-0456						1		1
	有限会社郡中タクシー	089-982-0369		1		1				2
	株式会社伊予観光ﾀｸｼｰ	089-982-0123				1				1
	どるばハイヤー有限会社	089-986-0022				1				1

７－３ 緊急通行車両の標章並びに通行証

緊急通行車両の標章

災害対策基本法施行規則（別記様式第３）

別記様式第３（第６条関係）（平７総府令39・全改、平８総府令１・旧様式第２繰下）

備　考　１　色彩は、記号を黄色、緑色及び「緊急」の文字を赤色、「登録（車両）番号」、「有効期限」、「年」、「月」及び「日」の文字を黒色、登録（車両）番号並びに年、月及び日を表示する部分を白色、地を吟色とする。

２　記号の部分に、表面の画像が光の反射角度に応じて変化する措置を施すものとする。

３　図示の長さの単位は、センチメートルとする。

通行車両の証明書

第　　号 年　月　日 緊急通行車両確認証明書 知　事 ㊞ 公安委員会 ㊞			
番号標に表示されている番号			
車両の用途（緊急輸送を行う車両にあっては、輸送人員又は品名）			
使用者	住　所	（　　）　局　番	
	氏　名		
通行日時			
通行経路		出発地	目的地
備　考			

備考　用紙は、日本産業規格Ａ５とする。

７－４ 港湾・漁港

１　港湾

管理者	分 類	港湾名
愛媛県	地方港湾	伊予港

２　漁港

旧市町名	漁港名	港 種	管理者
伊予市	森	第１種	伊予市
双海町	高野川	第１種	
	上灘	第２種	
	豊田		

７－５ 市内飛行場外臨時離着陸場

名　称	所在地	区分	駐機数		位　置	
			中型機	大型機	緯　度	経　度
伊予市民球場	森甲 91-1	地域拠点	2	1	北緯 33 度 44 分 44 秒	東経 132 度 41 分 05 秒
栗の里公園	中山町中山戊 729-1	地域拠点	1	－	北緯 33 度 37 分 57 秒	東経 132 度 42 分 15 秒
ウェルピア伊予	下三谷 1761-1	緊急（適地）	2	－	北緯 33 度 46 分 05 秒	東経 132 度 43 分 00 秒
伊予小学校	上野 2270	緊急（準適地）	1	－	北緯 33 度 46 分 24 秒	東経 132 度 44 分 29 秒
南山崎小学校	大平甲 942	緊急（準適地）	1	－	北緯 33 度 42 分 53 秒	東経 132 度 42 分 26 秒
長沢グラウンド	中山町中山 1 号 4	緊急（準適地）	1	－	北緯 33 度 40 分 15 秒	東経 132 度 41 分 54 秒
中山中学校	中山町出渕 2-165	緊急（準適地）	1	－	北緯 33 度 38 分 37 秒	東経 132 度 42 分 40 秒
ふたみ潮風ふれあい公園潮風みどりの広場	双海町高岸甲 923	緊急（準適地）	2	－	北緯 33 度 40 分 58 秒	東経 132 度 38 分 06 秒
双海中学校	双海町上灘甲 5286-1	緊急（準適地）	1	－	北緯 33 度 41 分 07 秒	東経 132 度 38 分 49 秒
下灘グラウンド	双海町串 3670-12	緊急（準適地）	1	－	北緯 33 度 39 分 09 秒	東経 132 度 34 分 49 秒

８　避難施設・被災者支援関係

８－１　避難施設一覧

１　指定避難所

令和３年８月現在

No.	施設名	住所	管理担当連絡先（※管理事務所）	指定緊急避難場所との重複	福祉避難所に該当する施設	想定収容人数
1	唐川ふれあい館	伊予市下唐川甲 335-1	089-982-5932	○	×	175
2	南山崎小学校	伊予市大平甲 942	089-982-1565	○	×	1,683
3	大平地区公民館	伊予市大平甲 1057-3	089-982-0171	○	×	290
4	緑風館	伊予市大平甲 1087	089-982-0171	○	×	196
5	扶桑会館	伊予市森 852-2	089-946-7997	○	×	114
6	伊予市民体育館	伊予市森甲 91-1	089-982-2367	○	×	2,730
7	北山崎小学校	伊予市中村 41	089-982-0669	○	×	2,982
8	中村地区公民館	伊予市中村 6	089-982-0121	○	×	346
9	伊予市総合保健福祉センター	伊予市尾崎 3-1	089-983-4052	○	×	1,954
10	彩浜館	伊予市灘町 311	089-982-0506	○	×	383
11	港南中学校	伊予市米湊 500-1	089-982-0063	○	×	6,280
12	郡中小学校	伊予市上吾川 110	089-982-0168	○	×	6,005
13	郡中地区公民館	伊予市灘町 359-3	089-982-3508	○	×	267
14	伊予農業高等学校	伊予市下吾川 1433	089-982-1225	○	×	5,869
15	さざなみ館	伊予市湊町 206-9	089-982-7220	○	×	308
16	ウェルピア伊予	伊予市下三谷 1761-1	089-983-4500	○	×	1,383
17	伊予小学校	伊予市上野 2270	089-982-1575	○	×	2,589
18	伊予中学校	伊予市上野 2326	089-982-0616	○	×	2,706
19	上野地区公民館	伊予市上野 611	089-982-0170	○	×	451
20	宮下集会所	伊予市宮下 1793-1	089-982-7188	○	×	105
21	八倉中央集会所	伊予市八倉 788-2	089-982-1111	○	×	96
22	中山コミュニティセンター	伊予市中山町中山丑 314 番地 1	089-967-0809	○	×	224
23	永木体育館	伊予市中山町中山午 987	（※089-967-1111）	○	×	325

No.	施設名	住所	管理担当連絡先 (※管理事務所)	指定緊急避難場所との重複	福祉避難所に該当する施設	想定収容人数
24	野中体育館	伊予市中山町出渕 3-26	(※089-967-1111)	○	×	340
25	中山中学校	伊予市中山町出渕 2-165	089-967-0009	○	×	1,948
26	中山小学校	伊予市中山町出渕 2-143	089-967-0048	○	×	1,711
27	佐礼谷小学校	伊予市中山町佐礼谷甲 827-2	089-968-0200	○	×	1,295
28	双海中学校	伊予市双海町上灘甲 5286-1	089-986-0023	○	×	1,831
29	由並小学校	伊予市双海町高岸甲 867	089-986-5046	○	×	1,388
30	翠小学校	伊予市双海町上灘甲 452-1	089-986-5031	○	×	355
31	ふたみ農林漁業者トレーニングセンター	伊予市双海町上灘甲 5516	(※089-986-1111)	○	×	600
32	下灘小学校	伊予市双海町串甲 110-3	089-987-5004	○	×	1,651
33	下灘コミュニティセンター	伊予市双海町串甲 3670-16	(※089-987-0111)	○	×	780
34	しもなだ体育館	伊予市双海町串甲 3670-12	(※089-987-0111)	○	×	718
35	ふたみ林業センター	伊予市双海町大久保甲 40	089-987-0714	○	×	123
36	愛媛県農林水産研究所水産研究センター栽培資源研究所	伊予市森甲 121-3	089-983-5378	○	×	1,159
37	長沢体育館	伊予市中山町佐礼谷甲 125	(※089-967-1111)	○	×	537
38	じゅらく生きがい活動センター	伊予市下吾川 1447	089-983-6511	○	×	203
39	野中構造改善センター	伊予市中山町出渕 3 番耕地 19 番地 3	089-967-1417 (※089-967-1111)	○	×	113
40	永木構造改善センター	伊予市中山町中山未 16 番地 1	089-967-1409 (※089-967-1111)	○	×	113
41	佐礼谷生活改善センター	伊予市中山町佐礼谷甲 1122 番地 1	089-968-0453 (※089-967-1111)	○	×	130
42	森の園	伊予市森甲 440-1	089-982-7474		○	10
43	双海夕なぎ荘	伊予市双海町上灘甲 5269-1	089-986-0055		○	30
44	伊予ヶ丘	伊予市八倉 917-1	089-983-2223		○	50
45	伊予あいじゅ	伊予市宮下 1224-1	089-982-6800		○	10
46	なかやま幸梅園	伊予市中山町中山寅 381	089-967-1605		○	5

２　指定緊急避難場所

令和３年８月現在

番号	施設・場所名	所在地	管理担当 連絡先 （※管理事務所）	対象とする異常な現象の種類（○は避難可能）								指定 避難所 との重複	収容 可能 人員 （人）
				洪水	崖崩れ、土石流及び地滑り	高潮	地震	津波	大規模な火事	内水氾濫	火山現象		
1	唐川ふれあい館	愛媛県伊予市 下唐川甲335-1	089-982-5932	○		○	○	○		○		○	175
2	南山崎小学校	愛媛県伊予市	089-982-1565									○	1,683
	管理教室棟	大平甲942		○		○	○	○		○			
	体育館			○		○	○	○		○			
	グラウンド			○		○	○	○	○	○			
3	大平地区公民館	愛媛県伊予市 大平甲1057-3	089-982-0171	○		○	○	○		○		○	290
4	緑風館	愛媛県伊予市 大平甲1087	（※089-982-0171）	○		○	○	○		○		○	196
5	扶桑会館	愛媛県伊予市 森852-2	089-946-7997	○	○	○	○	○		○		○	114
6	伊予市民体育館	愛媛県伊予市	089-982-2367	○	○		○			○		○	2,730
	【２階以上】※	森甲91-1		○	○	○	○	○		○			
7	北山崎小学校	愛媛県伊予市	089-982-0669									○	2,982
	管理教室棟	中村41		○	○	○	○	○		○			
	教室棟			○	○	○	○	○		○			
	体育館			○	○	○	○	○		○			
	グラウンド			○		○	○	○	○	○			
8	中村地区公民館	愛媛県伊予市 中村6	089-982-0121	○	○	○	○	○		○		○	346
9	伊予市総合保健福祉ｾﾝﾀｰ	愛媛県伊予市	089-983-4052	○	○		○			○		○	1,954
	【２階以上】※	尾崎3-1		○	○	○	○	○		○			
10	彩浜館	愛媛県伊予市	089-982-0506		○		○			○		○	383
	【２階以上】※	灘町311		○	○	○	○	○		○			
11	港南中学校	愛媛県伊予市	089-982-0063									○	6,280
	教室棟	米湊500-1		○	○	○	○	○		○			
	体育館			○	○	○	○	○		○			
	武道場			○	○	○	○	○		○			
	グラウンド			○	○	○	○	○	○	○			
12	郡中小学校	愛媛県伊予市	089-982-0168									○	6,005
	教室棟	上吾川110		○	○	○	○	○		○			
	管理教室棟			○	○	○	○	○		○			
	体育館			○	○	○	○	○		○			
	グラウンド			○	○	○	○	○	○	○			
13	郡中地区公民館	愛媛県伊予市	089-982-3508		○		○			○		○	267
	【２階以上】	灘町359-3		○	○	○	○	○		○			
14	伊予農業高等学校	愛媛県伊予市	089-982-1225									○	5,869
	本館【２階以上】※	下吾川1433		○	○	○	○	○		○			
	第１教棟【２階以上】※			○	○	○	○	○		○			
	第２教棟【２階以上】※			○	○	○	○	○		○			
	第３教棟【２階以上】※			○	○	○	○	○		○			
	第４教棟【２階以上】※			○	○	○	○	○		○			
	第５教棟【２階以上】※			○	○	○	○	○		○			
	第２体育館				○		○			○			
	武道場				○		○			○			
	グラウンド				○		○		○				
15	さざなみ館	愛媛県伊予市	089-982-7220		○		○			○		○	308
	【２階以上】	湊町206-9		○	○	○	○	○		○			
16	ウェルピア伊予	愛媛県伊予市	089-983-4500									○	1,383
	【１階】	下三谷1761-1			○		○	○		○			
	【２階以上】			○	○	○	○	○		○			
	野球場、駐車場				○		○	○	○	○			

番号	施設・場所名	所在地	管理担当 連絡先 （※管理事務所）	対象とする異常な現象の種類（○は避難可能）								指定 避難所 との重複	収容 可能 人員 （人）
				洪水	崖崩れ、土石流及び地滑り	高潮	地震	津波	大規模な火事	内水氾濫	火山現象		
17	伊予小学校	愛媛県伊予市	089-982-1575									○	2,589
	教室棟・管理教室棟【１階】	上野2270				○	○	○		○			
	教室棟・管理教室棟【２階以上】			○		○	○	○		○			
	体育館					○	○	○		○			
	グラウンド					○	○	○	○	○			
18	伊予中学校	愛媛県伊予市	089-982-0616									○	2,706
	教室棟【１階】	上野2326				○	○	○		○			
	教室棟【２階以上】			○		○	○	○		○			
	体育館			○		○	○	○		○			
	武道館			○		○	○	○		○			
	グラウンド					○	○	○	○	○			
19	上野地区公民館	愛媛県伊予市 上野611	089-982-0170									○	451
	【１階】					○	○	○		○			
	【２階以上】			○		○	○	○		○			
20	宮下集会所	愛媛県伊予市 宮下1793-1	089-982-7188	○		○	○	○		○		○	105
21	八倉中央集会所	愛媛県伊予市 八倉788-2	089-982-1111	○		○	○	○		○		○	96
22	中山コミュニティセンター	愛媛県伊予市 中山町中山丑314番地１	089-967-0809	○		○	○	○		○		○	224
23	永木体育館	愛媛県伊予市 中山町中山午987	（※089-967-1385）	○		○		○		○		○	325
24	野中体育館	愛媛県伊予市 中山町出渕3-26	（※089-967-1385）	○	○	○	○	○		○		○	340
25	中山中学校	愛媛県伊予市 中山町出渕2-165	089-967-0009									○	1,948
	教室棟			○		○	○	○		○			
	体育館			○		○	○	○		○			
	グラウンド			○		○	○	○	○	○			
26	中山小学校	愛媛県伊予市 中山町出渕2-143	089-967-0048									○	1,711
	教室棟			○		○	○	○		○			
	特別教室棟			○		○	○	○		○			
	体育館			○		○	○	○		○			
	グラウンド			○		○	○	○	○	○			
27	佐礼谷小学校	愛媛県伊予市 中山町佐礼谷 甲827-2	089-968-0200									○	1,295
	教室棟			○		○	○	○		○			
	体育館			○		○	○	○		○			
	グラウンド			○		○	○	○	○	○			
28	双海中学校	愛媛県伊予市 双海町上灘 甲5286-1	089-986-0023									○	1,831
	教室棟			○		○	○	○		○			
	特別教室棟			○		○	○	○		○			
	武道場			○		○	○	○		○			
	技術室			○		○	○	○		○			
	体育館			○		○	○	○		○			
	グラウンド			○		○	○	○	○	○			
29	由並小学校	愛媛県伊予市 双海町高岸甲867	089-986-5046									○	1,388
	教室棟			○		○	○	○		○			
	体育館			○		○	○	○		○			
	グラウンド			○		○	○	○	○	○			
30	翠小学校	愛媛県伊予市 双海町上灘甲 452-1	089-986-5031									○	355
	教室棟			○		○	○	○		○			
	体育館			○		○	○	○		○			
	グラウンド			○		○	○	○	○	○			
31	ふたみ農林漁業者ﾄﾚｰﾆﾝｸﾞｾﾝﾀｰ	愛媛県伊予市 双海町上灘甲 5516	（※089-986-1111）	○	○	○	○	○		○		○	600
32	下灘小学校	愛媛県伊予市 双海町串甲110-3	089-987-5004									○	1,651
	教室棟			○		○	○	○		○			
	体育館			○		○	○	○		○			
	グラウンド			○		○	○	○	○	○			
33	下灘コミュニティセンター	愛媛県伊予市 双海町串 甲3670-16	（※089-987-0111）	○	○		○			○		○	780
	【２階以上】			○	○	○	○	○		○			

番号	施設・場所名	所在地	管理担当 連絡先 （※管理事務所）	対象とする異常な現象の種類（○は避難可能）								指定 避難所 との重複	収容 可能 人員 （人）
				洪水	崖崩れ、土石流及び地滑り	高潮	地震	津波	大規模な火事	内水氾濫	火山現象		
34	しもなだ体育館	愛媛県伊予市 双海町串 甲3670-12	（※089-987-0111）	○	○		○			○		○	718
35	ふたみ林業センター	愛媛県伊予市 双海町大久保甲40	089-987-0714	○		○	○	○		○		○	123
36	愛媛県農林水産研究所水産研究ｾﾝﾀｰ栽培資源研究所	愛媛県伊予市 森甲121-3	089-983-5378	○	○		○			○		○	1,159
37	長沢体育館	愛媛県伊予市 中山町佐礼谷 甲125	（※089-967-1111）	○	○	○		○		○		○	537
38	伊予市民球場	愛媛県伊予市 森甲91-1	089-982-2367	○	○		○		○	○			
39	五色浜ｸﾞﾗｳﾝﾄﾞ	愛媛県伊予市 灘町311	089-982-0506		○		○		○	○			
40	唐川ｺﾐｭﾆﾃｨｰｾﾝﾀｰｸﾞﾗｳﾝﾄﾞ	愛媛県伊予市 下唐川甲335-1	089-982-5932	○		○	○	○	○	○			
41	永木ｸﾞﾗｳﾝﾄﾞ	愛媛県伊予市 中山町中山午987	089-967-1111	○		○	○	○	○	○			
42	野中ｸﾞﾗｳﾝﾄﾞ	愛媛県伊予市 中山町出渕3-26	089-967-1111	○	○	○	○	○	○	○			
43	ふたみ潮風ふれあい公園 潮風みどりの広場	愛媛県伊予市 双海町高岸甲923	089-986-1559 （※089-986-1111）	○	○	○	○	○	○	○			
44	しもなだｸﾞﾗｳﾝﾄﾞ	愛媛県伊予市 双海町串 甲3670-12	089-987-0111	○	○		○		○	○			
45	下灘ふれあいｸﾞﾗｳﾝﾄﾞ	愛媛県伊予市 双海町串甲232-1	089-986-1114	○		○	○	○	○	○			
46	じゅらく生きがい活動センター	愛媛県伊予市 下吾川1447	089-983-6511		○		○			○		○	203
47	野中構造改善センター	愛媛県伊予市中山町出渕3番耕地19番地3	089-967-1417 （※089-967-1111）	○	○	○		○		○		○	113
48	永木構造改善センター	愛媛県伊予市中山町中山未16番地1	089-967-1409 （※089-967-1111）	○	○	○		○		○		○	113
49	佐礼谷生活改善センター	愛媛県伊予市中山町佐礼谷甲1122番地1	089-968-0453 （※089-967-1111）	○	○	○		○		○		○	130

８－２ 避難情報判断伝達基準

※詳細は、「伊予市避難情報判断伝達基準」によるものとする。

１　洪水

（１）重信川氾濫に係る避難情報の発令基準

避難情報種別	判　断　基　準
警戒レベル３ 高齢者等避難	⑴　指定河川洪水予報により、出合水位観測所の水位が避難判断水位（4.6m）に到達し、かつ、水位予測において引き続き水位の上昇が見込まれる場合 ⑵　指定河川洪水予報により、出合水位観測所の水位が氾濫危険水位（5.1m）に到達する予測が発表されている場合（急激な水位情報による氾濫のおそれがある場合） ⑶　国管理河川の洪水危険度分布（水害リスクライン）で「避難判断水位の超過に相当（赤）」になった場合 ⑷　堤防に軽微な漏水、浸食等が発見された場合 ⑸　警戒レベル３高齢者等避難の発令が必要となるような強い降雨を伴う前線や台風が、夜間から明け方に接近・通過することが予想される場合（夕刻時点で発令）
警戒レベル４ 避難指示	⑴　指定河川洪水予報により、出合水位観測所の水位が氾濫危険水位（5.1m）に到達したと発表された場合 ⑵　出合水位観測所の水位が氾濫危険水位（5.1m）に到達していないものの、計画高水位（5.94m）に到達することが予想される場合 ⑶　国管理河川の洪水危険度分布（水害リスクライン）で「氾濫危険水位の超過に相当（紫）」になった場合 ⑷　堤防に異常な漏水、浸食等が発見された場合 ⑸　警戒レベル４避難指示の発令が必要となるような強い降雨を伴う前線や台風が、夜間から明け方に接近、通過することが予想される場合（夕刻時点で発令） ⑹　警戒レベル４避難指示の発令が必要となるような強い降雨を伴う台風が、立退き避難が困難となる暴風を伴い接近することが予想される場合（立退き避難中に暴風が吹き始めることがないよう暴風警報の発表後速やかに発令）
警戒レベル５ 緊急安全確保 【災害が切迫】	⑴　重信川 5.0 簡易水位計で氾濫開始水位（6.77m）に到達することが予想される場合 ⑵　砥部川合流地点危機管理型水位計で氾濫開始水位（8.20m）に到達することが予想される場合。 ⑶　国管理河川の洪水の危険度分布（水害リスクライン）で「氾濫している可能性（黒）」になった場合 ⑷　堤防に異常な漏水、浸食の進行や亀裂、すべりの発生等により決壊のおそれが高まった場合
警戒レベル５ 緊急安全確保 【災害の発生を確認】	⑴　堤防の決壊や越水又は溢水が発生した場合（指定河川洪水予報の氾濫発生情報、消防職員等からの報告等により把握できた場合）

（２）大谷川氾濫に係る避難情報の発令基準

避難情報種別	判　断　基　準
警戒レベル３ 高齢者等避難	⑴　下三谷水位観測所の水位が避難判断水位（1.4m）に到達した場合 ⑵　下三谷水位観測所の水位が氾濫注意水位（1.2m）を超えた状態で、次の①、②のいずれかにより、急激な水位情報のおそれがある場合 ①　洪水キキクル（洪水警報の危険度分布 - 気象庁発表）で「警戒（赤）」が出現した場合 ②　下三谷水位観測所の上流で大量又は強い降雨が見込まれる場合 ⑶　堤防に軽微な漏水、浸食等が発見された場合 ⑷　警戒レベル３高齢者等避難の発令が必要となるような強い降雨を伴う前線や台風が、夜間から明け方に接近、通過することが予想される場合（夕刻時点で発令）
警戒レベル４ 避難指示	⑴　下三谷水位観測所の水位が氾濫危険水位（1.7m）に到達する場合 ⑵　下三谷水位観測所の水位が避難判断水位（1.4m）を超えた状態で、次の①、②のいずれかにより、急激な水位上昇のおそれがある場合 ①　洪水キキクル（洪水警報の危険度分布 - 気象庁発表）で「非常に危険（うす紫）」が出現した場合 ②　下三谷水位観測所の上流で大量又は強い降雨が見込まれる場合 ⑶　堤防に異常な漏水、浸食等が発見された場合 ⑷　警戒レベル４避難指示の発令が必要となるような強い降雨を伴う前線や台風が、夜間から明け方に接近、通過することが予想される場合（夕刻時点で発令） ⑸　警戒レベル４避難指示の発令が必要となるような強い降雨を伴う台風が、立退き避難が困難となる暴風を伴い接近することが予想される場合（立退き避難中に暴風が吹き始めることがないよう暴風警報の発表後速やかに発令）
警戒レベル５ 緊急安全確保 【災害が切迫】	⑴　堤防に異常な漏水、浸食の進行や亀裂、すべりの発生等により決壊のおそれが高まった場合 ⑵　堤防の決壊につながるような大量の漏水や亀裂等が発見される場合
警戒レベル５ 緊急安全確保 【災害の発生を確認】	⑴　堤防の決壊や越水又は溢水が発生した場合（消防職員等からの報告により把握できた場合）

（３）中小河川氾濫に係る避難情報の発令基準

避難情報種別	判　断　基　準
警戒レベル３ 高齢者等避難	⑴　洪水キキクル（洪水警報の危険度分布 - 気象庁発表）で「警戒（赤）」が出現した場合 ⑵　堤防に軽微な漏水、浸食等が発見された場合 ⑶　警戒レベル３高齢者等避難の発令が必要となるような強い降雨を伴う前線や台風が、夜間から明け方に接近、通過することが予想される場合（夕刻時点で発令）
警戒レベル４ 避難指示	⑴　洪水キキクル（洪水警報の危険度分布 - 気象庁発表）で「非常に危険（うす紫）」が出現した場合 ⑵　堤防に異常な漏水、浸食等が発見された場合 ⑶　警戒レベル４避難指示の発令が必要となるような強い降雨を伴う前線や台風が、夜間から明け方に接近・通過することが予想される場合（夕刻時点で発令） ⑷　警戒レベル４避難指示の発令が必要となるような強い降雨を伴う台風が、立退き避難が困難となる暴風を伴い接近することが予想される場合（立退き避難中に暴風が吹き始めることがないよう暴風警報の発表後速やかに発令）
警戒レベル５ 緊急安全確保 【災害が切迫】	⑴　河川の簡易水位計設置場所の水位が堤防高に到達した場合 ⑵　堤防に異常な漏水、浸食の進行や亀裂、すべりの発生等により決壊のおそれが高まった場合 ⑶　大雨特別警報（浸水害）が発表された場合
警戒レベル５ 緊急安全確保 【災害の発生を確認】	⑴　堤防の決壊や越水又は溢水が発生した場合（消防職員等からの報告により把握できた場合）

２　土砂災害

避難情報種別	判　断　基　準
警戒レベル３ 高齢者等避難	⑴　大雨警報（土砂災害）が発表され、かつ、土砂災害の危険度分布が「警戒（赤)」となった場合 ⑵　警戒レベル３高齢者等避難の発令が必要となるような強い降雨を伴う前線や台風が、夜間から明け方に接近、通過することが予想される場合（夕刻時点で発令）
警戒レベル４ 避難指示	⑴　土砂災害警戒情報が発表された場合 ⑵　土砂災害の危険度分布で「非常に危険（うす紫)」となった場合 ⑶　警戒レベル４避難指示の発令が必要となるような強い降雨を伴う前線や台風が、夜間から明け方に接近・通過することが予想される場合（夕刻時点で発令） ⑷　警戒レベル４避難指示の発令が必要となるような強い降雨を伴う台風が、立退き避難が困難となる暴風を伴い接近することが予想される場合（立退き避難中に暴風が吹き始めることがないよう暴風警報の発表後速やかに発令） ⑸　土砂災害の前兆現象（山鳴り、湧き水、地下水の濁り、渓流の水量の変化等）が発見された場合
警戒レベル５ 緊急安全確保 【災害が切迫】	⑴　大雨特別警報（土砂災害）が発表された場合
警戒レベル５ 緊急安全確保 【災害の発生を確認】	⑴　土砂災害の発生が確認された場合

３　高潮

避難情報種別	判　断　基　準
警戒レベル３ 高齢者等避難	⑴　高潮注意報の発表において警報に切り替える可能性が高い旨に言及された場合 ⑵　高潮注意報が発表される状況において、台風情報で、台風の暴風域が市域にかかると予想されている、又は台風が市域に接近することが見込まれる場合 ⑶　警戒レベル３高齢者等避難の発令が必要となるような強い降雨を伴う台風等が、夜間から明け方に接近、通過することが予想される場合（夕刻時点で発令） ⑷　「伊勢湾台風」級（中心気圧 930hPa 以下又は最大風速 50m/ｓ以上）の台風が接近し、上陸 24 時間前に、特別警報情報の可能性がある旨、府県気象情報や気象庁の記者会見により周知された場合
警戒レベル４ 避難指示	⑴　高潮警報あるいは高潮特別警報が発表され、松山港の潮位が、１時間後に東京湾平均海面（Ｔ．Ｐ）＋2.6mを超えると予想される場合 ⑵　風向、風速などから、越波、越流の危険性が高いと判断される場合 ⑶　警報レベル４避難指示の発令が必要となるような強い降雨を伴う台風等が、夜間から明け方に接近、通過すること予想される場合
警戒レベル５ 緊急安全確保 【災害が切迫】	⑴　水門、陸閘等の異常が確認された場合 ⑵　松山港の潮位が東京湾平均海面（Ｔ．Ｐ）＋2.6mを超え、浸水が発生したと推測される場合 ⑶　松山港において、高潮氾濫発生情報が発表された場合
警戒レベル５ 緊急安全確保 【災害の発生を確認】	⑴　海岸堤防等が倒壊した場合 ⑵　異常な越波、越流が発生した場合 ⑶　松山港において、高潮氾濫が発生した場合

４　津波

避難情報種別	避難すべき区域	発令基準
避難指示	沿岸部 （特に漁業従事者及び海水浴客等沿岸部や海岸にいる者）	⑴　津波注意報が発表された場合
	沿岸部及び津波浸水想定区域	⑴　津波警報又は大津波警報が発表された場合 ⑵　停電、通信途絶等により、津波警報等を適時に受けることができない状況において、強い揺れを感じた場合、あるいは、揺れは弱くとも１分以上の長い揺れを感じた場合

８－３ 災害危険区域内の要配慮者利用施設一覧

【該当する区域】

洪水…洪水浸水想定区域内（根拠法：水防法）　①重信川　②大谷川
高潮…高潮浸水想定区域内（根拠法：水防法）
内水…雨水出水浸水想定区域内（根拠法：水防法）
土砂…土砂災害警戒区域内（根拠法：土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律）
津波…津波災害警戒区域内（根拠法：津波防災地域づくりに関する法律）

区分	施設用途等	施設名称	該当する区域（○）					
			洪水		高潮	内水	土砂	津波
			①	②				
社会福祉施設	サービス付き高齢者住宅有料老人ホーム	笑歩会　伊予	○		○			○
	サービス付き高齢者住宅	高齢者福祉施設　ごしきの家	○		○			○
	介護医療院	医療法人光風会　介護療養型老人保健施設エバーグリーン	○		○			○
	介護付有料老人ホーム	グランドライフあいじゅ新川	○	○	○			○
	障害福祉サービス事業所	ワークハウス睦美	○		○			○
	障害福祉サービス事業所	伊予なぎさ園			○			○
	障害福祉サービス事業所	空と大地			○			○
	通所介護（リハ・デイ）	こんどうクリニック（通所リハビリテーション・通所型サービスA）	○		○			○
	認知症対応型共同生活介護	グループホーム　ユニットいよ	○		○			○
	認知症対応型共同生活介護	グループホーム　土香里					○	
	認知症対応型共同生活介護	グループホーム　秦皇					○	
	認知症対応型共同生活介護	グループホーム　ぽかぽか（ふたみ）					○	
	有料老人ホーム	ＮＰＯ法人ライフサポート愛 シェアハウス陽だまりの家	○	○	○			○
	有料老人ホーム	メディケアたちばな	○		○			○
	療養型医療施設	（指定介護保険事業所）伊予診療所	○		○			○
	老人福祉施設	伊予あいじゅ					○	
	老人福祉施設	社会福祉法人　中山梅寿会　中山幸梅園					○	
	老人福祉施設	社会福祉法人　双海夕なぎ会 双海夕なぎ荘					○	

区分	施設用途等	施設名称	該当する区域（○）					
			洪水		高潮	内水	土砂	津波
			①	②				
社会福祉施設	保育所	うえの保育所					○	
	保育所	とりのきくじら保育園	○	○	○			
	保育所	ぐんちゅう保育所	○		○			○
	保育所	さくら幼児園	○		○			○
	保育所	おおひら保育所					○	
	保育所	上灘保育所						○
	保育所	下灘保育所					○	
	児童クラブ	郡中放課後児童クラブ			○			
	児童発達支援センター	児童発達支援センター伊予くじら					○	
幼稚園	幼稚園	伊予幼稚園					○	
	幼稚園型認定こども園	天使幼稚園			○			
学校	小学校	伊予小学校		○			○	
	小学校	北山崎小学校					○	
	小学校	南山崎小学校					○	
	小学校	佐礼谷小学校					○	
	小学校	中山小学校					○	
	小学校	由並小学校					○	
	小学校	翠小学校					○	
	小学校	下灘小学校					○	
	中学校	伊予中学校		○			○	
	中学校	中山中学校					○	
	中学校	双海中学校					○	
医療施設	診療所	伊予診療所	○		○			○
	病院	伊予病院					○	

（備考）施設の所在地、連絡先については「１３－５ 防災関係機関及び非常電話連絡表」を参照

８－４ 災害救助法による救助の程度、方法及び期間

令和元年 10 月 1 日現在

救助の種類	対　　象	費用の限度額	期　　間	備　　考
避難所の設置	災害により現に被害を受け、又は受けるおそれのある者に供与する。	（基本額） 避難所設置費 １人　１日当たり 330 円以内 （加算額） 高齢者等の要配慮者を収容する「福祉避難所」を設置した場合は、当該地域において当該特別な配慮のために必要な通常の実費を加算できる。	災害発生の日から７日以内	１　費用は、避難所の設置、維持及び管理のための賃金職員等雇上費、消耗器材費、建物等の使用謝金、器物の使用謝金、借上費又は購入費、光熱水費並びに仮設便所等の設置費を含む。 ２　避難に当たっての輸送費は別途計上 ３　避難所での生活が長期にわたる場合等においては、避難所に避難しているものの健康上の配慮当により、ホテル・旅館など宿泊施設を借り上げて実施することが可能。
応急仮設住宅の供与	住家が全壊、全焼又は流失し、居住する住家がない者であって、自らの資力では住宅を得ることができない者	○建設応急住宅 １　規模　地域の実情、世帯構成等に応じて設定 ２　限度額　１戸当たり 5,714,000 円以内 ３　建設型応急住宅の供与終了に伴う解体撤去及び土地の原状回復のために支出できる費用は、当該地域における実費	災害発生の日から 20 日以内着工	１　費用は設置にかかる原材料費、労務費、附帯設備工事費、輸送費及び建築事務費等の一切の経費として 5,714,000 円以内であればよい。 ２　同一敷地内又は近接する地域内に概ね５０戸以上設置した場合は、居住者の集会等に利用するための施設を設置できる。（５０戸未満であっても小規模な施設を設置できる。） ３　高齢者等の要配慮者を数人以上収容する「福祉仮設住宅」を設置できる。 ４　供与期間　最高２年以内
		○賃貸型応急住宅 １　規模 建設型応急住宅に準じる ２　基本額 地域の実情に応じた額	災害発生の日から速やかに借り上げ、提供	１　費用は、家賃、共益費、敷金、礼金、仲介手数料、火災保険等、民間賃貸住宅の貸主、仲介業者との契約に不可欠なものとして、地域の実情に応じた額とすること。 ２　供与期間は建設型応急住宅と同様
炊き出しその他による食品の給与	１　避難所に収容された者 ２　災害により現に炊事ができない者	１人１日当たり 1,160 円以内	災害発生の日から７日以内	食品給与のための総経費を延給食日数で除した金額が限度額以内であればよい。 （１食は 1/3 日）

<table>
<tr><th>救助の種類</th><th>対　　象</th><th>費用の限度額</th><th>期　　間</th><th>備　　考</th></tr>
<tr><td>飲料水の供給</td><td>現に飲料水を得ることができない者（飲料水及び炊事のための水であること。）</td><td>当該地域における通常の実費</td><td>災害発生の日から７日以内</td><td>輸送費、人件費は別途計上</td></tr>
<tr><td rowspan="7">被服、寝具その他生活必需品の給与又は貸与</td><td rowspan="7">住家の全半壊（焼）、流失、床上浸水（土砂のたい積等により一時的に居住することができない状態となったものを含む。）により、生活上必要な被服、寝具、その他生活必需品を喪失又は損傷し、直ちに日常生活を営むことが困難な者</td><td>１　夏季（４月～９月）冬季（10 月～３月）の季別は災害発生の日をもって決定する。
２　下記金額の範囲内</td><td rowspan="2">災害発生の日から 10 日以内</td><td rowspan="2">１　備蓄物資の価格は年度当初の評価額
２　現物給付に限ること</td></tr>
<table>
<tr><th colspan="2">区　分</th><th>１人世帯</th><th>２人世帯</th><th>３人世帯</th><th>４人世帯</th><th>５人世帯</th><th>６人以上１人増すごとに加算</th></tr>
<tr><td rowspan="2">全壊
全焼
流失</td><td>夏</td><td>18,800</td><td>24,200</td><td>35,800</td><td>42,800</td><td>54,200</td><td>7,900</td></tr>
<tr><td>冬</td><td>31,200</td><td>40,400</td><td>56,200</td><td>65,700</td><td>82,700</td><td>11,400</td></tr>
<tr><td rowspan="2">半壊
半焼
床上浸水</td><td>夏</td><td>6,100</td><td>8,300</td><td>12,400</td><td>15,100</td><td>19,000</td><td>2,600</td></tr>
<tr><td>冬</td><td>10,000</td><td>13,000</td><td>18,400</td><td>21,900</td><td>27,600</td><td>3,600</td></tr>
</table>
</table>
<table>
<tr><td>医　　療</td><td>医療の途を失った者
（応急的処置）</td><td>１　救護班…使用した薬剤、治療材料、破損した医療器具の修繕費等の実費
２　病院又は診療所…国民健康保険診療報酬の額以内
３　施術者…協定料金の額以内</td><td>災害発生の日から 14 日以内</td><td>患者等の移送費は、別途計上</td></tr>
<tr><td>助　　産</td><td>災害発生の日以前又は以後７日以内に分べんした者であって災害のため助産の途を失った者（出産のみならず、死産及び流産を含み現に助産を要する状態にある者）</td><td>１　救護班等による場合は、使用した衛生材料等の実費
２　助産婦による場合は、慣行料金の 100 分の 80 以内の額</td><td>分べんした日から７日以内</td><td>妊婦等の移送費は、別途計上</td></tr>
<tr><td>被災者の救出</td><td>１　現に生命若しくは身体が危険な状態にある者
２　生死不明な状態にある者</td><td>当該地域における通常の実費</td><td>災害発生の日から３日以内</td><td>１　期間内に生死が明らかにならない場合は、以後「死体の捜索」として取り扱う。
２　輸送費、人件費は、別途計上</td></tr>
<tr><td>被災した住宅の応急修理</td><td>１　住家が半壊、半焼若しくはこれらに準ずる程度の損傷を受け、自らの資力では応急修理をすることができない者
２　大規模な補修を行わなければ居住することが困難である程度に住家が半壊（焼）した者</td><td>居室、炊事場及び便所等日常生活に必要最小限度の部分
①　②以外の世帯
１世帯当たり
595,000 円以内
②　半壊又は半焼に準ずる程度の損傷により被害を受けた世帯
１世帯当たり
300,000 円以内</td><td>災害発生の日から１か月以内</td><td></td></tr>
</table>

救助の種類	対　　象	費用の限度額	期　　間	備　　考
学用品の給与	住家の全壊（焼）流失半壊（焼）又は床上浸水により学用品を喪失又は損傷し、修学上支障のある小学校児童、中学校生徒及び高等学校等生徒	1　教科書及び教科書以外の教材で教育委員会に届出又はその承認を受けて使用している教材、又は正規の授業で使用している教材実費 2　文房具及び通学用品は、次の金額以内 小学校児童 1人当たり　4,500円 中学校生徒 1人当たり　4,800円 高等学校生徒 1人当たり　5,200円	災害発生の日から （教科書） 1か月以内 （文房具及び通学用品） 15日以内	1　備蓄物資は評価額 2　入進学時の場合は個々の実情に応じて支給する。
埋　　葬	災害の際死亡した者を対象にして実際に埋葬を実施する者に支給	1体当たり 大人（12歳以上） 215,200円以内 小人（12歳未満） 172,000円以内	災害発生の日から10日以内	災害発生の日以前に死亡した者であっても対象となる。
死体の捜索	行方不明の状態にあり、かつ、各般の事情により既に死亡していると推定される者	当該地域における通常の実費	災害発生の日から10日以内	1　輸送費、人件費は、別途計上 2　災害発生後3日を経過したものは一応死亡した者と推定している。
死体の処理	災害の際死亡した者について、死体に関する処理（埋葬を除く。）をする。	（洗浄、縫合、消毒等） 1体当たり 3,500円以内 一時保存 既存建物借上費 通常の実費 既存建物以外 1体当たり 5,400円以内 検案　救護班以外は慣行料金の額以内	災害発生の日から10日以内	1　検案は原則として救護班 2　輸送費、人件費は、別途計上 3　死体の一時保存にドライアイスの購入費等が必要な場合は当該地域における通常の実費を加算できる。
障害物の除去	居室、炊事場、玄関等に障害物が運びこまれているため生活に支障をきたしている場合で自力では除去することのできない者	市町村内において障害物の除去を行った1世帯当たりの平均 137,900円以内	災害発生の日から10日以内	
輸送費及び賃金職員等雇上費	1　被災者の避難 2　医療及び助産 3　被災者の救出 4　飲料水の供給 5　死体の捜索 6　死体の処理 7　救済用物資の整理配分	当該地域における通常の実費	救助の実施が認められる期間以内	

救助の種類	対　　象	費用の限度額	期　　間	備　　考
実費弁償	1　災害救助法施行令第4条第1号から第4号までに規定する者 2　災害救助法施行令第4条第5号から第10号までに規定する者	1人1日当たり 医師、歯科医師 22,200円以内 薬剤師、診療放射線技師、臨床検査技師、臨床工学技士、歯科衛生士 15,600円以内 保健師、助産師、看護師、准看護師 15,700円以内 救急救命士 13,700円以内 土木技術、建築技術者 15,300円以内 大工 21,200円以内 左官 21,800円以内 とび 21,600円以内 業者のその地域における慣行料金による支出実績に手数料としてその100分の3の額を加算した額以内とすること。	救助の実施が認められる期間以内	時間外勤務手当及び旅費は別途に定める額

※　この基準によっては救助の適切な実施が困難な場合には、愛媛県知事は、内閣総理大臣に協議し、その同意を得た上で、救助の程度、方法及び期間を定めることができる。

８－５ 愛媛県被災宅地危険度判定実施要綱

愛媛県被災宅地危険度判定協議会

（目的）

第１条　この要綱は、市町において、災害対策本部が設置されることとなる規模の地震又は降雨等の災害（以下「大地震等」という。）により、宅地が大規模かつ広範囲に被災した場合に、被災宅地危険度判定士（以下「宅地判定士」という。）を活用して被害の発生状況を迅速かつ的確に把握し、被災宅地危険度判定を実施することによって、二次災害を防止し又は軽減して住民の安全の確保を図ることを目的とする。

（用語の定義）

第２条　この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

（１）宅地　宅地造成等規制法(昭和３６年法律第１９１号)第２条第１号に規定する宅地のうち住居である建築物の敷地及び被災宅地危険度判定の必要を認める建築物等の敷地並びにこれらに被害を及ぼすおそれのある土地をいう。

（２）被災宅地危険度判定　宅地判定士の現地踏査により、宅地の被災状況を調査し、変状項目ごとの配点から危険度を分類することをいう。

（３）宅地判定士　被災宅地危険度判定を実施する者として、愛媛県被災宅地危険度判定士登録要綱に基づき登録した者をいう。

（事前準備）

第３条　県は、被災宅地危険度判定に関し、県内の市町、関係団体等の間の調整を行うとともに、国土交通省、他の都道府県等と連携して、被災宅地危険度判定の円滑な実施を支援する体制を整備する。

２　市町は、被災宅地危険度判定を円滑に実施することができる体制を整備する。

３　県及び市町は、被災宅地危険度判定について、住民に周知させるため必要な措置を講じる。

（被災宅地危険度判定の責任体制等）

第４条　この要綱による被災宅地危険度判定は、被災した市町が行うものとする。

２　宅地判定士の派遣を要請した市町は、当該宅地判定士が実施する被災宅地危険度判定及び被災宅地危険度判定の実施に伴い生ずる責任を負うものとする。

３　宅地判定士の派遣を要請した市町及び県は、原則として、被災宅地危険度判定の実施に係る経費を負担するものとする。ただし、派遣を要請された市町及び都道府県と十分協議するものとする。

（被災宅地危険度判定の実施）

第５条　市町は、宅地の被害に関する情報に基づき、必要があると認めるときは被災宅地危険度判定の対象となる区域及び宅地を定め、宅地判定士の協力のもとに、被災宅地危険度判定を実施する。

２　市町は、被災宅地危険度判定の実施のための支援を県に要請することができる。
　その場合、県は、宅地判定士に協力を要請する等の措置を講じる。

（被災宅地危険度判定結果の表示等）

第６条　市町は、二次災害を防止し、又は軽減するために、被災宅地危険度判定の結果を当該宅地に表示する等の措置を講じる。

（他の都道府県等に対する支援要請）

第７条　県は、市町から第５条第２項の規定による要請を受けた場合において、必要があると認めるときは、国土交通省、他の都道府県等に対し被災宅地危険度判定の実施のための支援を要

請する。

（資機材の調達及び備蓄）
第８条　県及び市町は、被災宅地危険度判定に必要な資機材の調達及び備蓄に努める。

（他の都道府県に対する支援）
第９条　県は、他の都道府県から被災宅地危険度判定の実施のための支援を要請された場合には、宅地判定士の派遣等の措置を講じる。

（その他）
第 10 条　この要綱に定めるもののほか、必要な事項は愛媛県被災宅地危険度判定協議会が別に定める。

附　則
この要綱は、平成 16 年２月 19 日から施行する。
この要綱は、平成 17 年４月 25 日から施行する。
この要綱は、平成 20 年４月 18 日から施行する。

９　廃棄物等処理関係

９－１　し尿処理施設

事業主体名	施設名	規模 kℓ/日	処理方式	施工会社	施　設所在地	電話番号	備考（関係市町）
伊予市松前町共立衛生組合	塩美園	68	高負膜分	東レエンジ	伊予郡松前町大字筒井 1795-10	(089) 984-5602	伊予市（旧双海町、中山町を除く）、松前町
大洲・喜多衛生事務組合	清流園	100	標脱	住友重機械	大洲市米津乙 1-2	(0893) 26-0200	大洲市、伊予市（旧双海町、旧中山町）、砥部町（旧広田村）、内子町

９－２　ごみ焼却施設

事業主体名	施設名	規模 t/日	炉数	処理方法	排ガス処理方式	施工会社	所在地	電話番号	備考（関係市町）
伊予地区ごみ処理施設管理組合	清掃センター	80	2	准連	バグ	タクマ	伊予市三秋 1433	(089) 982-1287	伊予市、松前町

１０　危険物及び事故災害関係

１０－１ 毒物劇物貯蔵施設等の災害時における緊急通報系統図

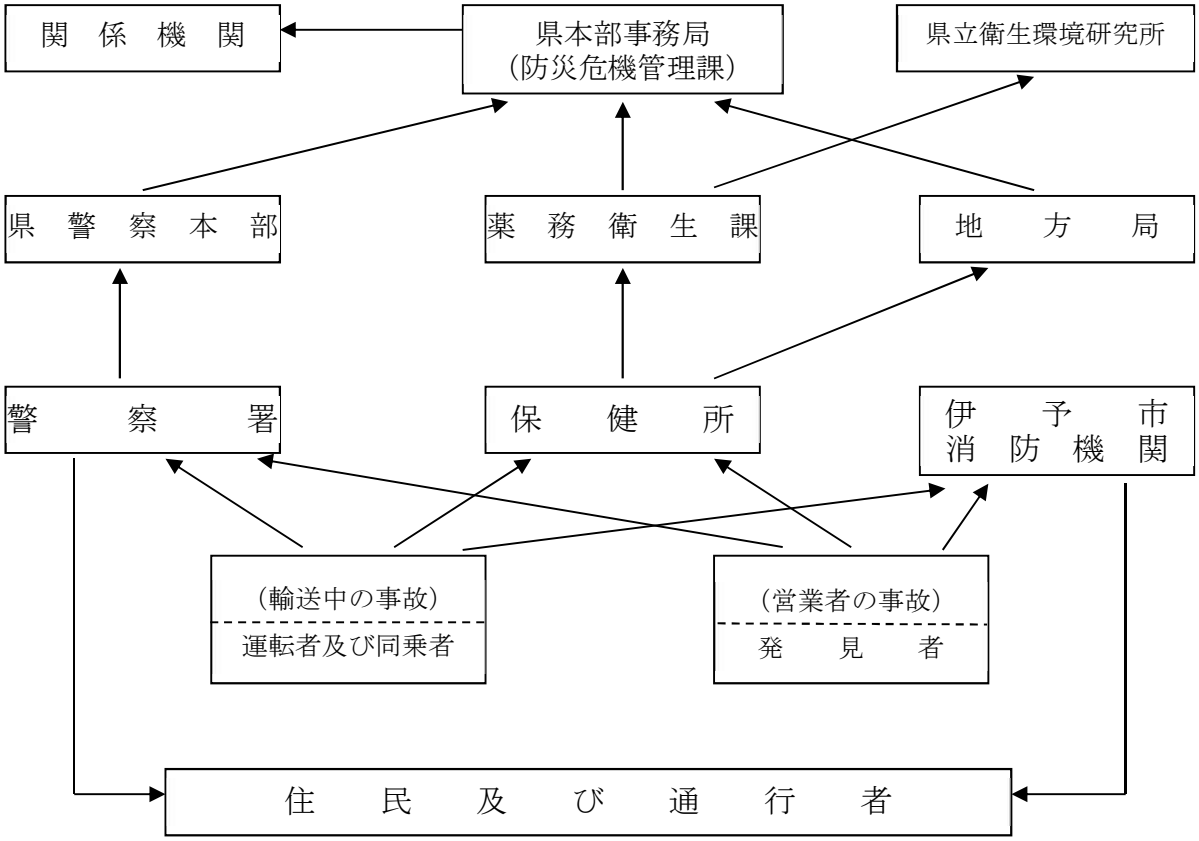

１０－２ 毒物劇物の災害時における事故処理要領

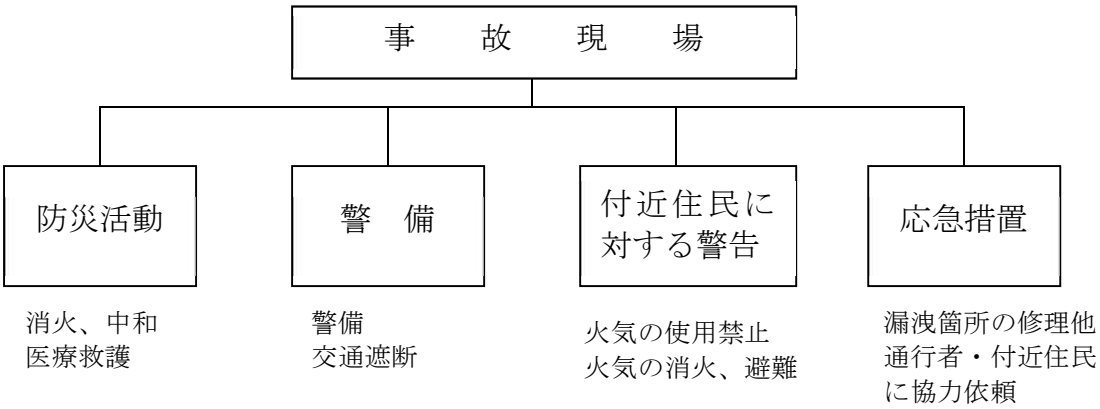

１０－３ 松山地区排出油等防除協議会会則

（目的）
第１条　この協議会は、海洋汚染等及び海上災害の防止に関する法律第４３条の６第１項の協議会として、松山地区（松山海上保安部担任水域）及び備後灘・伊予灘海域（今治・呉及び尾道海上保安部の担任水域の水域をいう。以下同じ。）並びにその周辺海域において大量の油若しくは有害液体物質（以下「油等」という。）の排出事故が発生した場合の防除活動について必要な事項を協議し、かつ、その連携を推進すること及び広域防除体制の連携を推進する機関として役割を果たすことを目的とする。

（会の名称）
第２条　会の名称を「松山地区排出油等防除協議会」（以下「地区協議会」という。）という。

（地区協議会の業務）
第３条　地区協議会は次の業務を行う。
（１）　排出油等の防除計画の策定
　イ　情報の共有
　ロ　人員、施設、機材の動員、輸送
　ハ　出動船艇相互間の通信連絡
　ニ　その他必要事項
（２）　排出油等の防除に必要な施設、機材の整備の推進
（３）　排出油等の防除に関する研修又は訓練
（４）　排出油等の防除活動の連携の推進
（５）　排出油等の処理剤の使用に関する事項
（６）　その他排出油等の防除に必要な事項

（排出油等防除計画に係る意見の提出）
第４条　地区協議会は、海洋汚染等及び海上災害の防止に関する法律第 43 条の６第２項の規定に基づき、会員の協議により必要と認める場合は、第１条の松山地区に係る同法第 43 条の５第１項の排出油防除計画について、海上保安庁長官に対し意見を述べるものとする。

（組織）
第５条　地区協議会は、会長及び会員をもって組織する。
２　会長は、松山海上保安部長をもってあてる。
３　会長は、会務を統理する。
４　会員は、松山海上保安部管轄区域内において排出油等の防除に関係ある別表に掲げる機関の長又は、その指名する職員をもってあてる。
５　地区協議会に、排出油等の防除に関する技術的事項の調査研究及び事故発生時における技術的事項に関する助言を行うため、技術専門委員会を置くことができる。
６　技術専門委員会の委員は、会員の推せんする者のうちから会議の同意を得て会長が委嘱する。

（会　議）
第６条　会議は、定例会議及び臨時会議とし、会長が招集する。
２　定例会議は、年１回開催する。
３　臨時会議は、必要がある場合に開催する。

（資料の交換）
第７条　会員は、排出油等の防除に必要な次の資料を年１回（３月末日）会長に提出するものする。
　会長は、これをとりまとめ、会員に周知する。
　なお、防除能力に大幅の変更があった場合は、そのつど会長に通報するものとする。

・　施設、機材の整備、保有状況
・　情報連絡体制（連絡担当者、昼夜間の電話番号等）
・　その他必要な事項

（情報提供）
第８条　大量の油等が排出され、又は排出のおそれがある場合は、会長は会員に対し、すみやかに事故に関する情報を通知する。

（排出油等の防除活動の実施）
第９条　会員である船舶所有者、石油関係企業等は、海洋汚染等及び海上災害の防止に関する法律第 39 条第２項各号に掲げる原因者又は同条第４項各号に掲げる協力者として防除活動を実施するものとする。
２　会員である関係行政機関及び地方公共団体は、固有の事務又は海洋汚染等及び海上災害の防止に関する法律第 41 条の２の規定による管区本部長等の要請により、防除活動、二次災害防止等の対策を実施するものとする。
３　会員である民間防災機関、曳船、サルベージ、油防除資器材メーカー、漁業団体等は、原因者や地方公共団体等からの要請又は自衛措置により、防除活動、二次災害防止等の対策を実施するものとする。
４　各会員の防除活動は、それぞれの固有の指揮系統のもと実施するものとする。

（総合調整本部の設置及び活動の調整）
第 10 条　大量の油等が排出され、又は排出のおそれがある場合、会長は直ちに地区協議会の総合調整本部を設け情報の共有を図るとともに防除措置状況等の周知に努め、会員がそれぞれの立場に応じて連携協力を図り、迅速かつ的確な防除活動を実施するために必要な活動の調整を行うものとする。
　なお、連合会の総合調整本部が設置された場合は、地区協議会の総合調整本部は設置しないものとし、会員は連合会会長の活動の調整を受けるものとする。
２　第８条の防除活動を実施する会員は、その所属する幹部職員を地区協議会又は連合会の総合調整本部に派遣するものとする。

（訓　練）
第 11 条　排出油等の事故発生時における会員の防除活動を演練するため、毎年１回以上訓練（図上演習を含む。）を行うものとする。

（求償事務）
第 12 条　防除活動に要した経費の求償に関する事務は、各会員ごとに処理することを原則とする。

（災害補償）
第 13 条　防除活動を実施した者が、そのために死亡し、負傷し、若しくは病気にかかり、又は廃疾となった場合における災害補償については、法令に別段の定めがあるもののほか、当該被災した職員が所属する機関があたるものとする。

（経　費）
第 14 条　この会の運営に必要な経費は、会員が協議のうえ徴収するものとする。

（会計年度）
第 15 条　地区協議会の会計年度は毎年４月１日から翌年３月末日までとする。

（監　事）
第 16 条　地区協議会に監事２人を置くものとする。

２　監事は会員の互選により選出する。
３　監事の任期は２年とし再選を妨げない。

（協 議）
第 17 条　この会則に疑義が生じた場合及びこの会則に定められていない事項について協議の必要がある場合には、その都度協議し決定するものとする。

（事務局）
第 18 条　地区協議会の事務局は、松山海上保安部警備救難課に置く。

附　則
この会則は、昭和 49 年６月 25 日から施行する。
昭和 53 年６月 30 日一部改正
附　則（平成７年 11 月７日一部改正）
海洋汚染及び海上災害の防止に関する法律の一部を改正する法律（平成７年法律第 90 号）が施行する日（平成８年１月 17 日）から施行する。
附　則
この会則は、平成８年 11 月１日から施行する。
附　則
この会則は、平成 10 年６月９日から施行する。
附　則
海洋汚染及び海上災害の防止に関する法律の一部を改正する法律（平成 18 年６月 14 日法律第 68 号）が施行する日（平成 19 年４月１日）から施行する。
附　則
１　この会則は、平成 19 年６月 20 日から施行する。
２　第 14 条の経費は、一口 3,000 円とする。
附　則
１　この会則は、平成 26 年８月 28 日から施行する。
２　第 14 条の経費は、一口 2,000 円とする。

１０－４ 備後灘・伊予灘海域排出油等防除協議会連合会会則

（目的）
第１条　備後灘・伊予灘海域（今治、松山、呉及び尾道海上保安部の担任水域をいう。以下同じ。）において、大量の油又は有害液体物質の排出事故（油又は有害液体物質が排出されるおそれがある場合を含む。以下同じ。）による汚染又は汚染のおそれのある海域が、備後地区大量排出油等防除協議会、東予地区排出油等防除協議会、呉地区大量排出油等防除協議会及び松山地区排出油等防除協議会（以下「地区協議会」という。）のうち、二以上の地区協議会の管轄区域にまたがる場合、又はまたがるおそれがある場合の防除活動を総合的に調整し、地区協議会会員がそれぞれの立場に応じて相互に連携し、所要の協力を図りつつ、迅速かつ適確な防除活動の実施に資することを目的とする。

（名称）
第２条　会の名称は「備後灘・伊予灘海域排出油等防除協議会連合会」（以下「連合会」という。）とする。

（業務）
第３条　連合会は、次の業務を行う。
（１）防除活動の連携の推進に関すること。
（２）排出油等防除に係る自主基準（マニュアル）の作成に関すること。
（３）排出油等防除に関する研修及び訓練の実施に関すること。
（４）その他排出油等防除に関すること。

（組織）
第４条　連合会の会員は、各地区協議会とする。
２　連合会会長は、第六管区海上保安本部長とする。
３　連合会会長は、連合会を代表し会務を統理する。
４　連合会の事務局は、第六管区海上保安本部警備救難部環境防災課に置く。

（会議）
第５条　連合会の会議は、連合会会長、各地区協議会の会長（以下「地区会長」という。）及び同会長が指名する各地区協議会の代表者により構成するものとする。
なお、地区会長が指名する者は、原則として、地方自治体、民間企業及び漁業協同組合連合会からそれぞれ１名とする。
２　連合会会長は、前項に定めるほか会議に必要な者の出席を求めることができるものとする。
３　会議は、原則として、年１回開催するものとする。
４　会議は、次に掲げる事項を協議する。
（１）防除活動の連携の推進に関すること。
（２）連合会の事業計画に関すること。
（３）その他連合会の重要事項に関すること。

（訓練）
第６条　連合会は、連携した防除活動を演練するため、原則として、年１回訓練を行うものとする。
２　前項の訓練は、海上における実働訓練又は机上訓練とする。

（情報提供）
第７条　連合会会長は、大量の油又は有害液体物質の排出事故による汚染又は汚染のおそれのある海域が、二以上の地区協議会の管轄区域にまたがる場合、又はまたがるおそれがある場合は、地区会長に対し、すみやかに事故に関する情報を通知する。
２　連合会会長から通知を受けた地区会長は、地区会員に対し、すみやかに事故に関する情報を

通知する。

（総合調整本部の設置等）
第８条　連合会会長は、前条第１項の情報提供を行い必要と認める場合にあっては、備後灘・伊予灘海域排出油等防除協議会連合会総合調整本部（以下「総合調整本部」という。）を設け、情報の共有を図るとともに防除措置状況等の周知に努め、会員がそれぞれの立場に応じて連携協力を図り、迅速かつ的確な防除活動を実施するために必要な防除活動の調整を行うものとする。
　なお、この場合にあっては、地区協議会の総合調整本部は設置しない。
２　総合調整本部の本部長（以下「調整本部長」という。）は、連合会会長又は同会長が指名する者とする。
３　総合調整本部の本部員は、各地区会長、広島県及び愛媛県の職員並びに防除活動を実施する地区会員が所属する機関の幹部職員とする。
４　連合会会長は、前項に定めるほか必要な者を本部員とすることができるものとする。
５　連合会会長は、総合調整本部を存続させる必要がなくなったと認める場合は、速やかに総合調整本部を解散するものとする。

（防除活動の実施等）
第９条　地区会員である船舶所有者、石油関係企業等は、「海洋汚染等及び海上災害の防止に関する法律」（昭和４５年法律第１３６号。以下「海防法」という。）第３９条第２項各号に掲げる原因者又は同条第４項各号に掲げる協力者として防除活動を実施するものとする。
２　地区会員である関係行政機関及び地方公共団体は、固有の事務又は海防法第４１条の２の規定による管区本部長等の要請により、防除活動、二次災害防止等の対策を実施するものとする。
３　地区会員である民間防災機関、曳船、サルベージ、油防除資機材メーカー、漁業者団体等は、原因者や地方公共団体等からの要請又は自衛措置により、防除活動、二次災害防止等の対策を実施するものとする。

（他の排出油等防除協議会連合会への応援依頼）
第 10 条　連合会会長は、備後灘・伊予灘海域において大量の油又は有害液体物質の排出事故による汚染又は汚染のおそれのある海域が、他の排出油等防除協議会連合会（以下「他の連合会」という。）の管轄海域にまたがる場合、又はまたがるおそれがある場合は、他の連合会に対し排出事故の概要及びその他必要な事項を明らかにして、人員、資材及び船舶の現場派遣並びに施設の提供による応援の調整を求めることができる。
２　応援を行う他の連合会会員の防除活動に要した経費の求償及び防除活動のために受けた災害の補償については、所属の連合会会則に定めるところによる。

（備後灘・伊予灘海域外への応援のための出動調整）
第 11 条　連合会会長は、備後灘・伊予灘海域外において発生した大量の油等排出事故に関し、他の排出油等防除協議会等から応援の調整依頼を受け協力が必要と認めた場合には、地区協議会に対し必要な協力のための出動を調整するものとする。
２　連合会会長は、前項の規定により出動調整を行った場合、応援協力を求めた排出油等防除協議会等と調整を行うとともに、活動状況を把握し、その状況を各地区協議会に連絡するものとする。

（指揮系統）
第 12 条　地区会員の防除活動は、それぞれの固有の指揮系統のもとに実施するものとする。

（求償及び災害補償）
第 13 条　防除活動に要した経費の求償及び防除活動に伴って生じた災害補償については、地区協議会の会則に定めるところによる。

附則

この会則は、平成 10 年６月 13 日から施行する。

附則

この会則は、平成 19 年７月３日から施行する。

１１　消防水防関係

１１－１ 消防の現況

１　常備消防（伊予消防等事務組合）の現況

（令和３年４月１日現在）

消防本部・消防署・出張所	本部		1
	署		3
	出張所		3
消防吏員数（その他職員除く。）	計		154
	司令長以上		8
	司令		20
	司令補		36
	士長以下		90
	条例定数		157
消防自動車等保有数	普通消防ポンプ自動車		7
	水槽付消防ポンプ自動車		2
	はしご付消防自動車		1
	屈折はしご付消防自動車		
	大型高所放水車		
	泡原液搬送車		
	化学消防自動車		1
	救急自動車		7
	指揮車		1
	消防艇		
	電源・照明車		
	救助工作車		1
	小型動力ポンプ	小型動力ポンプ付積載車	2
		車両に積載していないもの	
		手引動力ポンプ	

２　消防団及び水利の現況

（令和３年４月１日現在）

消防団員	団		1
	分団		10
	団員		783
	条例定数		825
消防自動車等保有台数	消防ポンプ自動車		6
	小型動力ポンプ	小型動力ポンプ付積載車	39
		車両に積載していないもの	4
		手引動力ポンプ	0
消防水利	消火栓(公設)		661
	防火水利	100 立方m以上	0
		40 立方m～100 立方m未満	253
		20 立方m～40 立方m未満	47

１１－２ 愛媛県消防広域相互応援協定書

消防組織法（昭和22年法律第226号）第39条の規定に基づき、愛媛県内の消防広域相互応援について、次のとおり協定を締結する。

（目的）
第１条　この協定は、災害の発生に際し、これの鎮圧並びに被害の軽減を図るため、愛媛県内の市町及び消防一部事務組合（以下「市町等」という。）における消防の相互応援体制を確立し、もって不測の事態に対処することを目的とする。

（協定区域及び対象）
第２条　この協定の実施区域は、愛媛県全域とする。

（災害の種別及び規模）
第３条　この協定の対象とする災害は、被災地の市町等の消防力のみでは災害の防御が困難又は困難が予想される規模で、次に掲げる災害とする。
（１）大規模な地震、風水害等の自然災害
（２）林野火災、高層建築物火災、危険物施設火災等の大規模な火災
（３）航空機災害、列車事故等の集団救急救助事故
（４）前３号に掲げるもののほか、応援を必要とする特殊な災害事故等

（応援要請）
第４条　前条各号に掲げる災害が発生した場合は、被災地の市町等の長（以下「受援側の長」という。）は、他の市町等の長（以下「応援側の長」という。）に応援消火隊、救助隊、救急隊、化学隊その他必要な部隊（以下「応援隊」という。）の派遣を要請することができる。
２　前項の規定による要請を受けた応援側の長は、その管轄する区域の消防業務に支障のない範囲内において、要請に基づき必要な応援を迅速にしなければならない。
３　応援側の市町等の長が、近隣市町等の境界付近に発生した火災、救急救助事故等（以下「近隣火災等」という。）を覚知し、応援隊を派遣した場合は、これを第１項の規定による要請に基づく応援とみなす。
４　前項に規定する場合において、応援側の市町等の長が派遣する応援隊の数は、原則１隊（消防ポンプ自動車等１台及び必要な資機材）とする。ただし、近隣火災等の規模により適宜応援隊を増強することができるものとする。

（応援要請方法等）
第５条　応援要請方法等は、愛媛県消防広域相互応援計画に基づくものとする。

（応援の体制）
第６条　応援の体制は、次に掲げるものとする。
（１）第１次広域応援体制　第３条各号に掲げる災害が発生した場合に、応援隊がおおむね 30 分以内に被災地に到着できるもの。
（２）第２次広域応援体制　第３条各号に掲げる災害が発生した場合に、応援隊がおおむね 60 分以内に被災地に到着できるもの。
（３）その他の広域応援体制　前２号に掲げるもののほか、被害の状況に応じ、その都度要請に基づき派遣するもの。

（応援隊の派遣）
第７条　応援側の長は、受援側の長から第１次広域応援、第２次広域応援等の要請を受けたときは、第 13 条に定める消防力に基づき直ちに必要な応援隊を派遣しなければならない。この場合において、次に掲げる事項を明確にして受援側の長に通報するものとする。
（１）応援隊の長（職・氏名）
（２）応援隊の出発日時及び到着（予定）日時
（３）応援隊の出動場所

（４）応援隊の人員、車両及び資機材の種別・数量
（５）その他必要な事項
２　応援隊を派遣した応援側の長は、事後、速やかに前項各号の事項を明記した文書（別記様式１）を受援側の長に提出しなければならない。

（応援隊の指揮）
第８条　応援隊の指揮は、被災地の現場最高指揮者が応援隊の長を通じて行うものとする。ただし、緊急の場合は、被災地の現場責任者は、直接指揮することができるものとする。

（報告）
第９条　応援隊の長は、現場到着、引揚げ及び応援活動の状況を被災地の現場最高指揮者又は現場指揮本部に報告するものとする。

（経費の負担）
第 10 条　応援隊の応援に要する経費の負担は、法令その他に別段の定めがあるものを除くほか、次のとおりとする。
（１）応援に要した人件費（応援隊員の手当、旅費、日当、宿泊費等）、車両及び資機材の燃料費、機械器具の破損修理、被服の補修等の経費は、応援側の長の負担とする。ただし、資機材等（消火薬剤を含む）で、受援側の要請により調達又は立て替えたもののほか、応援活動中の食料、燃料補給等の経費は、受援側の長の負担とする。
（２）応援隊員の公務災害補償費、事故等により生じた経費は、応援側の長の負担とする。ただし、被災地において行った救急治療費は、受援側の長の負担とする。
（３）応援隊員が応援活動中に第三者又は土地・建物等に損害を与えた場合においては、受援側の長が、その賠償の責に任ずる。ただし、被災地への出動又は帰路途上において発生したものについては、この限りではない。
（４）応援隊員の重大な過失により発生した事故に要する損害は、応援側の長の負担とする。
（５）前各号に定めるもののほか、応援に要する経費については、その都度当事者間において協議の上、負担区分を決定するものとする。

（情報等の交換）
第 11 条　市町等は、この協定の効率的な運用を図るため、毎年４月１日現在の消防力に関する必要な情報等（別に定める様式）を取りまとめ、同月 20 日までに他の市町等と相互に交換するものとする。

（改廃）
第 12 条　この協定を改正し、又は廃止する場合は、協定者が協議の上、行うものとする。

（運用）
第 13 条　この協定に定めるもののほか、応援隊の消防力等必要な事項については、愛媛県消防長会において協議の上、決定する。

付則
１　この協定は、令和２年４月１日から施行する。
２　平成 18 年３月１日付けで締結した愛媛県消防広域相互応援協定書は令和２年３月 31 日をもって廃止する。
３　この協定の締結を証するため、本書 25 通を作成し、愛媛県知事、市町等の長が記名押印の上、各自１通を保有する。

令和２年３月 31 日

記名押印　〔略〕
様式　〔略〕

１１－３ 中予地区広域消防相互応援協定書

松山市、伊予市、東温市、久万高原町、松前町、砥部町及び伊予消防等事務組合（以下「協定市町等」という。）は、消防組織法（昭和 22 年法律第 226 号。以下「法」という。）第 39 条の規定に消防の相互の応援（以下「消防相互応援」という。）に関して、次のように協定を締結する。

（目的）

第１条　この協定は、災害（法第１条に規定する災害であって協定市町等の応援活動を必要とするものをいう。以下同じ。）の発生に際し、当該災害の発生地（以下「発生地」という。）以外の協定市町等（以下「応援協定市町等」という。）の消防力を活用して、発生地の属する協定市町等（以下「被災協定市町等」という。）の被害を最小限に抑えることを目的として、消防相互応援に関して必要な事項を定めるものとする。

（定義）

第２条　この協定において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。。

（１）応援隊　消防隊、救急隊その他災害対応に必要な人員をいう。

（２）応援活動　応援協定市町等が、その応援隊を派遣し、又は資機材を調達して被災協定市町等の災害対応を応援する活動をいう。

（３）普通応援（火災）　隣接する協定市町等が災害のうち、本協定の基づき覚書で定める区域で発生した火災を覚知した場合に、被災協定市町等の長の要請前又は要請時に行う応援活動をいう。

（４）普通応援（災害）　隣接する協定市町等が、協定市町等の境界周辺部において、前号の火災を除く災害を覚知した場合に、被災協定市町等の長の要請前に行う応援活動をいう。

（５）特別応援（要請）　協定市町等の区域内に大規模な災害が発生し、又は第２号に規定する応援以外の応援（はしご付消防ポンプ自動車の整備に伴う消防力の補完を含む。）を必要とする場合で、応援協定市町が、被災協定市町等の長の要請時に行う応援活動をいう。

（６）特別応援（自動）　協定市町等の区域内に災害が発生したことを応援協定市町等が覚知した場合で、当該災害の規模等に照らし、緊急を要するとともに前号の要請を待ついとまがないと認められる場合に、応援協定市町等の長が、被災協定市町等の長の要請前に行う応援活動をいう。

（応援の要請）

第３条　普通応援（火災）及び特別応援（要請）の要請は、被災協定市町等の長が応援協定市町等に長に対し、電話その他の方法により次の各号に掲げる事項を明らかにして行うものとし、災害による被害の状況を把握した時点で速やかに文書を提出するものとする。

（１）災害の種別及び概況

（２）災害発生の場所

（３）応援を要請する応援隊等の種類及び数

（４）集結（誘導員配置）場所

（５）その他必要事項

（応援活動の実施）

第４条　応援の要請を受けた応援協定市町等の長は、当該協定市町等の区域内の警備に支障のない範囲において、次の各号に掲げるところに従って応援活動を実施するものとする。

（１）　普通応援（火災）及び普通応援（災害）については、原則として１隊（消防ポンプ車等１台）とする。ただし、火災その他の災害の規模により適宜応援隊を増強する。

（２）　特別応援（要請）及び特別応援（自動）については、被災協定市町等の長からの要請内容、保有消防力等を検討の上、応援活動の規模を決定するものとする。

２　応援活動を開始した応援協定市町等の長は、応援を受けた被災協定市町等の長に電話その他の方法により、次の各号に掲げる事項を報告するとともに、速やかに文書を提出するものとする。

（１）応援隊の長
（２）応援隊等の規模
（３）出発時刻及び到着予定時刻

（応援隊の指揮）
第５条　応援隊の指揮は、応援を受けた被災協定市町等の消防長が、応援隊の長を通じて行うものとする。ただし、緊急の場合は、直接応援隊の人員に対して行うことができるものとする。

（報告）
第６条　応援隊の長は、現場到着、応援活動及び引揚げの状況を応援を受けた被災協定市町等の消防長に報告するものとする。
２　応援活動を実施した応援協定市町等の長は、応援に従事した応援隊の最終帰署後、派遣期間中の応援活動の内容を応援を受けた被災協定市町等の長に報告するものとする。

第７条　応援に要する経費の負担は、法令その他に別段の定めがあるものを除くはか、次の各号に掲げるとおりとする。
（１）応援協定市町が負担する経費
ア　出動した人員の手当及び旅費
イ　車両及び資機材の燃料費（現地における補給燃料を除く。）
ウ　車両及び資機材の修理費
エ　出動した人員の公務災害補償費
オ　災害発生地への出動又は帰路において第三者に損害を損害を与えた場合の賠償費
（２）被災協定市町等が負担する経費
ア　現地における車両及び機械器具の燃料費
イ　現地における宿泊費
ウ　要請により調達又は立替えた資機材及び燃料費
エ　出動した人員が応援活動の遂行中に第三者に損害を与えた場合の賠償費（出動した人員の重大な過失等に基づく損害賠償費は除く。）
（３）前２号以外の経費及び重要事案が生じた場合には、関係する協定市町等の間において、その都度協議の上、負担区分を決定するものとする。

（資料の交換）
第８条　市町村等は、毎年４月１日現在の消防力に関する情報を交換するものとする。

（協議）
第９条　この協定の実施のために必要な事項及びこの協定の改廃については、協定市町等の長が協議して定めるものとする。
２　この協定に定めのない事項又は疑義が生じた事項については、その都度関係する協定市町等の長が協議の上決定するものとする。

（付則）
１　この協定は平成３１年４月１日から実施する。
２　この協定の締結を証するため、本書７通を作成し、協定市町等の長が記名押印の上、各１通を保管する。
３　中予地区広域消防相互応援協定書（平成２年８月１日締結）は、平成３１年３月３１日をもって廃止する。
平成 31 年３月 29 日

記名押印　〔略〕
様式　〔略〕

１１－４ 伊予、大洲、久万高原広域消防相互応援協定書

（目的）
第１条　この協定は、大規模災害及び産業災害等の予防、鎮圧に万全を期し、あわせて民心の安定を図るため、市町（消防事務組合を含む。以下同じ。）相互の協力体制を確立し、不測の事態に対処することを目的とする。

（区域及び対象）
第２条　この協定の実施区域は、大洲市、伊予市、砥部町、内子町及び久万高原町とする。

（災害の範囲）
第３条　この協定において、災害とは、大規模又は特殊火災及び突発的災害で応援活動を必要とするものをいう。

（応援の種別）
第４条　この協定による応援は、次に揚げるとおりとする。
（１）普通応援　協定市町に接する地域及び当該地域周辺部で災害が発生した場合に、発生地の消防管理者（以下「市町長」という。）の要請をまたずに出動する応援
（２）特別応援　協定市町の区域内に災害が発生した場合に、発生地の市町長の要請に基づいて出動する応援

（応援要請の方法）
第５条　応援の要請は、災害発生地市町長から電話その他の方法により、次の事項を明確にして応援市町長に対し行うものとする。
（１）災害の種別
（２）災害発生の場所
（３）所要人員及び機械器具、消火薬剤等の種別員数
（４）応援隊受領（誘導員配置）場所
（５）その他必要事項
２　普通応援で出動した場合、応援側は直ちに受援側に連絡するものとする。

（応援隊の派遣）
第６条　前条の規定により応援要請を受けた市町長は、管轄区域内の警備に支障のない範囲において応援隊を派遣するものとする。
２　応援市町長は、応援隊を派遣したときは、出発時刻、出動人員、機械器具、消火薬剤等の員数、到着予定時刻を受援市町長に通報し、派遣しがたいときは、その旨を遅滞なく受援市町長に通報するものとする。

（応援隊の誘導）
第７条　受援市町の消防長及び消防団長は、受領場所に誘導員を待機させ応援隊の誘導に努めるものとする。

（応援隊の指揮）
第８条　応援隊の指揮は、消防組織法第 24 条の４の規定に基づき、受援市町の消防長又は消防団長が応援隊の長にこれを行うものとする。ただし、緊急を要する場合は、直接応援隊の隊員に対して行うことができる。

（費用の負担）
第９条　応援に要した費用については、次の区分により負担するものとする。
（１）機械器具の小破損の修理、燃料、消防職（団）員の手当等に関する費用は、応援側の負担とする。

（２）機械器具の大破損の修理及び応援隊員の死傷による災害補償等重要事項については、当事者間において協議のうえ決定する。
（３）前各号以外の経費については、原則として受援市町の負担とする。

（改廃）
第10条　この協定の改廃は、協定者協議のうえ行うものとする。

（委任）
第 11 条　この協定に定めるもののほか、必要な事項は、関係市町の消防長及び消防団長が協議のうえ定める。

附　則

（施行期日）
１　この協定は、平成 17 年 11 月 1 日から施行する。
　この協定の締結を証するため、本 7 通を作成し、市町の長が記名押印のうえ、各自 1 通を保管するものとする。
２　「伊予、大洲、上浮穴広域消防相互応援協定書」（昭和 60 年 4 月 1 日締結）は廃止する。

平成17年11月 1 日

記名押印　〔略〕

１１－５ 愛媛県消防団広域相互応援協定書

消防組織法（昭和22年法律第226号）第39号の規定に基づき、愛媛県内消防団の相互応援体制を確立し、次のとおり協定を締結する。

（目的）
第１条　この協定は、災害の発生に際し、これの鎮圧及び被害の軽減を図るため、愛媛県内消防団の相互応援体制を確立し、もって不測の事態に対処することを目的とする。

（協定等の運用）
第２条　被災地の市町等の長（以下「受援側の長」という。）及び他の市町等の長（以下「応援側の長」という。）は、次の各号の段階ごとに災害の規模、態様、危険性等を勘案し、この協定のほか、別に市長間で定める応援協定等の効果的な運用を図るものとする。
（１）第１段階　近隣市町の応援
ア　別に市町間で定める協定等
イ　第４条第２項に定める応援隊の派遣
（２）第２段階　東予・中予・南予各ブロック内の応援
ア　別に各ブロック内で定める協定等
イ　第４条に定める応援隊の派遣
（３）第３段階　東予・中予・南予各ブロック間の応援
ア　第４条に定める応援隊の派遣

（応援・受援の要件及び対象）
第３条　消防団の応援・受援は、次の各号に掲げる要件を全て満たした場合に行うものとする。
（１）受援側の長において、管内消防力及び常備消防等の応援をもってもなお消防力の不足が認められるとき。
（２）応援側の長において、要請内容が公務として認められること。
（３）応援側消防団において、対応可能であり、かつ、日帰りを基本とする行動であること。
２　応援対象とする災害は、次の各号に掲げるものとする。
（１）大規模な地震、風水害等の自然災害
（２）林野火災、高層建築物火災、危険物施設火災等の大規模な火災
（３）航空機災害、列車事故等の集団救急救助事故
（４）その他応援を要する特殊な災害事故

（応援要請）
第４条　受援側の長は、応援側の長に次の各号に基づき、人員、車両、装備等の応援消防団（以下「応援隊」という。）の派遣を要請することができる。
（１）応援隊は、応援隊の車両に登場可能な人数で編成し、そのうち１人は応援隊の指揮が可能な者とする。
（２）応援隊の車両は、消防ポンプ自動車若しくは小型動力ポンプ付積載車又はその他市町等の管理の下で運用する車両とする。
（３）携行する装備・資機材は、操作に必要な資格等を有する応援隊の消防団員（以下「応援消防団員」という。）が、安全かつ有効に操作できるものとする。
２　応援側の長が、近隣市町の境界付近に発生した火災等を覚知し応援隊を派遣した場合は、これを要請に基づく応援（以下「みなし緊急応援」という。）とみなす。

（応援要請方法）
第５条　受援側の長が、この協定による応援を受ける必要があると判断したときは、みなし緊急応援の場合を除き、別記様式１－１により、応援を要請するものとする。

（応援の通知）

第６条　応援側の長は、みなし緊急応援の場合を除き、被害の状況に応じて、その都度この協定に基づく応援隊派遣の可否を判断し、派遣する場合には、別記様式２により知事及び受援側の長に通知するものとする。

（応援隊の派遣）
第７条　応援側の長は、消防団長、消防庁等と協議し、管轄する地域の消防の任務を果たすために必要な体制の確保に留意した上で、応援隊を派遣するものとする。
２　愛媛県消防団広域相互応援協定に基づく愛媛県消防防災広域応援計画（以下「県応援計画」という。）に定める愛媛県消防広域応援調整本部は、被災の規模及び応援活動の状況に応じ、受援側の長、応援側の長、県応援計画に定めるブロック幹事等と連携し、計画的な応援の実施にものとする。

（応援隊の指揮）
第８条　応援隊の指揮は、被災地の現場最高責任者が応援隊の長を通じて行うものとする。ただし、緊急の場合は、直接応援隊を指揮することができるものとする。

（報告）
第９条　応援隊の長は、現場到着、引揚げ及び応援活動の状況を、被災地の現場最高指揮者又は現場指揮本部に報告するものとする。

（費用の負担）
第１０条　応援隊の応援に要する費用の負担は、法令その他別段の定めがあるものを除くほか、次のとおりとする。
（１）応援に要した人件費（報酬・手当・旅費・日当・宿泊費等）、車両・資機材の燃料、機械器具の破損修理、被服費の補修等の経費は、応援側の長の負担とする。ただし、資機材等（消火薬剤を含む。）で、受援側の要請により調達又は立て替えたもののほか、応援活動中の燃料補給等の経費は、受援側の長の負担とする。
（２）応援消防団員の公務災害補償費、賞じゅつ金及び事故等により生じた経費は、応援側の長の負担とする。ただし、被災地において行った救急治療費は、受援側の長の負担とする。
（３）応援消防団員が、応援活動中に第三者又は土地・建物等に損害を与えた場合においては、受援側の長が、その賠償の責に任ずる。ただし、被災地への出動又は帰路途上において発生したものについてはこの限りでない。
（４）応援消防団員の重大な過失により発生した事故に要する損害は、応援側の長の負担とする。
（５）前各号以外の経費については、その都度、当事者間において協議の上、負担区分を決定するものとする。

（情報交換及び訓練）
第１１条　愛媛県、市町、及び消防一部事務組合は、この協定の実施に必要な情報交換及び訓練に関し、相互に協力するものとする。

（改廃）
第１２条　この協定を改正し、又は廃止する場合は、協定者協議の上、行うものとする。

（雑則）
第１３条　この協定に定めのない事項又は疑義が生じた場合は、その都度、当事者間の協議により決定する。

附　則

（施行期日）

１　この協定は、令和２年４月１日から施行する。

この協定の締結したことを証するため、本 25 通を作成し、愛媛県知事、市町長及び消防一部事務組合長が記名押印の上、各自１通を保管する。

令和２年３月31日

記名押印　〔略〕
様式　〔略〕

１１－６ 松山自動車道消防相互応援協定書（伊予市以東）

消防組織法（昭和22年法律第226号）第21条の規定に基づき、川内町、重信町、松山市、砥部町、伊予市、東温消防等事務組合及び伊予消防等事務組合（以下「協定市町村等」という。）は、協定市町村等の行政区域のうち、松山自動車道及びその施設（以下「協定区域」という。）における消防に関する相互応援について、次のとおり協定する。

（目的）

第１条　この協定は、協定区域において火災、救急その他災害（以下「災害等」という。）が発生したとき、協定市町村等の消防力を相互に活用して、その被害を最小限度に防止することを目的とする。

（応援）

第２条　前条の目的を達成するため、協定市町村等は出動区域を定め、その属する消防隊、救急隊その他必要な人員（以下「消防隊等」という。）を出動させ、又は資機材を調達して応援を行うものとする。

（出動・応援区域）

第３条　協定市町村等は、協定区域内の災害等について、別表に掲げる出動区域に基づき応援を行うものとする。ただし、災害発生場所及び内容等が不明確な場合は、別表の規定にかかわらず協定消防機関の消防隊等が同時出動するものとする。

（特別応援）

第４条　協定区域内において大規模災害等が発生した場合の対応及び取扱要領は、中予地区広域消防相互応援協定又は愛媛県消防広域相互応援協定によるものとする。

（経費の負担）

第５条　応援に要する経費等の負担は、法令その他に定めがあるものを除き、次のとおりとする。

（１）応援のため要した経常的経費は、応援を行った協定市町村等の負担とする。ただし、機器資材等（化学消火剤を含む。）で要請により調達し、又は立替えたものについては、現物又はその経費を受援協定市町村等が負担するものとする。

（２）応援出動した消防隊等の活動が長時間にわたり、燃料、機器資材の補給又は給食等を必要とする場合は、受援協定市町村等において現物により、又は経費を負担してこれを行うものとする。

（３）応援隊員が応援業務により負傷し、疾病にかかり、又は死亡した場合における災害補償は、応援を行った協定市町村等の負担とする。ただし、災害地において受けた救急治療の経費は、受援協定市町村等の負担とする。

（４）応援隊員が、応援業務を遂行中に第三者に損害を与えた場合においては、受援協定市町村等がその賠償責任を負うものとする。ただし、災害地への出動又は帰路途上において発生したものについては、この限りでない。

（５）前各号以外の経費については、協定市町村等の間において、その都度協議の上負担区分を決定するものとする。

（情報交換等）

第６条　協定市町村等は、この協定の適正な運用を期するために必要な各種消防情報を相互に交換するものとする。

（応援の実施及び委任）

第７条　この協定による応援は、当該消防機関の長が実施するものとし、この協定実施のために必要な事項は、協定市町村等の消防機関の長が協議の上決定するものとする。

（協議）
第８条　この協定に定めのない事項又は疑義が生じた事項については、その都度協定者が協議の上決定するものとする。

（効力の発生）
第９条　この協定は、平成８年11月１日から効力を発生するものとする。
この協定を証するため、本書７通を作成し、記名押印の上各自１通を保有するものとする。

平成８年11月１日

記名押印　〔略〕

（別表）

出動消防機関 応援	上下線別	出動区域	応援区域	受援消防機関
東温市消防本部	下り	川内Ｉ．Ｃから 松山Ｉ．Ｃの間	川内Ｉ．Ｃから 松山Ｉ．Ｃの間の 松山市の区域	松山市消防局
松山市消防局	上り	松山Ｉ．Ｃから 川内Ｉ．Ｃの間	松山Ｉ．Ｃから 川内Ｉ．Ｃの間の 重信町・川内町の区域	東温市消防本部
	下り	松山Ｉ．Ｃから 伊予Ｉ．Ｃの間	松山Ｉ．Ｃから 伊予Ｉ．Ｃの間の 砥部町・伊予市の区域	伊予消防等事務組合消防本部
伊予消防等事務組合消防本部	上り	伊予Ｉ．Ｃから 松山Ｉ．Ｃの間	伊予Ｉ．Ｃから 松山Ｉ．Ｃの間の 松山市の区域	松山市消防局

１１－７ 松山自動車道消防相互応援協定書（伊予市以西）

消防組織法（昭和22年法律第226号）第21条の規定に基づき、伊予市、内子町、大洲市、伊予消防等事務組合及び大洲地区広域消防事務組合（以下「協定市町等」という。）は、協定市町等の行政区域のうち、松山自動車道及びその施設（以下「協定区域」という。）における消防に関する相互応援について、次のとおり協定する。

（目的）

第１条　この協定は、協定区域において火災、救急その他災害（以下「災害等」という。）が発生したとき、協定市町等の消防力を相互に活用して、その被害を最小限度に防止することを目的とする。

（応援）

第２条　前条の目的を達成するため、協定市町等は出動区域を定め、その属する消防隊、救急隊その他必要な人員（以下「消防隊等」という。）を出動させ、又は資機材を調達して応援を行うものとする。

（出動・応援区域）

第３条　協定市町等は、協定区域内の災害等について、別表に掲げる出動区域に基づき応援を行うものとする。ただし、災害等発生場所及び内容等が不明確な場合は、別表の規定にかかわらず協定消防機関の消防隊等が同時出動するものとする。

（特別応援）

第４条　協定区域内において大規模災害等が発生した場合の対応及び取扱要領は、愛媛県消防広域相互応援協定によるものとする。

（経費の負担）

第５条　応援に要する経費等の負担は、法令その他に定めがあるものを除き、次のとおりとする。

⑴　応援のため要した経常的経費は、応援を行った協定市町等の負担とする。ただし、機器資材等（化学消火剤を含む。）で要請により調達し、又は立替えたものについては、現物又はその経費を受援協定市町等が負担するものとする。

⑵　応援出動した消防隊等の活動が長時間にわたり、燃料、機器資材の補給又は給食等を必要とする場合は、受援協定市町等において現物により、又は経費を負担してこれを行うものとする。

⑶　応援隊員が応援業務により負傷し、疾病にかかり、又は死亡した場合における災害補償は、応援を行った協定市町等の負担とする。ただし、災害地において受けた救急治療の経費は、受援協定市町等の負担とする。

⑷　応援隊員が、応援業務を遂行中に第三者に損害を与えた場合においては、受援協定市町等がその賠償責任を負うものとする。ただし、災害地への出動又は帰路途上において発生したものについては、この限りでない。

⑸　前各号以外の経費については、協定市町等の間において、その都度協議の上負担区分を決定するものとする。

（情報交換等）

第６条　協定市町等は、この協定の適正な運用を期するために必要な各種消防情報を相互に交換するものとする。

（応援の実施及び委任）

第７条　この協定による応援は、当該消防機関の長が実施するものとし、この協定実施のために必要な事項は、協定市町村等の消防機関の長が協議の上決定するものとする。

（協議）
第８条　この協定に定めのない事項又は疑義が生じた事項については、その都度協定者が協議の上決定するものとする。

（効力の発生）
第９条　この協定は、平成17年11月１日から効力を発生するものとする。この協定を証するため、本書５通を作成し、記名押印の上各自１通を保有するものとする。
２　「松山自動車道消防相互応援協定書」（平成12年７月20日締結）は廃止する。

平成17年11月１日

（別表）

出動消防機関 応援	上下線別	出　動　区　域	応　援　区　域	受援消防機関
伊予消防等事務組合消防本部	下り	伊予Ｉ．Ｃから 内子・五十崎Ｉ．Ｃの間	伊予Ｉ．Ｃから 内子・五十崎Ｉ．Ｃの間の 内子町の区域	大洲地区広域消防事務組合消防本部
大洲地区広域消防事務組合消防本部	上り	伊予Ｉ．Ｃから 内子・五十崎Ｉ．Ｃの間	伊予Ｉ．Ｃから 内子・五十崎Ｉ．Ｃの間の 伊予市の区域	伊予消防等事務組合消防本部
	上り 下り	内子・五十崎Ｉ．Ｃから 大洲Ｉ．Ｃの間		

１１－８ 愛媛県消防防災ヘリコプターの支援に関する協定

（目的）
第１条　この協定は、消防組織法（昭和 22 年法律第 226 号）第 30 条第２号の規定に基づき、愛媛県がその区域内の市町（消防の一部事務組合を含む。以下同じ。）の要請に応じ、愛媛県が所有する消防防災ヘリコプター（以下「航空機」という。）を用いて当該市町の消防を支援（以下「支援」という。）する場合に必要な事項を定めることを目的とする。

（支援の範囲）
第２条　愛媛県知事（以下「知事」という。）が行う支援の範囲は、次のとおりとする。
（１）災害応急対策活動
（２）救急活動
（３）救助活動
（４）火災防御活動
（５）広域航空消防防災応援活動
（６）災害予防対策活動
（７）消防防災訓練活動

（支援の要請）
第３条　支援を必要とする市町長（市町長の委任を受けた消防長を含む。以下同じ。）は、愛媛県防災航空事務所に対し、電話等により、次の事項を明らかにして要請を行うものとする。
（１）災害等の発生日時、場所
（２）活動種別、状況
（３）発生現場の気象状況
（４）航空機が離着陸できる場所の所在地及び地上支援体制
（５）現場最高指揮者の職氏名及び連絡手段
（６）支援に要する資機材の種別・数量
（７）その他必要な事項

（支援の実施）
第４条　知事は、市町長の要請に基づき、航空機が活動可能な場合で、航空機の特性を充分に活用することができ、かつ、航空機を活用する必要があると認められる場合には、消防防災航空隊を派遣する。
２　市町長の要請に応じることができない場合は、知事は、その旨を速やかに要請市町長に連絡するものとする。

（支援の始期及び終期並びに消防防災航空隊員の指揮）
第５条　支援は、市町長の要請により、航空機が定置場を出発したときに始まり、定置場に帰着したときに終わるものとする。ただし、航空機が定置場以外の場所にある場合に、市町長の要請により活動目的を変更すべき命令があったときは、そのときから支援が始まり、支援活動中に愛媛県の業務に復帰する命令があったときは、そのときをもって支援が終わるものとする。
２　前条第１項の規定により支援する場合において、被災地における消防防災航空隊員の指揮は、要請市町長の定める現場最高指揮者が行うものとする。
　この場合において、航空機に搭乗している消防防災航空隊長（消防防災航空隊長が航空機に搭乗していないときにあっては、当該航空機に搭乗する消防防災航空隊の副隊長又は隊員のうちから選任された者）が、航空機の活動に重大な支障があると認めたときは、その旨現場最高指揮者に通告するものとする。

（経費負担）
第６条　この協定に基づく航空機の運航経費は、愛媛県が負担するものとする。

（市町の職員派遣）
第７条　消防防災航空隊を編成するため、市町は、別に定める職員派遣計画に基づき、市町の消防職員を県に派遣するものとする。
２　派遣職員に係る人件費（航空手当、休日給及び超過勤務手当を除く。）については、別に定める職員派遣に関する協定書に基づき、派遣元の市町が負担するものとする。

（活動補助要員の確保等）
第８条　知事に支援要請を行った市町長は、消防防災航空隊と緊密な連携をとるとともに、次の事項を処理するものとする。
（１）離着陸場所の確保及び安全対策
（２）傷病者等の搬送先の離着陸場所及び病院への搬送手段の確保
（３）空中消火用資機材、空中消火基地の確保
（４）その他航空機の活動に必要な事項
２　航空機の活動が長期間にわたり、また、長期間にわたることが予想される場合には、消防防災航空隊員の疲労を軽減するため、知事は、支援要請を行った市町長に対し、活動補助要員の確保を要請することができる。
３　知事からの要請を受けた市町長は、愛媛県消防広域相互応援協定（以下「応援協定」という。）に基づき、他の市町長に対し、消防防災航空隊員の経験を有する職員等の派遣を要請することができる。
４　派遣要請を受けた市町長は、業務に特段の支障がない限り、職員を派遣しなければならない。
５　前項の派遣に要する経費の負担については、応援協定の定めるところによる。

（協定市町の変更に伴う取扱い）
第９条　市町の合併、消防体制の変更等により協定市町に変更が生じた場合においても、特段の申し出がない限り、変更後の市町がこの協定を継承するものとする。

（協定の改廃及び疑義）
第 10 条　この協定の改廃、あるいは協定に関する疑義については、その都度、愛媛県及び市町が協議のうえ決定するものとする。

附則
１　この協定は、平成 18 年４月１日から施行する。
２　平成８年 10 月１日付けで締結した「愛媛県消防防災ヘリコプター応援協定」は、平成 18 年３月 31 日をもって廃止する。
３　この協定の締結を証するため、本書２５通を作成し、知事及び市町長が記名押印のうえ、各自その１通を保持する。

平成 18 年３月１日

記名押印　〔略〕

１１－９ 愛媛県消防防災ヘリコプター運航管理フロー

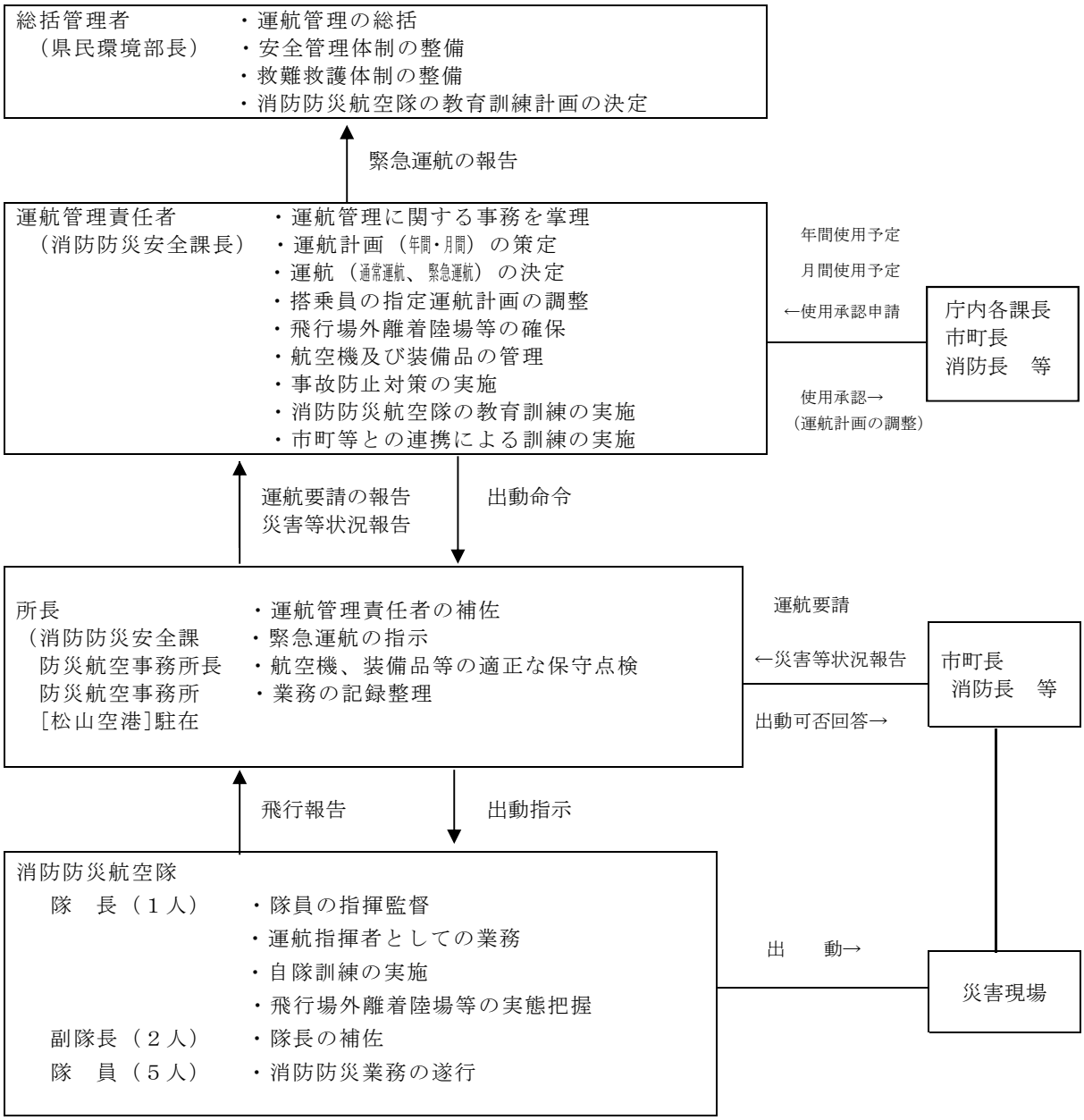

１１－１０ 緊急運航連絡系統図

１　平日の緊急運航連絡系統図

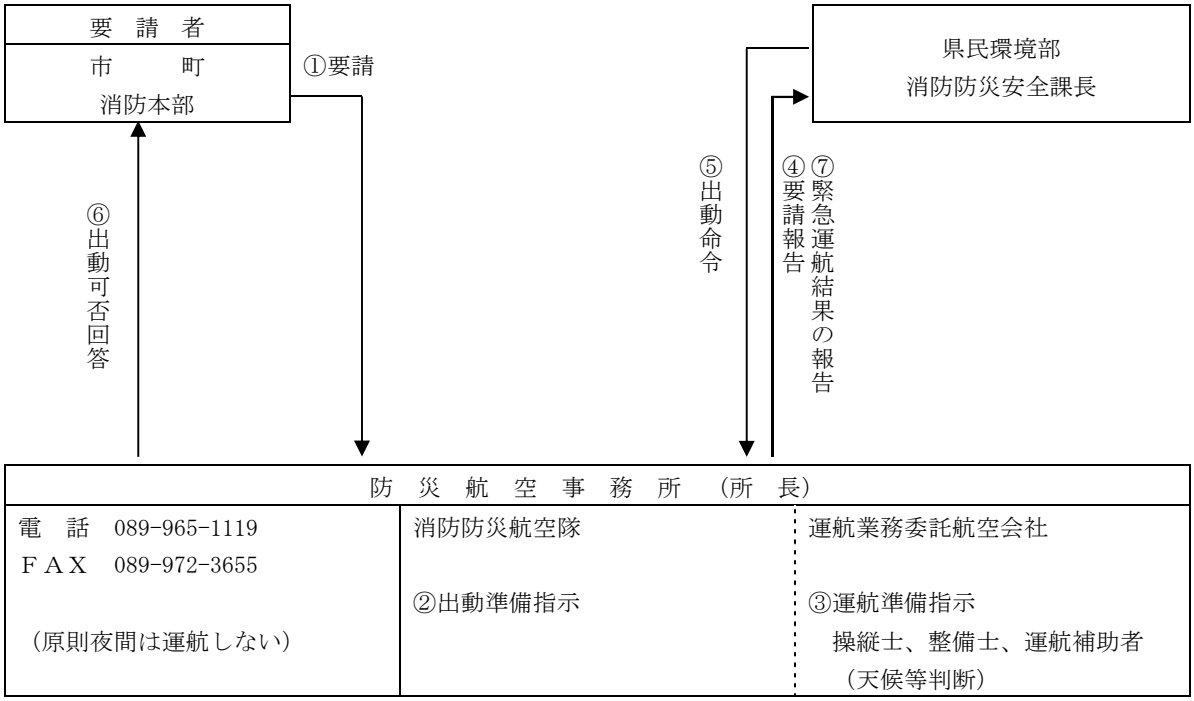

２　土・日・祝祭日緊急運航連絡系統図

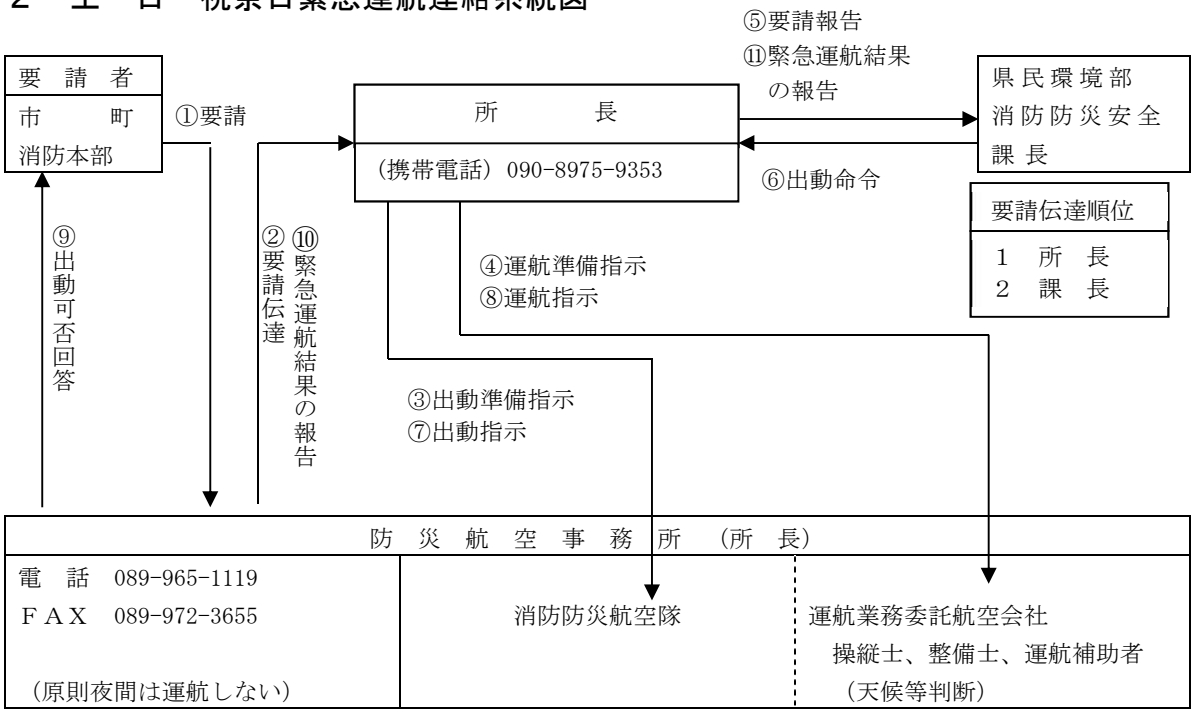

（夜間の場合）災害が発生し、翌朝、日の出とともに運航を希望する場合は、災害等の状況を所長に連絡し、所長は関係者に連絡する（携帯電話等による。）。

特に、夜間運航を要する緊急の事態が生じた場合には、所長は運航業務委託航空会社と協議した結果を課長に報告し、課長より運航の可否について指示を受ける。

１１－１１　重要水防区域

河川名 海岸	水防管理団体名	重要水防区域		特に危険な箇所及び対策						関係区域			避難	備考
		左右岸	延長(m)	左右岸	延長(m)	危険な状態	水防対策工法	必要資材及び数量	担当消防団員及び人員	集落名	戸数(戸)	人口(人)	避難場所	収容能力(人)
森川	伊予市	左	150						伊予市 第2分団2部 17名	森	25	100	扶桑会館	114
上灘川	〃	左	150	左	80	溢水	積み土のう工	土のう袋 1,000枚	伊予市 第8分団1部 31名	灘町	63	236	ふたみ農林漁業者 トレーニングセンター	600
		右	80	右	40									
豊田川	〃	右	100	右	80	〃	〃	〃	伊予市 第10分団1部 26名	上浜	52	185	下灘小学校	1,651
										下浜				
中山川	〃	左	150						伊予市 第6分団1部 34名	豊岡一	75	212	中山中学校	1,948
		右	120							豊岡二				

１２　広域応援関係

１２－１ 災害応援協定一覧

１　公共団体応援協定

区分	協定名	締結先団体	締結年月日	協定援助内容
医療救護	災害時の医療救護に関する協定 ＜社団法人愛媛県医師会＞	愛媛県 県内 20 市町 社団法人愛媛県医師会	平成 8 年 2 月 1 日	救護班の派遣
	災害時の医療救護に関する協定 ＜社団法人愛媛看護協会＞	愛媛県 県内 20 市町 社団法人愛媛看護協会	平成 15 年 4 月 9 日	医療従事者の派遣
	災害時の医療救護に関する協定 ＜社団法人愛媛県歯科医師会＞	愛媛県 県内 20 市町 社団法人愛媛県歯科医師会	平成 15 年 4 月 9 日	救護班の派遣
	災害時の医療救護に関する協定 ＜社団法人愛媛県薬剤師会＞	愛媛県 県内 20 市町 社団法人愛媛県薬剤師会	平成 15 年 4 月 9 日	医療従事者の派遣
	災害時の医療救護に関する協定	松前町 砥部町 一般社団法人　伊予医師会	平成 28 年 3 月 17 日	医療救護班の派遣
	災害時の医療救護に関する協定	松前町 砥部町 伊予歯科医師会	平成 28 年 3 月 17 日	医療救護班の派遣
消防	中予地区広域消防相互応援協定	1 消防組合 6 市町	平成 2 年 8 月 1 日	消防隊、救急隊その他必要な人員、資機材の出動
	愛媛県消防広域相互応援協定	4 消防組合 20 市町	平成 18 年 3 月 1 日締結 令和 2 年 3 月 31 日再締結	応援消火隊、救助隊、救急隊、化学隊、その他必要な部隊の派遣
	愛媛県消防団広域相互応援協定書	4 消防組合 20 市町	令和 2 年 3 月 31 日	人員、車両、装備等の応援消防団の派遣
	伊予、大洲、久万高原広域消防相互応援協定	伊予市 大洲市 砥部町 内子町 久万高原町 伊予消防等事務組合 大洲地区広域消防事務組合	平成 17 年 11 月 1 日	応援隊の派遣
	松山自動車道消防相互応援協定	東温市 松山市 砥部町 伊予市 伊予消防等事務組合	平成 8 年 11 月 1 日	消防隊、救急隊その他必要な人員、資機材の応援（伊予市以東）

区分	協定名	締結先団体	締結年月日	協定援助内容
消防	松山自動車道消防相互応援協定	伊予市 内子町 大洲市 伊予消防等事務組合 大洲地区広域消防事務組合	平成 17 年 11 月 1 日	消防隊、救急隊その他必要な人員、資機材の応援(伊予市以西)
相互応援	全国伝統地名市町災害時相互支援に関する協定	青森県むつ市 三重県志摩市 京都府京丹後市 大阪府摂津市 大阪府和泉市 兵庫県播磨町 岡山県美作市 山口県長門市 徳島県阿波市 伊予市	平成 25 年 9 月 1 日	食料、飲料水、物資、医療、防疫、施設応急復旧等に必要な物資・資機材の提供 救援・応急復旧への職員派遣 被災者の一時収容施設の提供 ボランティアのあっせん
	瀬戸内・海の路ネットワーク災害時相互応援に関する協定	瀬戸内・海の路共助会員市町村 77 団体	平成 25 年 12 月 27 日締結 令和 2 年 3 月 13 日再締結	応急対策並びに応急復旧に必要な資機材の及び物資の提供、職員の派遣 医療機関への被災傷者等の受け入れ 被災者への臨時的な居住施設の提供
	災害時における愛媛県市町相互応援に関する協定	愛媛県 県内 20 市町	平成 28 年 2 月 17 日	食料等の供給及びそれに必要な資機材の提供 被災者の救出等に必要な物資等の提供 救援活動に必要な車両等の提供 応急復旧等に必要な職員の派遣 被災者を一時収容するための施設の提供 被災市町に代行しての情報の発信
情報等	災害時における情報交換及び支援に関する協定	国土交通省四国地方整備局	平成 23 年 10 月 26 日	情報連絡網の構築、災害応急措置
防災拠点	大規模災害発生時における広域防災拠点に関する協定	愛媛県	平成 26 年 10 月 2 日	大規模災害発生時における広域防災拠点（ウェルピア伊予）の利用
水道施設	渇水等緊急時における相互応援協定	松山市 伊予市 東温市 松前町 砥部町	平成 14 年 7 月 2 日	水道施設の事故や渇水・地震・風水害等の自然災害時における応急給水、水道用水の補給及び水道施設の復旧等について、相互に応援活動を行う。

２　事業所協定

区分	協定名	締結先名称	締結年月日	協定援助内容
食料・飲料水・生活費需品・燃料供給等	災害時における救援物資提供に関する協定	四国コカ・コーラボトリング株式会社	平成 18 年 5 月 25 日	地域貢献型自動販売機の機内在庫製品の無償提供等
	災害時における応急対策業務の協力に関する協定	社団法人愛媛県エルピーガス協会松山支部	平成 20 年 10 月 30 日	避難所への LP ガスボンベの供給 協会員所有の炊き出し用資材の避難所への貸出 可能な支援協力
	災害時における応急対策業務の協力に関する協定	えひめ中央農業協同組合	平成 21 年 9 月 5 日	避難所への食料品、日用品等の供給 ガソリン、灯油等の供給 協力可能な応急対策業務
	災害時における応急対策業務の協力に関する協定	株式会社門田	平成 22 年 2 月 22 日	石油類燃料の優先供給及び運搬 近隣被災者のための飲料水の集積及び一時避難場所としての土地及び施設等の提供 その他協力可能な業務
	災害時における応急対策業務の協力に関する協定	株式会社フジ	平成 22 年 4 月 13 日	施設内で販売・保管又は調達可能な物資等の供給 一時避難所及び災害活動拠点としての施設の駐車場等の利用 その他協力可能な業務
	災害時等における物資供給協力に関する協定	生活協同組合コープえひめ	平成 24 年 12 月 13 日	生活物資の安定供給
	災害時における応援対策業務に関する協定	四国森紙業株式会社	平成 27 年 1 月 28 日	生産・調達可能な物資等の供給 一時避難所及び災害活動拠点として駐車スペース等の提供 その他、協力可能な業務
	災害時等における物資の供給協力等に関する協定	ＤＣＭダイキ株式会社	平成 27 年 4 月 1 日	物資供給等の協力

区分	協定名	締結先名称	締結年月日	協定援助内容
応急復旧等	災害時における物資供給協力に関する協定	愛媛県森林組合連合会 松山流域森林組合 伊予森林組合 砥部町森林組合	平成 24 年 10 月 9 日	応急仮設住宅の設置、被災住宅の応急修理に必要な木質資材、木材(素材)の供給 庁舎等建設に必要な木質資材、庁舎等建設資材として必要な木材(素材)の供給 その他協力可能な業務
	災害時における物資供給協力に関する協定協定	社団法人　愛媛県木材協会	平成 24 年 10 月 9 日	応急仮設住宅の設置、被災住宅の応急修理に必要な木質資材、木質資材の供給
	災害時における応急対策業務の協力に関する協定	愛媛県電気工事工業組合伊予支部伊予電気工事協同組合 愛媛県電気工事工業組合	平成 25 年 9 月 24 日締結 令和 2 年 6 月 23 日再締結	避難場所への電気関係資機材等の提供 避難場所の電気設備の応急点検 その他協力可能な応急対策業務
	災害時の協力に関する協定	四国電力株式会社 四国電力送配電株式会社	平成 26 年 1 月 8 日締結 令和 2 年 4 月 1 日再締結	電力供給設備の優先復旧 復旧作業に対する市への協力
	大規模災害時における農業用水施設を活用した防災活動に関する協定	道後平野土地改良区	平成 28 年 2 月 16 日	緊急時の農業用水の優先的な供給 その他防災活動の実施に関すること
	大規模災害時における農業用水施設を活用した防災活動に関する協定	伊豫郡大谷池土地改良区	平成 28 年 2 月 16 日	緊急時の農業用水の優先的な供給 その他防災活動の実施に関すること
	災害時等における応急対策業務に関する協定	一般社団法人愛媛県建設業協会伊予支部	平成 29 年 6 月 26 日	災害が予想される時及び災害時に支部の会員を派遣して災害復旧業務を実施すること
	災害時における復旧支援協力に関する協定	公益社団法人日本下水道管路管理業協会	令和元年 5 月 22 日	被災した下水道管路施設の復旧支援協力
	災害時における下水道施設の技術支援協力に関する協定	公益社団法人全国上下水道コンサルタント協会中国・四国支部	令和元年 5 月 22 日	下水道施設が被災又は被災することが明らかに予見される場合の技術支援協力
	災害時における水道施設復旧作業等応急対策への協力に関する協定	伊予市管工事業協働組合	令和元年 8 月 23 日	被害が生じた水道施設に係る応急対策業務への協力

区分	協定名	締結先名称	締結年月日	協定援助内容
相互応援	災害発生時における伊予市と伊予市内等郵便局の協力に関する協定	伊予市内9郵便局 松山中央郵便局	平成27年 7月7日	緊急車両等としての車両の相互提供 被災者の同意の上で作成した避難先リスト等の情報の相互提供 その他協力可能な業務
情報・通信等	災害時における地図製品等の供給等に関する協定	株式会社ゼンリン四国エリア統括部	平成27年 1月28日	可能な範囲で地図製品等を供給 （住宅地図インターネット配信サービスZNETTOWN含む）
	災害に係る情報発信等に関する協定	ヤフー株式会社	令和元年 11月19日	災害に係る必要な情報を迅速に市民へ提供し、かつ行政機能の低下を軽減させること
その他被災者支援	災害時における家屋被害認定調査に関する協定	愛媛県土地家屋調査士会	平成25年 2月25日	災害時における家屋被害認定調査の実施 り災証明に関する相談への補助
	災害時における被災者支援に関する協定	愛媛県行政書士会	平成29年 1月25日	災害時に窓口を設置し会員を派遣して行政書士業務を実施すること
	災害時の動物救護活動に関する協定	公益社団法人　愛媛県獣医師会	令和元年 9月12日	災害時に犬及び猫等が被災した際の救済措置実施に関すること
	健康増進に関する包括連携協定	大塚製薬	令和2年 8月21日	次の事項について連携と協力をする。 ①健康増進・食育 ②企業における健康づくり ③スポーツ振興 ④防災

１２－２ 自衛隊派遣要請様式

１　災害派遣要請

年　　月　　日

災害派遣要請者あて

発信者名

自衛隊の災害派遣要請依頼について

災害を防除するため、下記のとおり自衛隊の派遣要請を依頼します。

記

１　災害の情況及び派遣要請を依頼する理由

２　派遣を希望する期間

３　派遣を希望する区域及び活動内容

４　その他参考となるべき事項

（１）連絡場所

（２）連絡責任者

（３）気象状況等

（４）その他

２　撤収要請

年　　月　　日

災害派遣要請者あて

発信者名

自衛隊の撤収要請依頼について

自衛隊の災害派遣をうけましたが、災害の復旧もおおむね終了しましたから、下記のとおり撤収要請を依頼します。

記

１　撤収要請依頼日時

年　　月　　日

２　派遣要請依頼日時

年　　月　　日

３　撤収作業場所

４　撤収作業内容

３　救急患者空輸要請

年　　月　　日

災害派遣要請者あて

発信者名

自衛隊航空機の派遣要請依頼について

救急患者空輸のため、下記のとおり自衛隊航空機の派遣を要請します。

記

１　派遣要請の理由

２　派遣を要する日時

３　派遣を要する場所及び輸送場所

４　空輸を必要とする救急患者

氏名　　血液型　　生年月日

５　同乗者（医師、親族）

氏名　　血液型　　生年月日

〃　　〃　　〃

６　その他

医療機材、特記事項等

４　救急患者空輸撤収要請

年　　月　　日

災害派遣要請者あて

発信者名

自衛隊航空機の撤収要請依頼について

平成　　年　　月　　日　　時　　分要請した航空機等の出動については、目的地（　　）へ空輸できましたので、下記のとおり下記のとおり撤収要請を依頼します。

記

１　撤収要請依頼日時

年　　月　　日

１２－３　中予地区広域防災拠点一覧

No.	拠点機能		名称	住所	施設所有者	屋外活動スペース			屋内活動スペース		各種設備							その他併設施設
	進出・活動	物資				名称	面積(㎡)	照明の有無	名称	面積(㎡)	駐車場面積㎡	自家発電設備	貯水槽	無線通信設備	量トイレ人の槽許容	宿泊施設	離着陸コプタ場	
1		物資	愛媛国際貿易センター（アイテムえひめ）	松山市大可賀2丁目1番28号	愛媛県ほか（二者で区分所有）	FAZプラザ、小展示場屋上	4,100	×	大展示場、小展示場、会議室等	7,651	16,933	○	○	×	下水	×	×	
2	進出活動	物資	県営総合運動公園	松山市上野町乙46番地　他	愛媛県	陸上競技場、多目的広場他	40,000	○	体育館	3,300	58,000	×	×	×	1,000	×	○	動物園、テニスコート、キャンプ場など
3	進出活動	物資	生涯学習センター及びえひめ青少年ふれあいセンター	松山市上野町650番地	愛媛県	駐車場・グランド	23,269	×	体育館	1,236	23,269	○	○	×	1,120	○	×	えひめ青少年ふれあいセンター（宿泊棟・研修棟）生涯学習センター（研修室など）
4	進出活動		ウェルピア伊予	伊予市下三谷1761番地1	伊予市	野球場、いこいの広場	14,800	×	体育館	2,766	10,000	○	×	×	2,400	○	○	テニスコート、プール、ゴルフ練習場、宿泊施設等
5	活動		久万公園グラウンド	久万高原町菅生2-1546	久万高原町	グラウンド	38,157	○	体育館	1,716	2,200	×	×	×	50	×	○	テニスコート、管理棟、プール

１３　防災組織関係

１３－１ 伊予市防災会議条例

平成 17 年４月１日条例第 166 号
改正
平成 24 年９月 27 日条例第 23 号

伊予市防災会議条例

（趣旨）

第１条　この条例は、災害対策基本法（昭和 36 年法律第 223 号）第 16 条第６項の規定に基づき、伊予市防災会議（以下「防災会議」という。）の所掌事務及び組織を定めるものとする。

（所掌事務）

第２条　防災会議は、次に掲げる事務をつかさどる。

（１）伊予市地域防災計画及び伊予市水防計画を作成し、並びにその実施を推進すること。

（２）市長の諮問に応じて市の地域に係る防災に関する重要事項を審議すること。

（３）前号に規定する重要事項に関し、市長に意見を述べること。

（４）前３号に掲げるもののほか、法律又はこれに基づく政令によりその権限に属する事務

（会長及び委員）

第３条　防災会議は、会長及び委員をもって組織する。

２　会長は、市長をもって充てる。

３　会長は、会務を総理する。

４　会長に事故があるときは、あらかじめその指名する委員がその職務を代理する。

５　委員は、次に掲げる者をもって充てる。

（１）愛媛県の知事の部内の職員のうちから市長が委嘱する者

（２）愛媛県警察の警察官のうちから市長が委嘱する者

（３）市長がその部内の職員のうちから指名する者

（４）教育長

（５）消防長及び消防団長

（６）指定公共機関又は指定地方公共機関の職員のうちから市長が委嘱する者

（７）自主防災組織を構成する者又は知識経験を有する者のうちから市長が委嘱する者

６　前項第１号、第２号、第３号、第６号及び第７号の委員の定数は、それぞれ１人、１人、５人、５人及び５人とする。

７　第５項の委員の任期は、委嘱又は任命を受けた日から当該委嘱又は任命の日の属する年度の翌年度の３月 31 日までとする。ただし、補欠の委員の任期は、その前任者の残任期間とする。

８　前項の委員は、再任されることができる。

（専門委員）

第４条　防災会議に、専門の事項を調査させるため、専門委員を置くことができる。

２　専門委員は、愛媛県の職員、市の職員、関係指定公共機関の職員、関係指定地方公共機関の職員及び学識経験のある者のうちから、市長が委嘱又は指名する。

３　専門委員は、当該専門の事項に関する調査が終了したときは、解任されるものとする。

（議事等）

第５条　この条例に定めるもののほか、防災会議の議事その他防災会議の運営に関し必要な事項は、会長が防災会議に諮って定める。

附　則

この条例は、平成 17 年４月１日から施行する。

附　則（平成24年９月27日条例第23号）

この条例は、公布の日から施行する。

１３－２ 伊予市災害対策本部条例

平成 17 年４月１日条例第 167 号
改正
平成 24 年９月 27 日条例第 23 号

伊予市災害対策本部条例

（趣旨）
第１条　この条例は、災害対策基本法（昭和 36 年法律第 223 号）第 23 条の２第８項の規定に基づき、伊予市災害対策本部（以下「災害対策本部」という。）に関し必要な事項を定めるものとする。
（組織）
第２条　災害対策本部長は、災害対策本部の事務を総括し、所部の職員を指揮監督する。
２　災害対策副本部長は、災害対策本部長を助け、災害対策本部長に事故があるときは、その職務を代理する。
３　災害対策本部員は、災害対策本部長の命を受け、災害対策本部の事務に従事する。
（部）
第３条　災害対策本部長は、必要と認めるときは、災害対策本部に部を置くことができる。
２　部に属すべき災害対策本部員は、災害対策本部長が指名する。
３　部に部長を置き、災害対策本部長の指名する災害対策本部員がこれに当たる。
４　部長は、部の事務を掌理する。
（現地災害対策本部）
第４条　現地災害対策本部に現地災害対策本部長及び現地災害対策本部員その他の職員を置き、災害対策副本部長、災害対策本部員その他の職員のうちから災害対策本部長が指名する者をもって充てる。
２　現地災害対策本部長は、現地災害対策本部の事務を掌理する。
（委任）
第５条　この条例に定めるもののほか、災害対策本部に関し必要な事項は、災害対策本部長が定める。

附則
この条例は、平成 17 年４月１日から施行する。
附則（平成24年９月27日条例第23号）
この条例は、公布の日から施行する。

１３－３ 伊予市災害対策本部運営要領

伊予市災害対策本部運営要領

平成 30 年３月 27 日
訓令第１１号

（趣旨）
第１条　この要領は、伊予市災害対策本部条例（平成 17 年伊予市条例第 167 号）に基づき、災害対策本部（以下「本部」という。）の運営に関し必要な事項を定め、災害対策の円滑かつ適切な実施を図るものとする。
（本部の設置及び解散）
第２条　本部は、本部長が設置し、及び解散し、その基準はそれぞれ次のいずれかに該当したときとする。
（１）設置
ア　市域に気象業務法（昭和 27 年法律第 165 号）に基づく警報（以下「警報」という。）又は津波注意報が発表されたとき。
イ　市域に震度４以上の地震が発生したとき。
ウ　南海トラフ臨時情報（巨大地震警戒）又は南海トラフ地震（巨大地震注意）が発表されたとき。
エ　市域に災害対策基本法（昭和 36 年法律第 223 号）第２条第１号に定める災害が発生し、又は発生するおそれがある場合で、本部長が災害応急対策の必要があると認めたとき。
オ　その他本部長が設置する必要があると認めたとき。
（２）解散
ア　予想される災害の発生がないとき。
イ　災害応急対策が完了したとき。
（本部の設置場所及び表示）
第３条　本部は、災害の程度により市庁舎内又は本部長の指定する場所に置くものとする。
２　本部には、「伊予市災害対策本部」の表示をするものとする。
３　本部を設置したときは、本部事務局長は、直ちにその旨を別表第１の区分により通知し、及び公表する。
（所掌事務）
第４条　本部は、次の各号に掲げる事務を所掌する。
（１）災害に関する情報収集及び伝達に関すること。
（２）災害応急対策の実施に関すること。
（３）防災関係機関との連携・調整に関すること。
（４）被害状況等の報告に関すること。
（５）その他防災に関すること。
（組織及び事務分掌）
第５条　本部の組織は、別表第２のとおりとする。
２　部及び班に分掌される事務は、別表第３のとおりとする。
３　部長は、部を掌握し、部内の災害対策本部員（以下「本部員」という。」を指揮監督するために、部内の班に班長を置くものとする。
４　部長は、必要に応じて副部長及び副班長を置くことができる。
５　支部長は、支部を掌握し、各部長と連携して、支部に配属された本部員を指揮監督しなければならない。
６　支部長は、必要に応じて班を編成し、班長及び副班長を置くことができる。
（職務代理者の順位）
第６条　本部長不在時や通信連絡途絶時の指揮命令系統の確立のため、職務代理者の順位を次のように定める。
第１順位　副市長

第２順位　教育長
第３順位　総務部長
第４順位　その場における上席の者
２　職務代理者が本部長となるときは、本部長を代理することを宣言して職務に就かなければならない。
３　本部事務局長、部長及び班長が不在となる場合の職務代理者は、その場における上席の者とする。
（本部事務局員の招集）
第７条　本部事務局長は、災害に関する情報収集の結果、災害の発生するおそれがあると判断する場合は、本部事務局員を招集し、本部の設置準備及び配備態勢の確認その他の対応に当たるものとする。
（本部会議の開催）
第８条　本部長は、本部を設置した場合、必要に応じて本部会議を開催し、災害応急対策等について協議するものとする。
２　本部会議は、本部長、副本部長及び部長で構成し、必要に応じて他の本部員を参加させることができる。
３　本部会議の開催場所は、状況に応じて本部長が定める。
（部長付本部連絡員）
第９条　総務部長を除く部長は、部内の本部員から部長付本部連絡員を指名し、本部長に報告するものとする。
２　部長付本部連絡員は、部長を補佐し、部内における災害に関する情報及び災害応急対策の実施状況を取りまとめて本部長に報告するとともに、本部長からの伝達事項を部長に伝達するものとする。
（現地災害対策本部の設置）
第１０条　本部長は、災害が発生し、又は発生するおそれがある場合に、現地において緊急に統一的な災害応急対策を実施するため特に必要があると認めるときは、現地災害対策本部を設置することができる。
２　現地災害対策本部長は、本部長が指名する。
３　現地災害対策本部長の権限は、当該現地における災害応急対策に係る指揮命令に限るものとし、その活動内容は適時に本部長に報告しなければならない。
（兼務における取扱い）
第１１条　消防団部と他の部又は支部を兼務する本部員で、消防団組織における部長以上の職にあるものは、消防団部における所掌事務に従事するものとし、その他の者は、消防団部以外の部の所掌事務に従事するものとする。ただし、本部長の指示があるときはこの限りでない。
２　消防団部以外の部長、部長付本部連絡員、支部長及び班長並びに本部事務局員は、消防団部と兼務することができない。
３　消防団部と他の部を兼務する本部員は、あらかじめそれぞれの部長に、兼務している旨を報告しなければならない。
（配備態勢）
第１２条　災害対策本部配備態勢は、別表第４のとおりとする。
２　本部事務局長は、前項の配備態勢を踏まえた職員災害時配備計画を定めるものとする。
３　部長及び支部長は、それぞれ部内及び支部内の本部員に対し、災害対策本部組織、事務分掌、配備態勢及び職員災害時配備計画を事前に周知しておかなければならない。
４　本部員は、本部が設置された場合の避難行動、参集方法及び事務についてあらかじめ検討し、速やかに災害応急対策業務が実施できるよう心がけなければならない。
５　配備態勢の開始及び解除は、本部長が指示するものとする。
（標識）
第１３条　本部員であること及び車両が災害応急対策に使用されることを区別するため、それぞれ別表第５に掲げる腕章及び標旗を付けるものとする。ただし、他の手段により区別できる場合はこの限りでない。
（その他）

第１４条　この要領に定めるもののほか、必要な事項は本部長が別に定める。
附　則
この訓令は、平成 30 年４月１日から施行する。
附　則
この訓令は、令和元年５月 28 日から施行する。
附　則
この訓令は、令和２年５月 20 日から施行する。
附　則
この訓令は、令和３年４月 23 日から施行する。

別表第１（第３条関係）

通知・公表先	通知及び公表の方法	責任者
本部員	庁内放送、緊急時職員参集システム、電話、口頭等	本部事務局長
一般住民	固定系防災行政無線、報道機関、広報車、口頭等	
愛媛県（中予地方局）	愛媛県災害情報システム、愛媛県防災通信システム、電話、ファクシミリ、口頭等	
警察署	電話、ファクシミリ、口頭等	
防災関係機関	電話、ファクシミリ、口頭等	
報道機関	災害情報共有システム（Lアラート）、ファクシミリ、電話、口頭等	

別表第２　（第５条関係）

伊予市災害対策本部組織

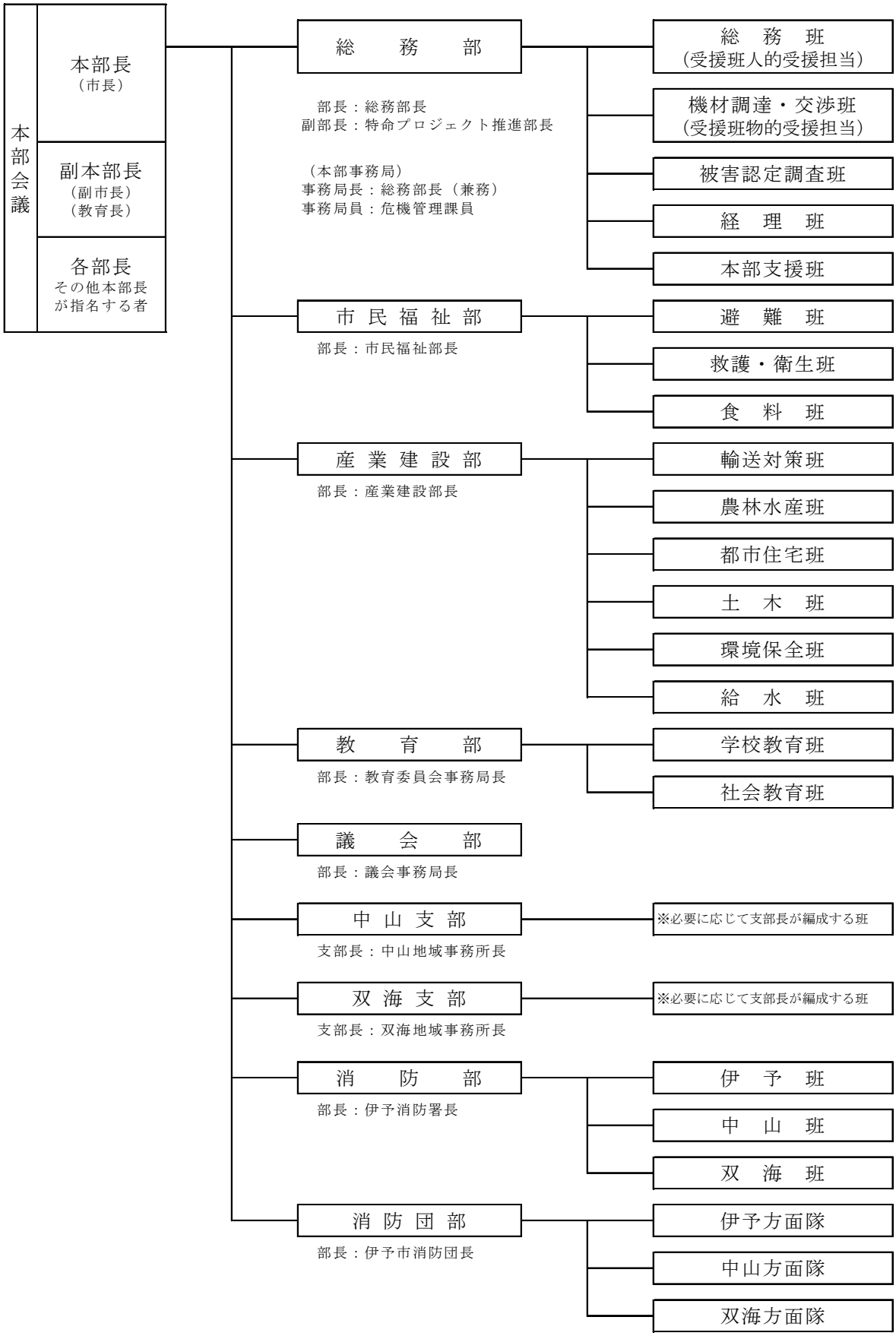

別表第３（第５条関係）

伊予市災害対策本部事務分掌

部	班	主な所管部署等	主な所掌事務
総務部	総務班 （受援班人的受援担当）	危機管理課 総務課	1　本部事務局の諸務（本部設置・動員・本部会議の準備等） 2　災害情報収集、整理及び共有 3　災害応急対策方針の企画 4　職員参集、配備及び非常招集の指示 5　部及び支部間の調整 6　住民広報 7　避難指示等 8　被害状況の把握及び報告 9　国、県その他関係機関との連絡、調整及び応援要請 10　マスコミ対応 11　罹災証明等の交付 12　原子力災害オフサイトセンターへの要員派遣 13　原子力災害広域避難支援調整 14　人的受援に関する総合調整
	機材調達・交渉班 （受援班物的受援担当）	財政課 未来づくり戦略室	1　災害関係予算編成 2　応急公用負担の企画及び交渉 3　追加資機材及び物資の購入並びに調達 4　災害応急対策用公用車の準備及び確保 5　災害時応援協定締結先との交渉 6　物的受援に関する総合調整 7　各部の応援
	被害認定調査班	税務課	1　土地家屋等の被害状況の確認及び被害認定調査 2　市税等減免措置 3　原子力災害オフサイトセンターへの要員派遣 4　各部の応援
	経理班	会計課	1　経理 2　義援金及び補助金の収受 3　各部の応援
	本部支援班	監査委員事務局	1　各部の応援

部	班	主な所管部署等	主な所掌事務
市民福祉部	避難班	福祉課 子育て支援課 長寿介護課 社会教育課（公民館） ※ただし保健師の資格を有する者を除く。	1　指定避難所の開設、把握及び運営支援 2　福祉避難場所の開設、把握及び運営支援 3　救援物資の需要把握及び配給 4　社会福祉施設の避難状況把握 5　行方不明者等捜索班の編成 6　死体の検案要請 7　死体の輸送、身元確認、収容、安置及び埋葬の企画 8　社会福祉協議会とのボランティア活動支援の連携 9　原子力災害オフサイトセンターへの要員派遣 10　各部の応援
	救護・衛生班	健康増進課 長寿介護課（保健師の資格を有する者）	1　避難者等の保健活動の企画及び実施 2　防疫の企画及び啓発 3　食品衛生活動 4　医薬品及び衛生資材の確保 5　救護所の開設 6　松山圏域災害医療対策会議との連携 7　原子力災害緊急被ばく医療活動 8　各部の応援
	食料班	市民課 農業振興課 農業委員会事務局 学校教育課（幼稚園）学校教育課（学校給食センター）	1　被災者への炊出し 2　救助活動者への炊出し 3　食料の調達及び提供 4　農産物等の被害状況の把握と災害応急対策 5　畜産伝染病予防対策 6　各部の応援

部	班	主な所管部署等	主な所掌事務
産業建設部	土木班	土木管理課	1　所管する土木施設の被害状況の把握及び災害応急対策 2　雨水排水対策 3　応急の土のう確保及び配置 4　土木技術者及び従事者の確保 5　各部の応援
	農林水産班	農林水産課	1　農地及び農林水産施設の被害状況の把握及び災害応急対策 2　農林水産物出荷制限の広報及び周知 3　各部の応援
	輸送対策班	経済雇用戦略課	1　輸送全般に係る各部の応援 2　災害応急対策車両確保の企画 3　救援物資輸送の企画 4　物資拠点・輸送の総合調整に関すること 5　各部の応援
	都市住宅班	都市住宅課	1　所管する施設、公園及び住宅の被害状況の把握及び災害応急対策 2　汚水管理対策 3　応急危険度判定の企画 4　応急仮設住宅の企画 5　各部の応援
	環境保全班	環境保全課	1　災害廃棄物収集管理の企画 2　防疫及び清掃活動 3　避難所におけるし尿処理対策 4　原子力災害緊急時モニタリングへの要員派遣 5　各部の応援
	給水班	水道課	1　水源及び給配水施設の被害状況の把握及び災害応急対策 2　水道の衛生管理 3　汚染水源の取水制限 4　各部の応援

部	班	主な所管部署等	主な所掌事務
教育部	学校教育班	学校教育課（本課） 学校教育課（校務員）	1　教育施設の被害状況の把握及び災害応急対策 2　応急教育活動 3　各部の応援
	社会教育班	社会教育課（本課） 社会教育課（図書館）	1　文化財の被害状況の把握及び災害応急対策 2　各部の応援
議会部		議会事務局	1　議員の安否確認 2　議員との連絡調整 3　各部の応援
中山支部	※支部長が別に定める。	中山地域事務所 ※各部から応援	1　要員の編成 2　中山地域内の被害状況の把握及び災害応急対策
双海支部	※支部長が別に定める。	双海地域事務所 ※各部から応援	1　要員の編成 2　双海地域内の被害状況の把握及び災害応急対策 3　原子力災害緊急時モニタリングへの要員派遣
消防部	伊予班 中山班 双海班	伊予消防署 中山出張所 双海出張所	1　消防部に係る被害状況の把握及び災害応急対策 2　行方不明者等捜索班の編成 3　その他消防業務における災害対応
消防団部	本団 伊予方面班 中山方面班 双海方面班	伊予市消防団 伊予方面隊 中山方面隊 双海方面隊	1　消防団部に係る被害状況の把握及び災害応急対策 2　行方不明者等捜索班の編成 3　その他消防団業務における災害対応

（備考）

1「災害応急対策」とは、災害対策基本法第50条の各号に掲げる事項のことで、具体的には次のとおり。

（1）警報の発令及び伝達並びに避難の勧告又は指示に関する事項
（2）消防、水防その他の応急措置に関する事項
（3）被災者の救難、救助その他保護に関する事項
（4）災害を受けた児童及び生徒の応急の教育に関する事項
（5）施設及び設備の応急の復旧に関する事項
（6）廃棄物の処理及び清掃、防疫その他の生活環境の保全及び公衆衛生に関する事項
（7）犯罪の予防、交通の規制その他災害地における社会秩序の維持に関する事項
（8）緊急輸送の確保に関する事項
（9）前各号に掲げるもののほか、災害の発生の防御又は拡大の防止のための措置に関する事項

2「本課」とは、課組織のうち、本庁舎を主たる事務所として勤務する職員で構成するものをいう。

別表第４（第11条関係）

災害対策本部配備態勢

（風水害等一般災害）

態勢区分	条件（以下のいずれか）	参集規模の概要	職員配備計画
初動態勢	1　警報が発表されたとき。 2　その他本部長が必要と認めたとき。	情報収集・連絡、住民広報の検討及び実施のための人員	別に定める。
災害警戒態勢	1　警報が発表され、災害が発生又は発生するおそれがあるときで、災害応急対策の必要があるとき。 2　その他本部長が必要と認めたとき。	予見される災害応急対策を実施するための人員	別に定める。
災害対策態勢	1　警報が発表され、市全域にわたり大規模な災害が発生又は発生するおそれがあるときで、災害応急対策の必要があるとき。 2　その他本部長が必要と認めたとき。	広範囲にわたる災害応急対策を実施するための人員	別に定める。

（地震・津波災害）

態勢区分	条件（以下のいずれか）	参集規模の概要	職員配備計画
初動態勢	1　震度４の地震が発生したとき。 2　津波注意報が発表されたとき。 3　南海トラフ臨時情報（巨大地震警戒）又は南海トラフ地震（巨大地震注意）が発表されたとき。 4　その他本部長が必要と認めたとき。	情報収集・連絡、住民広報の検討及び実施のための人員	別に定める。
災害警戒態勢	1　震度５弱以上の地震が発生したとき。 2　津波警報が発表されたとき。 3　津波注意報が発表され、災害が発生又は発生するおそれがあるときで、災害応急対策の必要があるとき。 4　その他本部長が必要と認めたとき。	予見される災害応急対策を実施するための人員	別に定める。
災害対策態勢	1　震度６弱以上の地震が発生したとき。 2　震度にかかわらず、市全域にわたり災害が発生したとき。 3　その他本部長が必要と認めたとき。	広範囲にわたる災害応急対策を実施するための人員	別に定める。

（地震・津波災害）

態勢区分	条件（以下のいずれか）	参集規模の概要	職員配備計画
初動態勢	1　震度４の地震が発生したとき。 2　津波注意報が発表されたとき。 3　南海トラフ臨時情報（巨大地震警戒）又は南海トラフ地震（巨大地震注意）が発表されたとき。 4　その他本部長が必要と認めたとき。	情報収集・連絡、住民広報の検討及び実施のための人員	別に定める。
災害警戒態勢	1　震度５弱以上の地震が発生したとき。 2　津波警報が発表されたとき。 3　津波注意報が発表され、災害が発生又は発生するおそれがあるときで、災害応急対策の必要があるとき。 4　その他本部長が必要と認めたとき。	予見される災害応急対策を実施するための人員	別に定める。
災害対策態勢	1　震度６弱以上の地震が発生したとき。 2　震度にかかわらず、市全域にわたり災害が発生したとき。 3　その他本部長が必要と認めたとき。	広範囲にわたる災害応急対策を実施するための人員	別に定める。

（原子力災害）

態勢区分	条　件	参集規模の概要	職員配備計画
災害警戒態勢	警戒事態を判断するＥＡＬ（緊急時活動レベル）として、伊予市地域防災計画（原子力災害対策編）３－２－１別表２に定めるものにあてはまる場合で、本部長が県と協議の上、必要と認めたとき。	情報収集・連絡、住民広報の検討・実施、原子力防災資機材の準備その他、事態の進展にあわせた対策を実施するための人員	別に定める。
災害対策 第１配備態勢	施設敷地緊急事態を判断するＥＡＬとして、伊予市地域防災計画（原子力災害対策編）３－２－１別表３に定めるものにあてはまる場合で、本部長が県と協議の上、必要と認めたとき。	災害警戒態勢によるものの他、愛媛県オフサイトセンター及び緊急時モニタリングへの職員派遣、ＵＰＺ内住民の避難準備など、事態の進展にあわせた対策を実施するための人員	別に定める。
災害対策 第２配備態勢	全面緊急事態を判断するＥＡＬとして、伊予市地域防災計画（原子力災害対策編）３－２－１別表４に定めるものにあてはまる場合で、本部長が県と協議の上、必要と認めたとき。	災害警戒態勢及び災害対策第１配備態勢によるものの他、緊急被ばく医療への協力その他災害応急対策を実施するための人員	別に定める。

別表第５（第12条関係）

腕章

伊予市災害対策本部 本　部　長	（本部長用）
伊予市災害対策本部 副本部長	（副本部長用）
伊　　予　　市 災 害 対 策 本 部 員	（本部員用）

備考　１　腕章の大きさは、長さ 38cm、幅 10cm 程度とする。
　　２　文字の色彩は赤色又は黒色とし、地の色彩は白色とする。
　　３　字体はゴシック体とする。

標旗

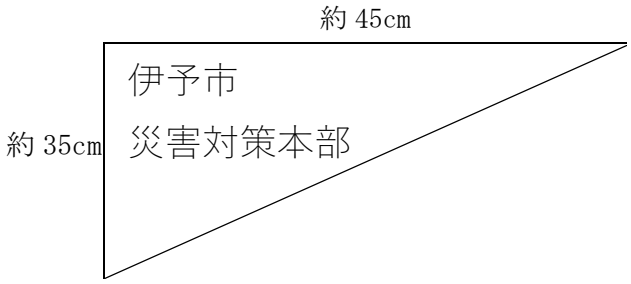

備考　１　文字の色彩は黒色とし、地の色彩は黄色とする。
　　２　字体はゴシック体とする。

１３－４ 防災・危機管理セルフチェック項目一覧

大項目	中項目	番号	チェック項目	マニュアル等の根拠
平時からの備え	市町村の業務継続	1	市町村長不在時にはあらかじめ定められた代行者が在庁する体制がとられているか。	「大規模災害発生時における地方公共団体の業務継続の手引き」p. 41
		2	災害時に防災・危機管理担当職員から、市町村長や担当幹部に、直接連絡できる体制を整備しているか。	「大規模災害発生時における地方公共団体の業務継続の手引き」p. 41, 43
		3	執務時間外及び休日の災害発生時に備え、宿日直体制（これに相当する参集体制を含む。）を整備しているか。	「大規模災害発生時における地方公共団体の業務継続の手引き」p. 50
		4	災害事象毎の参集基準、手段を定めるなど災害時に必要な職員が参集する体制を構築しているか。	「大規模災害発生時における地方公共団体の業務継続の手引き」p. 43
		5	本庁舎が使用できなくなった場合の代替庁舎を定めているか。	「大規模災害発生時における地方公共団体の業務継続の手引き」p. 54
		6	災害対策本部が設置される庁舎に、非常用電源を設置し、72 時間以上の燃料を備蓄しているか。	「大規模災害発生時における地方公共団体の業務継続の手引き」p. 58
		7	災害対応業務にあたる職員用の飲料水、食料、仮設トイレ等を、３日分以上備蓄しているか。	「大規模災害発生時における地方公共団体の業務継続の手引き」p. 65
		8	安否確認、被災者支援に不可欠な住民記録等のデータをバックアップし、庁舎外で保管するなど同時被災しないようにしているか。	「地方公共団体における ICT 部門の業務継続計画（BCP）策定に関するガイドライン」p. 30 「大規模災害発生時における地方公共団体の業務継続の手引き」p. 63
		9	避難勧告等発令、安否確認、被害情報収集などの「非常時優先業務」を整理しているか。	「大規模災害発生時における地方公共団体の業務継続の手引き」p. 25
		10	全庁的な役割分担を行い、防災・危機管理担当以外の職員も迅速かつ的確に災害対応ができるよう職員対応マニュアルを作成しているか。	「市町村のための水害対応の手引き」p. 11
	住民の避難への備え	11	各地域において発生が懸念される災害リスク情報について、ホームページ等で公表するなど平時から住民等に周知しているか。	「避難勧告等に関するガイドライン①（避難行動・情報伝達編）」p. 16
		12	避難勧告等が発令された場合に、災害種別ごとに住民がとるべき避難行動（例：防災マップや災害・避難カードの作成、防災訓練の実施等）を理解できるようにするための取組を実施しているか。	「避難勧告等に関するガイドライン①（避難行動・情報伝達編）」p. 16
		13	災害種別毎に指定緊急避難場所を指定した上で、都道府県にその旨を通知し、住民に周知しているか。	「災害対策基本法等（地区防災計画、指定緊急避難場所及び指定避難所関連事項）の運用について」p. 6
		14	指定緊急避難場所の開設について、施設の開放を行う担当者等をあらかじめ定めるなど管理体制を確立しているか。	「災害対策基本法等（地区防災計画、指定緊急避難場所及び指定避難所関連事項）の運用について」p. 6

大項目	中項目	番号	チェック項目	マニュアル等の根拠
災害応急対策（事前段階）	災害対策本部の設置・運営	15	災害事象毎に設置基準を定めるなど災害対策本部を迅速に設置する備えがとられているか。	「防災基本計画」p. 44
		16	各班及び関係機関との情報共有・調整を円滑に行うため、災害対策本部用に、平時の執務室から独立した広いスペース（会議室等）を確保しているか。	「市町村のための水害対応の手引き」p. 12
		17	災害対策本部において、道路、河川カメラ、ヘリテレ、119 番入電状況等の情報を収集するための防災情報システムを整備しているか。	「防災基本計画」p. 20
		18	災害対策本部において把握、対応すべき事項（人的被害、建物被害の状況等）を、災害事象毎に事前に想定しているか。	「防災基本計画」p. 41
		19	災害対策本部において、国・都道府県等の関係機関との連絡のた め、災害時優先電話（固定電話又は携帯電話）、防災行政無線（移動系）、衛星携帯電話等の通信手段を、複数確保しているか。	「大規模災害発生時における地方公共団体の業務継続の手引き」p. 60
		20	災害対策本部の収集情報、意思決定などについて、どのように公表するか、あらかじめ方針を決定しているか。	「市町村のための水害対応の手引き」p. 19
		21	広報・報道対応の責任者を明確に位置づけ、窓口を一元化する体制をとっているか。	「市町村のための水害対応の手引き」p. 19
		22	災害対応業務に利用する計画、マニュアル、ガイドライン等について、発災後直ちに活用できるよう、あらかじめ印刷してファイルにまとめているか。	「防災基本計画」p. 25
	避難勧告等の発令基準の策定	23	災害種別毎に避難勧告等の具体的でわかりやすい発令基準を、あらかじめ策定しているか。	「避難勧告等に関するガイドライン②（発令基準・防災体制編）」p. 4
		24	避難勧告等の発令基準を、関係機関等からの助言を受けた上で策定しているか。	「避難勧告等に関するガイドライン②（発令基準・防災体制編）」p. 8
		25	策定した避難勧告等の発令基準について、住民等にホームページ等で公表するなど周知しているか。	「避難勧告等に関するガイドライン①（避難行動・情報伝達編）」p. 16
	避難勧告等の伝達手段	26	住民への迅速・確実な情報伝達のために、複数の伝達手段を確保しているか。	「避難勧告等に関するガイドライン①（避難行動・情報伝達編）」p. 28
		27	伝達手段を災害時に最大限活用できるよう、平時から各伝達手段の点検、操作訓練等を実施しているか。	「避難勧告等に関するガイドライン①（避難行動・情報伝達編）」p. 28
	避難勧告等の発令時の対応	28	避難勧告等発令時に、その対象者、対象地区を明確にして分かりやすく伝達することとしているか。	「避難勧告等に関するガイドライン①（避難行動・情報伝達編）」p. 19
	要配慮者、要支援者の避難	29	避難行動要支援者名簿を平時より避難支援等関係者に対して提供しているか。	「避難行動要支援者の避難行動支援に関する取組指針」p. 20-21
		30	避難行動要支援者、要配慮者利用施設に対する避難勧告等の伝達方法、担当を定めているか。	「避難勧告等に関するガイドライン①（避難行動・情報伝達編）」p. 36, 39

大項目	中項目	番号	チェック項目	マニュアル等の根拠
災害応急対策（人命救助等）	警戒・被害情報の収集及び分析	31	災害発生の危険性が高まっている段階から、又は発災直後から情報収集等を確実に行うため、災害対策本部に、情報収集、情報分析を行う担当を設けているか。	「大規模災害発生時における地方公共団体の業務継続の手引き」p. 70 「避難勧告等に関するガイドライン②（発令基準・防災体制編）」p. 47
		32	人的・物的被害、孤立地区の発生状況等、被害の規模等を把握するため、情報収集先、方法、聞き取り項目を、あらかじめ設定しているか。	「防災基本計画」p. 41
		33	行方不明者数を含む人的被害の状況把握のため、被災者の安否確認の方法、消防・警察などの情報収集先についてあらかじめ定めているか。	「防災基本計画」p. 41
		34	住民からの問合せに円滑に対応し、本来の災害対応業務に支障が生じないよう、問合せ窓口を一元化する体制をとっているか。	「市町村のための水害対応の手引き」p. 20
	救助・救急活動	35	緊急消防援助隊や自衛隊等の災害派遣を要請する場合の手順、連絡先等をあらかじめ明確にしているか。	「市町村のための水害対応の手引き」p. 25
		36	被害状況等の早急な把握に努め、救助・救急活動のため関係機関と情報共有を図る連絡体制を確保しているか。	「防災基本計画」p. 52
		37	救助活動等を行う、警察・消防・自衛隊等の活動拠点をあらかじめ指定、確保しているか。	「防災基本計画」p. 52
災害応急対策（被災者支援）	災害救助法の適用	38	避難所の開設・運営、住宅の応急修理、仮設住宅の確保等に必要な費用等を整理するため、災害救助法の救助項目ごとに発災時の対応を検討しているか。	「市町村のための水害対応の手引き」p. 38
	避難所の運営	39	指定避難所をあらかじめ指定をした上で、都道府県にその旨を通知し、住民に周知しているか。	「災害対策基本法等（地区防災計画、指定緊急避難場所及び指定避難所関連事項）の運用について」p. 15
		40	高齢者や障害者、妊産婦等の特に配慮が必要な方々を受け入れる福祉避難所を設置できるよう、あらかじめ候補となる施設を選定しているか。	「避難所運営ガイドライン」p. 13
		41	各避難所の運営を支援するため、避難所運営の担当（部署、職員）をあらかじめ決定しているか。	「避難所運営ガイドライン」p. 10
		42	避難所の開設・運営に必要となるマニュアルや書類（避難者名簿、備蓄物資一覧表等）を作成しているか。	「避難所運営ガイドライン」p. 15, 16
		43	各避難所におけるニーズに対応できるよう、災害対策本部と避難所間の通信手段を確保し、避難所ニーズを把握・連絡する体制を整えているか。	「避難所運営ガイドライン」p. 11
		44	早期に自主避難に移行できるよう、住民用の避難所生活の心構え等の啓発資料を作成するとともに、自主防災組織や自治会等と協働で避難所運営訓練を実施しているか。	「避難所運営ガイドライン」p. 15, 17

大項目	中項目	番号	チェック項目	マニュアル等の根拠
災害応急対策（被災者支援）	受援体制	45	災害対策本部に、応援受入れの総合窓口として、人的支援の申出の受付、支援ニーズの把握など、受援を調整する担当組織を設けることをあらかじめ定めているか。	「市町村のための水害対応の手引き」p. 28
		46	発災時早期から応援を受けることができるよう、近隣市町村と相互応援協定を締結しているか。	「市町村のための水害対応の手引き」p. 27
		47	同時的な被災を避ける観点から、遠方の地方公共団体と相互応援協定を締結しているか。	「市町村のための水害対応の手引き」p. 27
		48	他団体に迅速に支援を要請するため、防災関係機関の連絡先リストをあらかじめ作成しているか。	「大規模災害発生時における地方公共団体の業務継続の手引き」p. 43
		49	支援物資確保、ライフライン復旧等のために、民間企業等と災害時相互応援協定を締結しているか。	「市町村のための水害対応の手引き」p. 27
		50	被害情報収集、安否確認、避難所運営、被災者の生活再建支援などの災害応急対策を応援を受けながら遂行する体制がとられているか。	「防災基本計画」p. 23
	物資輸送	51	大規模災害が発生した場合には平常時のように物資を確保できないことを想定し、想定避難者数分に応じて、毛布・飲料水・非常食等を備蓄するとともに、追加調達ができるよう、手順等を定めているか。	「防災基本計画」p. 35 「避難所運営ガイドライン」p. 14
		52	国、都道府県など他地域からの支援物資を受け入れるための物資の集積拠点をあらかじめ複数箇所確保しているか。	「防災基本計画」p. 35
		53	民間の物流事業者と協定を締結するなど、救援物資を各避難所に届けるための手段、手順をあらかじめ定めているか。	「防災基本計画」p. 71
	ボランティアの受入れ	54	災害ボランティアセンターの開設・運営主体となる市町村社会福祉協議会等との間で、双方の役割分担を決定しているか。	「市町村のための水害対応の手引き」p. 29
		55	市町村社会福祉協議会、ボランティア団体等と協働して、定期的に、連携訓練、研修、交流会等を実施しているか。	「市町村のための水害対応の手引き」p. 29
復旧	廃棄物の処理	56	発災直後から行われる廃棄物の撤去、適正処理等のため、仮置き場の候補地を選定しているか。	「市町村のための水害対応の手引き」p. 41
	被災者台帳	57	被災者台帳に記載・記録する事項を具体的に定めているか。	「被災者台帳作成チェックリスト」
		58	被災者台帳作成に必要な情報の保有部署を把握し、情報収集の方法を定めているか。	「被災者台帳作成チェックリスト」
		59	被災者台帳情報の利用ルールを定めているか。	「被災者台帳作成チェックリスト」
	被害認定・罹災証明書	60	住家被害認定及び罹災証明書の発行を速やかにできるよう、担当部署を決定しているか。	「市町村のための水害対応の手引き」p. 33
		61	住家被害調査及び罹災証明書の交付について、他の市町村等からの受援体制を整備しているか。	「市町村のための水害対応の手引き」p. 33
		62	住家被害認定及び罹災証明書の発行を速やかにできるよう、マニュアルを整備するとともに、研修を実施しているか。	「市町村のための水害対応の手引き」p. 33

１３－５ 防災関係機関及び非常電話連絡表

※は、問い合わせ先電話番号

名称	住　　所	電話番号
愛媛県庁（防災危機管理課）	松山市一番町４丁目 4-2	941-2111 912-2335
愛媛県中予地方局（総務県民課）	〃　北持田町 132	941-1111 909-8750
松山海上保安部	〃　海岸通 2426-5	951-1196
陸上自衛隊中部方面特科隊	〃　南梅本町乙 115	975-0911
愛媛県中予保健所（企画課）	〃　北持田町 132	941-1111 909-8755
松山地方気象台（防災業務課）	〃　北持田町 102	941-0012 933-3610
伊予警察署（警備課）	伊予市下吾川 960	982-0110
伊予警察署　駅前交番	〃　米湊 834-15	982-3695
伊予警察署　上野駐在所	〃　上三谷甲 1873-4	983-1090
伊予警察署　中村駐在所	〃　中村 6	983-1091
伊予警察署　大平駐在所	〃　大平甲 1062-3	983-3478
伊予警察署　中山駐在所	〃　中山町中山丑 510-2	967-1100
伊予警察署　双海駐在所	〃　双海町上灘甲 5718-1	986-0311
伊予消防署	〃　下吾川 950-3	982-0119
伊予消防署　中山出張所	〃　中山町中山丑 508	967-1171
伊予消防署　双海出張所	〃　双海町上灘甲 5821-6	986-0074

【庁舎・支所等】

名称	住　　所	電話番号
伊予市役所	伊予市米湊 820	982-1111
伊予市庁第１別館	〃　米湊 821-13	982-1111
中山地域事務所	〃　中山町出渕２番耕地 138-1	967-1111
双海地域事務所	〃　双海町上灘甲 5821-6	986-1111
佐礼谷支所	〃　中山町佐礼谷甲 816-1	968-0001
下灘支所	〃　双海町串甲 3670-16	987-0111

【保健・医療施設】

名称	住　　所	電話番号
伊予市保健センター （伊予市総合保健福祉センター内）	伊予市尾崎３番地１	983-4052
伊予市国民健康保険直営中山歯科診療所	〃　中山町中山丑 352-1	967-1510
伊予医師会	〃　下吾川 381-1	982-1414
伊予診療所	〃　米湊 816-1	982-1170
伊予病院	〃　八倉 906-5	983-2222

【福祉施設】

名称	住　　所	電話番号
伊予市社会福祉協議会　伊予事務所本館	〃　米湊 723-1	983-6224
伊予市社会福祉協議会　ボランティアセンター	〃　尾崎 3-1 伊予市総合保健センター2Ｆ	982-0393
伊予市社会福祉協議会　中山事務所	〃　中山町出渕 2-138-1	967-0100
伊予市社会福祉協議会　双海事務所	〃　双海町上灘甲 5821-6 伊予市双海地域事務所 2Ｆ	986-5777
じゅらく生きがい活動センター	〃　下吾川 1447	983-6511
みたにふれあい館	〃　上三谷甲 1519-1	982-8822
上吾川ふれあい館	〃　上吾川甲 1212-1	982-6030
唐川ふれあい館	〃　下唐川甲 335-1	982-5932
中山コミュニティセンター	〃　中山町丑 314	967-0809
笑歩会　伊予	〃　湊町 81-1	983-6301
高齢者福祉施設　ごしきの家	〃　米湊 736-3	983-4433
医療法人光風会　介護療養型老人保健施設エバーグリーン	〃　灘町 66	982-0008
グランドライフあいじゅ新川	〃　下吾川 1781-1	989-6412
ワークハウス睦美	〃　灘町 355-22	983-4795
伊予なぎさ園	〃　森甲 6-1	982-6760
空と大地	〃　本郡 54-3	992-9001
こんどうクリニック（通所リハビリテーション・通所型サービス A）	〃　灘町 302-1（3 階）	982-0338
グループホーム　ユニットいよ	〃　灘町 302-1（2 階）	997-3250
グループホーム　土香里	〃　大平甲 225-1	983-6080
グループホーム　秦皇	〃　中山町中山丑 523-1	967-1688
グループホーム　ぽかぽか（ふたみ）	〃　双海町大久保甲 974-8	987-0566
ＮＰＯ法人ライフサポート愛 シェアハウス陽だまりの家	〃　下吾川 1411-1	982-4475
メディケアたちばな	〃　灘町 136 番地 2	983-0622
（指定介護保険事業所）伊予診療所	〃　米湊 816-1	982-1170
伊予あいじゅ	〃　宮下 1224-1	982-6800
社会福祉法人　中山梅寿会　中山幸梅園	〃　中山町中山寅 381	967-1605
社会福祉法人　双海夕なぎ会 双海夕なぎ荘	〃　双海町上灘甲 5269-1	986-0055

【インフラ・運送・土木等】

名称	住　　所	電話番号
四国電力(株)愛媛支店総務課	松山市湊町６丁目６番地２	946-9707
四国電力送配電（株）松山支社総務課	松山市湊町６丁目６番地２	946-9729
西日本電信電話（株）四国支店設備部	〃　一番町 4-3	936-3570
日本通運(株) 松山ターミナル事業所	〃　八倉 160	946-7166
（社）愛媛県建設業協会伊予支部	〃　米湊 755	983-3741
(株)伊予ブルドーザー建設	〃　下吾川 947-1	982-0111
(一社)愛媛県ＬＰガス協会松山支部	松山市三番町６丁目 7-2 ラ・ベルダムビル４Ｆ	947-4744

【食料・資材等】

名称	住　　所	電話番号
(株)フジ　伊予店	伊予市米湊 728-3	983-3111
ＤＣＭダイキ　伊予店	〃　下吾川 1042	983-2321

【各種施設】

名称	住　　所	電話番号
えひめ中央農業協同組合南部営農支援センター	伊予市市場 127-1	982-4972
えひめ中央農業協同組合伊予中央支所	〃　米湊 688-1	982-0032
えひめ中央農業協同組合南山崎支所	〃　大平 1089-1	983-2500
えひめ中央農業協同組合南伊予支所	〃　上野 625	982-0206
えひめ中央農業協同組合中山営農支援センター	〃　中山町出渕 2-145-3	967-1124
えひめ中央農業協同組合中山支所	〃　中山町出渕 2-145-3	967-1122
えひめ中央農業協同組合佐礼谷経済センター	〃　中山町佐礼谷甲 829-1	968-0331
えひめ中央農業協同組合上灘支所	〃　双海町上灘 5821-5	986-1122
えひめ中央農業協同組合下灘出張所	〃　双海町串甲 91-2	987-0011
伊予漁業協同組合	〃　灘町 357	982-0134
上灘漁業協同組合	〃　双海町上灘甲 5722-3	986-1133
下灘漁業協同組合	〃　双海町串甲 3655-4	987-0021
伊予商工会議所	〃　下吾川 1512-6	982-0334
双海中山商工会	〃　中山町中山丑 285-1	967-0197
伊予港務所	〃　灘町 365	982-0043
伊予市下水浄化センター	〃　下吾川 1693-3	983-6198
焼却場「伊予地区清掃センター」	〃　三秋 1433	982-1287
中山町浄化センター	〃　中山町中山戌 785-1	967-0574
広域斎場「聖浄苑」	〃　大平甲 1968-1	983-5566
し尿処理場「塩美園」	伊予郡松前町筒井 1813	984-5602
ウェルピア伊予	伊予市下三谷 1761-1	983-4500

【学校教育施設等】

名称	住　　所	電話番号
伊予幼稚園	〃　上野 811-2	982-4201
北山崎幼稚園	〃　中村 7-1	982-3179
天使幼稚園	〃　米湊 756	982-0503
伊予小学校	〃　上野 2270	982-1575
郡中小学校	〃　上吾川 110	982-0168
北山崎小学校	〃　中村 41	982-0669
南山崎小学校	〃　大平甲 942	982-1565
佐礼谷小学校	〃　中山町佐礼谷甲 827-2	968-0200
中山小学校	〃　中山町出渕 2-143	967-0048
由並小学校	〃　双海町高岸甲 867	986-5046
翠小学校	〃　双海町上灘甲 452-1	986-5031
下灘小学校	〃　双海町串甲 110-3	987-5004
伊予中学校	〃　上野 2326	982-0616
港南中学校	〃　米湊 500-1	982-0063
中山中学校	〃　中山町出渕 2-165	967-0009
双海中学校	〃　双海町上灘甲 5286-1	986-0023
伊予農業高等学校	〃　下吾川 1433	982-1225
南山崎児童クラブ	〃　大平甲 1056-4	080-7666-5323
北山崎児童クラブ	〃　中村 41 番地北山崎小学校内	080-7666-5290
郡中放課後児童クラブ	〃　米湊 767	983-3177
南伊予児童クラブ	〃　上野 2270 伊予小学校敷地内 専用施設	080-7666-5347
なかやま学童広場	〃　中山町出渕 2 番耕地 138-1 中山地域事務所 2 階	089-967-0010
されだに学童クラブ	〃　中山町佐礼谷甲 827-2 佐礼谷小学校内	090-4507-8095
上灘学童クラブ	〃　双海町上灘甲 5821-6 双海地域事務所 2 階	089-986-1140
下灘学童クラブ	〃　双海町串甲 3670-16 下灘コミュニティセンター2 階	080-8633-4533
児童発達支援センター伊予くじら	〃　上吾川甲 1038-3	982-7839
学校給食センター	〃　大平甲 911 番地 2	989-5257

【体育施設】

名称	住　　所	電話番号
五色浜グラウンド	伊予市灘町 311	※982-0506
伊予市民体育館	〃　森甲 91-1	982-2367
伊予市民球場	〃　森甲 91-1	982-2367
伊予市民テニス場	〃　森甲 91-1	982-2367
五色浜プール	〃　灘町 311	※982-1111
長沢体育館	〃　中山町佐礼谷甲 125	※967-1111
長沢グラウンド	〃　中山町佐礼谷 1 号 4	※967-1111
永木体育館	〃　中山町中山午 987	※967-1111
永木グラウンド	〃　中山町中山午 987	※967-1111
野中体育館	〃　中山町出渕 3 番耕地 26	※967-1111
野中グラウンド	〃　中山町出渕 3-26	※967-1111
ふたみ農林漁業者トレーニングセンター	〃　双海町上灘甲 5516	※986-1111
ふたみ潮風ふれあい公園　潮風みどりの広場	〃　双海町高岸甲 923	※986-1111
しもなだ体育館	〃　双海町串甲 3670-12	987-0111
しもなだ運動公園	〃　双海町串甲 3670-12	987-0111
しもなだグラウンド	〃　双海町串甲 3670-12	987-0111

【保育施設等】

名称	住　　所	電話番号
おおひら保育所	伊予市大平甲 1056-4	983-1442
なかむら保育所	〃　中村 5	982-1562
ぐんちゅう保育所	〃　米湊 768-2	982-0953
うえの保育所	〃　上野 580	983-4339
中山認定こども園	〃　中山町出渕 2 番耕地 21-2	967-1266
上灘保育所	〃　双海町上灘甲 5823	986-0446
下灘保育所	〃　双海町串甲 229-5	987-0300
とりのきくじら保育園	〃　下吾川 458	982-0409
さくら幼児園	〃　米湊 856-2	982-0614
児童センター「みんくる」	〃　尾崎 3-1 伊予市総合保健センター3Ｆ	989-9961
児童館「あすなろ」	〃　米湊 333-4	983-5655

【集会・地域活動施設】

名称	住　　所	電話番号
ＩＹＯ夢みらい館	伊予市米湊 768-2	909-3266
市立図書館	〃　米湊 768-2ＩＹＯ夢みらい館内	983-4051
彩浜館	〃　灘町 311	982-0506
郡中地区公民館	〃　灘町 359-3	982-3508
伊予市生涯研修センター「さざなみ館」	〃　湊町 206-9	982-7220
大平地区公民館	〃　大平甲 1057-3	982-0171
緑風館	〃　大平甲 1087	※982-0171
中村地区公民館	〃　中村 6	982-0121
上野地区公民館	〃　上野 611	982-0170
中山地区公民館	〃　中山町出渕 2 番耕地 138-1	967-1111
なかやま林業センター	〃　中山町佐礼谷 1 号 229-2	968-0355
永木構造改善センター	〃　中山町中山未 16-1	967-1409 ※967-1111
野中構造改善センター	〃　中山町出渕 3 番耕地 19-3	967-1417 ※967-1111
野中ふれあい館	〃　中山町出渕 3 番耕地 26	967-1177 ※967-1111
佐礼谷生活改善センター	〃　中山町佐礼谷甲 1121	968-0453 ※968-0001
双海地区公民館	〃　双海町上灘甲 5821-6	986-1111
下灘コミュニティセンター	〃　双海町串甲 3670-16	※987-0111
ふたみ林業センター	〃　双海町大久保甲 40	987-0714

【指定地方行政機関】

機関名	連絡窓口	所在地	電話番号
中国四国管区警察局四国警察支局	総務監察・広域調整部 災害対策官	高松市サンポート 3-33 高松サンポート合同庁舎	087-821-3111 （内 5862）
四国総合通信局	無線通信部 陸上課	松山市味酒町 2-14-4	089-936-5066
四国財務局 松山財務事務所	総務課	松山市若草町 4-3 松山若草合同庁舎	089-941-7185 （内 611）
四国厚生支局	総務課	高松市サンポート 3-33 高松サンポート合同庁舎	087-851-9565
愛媛労働局	総務部 総務課	松山市若草町 4-3 松山若草合同庁舎	089-935-5200 （内 415）
中国四国農政局	企画調整室	岡山市北区下石井 1-4-1 岡山第 2 合同庁舎	086-224-4511 （内 2122）
四国森林管理局	企画調整課	高知市丸ノ内 1-3-30	088-821-2160
四国経済産業局	総合調整・防災担当 参事官	高松市サンポート 3-33 高松サンポート合同庁舎	087-811-8503
中国四国産業保安 監督部	管理課	広島市中区上八丁堀 6-30	082-224-5753
中国四国産業保安 監督部四国支部	管理課	高松市サンポート 3-33 高松サンポート合同庁舎	087-811-8582
四国地方整備局	企画部 防災室	高松市サンポート 3-33 高松サンポート合同庁舎	087-811-8310 （内 2161）
	松山河川国道事務所	松山市土居田町 797-2	089-972-0034
	松山港湾・空港 整備事務所	松山市海岸通 2426-1	089-951-0161
四国運輸局愛媛運輸支局	運輸規格専門官	松山市森松町 1070	089-956-9957
大阪航空局松山空港事務所	総務課	松山市南吉田町空港内	089-972-0319 （内 202）
国土地理院四国地方測量部		高松市サンポート 3-33 高松サンポート合同庁舎南館 5 階	087-811-1901
大阪管区気象台 （松山地方気象台）	松山地方気象台	松山市北持田町 102	089-933-3610
第六管区海上保安本部	松山海上保安部 警備救難課	松山市海岸通 2426-5	089-951-1197
中国四国防衛局	企画部地方調整課 地方協力確保室	広島市中区上八丁堀 6-30 広島合同庁舎 4 号館	082-223-7153
中国四国 地方環境事務所	総務課	高松市サンポート 3-33 高松サンポート合同庁舎南館 2 階	087-811-7240

【自衛隊】

部隊名	所在地	電話番号	郵便番号
松山駐屯地中部方面特科隊	松山市南梅本町乙 115	089-975-0911	791-0298
航空自衛隊西部航空方面隊司令部	福岡県春日市原町 3-1-1	092-581-4031	816-0804
海上自衛隊呉地方総監部	広島県呉市幸町 8-1	0823-22-5511	737-8554

【指定公共機関】

機関名	連絡窓口	所在地	電話番号	郵便番号
日本郵便株式会社四国支社	支社長室総務部	松山市宮田町 8-5	089-936-5121	790-8797
日本銀行	松山支店総務課	松山市三番町 4-10-2	089-933-2211	790-0003
日本赤十字社	愛媛県支部事務局	松山市岩崎町2-3-40	089-921-8603	790-0854
日本放送協会	松山放送局放送部	松山市堀之内 5	089-921-1111	790-8501
西日本高速道路株式会社	四国支社保全サービス事業部保全サービス統括課	香川県高松市朝日町 4-1-3	087-823-2111	760-0065
独立行政法人水資源機構	池田総合管理所第１管理課	徳島県三好市池田町字西山谷尻 4235-1	0883-72-2050	778-0040
本州四国連絡高速道路株式会社	しまなみ今治管理センター計画課	今治市山路 751-2	0898-23-7250	794-0072
電源開発株式会社	西日本支店高松事務所	高松市番町1-1-5 ニッセイ高松ビル６Ｆ	087-822-0821	760-0017
四国旅客鉄道株式会社	安全推進室	高松市浜ノ町 8-33	087-825-1642	760-8580
日本貨物鉄道株式会社	松山営業所	松山市三番町 8-326	089-943-5003	790-0003
西日本電信電話株式会社	四国支店設備部	松山市一番町 4-3	089-936-3570	790-0001
日本通運株式会社	松山支店総務課	松山市大手町 2-26-3	089-941-5112	790-0067
福山通運株式会社	松山支店	松山市富久町 420	089-972-3333	791-8034
佐川急便株式会社	松山営業所	伊予郡砥部町八倉 125	089-958-1181	791-2111
ヤマト運輸株式会社	愛媛主管支店	松山市大橋町 466-1	089-963-5500	791-1126
四国電力株式会社	松山支店総務課	松山市湊町 6-6-2	089-946-9707	790-8540
四国電力送配電株式会社	松山支社総務課	松山市湊町 6-6-2	089-946-9729	790-8540
株式会社ＮＴＴドコモ	四国支社ネットワーク部災害対策室	高松市天神前 9-1	087-832-2143	760-0018
エヌ・ティ・ティ・コミュニケーションズ株式会社	カスタマサービス部危機管理室	東京都千代田区大手町2-3-5ＮＴＴ大手町ビル本館6Ｆ	0570-03-9909	100-0004
ＫＤＤＩ株式会社	四国総支社	高松市番町1-6-8 高松興銀ビル５Ｆ	087-823-6777	760-0017
ソフトバンク株式会社	九州・中四国総務課	高松市寿町2-2-7 いちご高松ビル５Ｆ	087-825-1801	760-0023
独立行政法人国立病院機構	中国四国グループ	東広島市西条町寺家 513	082-493-6606	739-0041
太陽石油株式会社四国事業所	環境安全部 環境安全グループ	今治市菊間町種 4070-2	0898-36-3538	799-2393
イオン株式会社	イオンリテール（株）中四国カンパニー	広島県広島市南区段原南 1-3-52	082-535-7600	732-0814
株式会社セブン-イレブン・ジャパン	ＱＣ・物流管理本部	東京都千代田区二番町8-8 渉外部	03-6238-3711	102-0084

機関名	連絡窓口	所在地	電話番号	郵便番号
株式会社ローソン	コンプライアンス・リスク統括室	東京都品川区大崎 1-11-2 ゲートシティ大崎イーストタワー6F	03-5435-1594	141-8643
株式会社ファミリーマート	ＣＳＲ・コンプライアンス部	東京都豊島区東池袋 3-1-1	03-3989-7658	170-6017

【市町】

市町村名	連絡窓口	所在地	電話番号
松山市	総合政策部防災・危機管理課	松山市二番町 4-7-2	089-948-6794
今治市	総務部防災危機管理課	今治市別宮町 1-4-1	0898-36-1558
宇和島市	総務部危機管理課	宇和島市曙町 1	0895-24-1111
八幡浜市	総務企画部総務課 危機管理・原子力対策室	八幡浜市北浜 1-1-1	0894-22-3111
新居浜市	市民環境部危機管理課	新居浜市一宮町 1-5-1	0897-65-1282
西条市	経営戦略部危機管理課	西条市明屋敷 164	0897-56-5151
大洲市	防災安全部危機管理課	大洲市大洲 690-1	0893-24-2111
四国中央市	総務部防災まちづくり推進課	四国中央市三島宮川 4-6-55	0896-28-6934
西予市	総務企画部危機管理課	西予市宇和町卯之町 3-434-1	0894-62-6491
東温市	危機管理課	東温市見奈良 530-1	089-964-2001
上島町	総務課危機管理係	越智郡上島町弓削下弓削 210	0897-77-2500
久万高原町	総務課危機管理室	上浮穴郡久万高原町久万 212	0892-21-1111
松前町	危機管理課	伊予郡松前町大字筒井 631	089-985-2111
砥部町	総務課危機管理室	伊予郡砥部町宮内 1392	089-962-2323
内子町	総務課危機管理班	喜多郡内子町平岡甲 168	0893-44-2111
伊方町	総務課危機管理室	西宇和郡伊方町湊浦 1993-1	0894-38-0211
松野町	防災安全課	北宇和郡松野町松丸 343	0895-42-1111
鬼北町	総務財政課危機管理室	北宇和郡鬼北町大字近永 800-1	0895-45-1111
愛南町	消防本部防災対策課	南宇和郡愛南町蓮乗寺 473	0895-72-0131

【愛媛県（本庁及び主な地方機関）】

機関名	連絡窓口	所在地	電話番号	郵便番号
愛媛県庁	県民環境部防災局 防災危機管理課	松山市一番町 4-4-2	089-941-2111 （内線 2335）	790-8570
東予地方局	総務県民課	西条市喜多川 796-1	0897-56-1300	793-0042
東予地方局 今治支局	総務県民室	今治市旭町 1-4-9	0898-23-2500	794-8502
中予地方局	総務県民課	松山市北持田町 132	089-941-1111	790-8502
南予地方局	総務県民課	宇和島市天神 7-1	0895-22-5211	798-8511
南予地方局 八幡浜支局	総務県民室	八幡浜北浜 1 丁目 3-37	0894-22-4111	796-0048

【消防機関】

機関名	所在地	電話番号	郵便番号
松山市消防局	松山市本町 6-6-1	089-926-9200	790-0811
新居浜市消防本部	新居浜市一宮町 1-5-1	0897-34-0119	792-0025
西条市消防本部	西条市新田 183-1	0897-56-0250	793-0028
今治市消防本部	今治市南宝来町 2-1-1	0898-32-6666	794-0043
四国中央市消防本部	四国中央市下柏町 750	0896-23-6611	799-0411
西予市消防本部	西予市宇和町卯之町 2-377	0894-62-0119	797-0015
東温市消防本部	東温市横河原 1376	089-964-5210	791-0203
久万高原町消防本部	上浮穴郡久万高原町上野尻甲 90	0892-21-2411	791-1206
愛南町消防本部	南宇和郡愛南町御荘平城 3211	0895-72-0119	798-4110
上島町消防本部	越智郡上島町弓削下弓削 1037	0897-77-4118	794-2506
八幡浜地区施設事務組合 消防本部	八幡浜市松柏丙 796	0894-22-0119	796-0010
伊予消防等事務組合消防本部	伊予市下吾川 950-3	089-982-0119	799-3111
宇和島地区広域事務組合 消防本部	宇和島市丸の内 5-1-18	0895-22-7500	798-0060
大洲地区広域事務組合消防本部	大洲市大洲 1034-4	0893-24-0119	795-0012

【愛媛県警察本部】

機関名	所在地	電話番号	郵便番号
愛媛県警察本部 (警備部警備課)	松山市南堀端町 2-2	089-934-0110	790-8573
警察学校	伊予市松前町西古泉 646	089-984-1405	791-3134
愛媛県運転免許センター	松山市勝岡町 1163-7	089-934-0110	799-2661
四国中央警察署	伊予三島市中央 5 丁目 4-20	0896-24-0110	799-0405
新居浜警察署	新居浜市久保田町 3 丁目 9-8	0897-35-0110	792-0026
西条警察署	西条市新田 133-1	0897-56-0110	793-0028
西条西警察署	西条市壬生川 124-1	0898-64-0110	799-1341
今治警察署	今治市旭町 1 丁目 4-2	0898-34-0110	794-0042
伯方警察署	越智郡伯方町木浦甲 4639-1	0897-72-0110	794-2305
松山東警察署	松山市勝山町 2 丁目 13-2	089-943-0110	790-8551
松山西警察署	松山市須賀町 5-36	089-952-0110	791-8502
松山南警察署	松山市北土居 3 丁目 6-17	089-958-0110	791-1104
久万高原警察署	上浮穴郡久万町久万町 542-4	0892-21-0110	791-1201
伊予警察署	伊予市下吾川 960	089-982-0110	799-3111
大洲警察署	大洲市東大洲 1686-1	0893-25-1111	795-0064
八幡浜警察署	八幡浜市広瀬 2 丁目 1-5	0894-22-0110	796-8002
西予警察署	西予市宇和町卯之町 4 丁目 659	0894-62-0110	797-0015
宇和島警察署	宇和島市並松 2 丁目 1-30	0895-22-0110	798-0074
愛南警察署	南宇和郡愛南町御荘平城 2982-2	0895-72-0110	798-4110

１３－６ 自主防災組織の現況

（令和３年４月１日現在）

全　世　帯　数	16,113
自主防災組織数	70
世　帯　数	16,113
組　織　率（%）	100.0
活　動　事　例	○避難訓練、炊き出し訓練、飛散防止フィルム実技演習、救命措置実技訓練、段ボールトイレ組立訓練、豪雨災害・地震災害に関する研修、防災講話、シェイクアウト、避難誘導、安否確認、避難所開設運営、SOS 発声体験、救出体験、濃煙体験、高齢者体験、炊き出し、段ボールベッド作製、土砂災害体験、応急担架作製搬送、ペット避難訓練、AED 取扱及び胸骨圧迫訓練、ロープワーク、初期消火、応急担架作製搬送訓練等の実施
自主防災組織連絡協議会	伊予市自主防災会連絡協議会（H20.10.25 設立）

（注）　世帯数は、令和３年４月１日現在の住民基本台帳月報の数値

〔参　考〕

H20. ４. １現在の全国平均	71.7%（消防庁調査）	※県 78.2%
H21. ４. １現在の全国平均	73.5%（　〃　）	※県 84.0%
H22. ４. １現在の全国平均	74.4%（　〃　）	※県 86.2%
H23. ４. １現在の全国平均	75.8%（　〃　）	※県 87.4%
H24. ４. １現在の全国平均	77.4%（　〃　）	※県 88.9%
H25. ４. １現在の全国平均	77.9%（　〃　）	※県 89.7%
H26. ４. １現在の全国平均	80.0%（　〃　）	※県 90.6%
H27. ４. １現在の全国平均	81.0%（　〃　）	※県 91.0%
H28. ４. １現在の全国平均	81.7%（　〃　）	※県 93.0%
H29. ４. １現在の全国平均	82.7%（　〃　）	※県 93.4%
H30. ４. １現在の全国平均	83.2%（　〃　）	※県 93.7%
H31. ４. １現在の全国平均	84.1%（　〃　）	※県 94.0%
Ｒ２. ４. １現在の全国平均	84.3%（　〃　）	※県 93.6%

１３－７ ボランティア養成等事業概念図

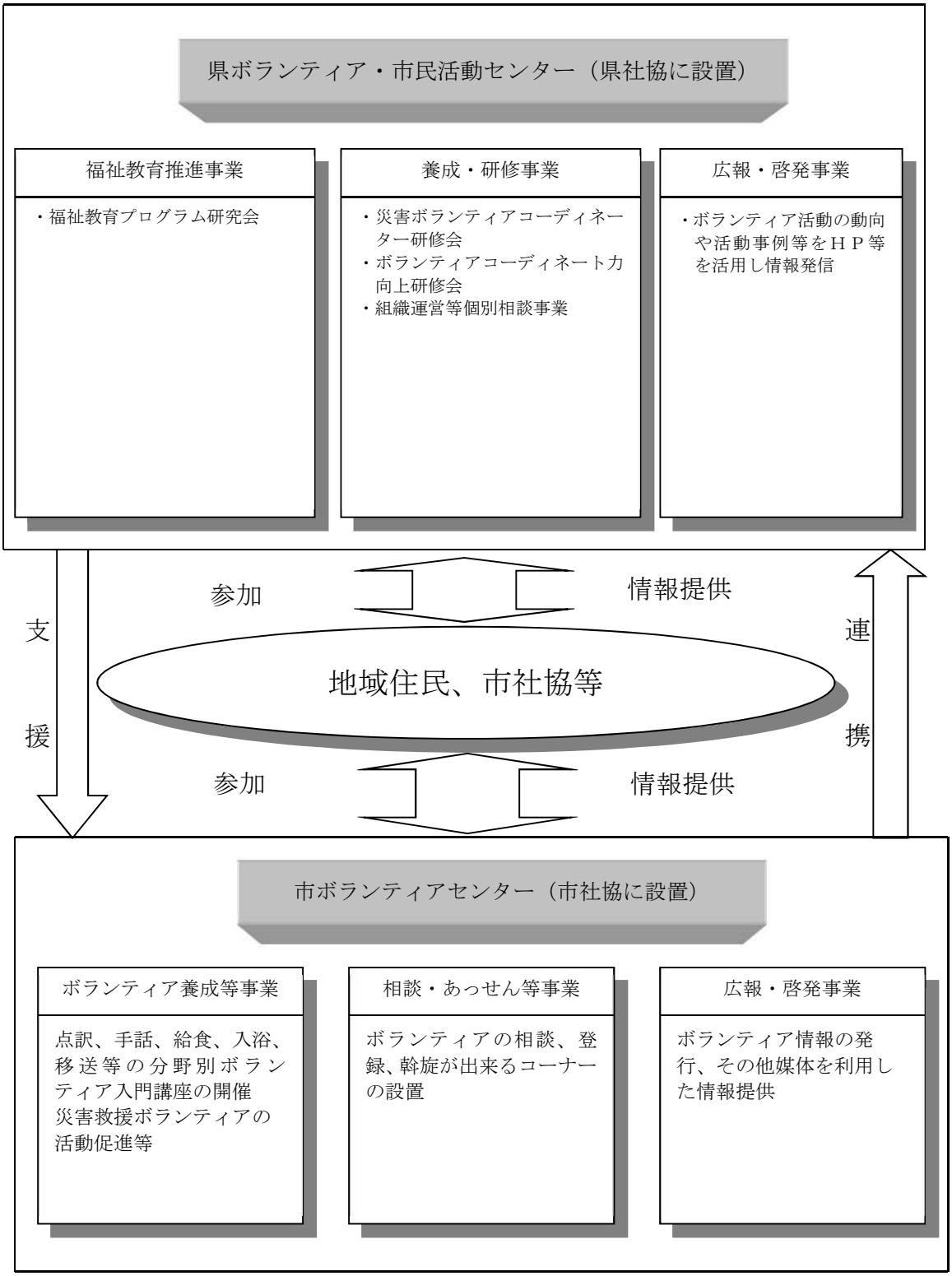

１３－８ ボランティア等の応援活動

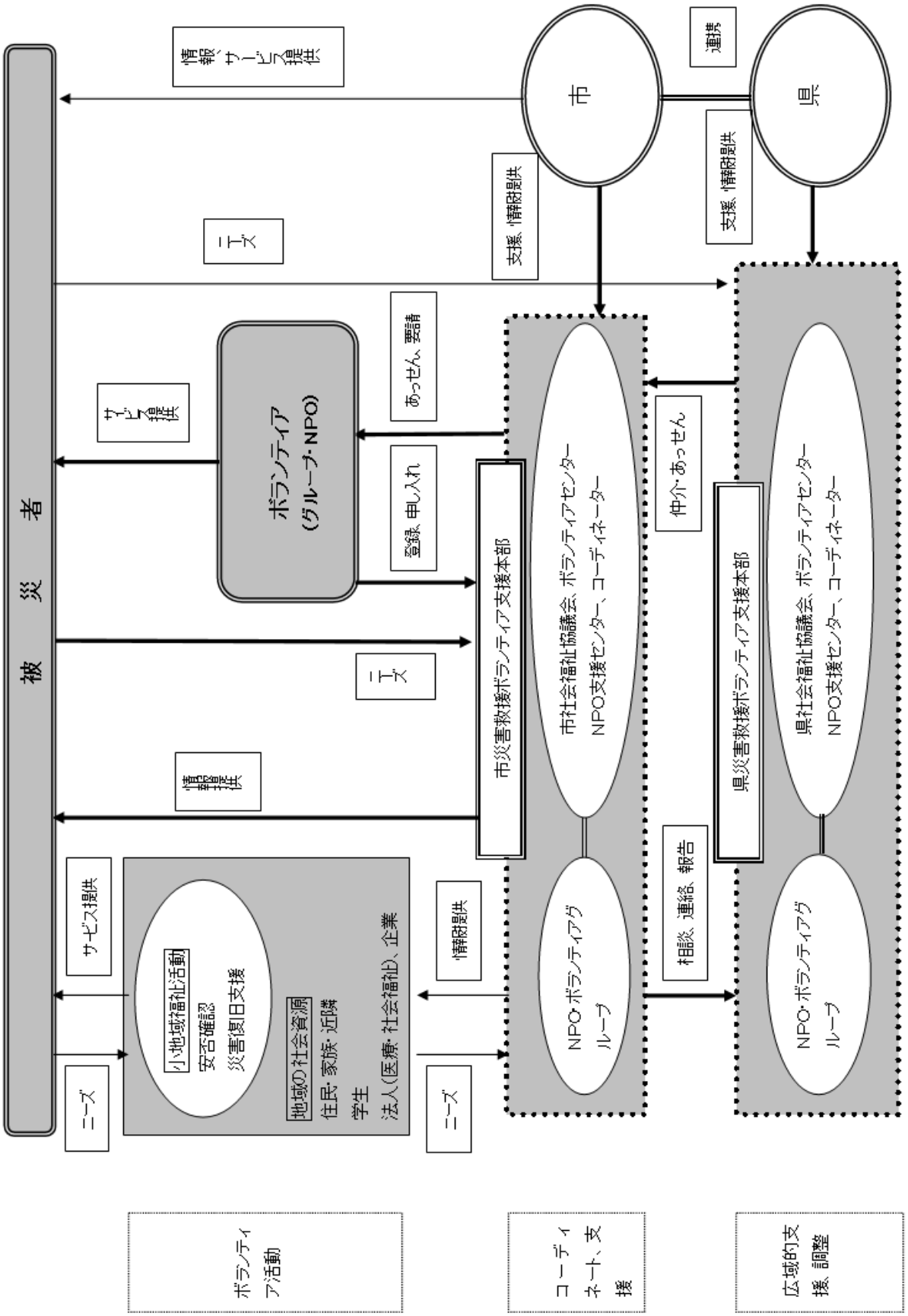

１４　復興・復旧関係

１４－１ 災害援護資金貸付制度の概要

（１）趣　旨

自然災害により、住民や家財に被害を受けた場合並びに世帯主が負傷した場合に、その世帯の生活の立て直しを目的とする貸付制度

（２）貸付けの対象となる災害

県内において災害救助法が適用された市町村が１以上ある場合の災害

（３）貸付対象者

①　貸付けの対象となる被害

（ア）世帯主の療養に要する期間がおおむね１月以上の負傷

（イ）住居又は家財の被害があって、被害額が当該住居又は家財の価額のおおむね３分の１以上である場合

②　貸付け対象者

・被害を受けた世帯の世帯主

③　世帯の所得制限

世帯の所得の合計額が次の基準以下でなければならない

	世帯人員	市町村民税における総所得額
滅失世帯以外	１人	220 万円
	２人	430 万円
	３人	620 万円
	４人	730 万円
	５人以上	1人増すごとに７３０万円に３０万円を加えた額
滅失世帯	―	1,270 万円

（４）貸付条件

①　貸付限度額

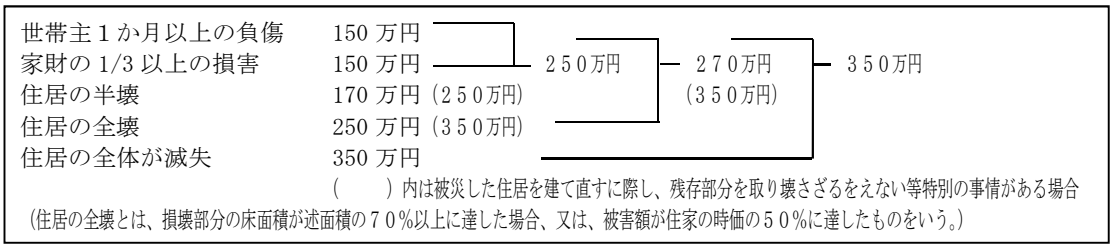

②　償還期間　　10年（うち据置期間３年）

③　償還方法　　年賦又は半年賦

④　利　率　　年３％以内で市長が条例で定めること（据置期間３年は無利子）

１４－２ 災害復旧貸付制度の概要

１　取扱機関　日本政策金融公庫中小企業事業、日本政策金融公庫国民生活事業、商工組合中央金庫

２　目　　的　暴風、豪雨、地震や大規模な火災などの災害を受けた中小企業者の事業の復旧を図る。

３　貸付限度　日本政策金融公庫中小企業事業　別枠１億５千万円
　　日本政策金融公庫国民生活事業　別枠３千万円
　　商工組合中央金庫　　必要に応じ一般限度額を超える額

４　貸付金利　日本政策金融公庫中小企業事業　基準金利
　　日本政策金融公庫国民生活事業　基準金利
　　商工組合中央金庫　　所定の利率

５　貸付期間　日本政策金融公庫中小企業事業　運転：10年以内（据置２年以内）
　　設備：10年以内（据置２年以内）
　　日本政策金融公庫国民生活事業　日本政策金融公庫中小企業事業と同じ
　　商工組合中央金庫　　運転：10年以内（据置３年以内）
　　設備：20年以内（据置３年以内）

１４－３ 中小企業振興資金（災害関連対策資金）の概要

１　目　　的　　災害の影響を受け、事業活動に支障を生じている県内中小企業者に対する融資を促進し、もってその経営の安定を図る。

２　融資条件等　　災害等の発生の都度知事が定めるところによる。

（参考）
平成 30 年度から実施している「災害関連対策資金（平成 30 年７月豪雨）」の概要
１　融資対象者
県内に事業所を有し、愛媛県信用保証協会の定める保証対象業種に属する事業を引き続き６か月以上営む法人又は個人であって、次の各号いずれかに該当する者。ただし、いずれの場合も市町が発行する「り災証明書」又は「被災証明書」が必要。
（１）平成30年7月豪雨による災害（以下「災害」という。）の影響を受けて営業又は操業等を短縮し、若しくは停止していること。
（２）災害の影響を受けて最近１か月間の売上高が、前年同期の売上高に比して10％以上減少し、又は減少することが見込まれること。
（３）その他、災害の対応策として、一時的に資金を必要としていること。
２　融資条件
（１）資金使途　　運転資金、設備資金
（２）融資利率　　年1.0％（保証付）
（３）保証料率　　年0.35～1.80％（県が全額負担）
（４）融資限度額　運転資金　2,000万円
　　設備資金　3,000 万円
（５）融資期間　　運転資金　７年以内（うち据置１年以内）
　　設備資金　10 年以内（うち据置１年６か月以内）
３　取扱金融機関　伊予銀行、愛媛銀行、県内各信用金庫、商工組合中央金庫、中国銀行、広島銀行、山口銀行、阿波銀行、百十四銀行、四国銀行、徳島大正銀行、香川銀行、高知銀行、観音寺信用金庫、みずほ銀行、三井住友銀行
４　取扱期間　　平成30年７月20日～令和２年３月31日

１４－４ 災害復旧貸付（高度化事業）の概要

１　災害復旧貸付とは

（１）既往の高度化事業の貸付けを受けた事業用施設が災害による被害を受けたため、施設の復旧を図りたいとき

（２）　災害による被害を受けた施設を復旧するに当たって、新たに高度化事業の貸付対象事業を実施するとき

２　「災害」とは

「災害」とは、次のいずれかの事態をいいます。

（１）災害救助法施行令（昭和22年政令第225号）第１条第１項第１号から第４号までのいずれかに該当する被害が発生した事態（これに準ずる事態であると都道府県知事が認めたものを含む。）

（２）相当数の者の事業活動の運営が、著しい地盤沈下による被害により著しく困難になっていると都道府県知事が認める事態。

３　災害復旧貸付を受ける主な要件等

（１）貸付の対象者

過去に高度化資金の貸付けを受けて整備した施設の復旧を図る者又は施設の復旧に当たって新たに高度化事業の貸付対象事業を行う者。

（２）貸付対象施設

貸付けの対象施設については、災害復旧に当たって必要な土地、建物、構築物、設備であって、資産計上されるものです。

（３）制度要件

原則として、実施するそれぞれの高度化事業の貸付対象事業ごとに定められた要件を満たす必要がありますが、併せて次の要件を満たす必要があります。

①既往の高度化資金の貸付けを受けて取得し、造成し、又は整備した施設が罹災して、当該施設の復旧を図る場合であって、当該施設の相当部分が滅失若しくは消失し、又は使用不可の状態となったと認められること。

②罹災した施設の復旧に当たって、新たに準則第１条に規定する事業を行う場合にあっては、事業に参加する者の相当数が罹災地域内に事業を有していると認められること。

③既往の高度化資金の貸付けを受けて取得し、造成し、又は整備した施設が著しい地盤沈下により被害を受け、当該施設の復旧を図る場合であること。

（４）貸付けを受ける場合に必要となるもの

災害復旧貸付に係る高度化資金の貸付けを受ける場合には、罹災証明書又は都道府県知事による罹災の認定により、施設の罹災が確認され、被害により事業活動の運営が著しく困難となっていることが認められる必要がある。

（４）貸付けの適用期間

災害復旧貸付に係る資金の貸付けの適用は、施設が罹災したと認められる日から起算して、原則として、１年以内に事業計画書の提出が行われたものに限られる。

ただし、地盤沈下により施設が被害を受けた場合など都道府県知事が認めた場合には、この限りでない。

４　貸付条件

貸　付　割　合	貸付対象施設の整備資金の 90%以内
償　還　期　限	据置期間を含む 20 年以内であって、都道府県が適当と認める期限
据　置　期　間	３年以内であって、都道府県が適当と認める期間
金　　利	無利子

１４－５ 日本政策金融公庫災害資金等の概要

農　林　関　係　　（令和２年９月現在）

資金名			貸付対象事業	利率（%）	償還期限（据置期間）	貸付金額の最高限度額	備考
日本政策金融公庫資金	農業基盤整備		災害により流失、埋没した農地・牧地・かんがい排水施設、農道等の復旧	0.16～0.30	25年（10年）	受益者が負担する額	
	林業基盤整備	造林	台風、異常降雪等による被害造林地の復旧	0.16～0.20	30年（20年）	事業費×80%～90%	
			樹苗養成施設の復旧		15年（５年）	事業費×80%	
		林道	林道及びこれら附帯施設の復旧	0.16～0.20	20年（3年）	事業費×80%	
	農林漁業セーフティネット		災害により被害を受けた農林漁業経営の再建に必要な資金（対象とする災害は原則として、風水害、震災等の天災に限るものとするが、天災以外のものでも、通常の注意をもってしても避けられない物的損害で、農林漁業経営に著しい支障を及ぼすもの（火災、海洋汚染等）を含むものとする）	0.16～0.25	10年（３年）	600万円（特認 年間経営費の12分の６に相当する額又は粗収益の12分の６に相当する額のいずれか低い額）	
	農林漁業施設（主務大臣指定施設）		農業・林業用施設の復旧（農舎、畜舎、農作物育成管理用施設、農産物処理加工施設等の復旧。被害園地の果樹の改植・補植、地ごしらえ等の樹園地整備、果樹棚の設置）	0.16～0.30	15年（３年） 果樹改植 25年（10年）	事業費×80%又は1施設当たり300万円（特認600万円）のいずれか低い額	
	農業経営基盤強化資金		農地・農業用施設等の復旧	0.16～0.30	25年（10年）	個人 3億円 法人 10億円	
農業近代化資			損壊した農業用施設等の復旧、流失した果樹等の植栽、育成資金（認定農業者及び集落営農組織に限る。）	0.16～0.30	〈原則〉 認定農業者 15年（７年） その他農業者 15年（３年）	通算残高が個人1,800万円法人等2億円に達するまで	申請窓口 農協等 借入までの期間 申請後約15～40日 必要書類 借入申込書等

漁　業　関　係

（令和２年９月現在）

<table>
<tr><th colspan="3">資　金　名</th><th>貸付対象事業</th><th>利率
（%）</th><th>償還期限
（据置期間）</th><th>貸付金額の最高限度額</th></tr>
<tr><td rowspan="4">日本政策金融公庫資金</td><td rowspan="2">漁業基盤整備</td><td>漁　港</td><td>指定漁港の指定区域内にある漁港施設の復旧</td><td>0.16
～
0.30</td><td>20年
（３年）</td><td>事業費×80%</td></tr>
<tr><td>漁場整備</td><td>漁場の復旧、種苗生産施設の復旧</td><td>0.16
～
0.30</td><td>20年
（３年）</td><td>事業費×80%</td></tr>
<tr><td colspan="2">農林漁業セーフティネット</td><td>災害により被害を受けた農林漁業経営の再建に必要な資金（対象とする災害は原則として、風水害、震災等の天災に限るものとするが、天災以外のものでも、通常の注意をもってしても避けられない物的損害で、農林漁業経営に著しい支障を及ぼすもの（火災、海洋汚染等）を含むものとする。）</td><td>0.16
～
0.25</td><td>10年
（３年）</td><td>600 万円
（特認　年間経営費の 12 分の６に相当する額又は粗収益の 12 分の６に相当する額のいずれか低い額）</td></tr>
<tr><td colspan="2">農林漁業施設（主務大臣指定施設）</td><td>漁具、海面養殖施設、漁船漁業用施設等の復旧</td><td>0.16
～
0.30</td><td>15年
（３年）</td><td>事業費×80%</td></tr>
<tr><td colspan="3">漁業近代化資金</td><td>漁船の建造・取得、その他の施設、機具等の取得、種苗の購入・育成</td><td>1.60</td><td>５～20年
（２～３年）</td><td>9,000万円
（養殖法人 36,000万円）</td></tr>
</table>

１４－６ 天災資金（天災融資法）の概要

事　　項	内　　容
1　天災融資法の発動基準	天災による被害が著しくかつ国民経済に及ぼす影響が大である場合 （具体的な基準についての規定はない。）
2　特別被害地域の指定 （法第２条第５項）	（農業） 政令で定める県において、旧市町村単位に $\frac{30（減収量）}{100（平年収穫量）}$ 以上で、かつ、$\frac{50（損失額）}{100（平年農業総収入額）}$ 又は、樹体被害が $\frac{50（損失額）}{100（被害時価額）}$ 以上の特別被害農業者数が $\frac{10（特別被害農業者）}{100（被害農業者）}$ 以上の区域で、県が指定する区域 （林業及び漁業） 政令で定める県において、旧市町村単位に $\frac{50（損失額）}{100（平年林漁業総収入額）}$ 以上、又は $\frac{70（施設損失額）}{100（被害時価額）}$ 以上の特別被害林漁業者数が $\frac{10（特別被害林漁業者）}{100（被害林漁業者）}$ 以上の区域で、県が指定する区域
3　借受資格者 （法第２条 第１項、第２項） ①3.0％以内資金	（農業者）県が特別被害地域の指定をした地域のものに限る。 $\frac{30（減収量）}{100（平年収穫量）}$ 以上で、かつ、$\frac{50（損失額）}{100（平年農業総収入額）}$ 以上の場合 又は、樹体被害が $\frac{50（損失額）}{100（被害時価額）}$ 以上の場合 （林業者及び漁業者） $\frac{50（損失額）}{100（平年林漁業総収入額）}$ 以上の場合、又は $\frac{70（施設損失額）}{100（被害時価額）}$ 以上の場合
②5.5％以内資金	（農業者） $\frac{30（減収量）}{100（平年収穫量）}$ 以上で、かつ、$\frac{30（損失額）}{100（平年農業総収入額）}$ 以上の場合 （林業者及び漁業者） $\frac{30（損失額）}{100（平年林漁業総収入額）}$ 以上の場合
③6.5％以内資金 注：金利は天災融資法発動時に設定される	（農業者） $\frac{30（減収量）}{100（平年収穫量）}$ 以上で、かつ、$\frac{10（損失額）}{100（平年農業総収入額）}$ 以上の場合 又は、樹体被害が $\frac{30（損失額）}{100（被害時価額）}$ 以上の場合 （林業者及び漁業者） $\frac{10（損失額）}{100（平年林漁業総収入額）}$ 以上の場合、又は $\frac{50（施設損失額）}{100（被害時価額）}$ 以上の場合
4　資金使途 （法第２条第４項）	経営資金 農業　種苗、肥料、飼料、薬剤、農機具（12万円以下）、家畜等の購入及びその他の農業経営に必要な資金（労賃、水利費、簡易な施設の復旧費、共済掛金等） 林業　種苗、肥料、薪炭原木、しいたけほだ木等の購入、炭がま構築資金及びその他林業経営に必要な資金（労賃、簡易な施設の復旧費） 漁業　稚魚、稚貝、餌料、漁具、漁業用燃油等の購入資金、漁船（５トン未満）の建造又は取得資金その他漁業経営に必要な資金（共済掛金等）

事　　項	内　　容

5　利子補給率の負担区分
（法第４条）
（例：平成３年台風 19 号）

（単位：％）

区分	基準金利	利子補給率	負担率区分			
			国	県	計	市町村
3.0％資金	7.95	4.95	3.2175	0.86625	4.08375	0.86625
5.0％資金	7.95	2.95	1.475	0.7375	2.2125	0.7375
6.0％資金	7.95	1.95	0.975	0.4875	1.4625	0.4875

6　貸付限度額及び償還期限

区分			天災融資法						激甚災害法					
			貸付限度額			償還期限			貸付限度額			償還期限		
			Ａ％（損失額）	Ｂ万円		6.5%	5.5%	3%	Ａ％（損失額）	Ｂ万円		6.5%	5.5%	3%
				個人	法人	資金	資金	資金		個人	法人	資金	資金	資金
被害農林漁業者	農業者	果樹栽培者	55	500	2500	5	5	6	80	600	2500	6	7	7
		家畜等飼育者	55	500	2500	5	5	6	80	600	2500	6	7	7
		一般農業者	45	200	2000	3	5	6	60	250	2000	4	6	7
	林業者		45	200	2000	3	5	6	60	250	2000	4	6	7
	漁業者	漁具購入資金	80	5000	5000	3		6	80	5000	5000	4		7
		漁船建造資金	80	500	2500	5		6	80	600	2500	6		7
		水産養殖資金	50	500	2500	5	5	6	60	600	2500	6	7	7
		一般漁業者	50	200	2000	3	5	6	60	250	2000	4	6	7

貸付限度額は、Ａ％、Ｂ万円のいずれか低い額

１４－７ 被災者生活再建支援法の概要

１．目的

自然災害によりその生活基盤に著しい被害を受けた者に対し、都道府県が相互扶助の観点から拠出した基金を活用して被災者生活再建支援金を支給するための措置を定めることにより、その生活の債権を支援し、もって住民の生活の安定と被災地の速やかな復興に資することを目的とする。

２．制度の対象

（１）対象となる自然災害

① 災害救助法施行令第１条第１項第１号又は第２号に該当する被害が発生した市町村
② 10 世帯以上の住宅全壊被害が発生した市町村
③ 100 世帯以上の住宅全壊被害が発生した都道府県
④ ①又は②の市町村を含む都道府県で、５世帯以上の住宅全壊被害が発生した市町村（人口 10 万人未満に限る。）
⑤ ①～③の区域に隣接し、５世帯以上の住宅全壊被害が発生した市町村（人口 10 万人未満に限る。）
⑥ ①若しくは②の市町村を含む都道府県又は③の都道府県が２以上ある場合に、５世帯以上の住宅全壊被害が発生した市町村（人口 10 万人未満に限る。）、２世帯以上の住宅全壊被害が発生した市町村（人口５万人未満に限る。）

（２）支給対象世帯

上記の自然災害により

① 住宅が「全壊」した世帯
② 住宅が半壊、又は住宅の敷地に被害が生じ、その住宅をやむを得ず解体した世帯
③ 災害による危険な状態が継続し、住宅に居住不能な状態が長期間継続している世帯
④ 住宅が半壊し、大規模な補修を行わなければ居住することが困難な世帯（大規模半壊世帯）
⑤ 住宅が半壊し、相当規模の補修を行わなければ居住することが困難な世帯（中規模半壊世帯）

３．支給条件

（１）支給金額（※世帯人数が１人の場合は、各該当欄の金額の３／４の額）

	基礎支援金	加算支援金		
	（住宅の被害程度）	（住宅の再建方法）		
①全壊 （損害割合 50%以上） ②解体 ③長期避難	100 万円	建設・購入	200 万円	300 万円
		補修	100 万円	200 万円
		賃貸（公営住宅を除く）	50 万円	150 万円
④大規模半壊 （損害割合 40%台）	50 万円	建設・購入	200 万円	250 万円
		補修	100 万円	150 万円
		賃貸（公営住宅を除く）	50 万円	100 万円
⑤中規模半壊 （損害割合 30%台）	－	建設・購入	100 万円	100 万円
		補修	50 万円	50 万円
		賃貸（公営住宅を除く）	25 万円	25 万円

４．支援金の支給申請

（申請窓口） 市町村

（申請時の添付書面） ① 基礎支援金： 罹災証明書、住民票 等
② 加算支援金： 契約書（住宅の購入、賃借等） 等

（申請期間） ① 基礎支援金： 災害発生日から13月以内
② 加算支援金： 災害発生日から37月以内

５．基金と国の補助

○ 国の指定を受けた被災者生活再建支援法人（財団法人都道府県会館）が、都道府県が相互扶助の観点から拠出した基金を活用し、支援金を支給。
○ 基金が支給する支援金の１／２に相当する額を国が補助。

１４－８ 局地激甚災害指定基準

改正　昭和 46 年 10 月 11 日
同　56 年 10 月 14 日
同　58 年　6 月 11 日
平成 12 年　3 月 24 日
同　19 年　2 月 27 日
同　19 年　4 月 19 日
同　20 年　7 月　3 日
同　21 年　3 月 10 日
同　23 年　1 月 13 日
同　28 年　2 月　9 日

激甚災害に対処するための特別の財政援助等に関する法律（昭和三十七年法律第百五十号。以下「法」という。）第二条の激甚災害の指定及びこれに対し適用すべき措置の指定は、激甚災害指定基準（昭和三十七年十二月七日中央防災会議決定）によるもののほか、次の基準による。

次のいずれかに該当する災害があるときは、当該災害が激甚災害指定基準（昭和三十七年十二月七日中央防災会議決定）に該当しない場合に限り、（１）に掲げる市町村における（１）に掲げる災害については、法第三条第一項各号に掲げる事業のうち、当該市町村が当該災害によりその費用を負担するもの及び法第四条第五項に規定する地方公共団体以外の者が設置した施設に係るものについて法第二章の措置並びに当該市町村が当該災害について発行を許可された公共土木施設及び公立学校施設小災害に係る地方債について法第二十四条第一項、第三項及び第四項の措置、（２）に掲げる市町村の区域における（２）に掲げる災害については、法第五条、第六条及び第二十四条第二項から第四項までの措置（ただし書に掲げる災害については、法第六条の措置（水産業共同利用施設に係るものに限る。））、（３）に掲げる市町村の区域における（３）に掲げる災害については、法第十一条の二の措置、（４）に掲げる市町村の区域における（４）に掲げる災害については、法第十二条の措置をそれぞれ適用すべき激甚災害とする。

（１）次のいずれかに該当する災害

① 当該市町村がその費用を負担する当該災害に係る公共施設災害復旧事業等（法第三条第一項第一号及び第三号から第十四号までに掲げる事業をいう。以下同じ。）の査定事業費の額が次のいずれかに該当する市町村が一以上ある災害（該当する市町村ごとの当該査定事業費の額を合算した額がおおむね一億円未満のものを除く。）

（イ）当該市町村の当該年度の標準税収入の50％を超える市町村（当該査定事業費の額が1,000万円未満のものを除く。）

（ロ）当該市町村の当該年度の標準税収入が50億円以下であり、かつ、当該査定事業費の額が2億5,000万円を超える市町村にあっては、当該標準税収入の20％を超える市町村

（ハ）当該市町村の当該年度の標準税収入が50億円を超え、かつ、100億円以下の市町村にあっては、当該標準税収入の20％に当該標準税収入から50億円を控除した額の60％を加えた額を超える市町村

② ①の公共施設災害復旧事業等の事業費の査定見込額からみて①に掲げる災害に明らかに該当することとなると見込まれる災害（当該災害に係る被害箇所の数がおおむね十未満のものを除く。）

（２）次のいずれかに該当する災害

① 当該市町村の区域内における当該災害に係る農地等の災害復旧事業（法第五条第一項に規定する農地、農業用施設及び林道の災害復旧事業をいう。）に要する経費の額が当該市町村に係る当該年度の農業所得推定額の 10％を超える市町村（当該経費の額が 1,000 万円未満のものを除く。）が一以上ある災害（上記に該当する市町村ごとの当該経費の額を合算した額がおおむね 5,000 万円未満である場合を除く。）

ただし、これに該当しない場合であっても、当該市町村の区域内における当該災害に係る漁業被害額が農業被害額を超え、かつ、当該市町村の区域内における当該災害に係る漁船等（漁船、漁具及び水産動植物の養殖施設をいう。）の被害額が当該市町村に係る当該年度の漁業所得推定額の 10％を超える市町村（当該漁船等の被害額が 1,000 万円未満のものを除く。）が一以上ある災害（上記に該当する市町村ごとの当該漁船等の被害額を合算した額がおおむね 5,000

万円未満である場合を除く。）

② ①の農地等の災害復旧事業に要する経費の見込額からみて①に掲げる災害に明らかに該当することとなると見込まれる災害（当該災害に係る被害箇所の数がおおむね十未満のものを除く。）

（３）当該市町村の区域内における当該災害に係る林業被害見込額（樹木に係るものに限る。以下同じ。）が当該市町村に係る当該年度の生産林業所得（木材生産部門）推定額の1.5倍を超え（当該林業被害見込額が当該年度の全国生産林業所得（木材生産部門）推定額のおおむね0.05％未満のものを除く。）、かつ、大火による災害にあっては、その災害に係る要復旧見込面積がおおむね300haを超える市町村、その他の災害にあっては、その災害に係る要復旧見込面積が当該市町村の民有林面積（人工林に係るものに限る。）のおおむね25％を超える市町村が一以上ある災害

（４）当該市町村の区域内における当該災害に係る中小企業関係被害額が当該市町村に係る当該年度の中小企業所得推定額の10％を超える市町村（当該被害額が1,000万円未満のものを除く。）が一以上ある災害。ただし、上記に該当する市町村ごとの当該被害額を合算した額がおおむね5,000万円未満である場合を除く。

なお、この指定基準は、昭和43年１月１日以後に発生した災害について適用する。

注　昭和46年10月11日改正の指定基準は、昭和46年１月１日以後に発生した災害について適用
昭和56年10月14日改正の指定基準は、昭和56年８月21日以後に発生した災害について適用
昭和58年６月11日改正の指定基準は、昭和58年４月27日以後に発生した災害について適用
平成12年３月24日改正の指定基準は、平成12年１月１日以後に発生した災害について適用
平成19年２月27日改正の指定基準は、平成18年10月６日以後に発生した災害について適用
平成19年４月19日改正の指定基準は、平成19年３月25日以後に発生した災害について適用
平成20年７月３日改正の指定基準は、平成20年６月14日以後に発生した災害について適用
平成21年３月10日改正の指定基準は、平成20年10月１日以後に発生した災害について適用
平成23年１月13日改正の指定基準は、平成22年１月１日以後に発生した災害について適用
平成28年２月９日改正の指定基準は、平成27年４月１日以後に発生した災害について適用

１４－９ 大規模災害からの復興に関する法律の概要

１．背景

東日本大震災を踏まえた法制上の課題のうち、緊急を要するものについて措置した平成24 年６月の災害対策基本法の改正法の附則及び附帯決議で、引き続き検討すべきとされた復興の枠組みについて、中央防災会議「防災対策推進検討会議」の最終報告（平成24 年７月）も踏まえ、あらかじめ法的に用意するもの。

２．法律の概要

（１）復興に関する組織等

① 復興対策本部の設置

内閣総理大臣は、大規模災害が発生した場合において、復興を推進するために特別の必要があると認めるときは、内閣府に復興対策本部を設置することができるものとすること。

② 復興基本方針の策定

政府は、当該災害からの復興のための施策に関する基本的な方針を定めるものとすること。

（２）復興計画の作成等

① 大規模災害を受けた市町村が、土地利用の再編などによる円滑かつ迅速な復興を図るため、政府の復興基本方針等に即して、復興計画を作成できるものとすること。

② 大規模災害を受けた都道府県が、復興基本方針に即して、都道府県復興方針を定めることができるものとすること。

（３）復興計画等における特別の措置

① 復興計画に関する協議会を設けて、そこでの協議等を経た復興計画を公表することで、土地利用基本計画の変更等をワンストップで処理できるものとすること。

② 復興計画に記載された復興整備事業について、許認可等を緩和する特例を設けること。

③ 復興の拠点となる市街地を整備するため一団地の復興拠点市街地形成施設に関する都市計画を設けること。

④ 大規模災害を受けた市町村等からの要請により都道府県等が都市計画の決定等を代行できるものとすること。

（４）災害復旧事業に係る工事の国等による代行

① 大規模災害による被害を受けた地方公共団体を補完するため要請に基づいて、漁港、道路、海岸保全施設、河川等の災害復旧事業について国等が代行できるものとすること。

（５）その他

① 国は、大規模災害が発生した場合、特別の必要があると認めるときは、別に法律で定めるところにより、復興のための財政上の措置等を速やかに講ずるものとすること。